

## 令和5年第5回北中城村議会臨時会会期日程表

開 会 7月12日（水曜日）

会期 1 日間

閉 会 7月12日（水曜日）

月日	曜	会議別	開議時刻	摘 要
7. 12	水	本会議	午前10時	開 会 会議録署名議員の指名 会期の決定 議案説明 質疑、委員会付託省略、討論、決定 議員全員協議会 閉 会

## 令和5年第5回北中城村議会臨時会会議録

招 集 年 月 日	令 和 5 年 7 月 1 2 日					
招 集 の 場 所	北 中 城 村 議 会 議 場					
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開 会	令和5年7月12日 午前10時00分			議 長	比 嘉 義 彦
	閉 会	令和5年7月12日 午前10時18分			議 長	比 嘉 義 彦
応（不応）招議員 及び出席並びに 欠 席 議 員	議 席 番 号	氏 名	出 席 等 別	議 席 番 号	氏 名	出 席 等 別
	1 番	川 上 龍 太	出	8 番	大 城 律 也	出
	2 番	屋 良 朝 春	出	9 番	上 間 堅 治	出
	3 番	比 嘉 悟	出	1 0 番	喜 屋 武 す ま 子	出
	4 番	比 嘉 正 志	出	1 1 番	比 嘉 義 弘	出
	5 番	平 安 山 和 美	出	1 2 番	名 幸 利 積	出
	6 番	喜 屋 武 功	出	1 3 番	山 田 晴 憲	出
	7 番	伊 集 守 吉	出	1 4 番	比 嘉 義 彦	出
会 議 録 署 名 議 員	2 番 議 員		屋 良 朝 春			
	3 番 議 員		比 嘉 悟			
職 務 の た め 議 場 に 出 席 し た 者 の 職 氏 名	事 務 局 長		比 嘉 直 也			
	議 事 係 長		仲 村 静 香			
地 方 自 治 法 第 1 2 1 条 に よ り 説 明 の た め 出 席 し た 者 の 職 氏 名	村 長	比 嘉 孝 則	教 育 長	德 村 永 盛		
	副 村 長	大 田 繁	教 育 総 務 課 長	平 田 清 徳		
	総 務 課 長	喜 納 克 彦	生 涯 学 習 課 長			
	企 画 振 興 課 長	仲 本 正 一	建 設 課 長	安 次 嶺 正 春		
	会 計 課 長	喜 屋 武 の り 子	農 林 水 産 課 長 兼 農 委 事 務 局 長	瀬 上 恒 星		
	住 民 生 活 課 長	楚 南 兼 二	健 康 保 険 課 長	玉 栄 治		
	税 務 課 長	玉 栄 幸 憲	学 校 教 育 指 導 主 事			
	上 下 水 道 課 長	伊 佐 秀 樹				
	福 祉 課 長					
議 事 日 程	別 紙 の と お り					

議事日程第1号

令和5年7月12日（水曜日）

1. 開議 午前10時

2. 付議事件及び順序

日程 番号	議案番号	事 件 名	摘 要
1		会議録署名議員の指名	
2		会期の決定	
3	議案第31号	北中城小学校擁壁改修工事請負契約について	説明、質疑、委員会付託 省略、討論、決定

○議長（比嘉義彦）

おはようございます。ただいまから令和5年第5回北中城村議会臨時会を開会します。

開 会（午前10時00分）

これから本日の会議を開きます。

開 議（午前10時00分）

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（比嘉義彦）

日程第1. 会議録署名議員の指名を行います。本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、屋良朝春議員及び比嘉悟議員を指名します。

日程第2. 会期決定の件

○議長（比嘉義彦）

日程第2. 会期決定の件を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

異議なしと認めます。会期は、本日1日間に決定しました。

日程第3. 議案第31号 北中城小学校擁壁改修工事請負契約について

○議長（比嘉義彦）

日程第3. 議案第31号 北中城小学校擁壁改修工事請負契約についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長（比嘉孝則）

では、議案第31号 北中城小学校擁壁改修工事請負契約について御説明申し上げます。

議案第31号

北中城小学校擁壁改修工事請負契約について

下記のとおり工事請負契約を締結するために、北中城村議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和47年条例第57号）第2条の規定により、議会の議決を求めます。

記

- 1 契約の目的： 北中城小学校擁壁改修工事
- 2 契約の方法： 指名競争入札
- 3 契約金額： ￥59,620,000－  
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ￥5,420,000－)
- 4 契約の相手方： 北中城村字島袋602番地1  
有限会社 向陽技建  
代表取締役 糸満 俊也

令和5年7月12日 提出

北中城村長 比嘉孝則

別添、工事請負契約書のほうを添付してご  
います。お目通しのほうをお願いしたいと思  
います。

以上でございます。

○議長（比嘉義彦）

これから質疑を行います。質疑はありませ  
んか。

大城律也議員。

○8番（大城律也議員）

お疲れさまです。ちょっと教えていただき  
たいんですけども、今回の入札の指名業者が1  
0者ございます。その中で予定価格で応札をさ  
れた企業が5者、そのうち辞退届を出した業  
者が3者、実質2者での応札というような状  
況であります。これについて入札の状況で発  
注者として何か心当たりがあればお聞きを  
したい、そのように思います。

○議長（比嘉義彦）

教育総務課長。

○教育総務課長（平田清徳）

大城律也議員の質疑にお答えします。

特に心当たりというのはないんですけども、  
最近も別の入札があったんですけども、辞  
退者が結構多くありまして、業者の皆様が  
忙しいのかなとは思っております。

価格については、県の積算要領に基づいて、  
単価も今年度の単価で入れ替えを行って  
おりますので、価格とかについては問題  
ないのかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

大城律也議員。

○8番（大城律也議員）

私が考えるとですね、まずコロナ禍で工  
事請負の制限価格の設定の範囲が原因に  
あるんじゃないかというふうに思っており  
ます。まず、物価高、各社積算をして利  
潤を追求しなければならないわけ  
です。それにそこで見合う利潤が確保  
できるのかという見方をしているわけ  
です。それと人件費の高騰等があると思  
います。

そこで私は、この入札を、どこの会社  
でも満額じゃなくて、競争をしてでき  
る環境、これは何かと言いますと、やっ  
ぱり最低制限価格、今受注した業者が  
予定価格の92%、それから2番目の  
業者が94%なんです。なかなかこれ  
でも厳しい状況だと思いますよ。受注  
しても苦しい、受注しなければなお苦  
しい、そういう業界だと思っており  
ますので、私はそこで最低制限価格、  
これを今大体9%ぐらいに設定されて  
おりますので、これを95%以内に  
収めていただければ、地元の業者も  
安定した管理、会社経営に行けるん  
じゃないかというふうに思っており  
ますので、ぜひその辺を、もし最低  
制限価格の検討ができるのであり  
ましたら、とりあえず期限限定でも  
よろしいかと思いますが、コロナが  
完全に収束するまで95%以内を  
提案したいというふうに思っており  
ます。

以上であります。

○議長（比嘉義彦）

答弁求めますか。

○8番（大城律也議員）

はい、答弁をお願いします。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

律也議員の御質疑にお答えいたします。

確かに社会経済情勢、物価等、人件費等の高騰等についてかなり業者についても大変厳しい環境かなと思います。ただ、今、92%から95%という最低制限価格の提案がございますけれども、これについてはいろんな事業等に勘案しまして、そしてもちろん社会経済情勢、人件費・物価等の高騰、そういったことも含めて、それについて95%にするかどうかについてはこれから検討したいと思います。

○議長（比嘉義彦）

大城律也議員。

○8番（大城律也議員）

期間限定でもよろしいかと思いますが、社会が安定するまで。地元の企業をどう救済していくか。そして地元の企業により多くの物件を受注してもらう。これが大きな役目だというふうに思っておりますので、ぜひそのように検討していただきたい。地方自治法第234条、最低制限価格の制度ですね、地方自治法施行令第167条の10の第2項、これをぜひ検討してもらって少しでも粗利が確保できるように、地元の企業を何とか救える方法があれば、その辺の方面からも入札、最低制限価格の検討をお願いしたいと思います。

以上であります。ありがとうございました。

○議長（比嘉義彦）

ほかに質疑はありませんか。

上間堅治議員。

○9番（上間堅治議員）

それでは私のほうから3点ぐらい質疑させていただきます。

今の大城律也議員の関連で、入札関連ですね、先ほど担当課長がほかの入札のところも辞退する会社が多いですよという話でしたけれども、この辞退するとかそういったものは入札をどういうふうにするかというのはこの会社が決めることだとは思うんですけれども、ただこの入札自体が指名競争ということだと思えますよ。

その指名する前に前もってできるかできないか確認を取りながらやれば辞退することはないんだろうかなというふうに思っていて、そうするともっといっぱい会社がこの入札に参加できるのではないのかなというふうに思っているんですけれども、その辺、なぜ辞退者が多くなるのかということと、できるだけ多くの業者をしっかりと入札に参加してもらうためにはどうしたらいいのかというのをどういうふうに考えているのかというのが1点です。

もう1点は、擁壁工事ということですがけれども、北中城村内とか地域近いところを見たら、結構擁壁を造って崩れているところが多いんですよ。島袋地域の、1回擁壁を造ったのも崩れています。仲順の擁壁もなのかな。あと近場でいうと県道、ライカムから下へ行って県道へ行ったところの比屋根あたりも、擁壁を1回造ったのに、1度崩れているんですよ。それは気象的問題なのか、また施工の問題なのかというのは分からないんですけれども、あんまり考えたくないんですけれども、もし壊れた場合に、崩れた場合にどういった契約、保証規約をしっかりとっているのかということ。

この工事がL型擁壁ということですがけれども、現場打ち出し、この擁壁の造りに対していろんな工法があると思うんですけれども、これが適正だったのか、一番この場所で適正な工法を取ってやっていたのか。その辺をお聞かせください。

○議長（比嘉義彦）

休憩します。

午前10時13分 休憩

午前10時13分 再開

○議長（比嘉義彦）

再開します。

建設課長。

○建設課長（安次嶺正春）

私のほうから、御質疑の最初の2つについて

お答えしたいと思います。

まず指名に当たって事前の確認ができないかということなんですけれども、本来競争性を担保する意味で同時にスタートをかける。要は事前に周知をしていくということ自体が本来よろしくないのではないかということで、スタートを同じ日に行っています。そのため事前の確認するということはなかなか難しい状況があるというところがございます。もし、競争性を確保するために参加業者を増やすということであれば、指名の業者数をあらかじめ多めに設定するということはあり得るのかなというふうに考えます。

もう1点目の、最近擁壁の崩れがいろいろ見えるということなんですけれども、結構これは県内全体的にもあると思うんですが、かなり老朽化してきた施設が増えてきているなということがあります。もし、新しいけど崩れているというようなお話であれば、想定していた基準、背面の土圧であるとか水圧、そのあたりが想定と違った可能性があるのかなというふうに考えますけれども、そこは個別に見ていかないと何とも、ちょっと評価がしづらい点がございます。

それと保証というところ、工事の場合、一定の期間で瑕疵担保というのがあります。その施工が悪いのか、あるいは設計段階で現地と見合わないのか、それは個別で評価していく必要があるだろうと思っております。もし、お気づきのところがありましたらお知らせいただきたいと思っております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

教育総務課長。

○教育総務課長（平田清徳）

上間堅治議員の質疑にお答えします。

今回の工事の工法が最適化というお話だったと思うんですけど、ちょっと図面のほうが見にくくなっているんですけれども、今回擁壁が3

種類ほど混ざっておりまして、いろいろ経済性とか安全性とかそこら辺を考慮して3種類のもの、擁壁を入れ込んでいる形になっております。一番は、その比較をして、その場所に合ったものを3種類入れ込んだ形になっております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は会議規則第39条第3項の規定によって省略することにしたいと思っております。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第31号 北中城小学校擁壁改修工事請負契約についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

異議なしと認めます。議案第31号 北中城小学校擁壁改修工事請負契約については原案のとおり可決されました。

お諮りします。本臨時会における議決事件の字句及び数字、その他の整理を要するものは、会議規則第45条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思っております。御異議ありませ

んか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(比嘉義彦)

異議なしと認めます。本臨時会における議決事件の字句及び数字、その他の整理を要するものは議長に委任することに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日の会議を閉じます。

これをもって、令和5年第5回北中城村議会臨時会を閉会します。お疲れさまでした。

午前10時18分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

北中城村議会

議 長 比 嘉 義 彦

署名議員 屋 良 朝 春

署名議員 比 嘉 悟



## 令和5年第6回北中城村議会定例会会期日程表

開 会     9月 8日（金曜日）     会期 19 日間  
 閉 会     9月26日（火曜日）

月日	曜	会議別	開議時刻	摘 要
9. 8	金	本会議	午前10時	開 会 会議録署名議員の指名 会期の決定 行政報告 議案説明 議員全員協議会
9. 9	土	休 会		各自議案研究
9. 10	日	休 会		各自議案研究
9. 11	月	本会議 委員会	午前10時	質疑、委員会付託省略、討論、決定（条例、補正予算等） 質疑、委員会付託（決算認定等）、委員会審査（付託案件）
9. 12	火	委員会	午前10時	委員会審査（決算審議抜き出し・各課通知）
9. 13	水	本会議	午前10時	一般質問
9. 14	木	本会議	午前10時	一般質問
9. 15	金	本会議 委員会	午前10時	一般質問 委員会審査（各課聞き取り）
9. 16	土	休 会		各自研究
9. 17	日	休 会		各自研究
9. 18	月	休 会		各自研究 <span style="float: right;">（敬老の日）</span>
9. 19	火	委員会	午前10時	委員会審査（各課聞き取り）
9. 20	水	委員会	午前10時	委員会審査（各課聞き取り）
9. 21	木	委員会	午前10時	委員会審査（委員長報告まとめ）
9. 22	金	委員会	午前10時	委員会審査（委員長報告まとめ）
9. 23	土	休 会		各自研究 <span style="float: right;">（秋分の日）</span>
9. 24	日	休 会		各自研究
9. 25	月	委員会	午前10時	委員会審査、議員全員協議会
9. 26	火	本会議	午前10時	委員長報告、質疑、討論、決定（決算認定、陳情、決議等） 閉会中の継続審査及び調査の申し出 閉 会

## 令和5年第6回北中城村議会定例会会議録

招 集 年 月 日	令 和 5 年 9 月 8 日					
招 集 の 場 所	北 中 城 村 議 会 議 場					
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開 会	令和5年9月8日 午前10時00分			議 長	比 嘉 義 彦
	散 会	令和5年9月8日 午後0時17分			議 長	比 嘉 義 彦
応（不応）招議員 及び出席並びに 欠 席 議 員	議 席 番 号	氏 名	出 席 等 別	議 席 番 号	氏 名	出 席 等 別
	1 番	川 上 龍 太	出	8 番	大 城 律 也	出
	2 番	屋 良 朝 春	出	9 番	上 間 堅 治	出
	3 番	比 嘉 悟	出	10 番	喜屋武 すま子	出
	4 番	比 嘉 正 志	出	11 番	比 嘉 義 弘	出
	5 番	平安山 和 美	出	12 番	名 幸 利 積	出
	6 番	喜屋武 功	出	13 番	山 田 晴 憲	出
	7 番	伊 集 守 吉	出	14 番	比 嘉 義 彦	出
会 議 録 署 名 議 員	4 番 議 員		比 嘉 正 志			
	5 番 議 員		平安山 和 美			
職 務 の た め 議 場 に 出 席 し た 者 の 職 氏 名	事 務 局 長		比 嘉 直 也			
	議 事 係 長		仲 村 静 香			
地 方 自 治 法 第 121 条 に よ り 説 明 の た め 出 席 し た 者 の 職 氏 名	村 長	比 嘉 孝 則	教 育 長	德 村 永 盛		
	副 村 長	大 田 繁	教 育 総 務 課 長	平 田 清 徳		
	総 務 課 長	喜 納 克 彦	生 涯 学 習 課 長	比 嘉 利 彦		
	企 画 振 興 課 長	仲 本 正 一	建 設 課 長	安 次 嶺 正 春		
	会 計 課 長	喜 屋 武 の り 子	農 林 水 産 課 長 兼 農 委 事 務 局 長	瀬 上 恒 星		
	住 民 生 活 課 長	楚 南 兼 二	健 康 保 険 課 長	玉 栄 治		
	税 務 課 長	玉 栄 幸 憲	学 校 教 育 指 導 主 事			
	上 下 水 道 課 長	伊 佐 秀 樹				
	福 祉 課 長					
議 事 日 程	別 紙 の と お り					

議事日程第1号

令和5年9月8日（金曜日）

1. 開議 午前10時

2. 付議事件及び順序

日程 番号	議案番号	事 件 名	摘 要
1		会議録署名議員の指名	
2		会期の決定	
3		行政報告	
4	議案第32号	北中城村印鑑条例の一部を改正する条例について	説 明
5	議案第33号	北中城村固定資産税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例について	〃
6	議案第34号	令和5年度北中城村一般会計補正予算（第4号）について	〃
7	議案第35号	令和5年度北中城村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について	〃
8	議案第36号	令和5年度北中城村水道事業会計補正予算（第2号）について	〃
9	議案第37号	令和5年度北中城村下水道事業会計補正予算（第2号）について	〃
10	認定第1号	令和4年度北中城村一般会計歳入歳出決算の認定について	〃
11	認定第2号	令和4年度北中城村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	〃
12	認定第3号	令和4年度北中城村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	〃
13	認定第4号	令和4年度北中城村水道事業会計決算の認定について	〃
14	認定第5号	令和4年度北中城村下水道事業会計決算の認定について	〃
15	議案第38号	令和4年度北中城村水道事業剰余金処分について	〃
16	議案第39号	令和4年度北中城村下水道事業剰余金処分について	〃
17	同意第5号	北中城村農業委員会委員の任命について	即 決
18	同意第6号	北中城村農業委員会委員の任命について	〃
19	同意第7号	北中城村農業委員会委員の任命について	〃

日程 番号	議案番号	事 件 名	摘 要
20	同意第 8 号	北中城村農業委員会委員の任命について	即 決
21	同意第 9 号	北中城村農業委員会委員の任命について	〃
22	同意第 10 号	北中城村農業委員会委員の任命について	〃
23	報告第 3 号	令和 4 年度決算に基づく北中城村健全化判断比率の報告について	報 告
24	報告第 4 号	令和 4 年度決算に基づく北中城村水道事業会計の資金不足比率の報告について	〃
25	報告第 5 号	令和 4 年度決算に基づく北中城村下水道事業会計の資金不足比率の報告について	〃
26	報告第 6 号	令和 4 年度沖縄県町村土地開発公社事業報告及び決算報告書について	〃

## ○議長（比嘉義彦）

おはようございます。ただいまから令和5年第6回北中城村議会定例会を開会します。

開 会（午前10時00分）

これから本日の会議を開きます。

開 議（午前10時00分）

日程に入るに先立ち、会務の報告を行います。令和5年6月から8月までの会務を報告します。

6月5日、中部広域市町村圏事務組合議会議案説明会及び臨時議会が開催され出席をしました。

同日、北中城村交通安全推進協議会総会が開催され出席をしました。

6月6日、第4回6月定例議会の議会運営委員会を開催しました。

同日、中城北中城消防組合臨時議会が開催され出席しました。

6月7日、一般社団法人北中城村シルバー人材センター定時総会が開催され出席し、挨拶を述べました。

6月9日から20日まで、第4回6月定例議会を開催しました。

6月15日、一般社団法人北中城村観光協会定時総会が開催され、出席をしました。

18日、第39回ふれあいクリーンアップ大作戦がしおさい公苑で開催され、多くの議員の皆さんとともに参加をしました。

23日、沖縄戦全戦没者追悼式が糸満市摩文仁で開催され多数の議員とともに参加をしました。

6月30日、沖縄県緑化推進委員会北中城村支部定期総会が開催され出席をしました。

7月3日、北中城村商工会の「地元産品奨励及び地元企業優先使用」の要請受入れを行いました。

同日、北中城村育英会理事会が開催され出席をしました。

7月4日、農を活かした健康・福祉の里づく

り推進事業第一段階予定地安全祈願地鎮祭が宇荻道地域で開催され出席をしました。

7月5日、社会を明るくする運動総理大臣メッセージ伝達式が開催され出席しました。

7月6日、県町村議会議長会定例役員会が開催され出席しました。

同日、令和5年度北中城村青少年育成村民大会が開催され出席し、挨拶を述べました。

7月7日、第5回7月臨時議会の議会運営委員会を開催しました。

7月10日、県産品優先使用要請訪問団の受入れを村長部局とともに行いました。

12日、第5回7月臨時議会を開催しました。

同日、北中城村観光協会令和5年度事業説明会が開催され出席をしました。

13日から14日の間、中部地区町村議会議長会県内視察研修会が与那国町で、「国民保護訓練（弾道ミサイルを想定した住民避難訓練）」をテーマに開催され参加をしました。沖縄県で初めて避難実施要領を作成したのが与那国町であります。

7月20日、「県町村議会議長会提出の正副議長及び議員の活動例報告」についての議会運営委員会を開催しました。

22日、第27回しまくとぅば語やびら大会が開催され出席をしました。私の記憶するところでは、今年之最優秀賞、村長賞は小学生が勝ち取っております。

26日、中城北中城消防組合消防庁舎建設事業安全祈願祭が開催され出席をしました。新しい庁舎は令和8年2月に完成する予定であります。

27日、中城北中城消防組合臨時議会が開催され出席しました。

28日、2023年度おきなわマラソン実行委員会総会が開催され出席しました。

同日、第29回防衛セミナーが那覇市で開催され出席をしました。

8月7日、葛巻町青少年姉妹町村訪問研修団

歓迎会が開催され多数の議員とともに出席し、挨拶を述べました。台風で心配されておりましたが、無事本村へお越しいただき、また研修が無事終わったことを喜んでおります。

8月9日、県商工会連合会設立50周年記念事業「地域経済活性化サミット」が宜野湾市で開催され出席をしました。

16日から18日の間、中部広域及び最上広域理事・議員合同研修会が開催され中部広域市町村の各首長、議会議長とともに参加をしました。

18日、宜野座村議会議員行政視察研修受入れを行い、副議長が挨拶を述べ対応しております。

22日、議会活性化調査特別委員会が開催され出席しました。

8月31日、北中城村都市計画審議会が開催され出席をしました。

以上をもって会務の報告を終わります。

次に諸般の報告として、9月5日に議会運営委員会を開きましたので報告します。

また、令和5年6月定例会以降に受理しました請願・陳情は、配付しました請願・陳情処理一覧表のとおりとなっておりますので御承知おきください。

また、村監査委員より、地方自治法第235条の2第3項の規定により、令和5年6月から令和5年8月までの例月現金出納検査報告書が提出され、お配りしておりますので御参照ください。

### 日程第1. 会議録署名議員の指名

#### ○議長（比嘉義彦）

日程第1. 会議録署名議員の指名を行います。  
本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、比嘉正志議員及び平安山和美議員を指名します。

### 日程第2. 会期決定の件

#### ○議長（比嘉義彦）

日程第2. 会期決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から9月26日火曜日までの19日間にしたいと思いません。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

#### ○議長（比嘉義彦）

異議なしと認めます。会期は、本日から9月26日までの19日間に決定しました。

### 日程第3. 行政報告

#### ○議長（比嘉義彦）

日程第3. 行政報告を行います。

村長から行政報告の申出がありますので、これを許可します。

村長。

#### ○村長（比嘉孝則）

では、私のほうから6月から8月までの行政報告をいたします。

5月31日から6月2日まで、東京要請行動を中部市町村会で行いました。防衛省、内閣府、国土交通省と要請をいたしまして、私の持ち分といたしまして、防衛省での要請をいたしました。

6月5日、北中城村交通安全推進協議会総会が中央公民館で行われ挨拶を述べました。

6月6日、伊集守吉氏の叙勲「旭日単光章」伝達式を村長室で行いました。

6月7日、村シルバー人材センターの総会が開催され、挨拶を述べました。

6月8日、平和の礎読み上げ事業といたしまして、北中城村役場のほうで多くの職員、村民の方々が参加いたしまして、読み上げをいたしました。

6月9日、ロックの日防犯フェアということで、イオンモール沖縄ライカムのほうで行われ、挨拶を述べました。

6月10日、沖縄ハワイ協会総会が那覇市のほうでありまして、挨拶を述べました。

6月15日、北中城村観光協会定時総会が行われまして、挨拶を述べました。

6月16日、沖縄県軍用地等地主会連合会創立70周年記念式典が沖縄市のほうで行われ、参加をいたしました。

6月18日、ふれあいクリーンアップ大作戦がしおさい公苑のほうで行われ、挨拶を述べました。

6月19日、沖縄県地域振興協会定期総会が行われ、出席をいたしました。

6月23日、令和5年沖縄全戦没者追悼式が平和祈念公園で行われ、出席をいたしました。

6月29日、沖縄地区防犯協会表彰式が沖縄市のほうで行われ、出席をし激励をしております。

6月30日、北中城村緑化推進委員会定期総会が役場のほうで行われまして、挨拶を述べました。

7月3日、北中城村商工会による地元産品奨励及び地元企業優先使用に関する要請を受けました。

7月4日、島袋小学校ジョブシャドウイング出発式を島袋小学校のほうで行われ、出席をし挨拶をいたしました。

同じく7月4日、農を活かした健康・福祉の里づくり推進事業地鎮祭が行われ、挨拶を述べました。

7月5日、社会を明るくする運動メッセージ伝達式が村長室で行われ、メッセージを受けました。

同じく7月5日、北中城村商工会商業部会との意見交換会を商工会のほうで行い、出席をいたしました。

7月6日、青少年育成村民大会が中央公民館のほうで行われ、挨拶を述べました。

7月10日、県産品奨励月間実行委員会による県産品優先使用に関する要請を役場のほうで受

けました。

7月11日、夏の交通安全県民運動出発式が北谷町で行われ、出席をいたしました。

7月12日、沖縄県町村会定期総会が沖縄県市町村自治会館のほうで行われ、出席をいたしました。

7月21日、共同のまちづくり住民説明会、北中城村総合社会福祉センターで行いました。

7月22日、第27回しまくとぅば語やびら大会が中央公民館のほうで行われ、出席をし挨拶を述べました。

7月26日、中城北中城消防組合消防庁舎建設安全祈願祭が行われ参加をいたしました。

7月27日、福島県玉川村中学生訪問団交流研修会を社会福祉センターのほうで行い、出席し挨拶を述べました。

7月28日、おきなわマラソン実行委員会総会が中央公民館で行われ、出席をいたしました。

8月7日、葛巻町青少年姉妹町村訪問団歓迎夕食会を役場のほうで行い、挨拶を述べました。

8月13日、E S Lキャンプ開校式に出席いたしました。名護市の青年の家をほうで行われ、出席をし激励の挨拶をいたしました。

8月16日、中部広域・最上広域合同研修ということで、山形県最上広域圏のほうに出張し、参加をいたしました。

8月23日、北中城村商工会建設部との意見交換会を行いました。

8月24日、地域医療支援病院委員会ということで中部徳洲会病院のほうで行われ、出席をいたしました。

8月31日、北中城村都市計画審議会が開催され、挨拶を述べました。

以上でございます。

#### ○議長（比嘉義彦）

以上で村長の行政報告を終わります。

日程第 4. 議案第 3 2 号 北中城村印鑑条例の一部を改正する条例について

日程第 5. 議案第 3 3 号 北中城村固定資産税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 6. 議案第 3 4 号 令和 5 年度北中城村一般会計補正予算（第 4 号）について

日程第 7. 議案第 3 5 号 令和 5 年度北中城村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について

日程第 8. 議案第 3 6 号 令和 5 年度北中城村水道事業会計補正予算（第 2 号）について

日程第 9. 議案第 3 7 号 令和 5 年度北中城村下水道事業会計補正予算（第 2 号）について

日程第 1 0. 認定第 1 号 令和 4 年度北中城村一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第 1 1. 認定第 2 号 令和 4 年度北中城村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 1 2. 認定第 3 号 令和 4 年度北中城村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 1 3. 認定第 4 号 令和 4 年度北中城村水道事業会計決算の認定について

日程第 1 4. 認定第 5 号 令和 4 年度北中城村下水道事業会計決算の認定について

日程第 1 5. 議案第 3 8 号 令和 4 年度北中城村水道事業剰余金処分について

日程第 1 6. 議案第 3 9 号 令和 4 年度北中城村下水道事業剰余金処分について

○議長（比嘉義彦）

日程第 4. 議案第 32 号 北中城村印鑑条例の一部を改正する条例についてから日程第 16. 議案第 39 号 令和 4 年度北中城村下水道事業剰余金処分についてまでの 13 件を一括議題とします。本案について村長の説明を求めます。村長。

○村長（比嘉孝則）

では、議案第 32 号 北中城村印鑑条例の一部を改正する条例について御提案申し上げます。

議案第 3 2 号

北中城村印鑑条例の一部を改正する条例について

北中城村印鑑条例（昭和 5 0 年北中城村条例第 1 4 号）の一部を改正したいので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項の規定により、議会の議決を求める。



令和 5 年 9 月 8 日 提出  
北中城村長 比 嘉 孝 則

提案理由

電子署名等に関する地方公共団体システム機構の認証業務に関する法律（平成 14 年法律第 153 号）の改正法が施行されたことに伴い、従来のマイナンバーカードに加え、スマートフォンに搭載された移動端末設備用利用者証明用電子証明書でも、コンビニエンスストア等に設置されている端末機から印鑑登録証明書を取得することができるようになったため、条例の一部を改正する必要がある。

北中城村印鑑条例の一部を改正する条例

北中城村印鑑条例（昭和 50 年条例第 14 号）の一部を次のように改正する。

改正条例	現行条例
<p>（多機能端末機による印鑑登録証明書の交付） 第14条 前条第2項の規定にかかわらず、印鑑の登録を受けている者は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号。以下「<u>公的個人認証法</u>」という。）第22条第7項の規定による<u>個人番号カード用利用者証明用電子証明書</u>の記録がされたものに限る。）<u>又は公的個人認証法第16条の2に規定する移動端末設備（同法第35条の2第7項の規定による移動端末設備用利用者証明用電子証明書の記録されたものに限る。）</u>を用いて、多機能端末機（本村の電子計算機と電気通信回線で接続された端末機で当該端末機の操作により印鑑登録証明書等を発行する機能を有するものをいう。）に当該<u>個人番号カード用利用者証明用電子証明書又は当該移動端末設備用利用者証明用電子証明書</u>に係る暗証番号（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構</p>	<p>（多機能端末機による印鑑登録証明書の交付） 第14条 前条第2項の規定にかかわらず、印鑑の登録を受けている者は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号_____）第22条第7項の規定による_____利用者証明用電子証明書の記録がされたものに限る。）_____を用いて、多機能端末機（本村の電子計算機と電気通信回線で接続された端末機で当該端末機の操作により印鑑登録証明書等を発行する機能を有するものをいう。）に当該_____利用者証明用電子証明書_____に係る暗証番号（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構</p>

の認証業務に関する法律施行規則（平成15年総務省令第120号）第42条第2項の規定により設定された暗証番号をいう。）を自ら入力して印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。

第15条 省 略

第16条 省 略

（印鑑登録証明の不受理）

第17条 村長は、次の各号に該当する場合には、印鑑登録の証明をすることができない。

（1）～（3） 省略

（4） 第14条の場合において、暗証番号が正しく入力されなかったとき。

（5） 第14条の場合において、個人番号カード用利用者証明用電子証明書又は移動端末設備用利用者証明用電子証明書の効力が失われているとき。

（6） その他村長が不相当と認めたとき。

の認証業務に関する法律施行規則（平成15年総務省令第120号）第42条第2項の規定により設定された暗証番号をいう。）を自ら入力して印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。

第15条 省 略

第16条 省 略

（印鑑登録証明の不受理）

第17条 村長は、次の各号に該当する場合には、印鑑登録の証明をすることができない。

（1）～（3） 省略

新 規

新 規

（4） その他村長が不相当と認めたとき。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

以上でございます。

続きまして、議案第33号 北中城村固定資産

税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

議案第33号

北中城村固定資産税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例について

北中城村固定資産税の課税免除等の特例に関する条例（平成24年北中城村条例第8号）の一部を改正したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和5年9月8日 提出

北中城村長 比嘉孝則

提案理由

地域経済索引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第26条の地方公共団体等を定める省令の一部が改正されたため、北中城村固定資産税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する必要がある。

北中城村固定資産税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例

北中城村固定資産税の課税免除等の特例に関する条例（平成24年北中城村条例第8号）の一部を次のように改正する。

改正条例	現行条例
<p>(促進区域における課税免除)</p> <p>第6条 村長は、促進区域内において、地域未来投資促進法第4条第6項の規定による地域経済牽引事業の促進に関する基本的な計画の同意の日（当該同意の日が令和7年3月31日以前である<u>もの</u>に限る。以下この条において「同意日」という。）から<u>令和7年3月31日までに</u>促進区域対象施設を設置した青色申告者等である承認地域経済牽引事業者（地域未来投資促進法第13条第4項又は第7項の規定による承認を受けた者をいう。以下この条において「牽引事業者」という。）について、当該対象施設の用に供する家屋若しくは構築物又はこれらの敷地である土地（牽引事業者が同意日以後において取得したものに限り、かつ、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地として、この条における家屋又は構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。）に対して課する固定資産税は、新たに課されることとなった年度以後3年度分について、課税を免除する。</p>	<p>(促進区域における課税免除)</p> <p>第6条 村長は、促進区域内において、地域未来投資促進法第4条第6項の規定による地域経済牽引事業の促進に関する基本的な計画の同意の日（当該同意の日が令和5年3月31日以前である<u>者</u>に限る。以下この条において「同意日」という。）から<u>令和5年3月31日に</u> <u>促進区域</u>対象施設を設置した青色申告者等である承認地域経済牽引事業者（地域未来投資促進法第13条第4項又は第7項の規定による承認を受けた者をいう。以下この条において「牽引事業者」という。）について、当該対象施設の用に供する家屋若しくは構築物又はこれらの敷地である土地（牽引事業者が同意日以後において取得したものに限り、かつ、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地として、この条における家屋又は構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。）に対して課する固定資産税は、新たに課されることとなった年度以後3年度分について、課税を免除する。</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の北中城村固定資産税の課税免除等の特例に関する条例の規定は、令和5年4月1日から適用する。

続きまして、議案第34号 令和5年度北中城村一般会計補正予算（第4号）について御説明申し上げます。

議案第34号

令和5年度北中城村一般会計補正予算（第4号）について

令和5年度北中城村の一般会計補正予算（第4号）を別紙のとおり提出し、議会の議決を求めます。

令和5年9月8日 提出  
北中城村長 比嘉孝則

令和5年度北中城村一般会計補正予算（第4号）

令和5年度北中城村の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ624,242千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,437,622千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
12 地方特例交付金		14,000	2,076	16,076
	1 地方特例交付金	14,000	2,076	16,076
13 地方交付税		1,411,000	154,273	1,565,273
	1 地方交付税	1,411,000	154,273	1,565,273

## 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
16 使用料及び手数料		59,934	666	60,600
	2 手数料	30,534	666	31,200
17 国庫支出金		1,652,548	67,538	1,720,086
	2 国庫補助金	431,361	44,757	476,118
	3 委託金	172,481	22,781	195,262
18 県支出金		989,206	12,568	1,001,774
	2 県補助金	478,581	12,104	490,685
	3 委託金	37,269	464	37,733
19 財産収入		50,496	7	50,503
	1 財産運用収入	50,494	7	50,501
21 繰入金		629,141	6,200	635,341
	1 特別会計繰入金	1	1,340	1,341
	2 基金繰入金	629,140	4,860	634,000
22 繰越金		20,000	390,636	410,636
	1 繰越金	20,000	390,636	410,636
23 諸収入		87,508	5,117	92,625
	3 雑収入	85,907	5,117	91,024
24 村債		142,400	△14,839	127,561
	1 村債	142,400	△14,839	127,561
歳入合計		8,813,380	624,242	9,437,622

## 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議会費		97,396	1,180	98,576
	1 議会費	97,396	1,180	98,576
2 総務費		1,504,463	367,322	1,871,785
	1 総務管理費	1,335,977	362,485	1,698,462
	2 徴税費	107,622	4,117	111,739
	3 戸籍住民基本台帳費	55,952	720	56,672
3 民生費		3,367,809	86,778	3,454,587
	1 社会福祉費	1,643,279	11,025	1,654,304
	2 児童福祉費	1,724,530	75,753	1,800,283
4 衛生費		975,736	77,914	1,053,650
	1 保健衛生費	624,683	56,614	681,297
	2 清掃費	351,053	300	351,353

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	3 上水道費	0	21,000	21,000
5 農林水産業費		146,447	8,531	154,978
	1 農業費	139,276	8,531	147,807
6 商工費		178,959	799	179,758
	1 商工費	178,959	799	179,758
7 土木費		534,160	2,965	537,125
	2 道路橋梁費	202,712	2,269	204,981
	3 都市計画費	281,124	696	281,820
9 教育費		1,275,178	62,898	1,338,076
	1 教育総務費	92,368	38	92,406
	2 小学校費	394,340	9,071	403,411
	3 中学校費	89,132	2,743	91,875
	4 幼稚園費	64,183	664	64,847
	5 社会教育費	404,684	33,335	438,019
	6 保健体育費	230,471	17,047	247,518
13 予備費		20,311	15,855	36,166
	1 予備費	20,311	15,855	36,166
歳出合計		8,813,380	624,242	9,437,622

第2表 地方債補正

1 変更

(単位：千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
学校教育施設等整備事業債（島袋小学校トイレ改修工事）	3,000	(借入方法) 証書借入又は地方証券発行による。	5%以内（ただし、利率見直し方式で借入れる財政融資資金及び地方公共団体金融機構資金	30年以内の償還、その他借入先の融資条件による。ただし、村財政の都合により繰上償還または低利債に借換えすることができ。	2,900	変更なし	変更なし	変更なし
臨時財政対策債	63,000	(借入先) 財政融資資金、地方公共団体金融機構資金、その他	体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率)		48,261			
計	66,000				51,161			

この一般会計の詳細につきましては、副村長のほうから御説明申し上げます。

○議長（比嘉義彦）

副村長。

○副村長（大田 繁）

それでは、私から令和5年度北中城村一般会計補正予算（第4号）について御説明申し上げます。

まず、7ページをお願いいたします。

これは歳入の部でございますけれども、7ページでございます。

12款1項1目地方特例交付金207万6,000円の補正増及び13款1項1目地方交付税、1億5,427万3,000円の補正増につきましては、これは交付決定によるものです。普通交付税の増につきましては、主に臨時財政対策債の発行抑制による減が影響いたしまして、基準財政需要額が増となったことが主な要因となります。

続きまして、8ページをお願いします。

17款国庫支出金、2項国庫補助金、29目地方創生交付金、2節地方創生臨時交付金（新型コロナウイルス感染症対応）の4,391万2,000円の増につきましては、重点交付金といたしまして追加交付された補正であります。主な事業については歳出のほうで御説明いたします。

続きまして同じページ、17款国庫支出金、3項委託金、5目教育費委託金2,278万1,000円の増につきましては、防衛省より追加交付されました基地内埋蔵文化財発掘調査等委託金となります。

同じページ、18款県支出金、2項県補助金、2目民生費県補助金、4節児童福祉費県補助金1,190万6,000円の増のうち、物価高騰の影響による食材等の負担軽減を図る目的として食材料費負担軽減事業県補助金129万3,000円と、それから新たに県補助金といたしまして認可保育所保育提供体制強化事業補助金528万7,000円を計上してございます。

9ページをお願いいたします。

21款繰入金、2項基金繰入金、5目ふるさと応援基金繰入金1,386万円につきましては、ふるさと納税としていただいた寄附金を対象事業に充当するための繰入金となっております。今回充当する主な事業としましては、台風6号による被害の遭った道路・公園・学校施設等の修繕費について、寄附目的別の「村長に一任する」としていただいた、ふるさと応援基金から特別に充当しております。なお、早急に修繕が必要になった各施設の修繕費につきましては、予備費から充用し対応しているところであります。この予備費で対応した分の財源についても、ふるさと応援基金より繰入れをして財源組替えをする予定でございます。

続きまして10ページをお願いいたします。

22款1項1目繰越金3億9,063万6,000円の補正につきましては、令和4年度決算に伴う繰越金の補正でございます。

続きまして、24款村債、1項村債、1目総務債、2節臨時財政対策債1,473万9,000円の減につきましては、発行可能額確定に伴う減額補正でございます。

続きまして、歳出につきまして主な補正について御説明申し上げます。

11ページをお願いいたします。

1款1項1目議会費、8節旅費118万円の増につきましては、議会常任委員会の所管事務調査に係る費用弁償及び職員の特別旅費となっております。

13ページをお願いいたします。

2款総務費、1項総務管理費、12目交通安全対策費169万4,000円及び次の13目街灯設置費159万9,000円、それぞれの増につきましては、台風6号により破損したカーブミラーや街灯の修繕費となります。財源としましては、ふるさと応援基金から充当しております。

続きまして、16目財政調整基金費1億9,531

万9,000円の増につきましては、地方財政法に基づき、令和4年度決算剰余金の2分の1を積み立てるものであります。積立現在高は5億4,326万1,000円となっております。

次に24目公共施設整備基金費1億円の増につきましては、沖縄県町村土地開発公社北中城支社が保有するアワセゴルフ場跡地健康・スポーツ交流施設用地の取得費用として積み立てるものであります。積立現在高は3億884万6,000円、目標積立額は5億5,000万円、残り約2億5,000万円となっております。

37目一般廃棄物処理施設建設等基金費3,970万円の増につきましては、浦添市に建設する一般廃棄物処理施設建設費及び青葉苑解体費に係る基金積立で、令和5年度当初予算積立額2,800万円と合わせまして6,770万円となっております。積立現在高は2億7,470万円、目標積立額は6億4,200万円、残り3億6,730万円を令和11年度までに積み立てる計画となっております。

16ページをお願いいたします。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、18節負担金、補助及び交付金75万円の増につきましては、障がい者等非常用電源装置等購入補助金となっております。この補助金は、人工呼吸器装用者の停電時における安全確保のため、人工呼吸器等の予備電源としてのバッテリー等購入に係る経費を補助するものでございます。詳細については、現在調整をしておりますが、予算額として15万円の5名分を計上しております。また、財源については、ふるさと応援基金から充当しております。

同じページ、8目障害者自立支援諸費、22節償還金、利子及び割引料521万1,000円の補正につきましては、令和4年度の障害福祉サービス費確定に伴う国・県への償還金となっております。

続きまして、17ページをお願いいたします。

3款民生費、2項児童福祉費、1目児童福祉

総務費、19節扶助費3,100万円の増につきましては、子育てサポート給付金事業となっております。これは地方創生臨時交付金（重点交付金）を活用した事業で、15歳以下の子供1人当たり1万円を、扶養者に給付するものであります。

次に22節償還金、利子及び割引料1,200万9,000円の増につきましては、子ども・子育て支援事業補助金、保育対策総合支援事業費補助金、セーフティネット強化事業補助金、それぞれの令和4年度事業費確定に伴う国庫支出金の償還金となっております。

2目保育所費、18節負担金、補助及び交付金1,456万9,000円の内訳といたしまして、保育対策総合支援事業補助金383万円、認可外保育施設の改修費及び移転費の一部を補助する指導監督基準達成・継続支援事業補助金に285万円を計上してございます。

続きまして、18ページをお願いいたします。

歳入のほうでも説明申し上げましたけれども、認可保育所保育提供体制強化事業補助金に587万6,000円、食材費負担軽減事業補助金といたしまして201万3,000円を計上してあります。今年度から実施をします認可保育所保育提供体制強化事業補助金につきましては、待機児童の発生を防ぐため、認可保育所の保育士等の加配を支援するものでございます。

続きまして、19ページをお願いいたします。

4款衛生費、1項保健衛生費、10目新型コロナウイルス感染症対策費（ワクチン接種関連）5,534万円の増につきましては、令和4年度事業費確定に伴う国庫支出金の償還金となっております。

続きまして、20ページをお願いいたします。

4款衛生費、2項清掃費、1目清掃総務費、18節負担金、補助及び交付金30万円の増につきましては、地方創生臨時交付金（重点交付金）を活用したごみ収集業務支援金となっております。燃料費等の価格高騰の影響を受けている、



ごみ収集委託業者3社に対しまして、一律10万円を支援するものであります。

続きまして、21ページをお願いいたします。

4款衛生費、3項上水道費、1目上水道施設費、27節繰出金2,100万円につきましては、昨年度も実施しましたが、地方創生臨時交付金（重点交付金）を活用しまして、水道料金減免支援のための繰出金となっております。全世帯及び事業者を対象といたしまして、3か月分の水道基本料金を減免するものであります。

続きまして、22ページをお願いいたします。

5款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費、10節需用費423万4,000円の増につきましては、台風6号の影響で破損した漁業組合事務所横の貯蔵施設を修繕するものでございます。財源については、ふるさと応援基金から充当しております。

次に17節備品購入費275万円の増につきましては、村さとうきび生産振興対策協議会で使用しているトラクター等の農業機材を格納するための倉庫を購入するものであります。

23ページをお願いいたします。

6款商工費、1項商工費、2目商工業振興費、10節需用費79万9,000円の増につきましては、村商工会の貯水タンク及び水道管の経年劣化による腐食があることから、その施設修繕費を計上してあります。

続きまして、24ページをお願いいたします。

7款土木費、2項道路橋梁費、1目道路維持費、10節需用費198万3,000円の増につきましては、台風6号の被害を受けた主要村道の修繕費と、熱田地滑り地区の水路修繕費となっております。台風6号の被害分については、ふるさと応援基金から充当しております。

続きまして、25ページをお願いいたします。

7款土木費、3項都市計画費、3目公園費、10節需用費69万9,000円の増につきましては、島袋あおい公園のフェンス修繕費となっております。

これも財源といたしまして、ふるさと応援基金から充当しております。なお、台風被害の大きかった、しおさい公苑、若松公園、みどり公園、渡口多目的公園の修繕につきましては、既に予備費から充用して修繕を実施しているところでもあります。

次にちょっとページを飛びまして、32ページをお願いいたします。

13款1項1目予備費1,585万5,000円の増につきましては、今回の台風6号被害の修繕等に既に約1,000万円の充用を行っていることから、今後の台風等の対応に備えて予備費を増額してあります。

26ページから31ページの9款教育費につきましては、教育委員会のほうから説明を申し上げます。

私からは以上でございます。

#### ○議長（比嘉義彦）

教育長。

#### ○教育長（徳村永盛）

では、私のほうからは教育委員会の歳入歳出につきましては、事項別明細書で主な補正について御説明申し上げます。

歳入についてでございますが、8ページをお願いいたします。

17款国庫支出金、3項委託金、5目教育費委託金、1節教育委託金2,278万1,000円及び、次のページの18款県支出金、3項委託金、5目教育費委託金、1節教育委託金46万4,000円につきましては、歳出と関連いたしますので歳出側のほうで御説明させていただきます。

また戻りまして、8ページをお願いいたします。

18款県支出金、2項県補助金、5目教育費県補助金、13節教育振興費県補助金19万8,000円については、幼稚園へ情報端末を整備する補助金となっております。

次に歳出について御説明を申し上げます。

13ページをお願いいたします。

2款総務費、1項総務管理費、15目文化振興費、18節負担金、補助及び交付金100万円につきましては、北中城村伝統芸能活動補助金の追加募集に係るもので、現在2団体の要望がございます。1団体当たり50万円の2団体分を計上しております。また、これに伴い伝統芸能振興基金申請審査委員会を開催いたしますので、1節の報酬と8節の旅費も併せて計上してまいります。

続きまして、27ページをお願いいたします。

9款教育費、2項小学校費、1目学校管理費、10節需用費、北中城小学校運動場整地費154万円は、台風などにより北中城小学校運動場の土砂が飛ばされたことによる運動場の整備費となっております。

同じく12節委託料679万6,000円の内訳としましては、北中城小学校内のインターネット回線更新に伴う委託料169万4,000円、島袋小学校浄化槽老朽化による移設設計費92万3,000円、島袋小学校内のインターネット回線更新に伴う委託料94万5,000円、訪問看護委託料323万4,000円につきましては、小学校で医療的ケアが必要な児童に対し、医療的ケアを実施するため、学校へ看護師などを配置する委託費となっております。

次に28ページをお願いいたします。

9款教育費、3項中学校費、1目学校管理費、10節需用費272万7,000円の内訳につきましては、施設修繕費39万5,000円ではありますが、その修繕については台風6号による体育館のドア修繕費となっております。同じく中学校の運動場フェンス修繕費として233万2,000円を計上しております。

29ページをお願いいたします。

9款教育費、4項幼稚園費、1目幼稚園費、10節施設修繕費22万円は、非常時緊急通報を整備するものとしている予算でございます。17節

備品購入費42万円につきましては、情報端末を4台購入する費用となっております。

30ページをお願いいたします。

9款教育費、5項社会教育費、1目社会教育総務費、12節委託料761万2,000円につきましては、多目的施設の建設に当たって民間活力導入の検討を行う委託費として計上してまいります。

同じく2目公民館費、10節需用費116万2,000円につきましては、主に中央公民館の防火シャッターなどの防火設備の修繕に係るもので、消防用設備等点検により改善の必要があることが指摘されたことから計上しております。

同じく11節役務費78万3,000円につきましては、中央公民館において過去に変電装置を更新した際に古い変圧器が処分されずに残されており、電気設備点検の際に当該変圧器に低濃度PCBが使用されていることが分かったことから、これにつきましては法律によって令和9年までに処分することが義務づけられており、今回計上いたしております。

同じく3目文化財保護費、12節委託料、基地内文化財発掘調査等委託料2,278万1,000円についてでございますが、沖縄防衛局の受託事業で、歳入の8ページ、17款国庫支出金、3項委託金、5目教育費委託金、1節教育委託金の充当事業となっております。

同じく12節委託料、渡口・和仁屋近世墓群資料整理業務委託料46万4,000円につきましては、沖縄県からの受託事業で歳入の9ページ、18款県支出金、3項委託金、5目教育費委託金、1節教育委託金の充当事業となっております。

31ページをお願いいたします。

9款教育費、6項保健体育費、2目体育施設費、13節使用料及び賃借料1,699万7,000円につきましては、当初予算の歳入において村有地の土地賃貸料について計上しておりましたが、歳出の充当先であります村民体育館の賃借料を計上していなかったことから補正をいたしております。

ます。

この内容につきましては、村民体育館の建設費用を株式会社ルネサンスへ賃借料として毎年お支払いしておりますが、一方で、株式会社ルネサンスが運営するスポーツジムと村民体育館及び駐車場を含む敷地については、本村の事業用地を同社に賃貸しており、契約上、事業用地の賃貸分を体育館の賃借料から相殺して支払うという取決めがなされており、今回補正する歳出につきましては実際の金銭の授受があるわけ

ではありませんが、会計上の処理として歳入歳出を予算上に載せる必要があり、当初予算において歳出も計上すべきものでした。大変申し訳ございませんでした。

以上で教育委員会のほうの説明を終わります。

#### ○村長（比嘉孝則）

続いて、議案第35号 令和5年度北中城村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

#### 議案第35号

#### 令和5年度北中城村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について

令和5年度北中城村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を別紙のとおり提出し、議会の議決を求めます。

令和5年9月8日 提出  
北中城村長 比嘉孝則

#### 令和5年度北中城村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

令和5年度北中城村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,167千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ245,623千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 後期高齢者医療保険料		202,968	1,385	204,353
	1 後期高齢者医療保険料	202,968	1,385	204,353
6 繰越金		1	1,782	1,783
	1 繰越金	1	1,782	1,783
歳入合計		242,456	3,167	245,623

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 後期高齢者医療広域連合納付金		238,326	1,826	240,152
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	238,326	1,826	240,152
3 諸支出金		622	1,341	1,963
	2 繰出金	1	1,341	1,342
歳出合計		242,456	3,167	245,623

詳細につきましては、所管課長のほうから御説明申し上げます。

○議長（比嘉義彦）

健康保険課長。

○健康保険課長（玉栄 治）

それでは、議案第35号 令和5年度北中城村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

5ページをお願いします。

歳入、1款後期高齢者医療保険料、2目普通徴収保険料138万5,000円につきましては、令和4年度決算による滞納繰越分の収入見込額を計上したものでございます。

続きまして、6款繰越金178万2,000円につきましても、令和4年度決算剰余金を計上してございます。

続きまして、歳出を御説明いたします。

6ページをお願いします。

2款後期高齢者医療広域連合納付金182万6,000円につきましては、主に過年度の調定分に対する納付金でございます。

7ページ、お願いします。

3款諸支出金、1目他会計繰入金134万1,000円につきましては、令和4年度決算に伴う事務費等の精算分として一般会計へ繰出しするものとなっております。

説明は以上でございます。

○村長（比嘉孝則）

続きまして、議案第36号 令和5年度北中城村水道事業会計補正予算（第2号）について御提案申し上げます。

議案第36号

令和5年度北中城村水道事業会計補正予算（第2号）について

令和5年度北中城村水道事業会計補正予算（第2号）を別紙のとおり提出し、議会の議決を求めます。

令和5年9月8日 提出  
北中城村長 比嘉孝則

令和5年度北中城村水道事業会計補正予算（第2号）

第1条 令和5年度北中城村水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和5年度北中城村水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

科 目	既決予定額	補正予定額	計
<u>収 入</u>			
第1款 水道事業収益	568,497千円	21,000千円	589,497千円
第1項 営業収益	537,763千円	0千円	537,763千円
第2項 営業外収益	30,732千円	21,000千円	51,732千円
第3項 特別利益	2千円	0千円	2千円
<u>支 出</u>			
第1款 水道事業費用	544,270千円	200千円	544,470千円
第1項 営業費用	542,087千円	200千円	542,287千円
第2項 営業外費用	1,181千円	0千円	1,181千円
第3項 特別損失	2千円	0千円	2千円
第4項 予備費	1,000千円	0千円	1,000千円

以上でございます。詳細については、担当課長のほうから御説明申し上げます。

○議長（比嘉義彦）

上下水道課長。

○上下水道課長（伊佐秀樹）

議案第36号 令和5年度北中城村水道事業会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

2ページをお開きください。

収益的収入及び支出について、収入、1款水道事業収益、2項営業外収益、2目他会計補助金、1節他会計補助金2,100万円の増額は、物価高騰による生活支援に係る水道基本料金減免の補填財源としまして、地方創生臨時交付金の活用を予定しており、2,100万円は家事用及び営業用の基本料金3か月分に相当する額となっ

ております。

3 ページをお開きください。

支出、1 款水道事業費用、1 項営業費用20万円の増となっております。

3 目総係費20万円の増で、内訳としまして、2 節手当が20万円の増。内容としまして、8 月の台風 6 号の影響により特殊勤務が長期に及ん

だことから、特殊勤務手当に不足が生じたためであります。

以上です。

○村長（比嘉孝則）

続きまして、議案第37号 令和5年度北中城村下水道事業会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

議案第 37 号

令和5年度北中城村下水道事業会計補正予算（第2号）について

令和5年度北中城村下水道事業会計補正予算（第2号）を別紙のとおり提出し、議会の議決を求めます。

令和5年9月8日 提出  
北中城村長 比嘉孝則

令和5年度北中城村下水道事業会計補正予算（第2号）

第1条 令和5年度北中城村下水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和5年度北中城村下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

科 目	既決予定額	補正予定額	計
<u>収 入</u>			
第1款 下水道事業収益	373,099 千円	0 千円	373,099 千円
第1項 営業収益	122,907 千円	0 千円	122,907 千円
第2項 営業外収益	250,191 千円	0 千円	250,191 千円
第3項 特別利益	1 千円	0 千円	1 千円
<u>支 出</u>			
第1款 下水道事業費用	353,952 千円	100 千円	354,052 千円
第1項 営業費用	327,608 千円	100 千円	327,708 千円
第2項 営業外費用	25,342 千円	0 千円	25,342 千円
第3項 特別損失	2 千円	0 千円	2 千円

第4項 予 備 費 1,000 千円 0 千円 1,000 千円

第3条 予算第4条本文括弧書中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「61,663千円」を「61,763千円」に、過年度分損益勘定留保資金「4,121千円」を「4,221千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

科 目	既決予定額	補正予定額	計
<u>収 入</u>			
第1款 資本的収入	486,040 千円	0 千円	486,040 千円
第1項 企業債	203,400 千円	0 千円	203,400 千円
第2項 他会計補助金	110,300 千円	0 千円	110,300 千円
第3項 国庫補助金	150,000 千円	0 千円	150,000 千円
第4項 県補助金	22,340 千円	0 千円	22,340 千円
<u>支 出</u>			
第1款 資本的支出	547,703 千円	100 千円	547,803 千円
第1項 建設改良費	421,652 千円	100 千円	421,752 千円
第2項 企業債償還金	125,051 千円	0 千円	125,051 千円
第3項 予 備 費	1,000 千円	0 千円	1,000 千円

以上でございます。

詳細については、担当課長のほうから御説明申し上げます。

○議長（比嘉義彦）

上下水道課長。

○上下水道課長（伊佐秀樹）

それでは、議案第37号 令和5年度北中城村下水道事業会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

今回の補正としましては、台風6号の影響により特殊勤務手当に不足が生じたためであります。

2ページをお開きください。

収益的収入及び支出について、支出、1款下水道事業費用、1項営業費用10万円の増となっ

ております。

4目総係費10万円の増で、3節手当のうち特殊勤務手当が10万円の増となっております。

3ページをお開き下さい。

資本的収入及び支出について、支出、1款資本的支出、1項建設改良費10万円の増となっております。

1目管渠建設改良費10万円の増で、2節手当のうち特殊勤務手当が10万円の増となっております。

以上です。

○村長（比嘉孝則）

続きまして、認定第1号 令和4年度北中城村一般会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

認定第1号

令和4年度北中城村一般会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、令和4年度北中城村一般会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付す。

令和5年9月8日 提出  
北中城村長 比嘉孝則

令和4年度 北中城村一般会計歳入歳出決算書

歳入決算額 9,256,283,763 円  
歳出決算額 8,819,649,500 円  
歳入歳出差引額 436,634,263 円

令和4年度北中城村一般会計歳入歳出決算書

歳入

(単位：円)

款	項	予算現額 A	調定額 B	収入済額 C	不納欠損額 D	収入未済額 B-(C+D)	予算現額と収入 済額との比較 C-A
1	村税	2,636,144,000	2,783,787,488	2,708,215,471	2,029,036	73,542,981	72,071,471
	1 村民税	985,977,000	1,052,903,697	1,019,180,231	489,343	33,234,123	33,203,231
	2 固定資産税	1,469,413,000	1,531,150,525	1,492,792,769	1,443,575	36,914,181	23,379,769
	3 軽自動車税	57,633,000	72,167,830	68,677,035	96,118	3,394,677	11,044,035
	4 村たばこ税	123,121,000	127,565,436	127,565,436	0	0	4,444,436
2	地方譲与税	35,800,000	40,215,000	40,215,000	0	0	4,415,000
	1 地方揮発油譲 与税	8,900,000	9,562,000	9,562,000	0	0	662,000
	2 自動車重量譲 与税	25,300,000	28,623,000	28,623,000	0	0	3,323,000
	5 森林環境譲与 税	1,600,000	2,030,000	2,030,000	0	0	430,000
3	利子割交付金	429,000	460,000	460,000	0	0	31,000
	1 利子割交付金	429,000	460,000	460,000	0	0	31,000
4	配当割交付金	5,055,000	4,024,000	4,024,000	0	0	△ 1,031,000
	1 配当割交付金	5,055,000	4,024,000	4,024,000	0	0	△ 1,031,000



## 歳入

(単位：円)

款	項	予 算 現 額 A	調 定 額 B	収 入 済 額 C	不 納 欠 損 額 D	収 入 未 済 額 B-(C+D)	予算現額と収入 済額との比較 C-A
5 株式等譲渡所 得割交付金		5,387,000	3,840,000	3,840,000	0	0	△ 1,547,000
	1 株式等譲渡所 得割交付金	5,387,000	3,840,000	3,840,000	0	0	△ 1,547,000
6 法人事業税交 付金		25,650,000	24,391,000	24,391,000	0	0	△ 1,259,000
	1 法人事業税交 付金	25,650,000	24,391,000	24,391,000	0	0	△ 1,259,000
7 地方消費税交 付金		398,072,000	387,266,000	387,266,000	0	0	△ 10,806,000
	1 地方消費税交 付金	398,072,000	387,266,000	387,266,000	0	0	△ 10,806,000
8 ゴルフ場利用 税交付金		10,071,000	9,969,449	9,969,449	0	0	△ 101,551
	1 ゴルフ場利用 税交付金	10,071,000	9,969,449	9,969,449	0	0	△ 101,551
9 環境性能割交 付金		3,670,000	3,742,958	3,742,958	0	0	72,958
	1 環境性能割交 付金	3,670,000	3,742,958	3,742,958	0	0	72,958
10 国有提供施設 等所在市町村 助成交付金		80,036,000	80,036,000	80,036,000	0	0	0
	1 国有提供施設 等所在市町村 助成交付金	80,036,000	80,036,000	80,036,000	0	0	0
11 施設等所在市 町村調整交付 金		243,769,000	243,769,000	243,769,000	0	0	0
	1 施設等所在市 町村調整交付 金	243,769,000	243,769,000	243,769,000	0	0	0
12 地方特例交付 金		16,000,000	16,000,000	16,000,000	0	0	0
	1 地方特例交付 金	16,000,000	16,000,000	16,000,000	0	0	0
13 地方交付税		1,445,428,000	1,514,619,000	1,514,619,000	0	0	69,191,000
	1 地方交付税	1,445,428,000	1,514,619,000	1,514,619,000	0	0	69,191,000
14 交通安全対策 特別交付金		3,062,000	2,715,000	2,715,000	0	0	△ 347,000
	1 交通安全対策 特別交付金	3,062,000	2,715,000	2,715,000	0	0	△ 347,000
15 分担金及び負 担金		82,621,000	74,231,627	73,298,047	189,000	744,580	△ 9,322,953
	1 負担金	82,621,000	74,231,627	73,298,047	189,000	744,580	△ 9,322,953

## 歳入

(単位：円)

款	項	予 算 現 額 A	調 定 額 B	収 入 済 額 C	不 納 欠 損 額 D	収 入 未 済 額 B-(C+D)	予算現額と収入 済額との比較 C-A
16	使用料及び手 数料	72,955,000	71,505,971	71,479,671	0	26,300	△ 1,475,329
	1 使用料	40,879,000	41,830,498	41,804,498	0	26,000	925,498
	2 手数料	32,076,000	29,675,473	29,675,173	0	300	△ 2,400,827
17	国庫支出金	1,996,758,000	1,876,733,531	1,865,148,531	0	11,585,000	△ 131,609,469
	1 国庫負担金	1,059,998,000	1,050,817,593	1,050,817,593	0	0	△ 9,180,407
	2 国庫補助金	860,618,000	748,620,345	737,035,345	0	11,585,000	△ 123,582,655
	3 委託金	76,142,000	77,295,593	77,295,593	0	0	1,153,593
18	県支出金	1,007,335,000	957,316,761	957,316,761	0	0	△ 50,018,239
	1 県負担金	470,065,000	469,366,499	469,366,499	0	0	△ 698,501
	2 県補助金	497,938,000	444,518,959	444,518,959	0	0	△ 53,419,041
	3 委託金	39,160,000	43,273,630	43,273,630	0	0	4,113,630
	4 県交付金	172,000	157,673	157,673	0	0	△ 14,327
19	財産収入	50,697,000	62,627,634	60,585,464	0	2,042,170	9,888,464
	1 財産運用収入	50,695,000	50,376,456	48,334,286	0	2,042,170	△ 2,360,714
	2 財産売払収入	2,000	12,251,178	12,251,178	0	0	12,249,178
20	寄附金	252,001,000	236,245,800	236,245,800	0	0	△ 15,755,200
	1 寄附金	252,001,000	236,245,800	236,245,800	0	0	△ 15,755,200
21	繰入金	294,945,000	294,945,393	294,945,393	0	0	393
	1 特別会計繰入 金	518,000	517,993	517,993	0	0	△ 7
	2 基金繰入金	294,427,000	294,427,400	294,427,400	0	0	400
22	繰越金	373,637,000	373,637,647	373,637,647	0	0	647
	1 繰越金	373,637,000	373,637,647	373,637,647	0	0	647
23	諸収入	118,252,000	128,288,086	127,785,571	0	502,515	9,533,571
	1 延滞金、加算 金及び過料	1,600,000	1,302,625	1,302,625	0	0	△ 297,375
	2 村預金利子	1,000	0	0	0	0	△ 1,000
	3 雑入	106,668,000	115,465,842	114,963,327	0	502,515	8,295,327
	4 受託事業収入	9,983,000	11,519,619	11,519,619	0	0	1,536,619
24	村債	158,978,000	156,578,000	156,578,000	0	0	△ 2,400,000
	1 村債	158,978,000	156,578,000	156,578,000	0	0	△ 2,400,000
歳 入 合 計		9,316,752,000	9,346,945,345	9,256,283,763	2,218,036	88,443,546	△ 60,468,237

## 歳 出

(単位：円)

款	項	予 算 現 額 A	支 出 済 額 B	翌 年 度 繰 越 額 C	不 用 額 A-(B+C)	予算現額と支出済額との比較 A-B
1	議会費	92,176,000	91,057,524	0	1,118,476	1,118,476
	1 議会費	92,176,000	91,057,524	0	1,118,476	1,118,476
2	総務費	1,978,444,874	1,937,259,656	0	41,185,218	41,185,218
	1 総務管理費	1,730,739,874	1,700,036,298	0	30,703,576	30,703,576
	2 徴税費	117,570,000	113,904,057	0	3,665,943	3,665,943
	3 戸籍住民基本 台帳費	106,708,000	100,099,421	0	6,608,579	6,608,579
	4 選挙費	21,533,000	21,428,002	0	104,998	104,998
	5 統計調査費	508,000	430,651	0	77,349	77,349
	6 監査委員費	1,386,000	1,361,227	0	24,773	24,773
3	民生費	3,414,039,535	3,194,140,808	6,050,000	213,848,727	219,898,727
	1 社会福祉費	1,806,462,122	1,693,884,875	6,050,000	106,527,247	112,577,247
	2 児童福祉費	1,607,577,413	1,500,255,933	0	107,321,480	107,321,480
4	衛生費	1,047,362,507	934,757,091	3,104,000	109,501,416	112,605,416
	1 保健衛生費	692,651,507	584,860,507	3,104,000	104,687,000	107,791,000
	2 清掃費	341,711,000	336,896,584	0	4,814,416	4,814,416
	3 上水道費	13,000,000	13,000,000	0	0	0
5	農林水産業費	281,404,000	267,650,045	2,838,000	10,915,955	13,753,955
	1 農業費	268,366,000	255,018,622	2,838,000	10,509,378	13,347,378
	2 林業費	6,921,000	6,549,308	0	371,692	371,692
	3 水産業費	6,117,000	6,082,115	0	34,885	34,885
6	商工費	181,162,239	172,202,530	0	8,959,709	8,959,709
	1 商工費	181,162,239	172,202,530	0	8,959,709	8,959,709
7	土木費	537,868,174	485,229,575	41,873,000	10,765,599	52,638,599
	1 土木管理費	48,307,000	46,744,745	0	1,562,255	1,562,255
	2 道路橋梁費	159,687,000	115,869,903	38,221,000	5,596,097	43,817,097
	3 都市計画費	329,874,174	322,614,927	3,652,000	3,607,247	7,259,247
8	消防費	265,058,000	264,837,803	0	220,197	220,197
	1 消防費	265,058,000	264,837,803	0	220,197	220,197
9	教育費	1,072,900,971	1,030,719,273	10,294,000	31,887,698	42,181,698
	1 教育総務費	183,098,105	177,313,122	0	5,784,983	5,784,983
	2 小学校費	214,704,000	204,641,313	3,174,000	6,888,687	10,062,687
	3 中学校費	105,932,619	92,929,371	7,120,000	5,883,248	13,003,248
	4 幼稚園費	67,116,000	65,593,822	0	1,522,178	1,522,178

歳 出

(単位：円)

款	項	予 算 現 額 A	支 出 済 額 B	翌 年 度 繰 越 額 C	不 用 額 A-(B+C)	予算現額と支出済額との比較 A-B
	5 社会教育費	274,141,226	268,450,664	0	5,690,562	5,690,562
	6 保健体育費	227,909,021	221,790,981	0	6,118,040	6,118,040
10 災害復旧費		2,000	0	0	2,000	2,000
	1 農林水産業施設災害復旧費	1,000	0	0	1,000	1,000
	2 公共土木施設災害復旧費	1,000	0	0	1,000	1,000
11 公債費		441,797,000	441,795,195	0	1,805	1,805
	1 公債費	441,797,000	441,795,195	0	1,805	1,805
12 諸支出金		2,000	0	0	2,000	2,000
	1 普通財産取得費	2,000	0	0	2,000	2,000
13 予備費		4,534,700	0	0	4,534,700	4,534,700
	1 予備費	4,534,700	0	0	4,534,700	4,534,700
歳 出 合 計		9,316,752,000	8,819,649,500	64,159,000	432,943,500	497,102,500

歳入歳出差引残額 436,634,263 円

うち基金繰入額 0 円

又は

歳入歳出差引歳入不足額 0 円

このため翌年度繰入繰上充用金 0 円

令和5年9月8日提出

北中城村長 比嘉孝則

この決算の詳細につきましては、副村長のほうから御説明申し上げます。

○議長（比嘉義彦）

副村長。

○副村長（大田 繁）

それでは私より令和4年度北中城村一般会計歳入歳出決算の主なものにつきまして、御説明申し上げます。

その前に、令和4年度決算書の前のほうに添付してございます令和4年度北中城村一般会計歳入歳出決算説明書をお開きください。

まず、説明書の4ページでございます。

決算収支の状況、1の一般会計の決算規模でございますけれども、歳入総額が92億5,628万4,000円、歳出総額88億1,965万500円となっております。前年度に比べまして、歳入が4億9,091万3,000円（5.0%）、歳出が5億5,390万9,000円（5.9%）それぞれ減となっております。

歳入歳出差引額は4億3,663万4,000円となっております。⑤の実質収支が4億1,775万6,000円、次の単年度収支が9,813万5,000円、次の実質単年度収支が1億7,145万1,000円とな

っております。

2番目の予算の執行状況についてでございます。

歳入予算の執行率は99.4%、対前年度比較で2.7ポイントの増でございます。歳出予算の執行率は94.7%、対前年度比較で1.8ポイントの増となっております。

5ページお願いいたします。

3番の歳入の状況についてでございます。

歳入につきましては、自主財源の柱である村税が前年度に比べまして1億543万3,000円（約4%）の増となりました。これは主に、個人・法人村民税それぞれの義務者数及び申告数の増と固定資産税の新型コロナ特例措置解除によりまして増となった影響によるものであります。

地方交付税は、国の地方財政対策として行った臨時財政対策債の発行抑制の影響で基準財政需要額が増となりまして、1億2,603万円（約9%）の増となっております。

その他の増減が大きい項目を見ますと、国庫支出金が令和3年度実施分の住民税非課税世帯及び子育て世帯への臨時特別給付金事業が終了した影響で、5億3,704万7,000円（約22%）の減となっております。

県支出金は、県の一括交付金を活用した公営墓地整備事業が全て完了した影響により減となっております。

また、繰越金につきましては、国・県補助事業の歳出決算額が歳入決算額を下回ったことにより増となっております。次年度以降に国・県支出金を償還することになります。

村債の減は、国の地方財政対策として実施した臨時財政対策債の発行抑制により大幅に減となっております。臨時財政対策債の抑制については、次年度以降も続く見込みとなっております。

6ページでございます。

歳出の状況でございます。主なものについて

説明を申し上げます。

①歳出決算額の表でございます。目的別の歳出の主な増減と前年度比較につきましては、総務費が公共施設整備基金、一般廃棄物処理施設建設等基金など特定目的基金の拡充などにより約9%の増となりました。

民生費は新型コロナウイルス感染症対応の生活支援策といたしまして実施した住民税非課税世帯等臨時給付金事業及び子育て世帯への臨時給付金事業縮小の影響で約7%の減となっております。

衛生費は、主に公営墓地整備関連工事が完了したことにより約23%の減となっております。

教育費は、島袋小学校増築工事及び北中城小学校防音機能復旧工事の完了により約23%の減となっております。

②の1でございますけれども、性質別歳出の主な増減と前年度比較につきましては、扶助費が住民税非課税世帯等臨時給付金事業及び子育て世帯への臨時給付金事業縮小の影響で約18%の減となっております。

普通建設事業費は役場第一庁舎改築事業、解体工事も伴っております。島袋小学校増築工事及び北中城小学校防音機能復旧工事等の完了の影響で約63%の減となっております。

補助費等は、地方創生臨時交付金を活用した電気・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金事業や地域通貨まーい運営事業、マイナンバーカード普及促進事業などの影響で約22%の増となっております。

積立金は、公共施設整備基金などの特定目的基金の拡充や公営墓地基金の新設などにより約64%の増となっております。

詳細は7ページに示してございます。

続きまして、8ページをお願いいたします。

自主財源と依存財源についてであります。

村税等の自主財源の総額は39億170万4,000円、自主財源比率は42.15%で、前年度に比べて3

億9,395万1,000円（11.23％）の増、自主財源比率は6.16ポイント増となっております。主な要因といたしまして、繰越金の大幅増（約2億円）であります。その繰越金の一部は国庫支出金等の償還に充てられるものであります。また、地方交付税や国庫支出金等の依存財源の総額は53億5,458万円、依存財源比率は57.85％で、前年度に比べて8億8,486万4,000円（14.18％）の減となっております。

同じページ、6番、一般財源と特定財源の状況でございます。

一般財源の総額は57億5,514万2,000円、一般財源比率62.18％で、前年度に比べ3,287万4,000円（3.47％）の増となっております。また、特定財源の総額は35億114万2,000円、特定財源比率37.87％、前年度に比しまして5億2,378万7,000円（13.01％）の減となっております。

続きまして、9ページでございます。

7番の将来にわたる財政負担の状況についてでございます。

令和4年度末の地方債現在高は49億7,803万円で、前年度末より2億6,556万1,000円の減となっております。これは令和4年度中の償還額が借入金を上回ったことによるものです。

左下の表でございますけれども、債務負担行為に係る令和5年度以降の支出予定額、これは21億454万円となっております。主な内訳といたしまして、沖縄県土地開発公社北中城支社所有のサウスプラザ地区用地取得費4億3,744万5,000円、アワセゴルフ場跡地健康・スポーツ交流施設用地取得費5億3,490万6,000円となっております。

同じページ、右側の表でございます。

積立金現在高の状況についてでございます。

積立金の令和4年度末現在高は18億5,226万円で、前年度末より4億3,711万円増加しております。その主な要因は、公共施設整備基金1

億7,507万6,000円の増、ふるさと応援基金7,382万6,000円の増及び財政調整基金7,331万6,000円の増となっております。全体といたしましては、基金積立額が取崩し額を上回っております。

続きまして、10ページをお願いいたします。

9番の主な財政指標についてであります。

実質収支比率が9.0％、公債費負担比率が7.7％、財政力指数が0.65、経常収支比率が81.0％となりました。実質収支比率が前年度に比べ2.1ポイント増となっておりますが、これは国・県補助事業の歳出決算額と実績報告の差額により歳入が多くなったことにより増となっております。財政力指数は前年度に比べ0.02ポイント下がっておりますけれども、これは令和4年度の基準財政需要額が増となったことによる影響となっております。経常収支比率は、前年度と比べ0.6ポイント下がっておりますが、引き続き経常経費の抑制と一般財源収入増に努める必要があります。

財政健全化法に基づく指標は、実質赤字・連結実質赤字はございません。実質公債費比率、将来負担比率は共に早期健全化基準を大きく下回りまして健全な状態となっております。

11ページ以降に主要施策の成果説明書を添付してございますので、参考にさせていただきたいと思っております。

私からは以上でございます。

○議長（比嘉義彦）

しばらく休憩します。

午前11時10分 休憩

午前11時22分 再開

○議長（比嘉義彦）

再開します。

○村長（比嘉孝則）

では、認定第2号 令和4年度北中城村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について。

認定第2号

令和4年度北中城村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、令和4年度北中城村国民健康保険特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付す。

令和5年9月8日 提出

北中城村長 比嘉孝則

令和4年度 北中城村国民健康保険特別会計歳入歳出決算書

歳入決算額 2,141,057,956 円

歳出決算額 2,242,701,479 円

歳入歳出差引額 △ 101,643,523 円

令和4年度北中城村国民健康保険特別会計歳入歳出決算書

歳入

(単位:円)

款	項	予算現額 A	調定額 B	収入済額 C	不納欠損額 D	収入未済額 B-(C+D)	予算現額と収入 済額との比較 C-A
1 国民健康保険		406,981,000	461,719,673	403,839,249	2,397,400	55,483,024	△ 3,141,751
税	1 国民健康保険 税	406,981,000	461,719,673	403,839,249	2,397,400	55,483,024	△ 3,141,751
2 一部負担金		1,000	0	0	0	0	△ 1,000
	1 一部負担金	1,000	0	0	0	0	△ 1,000
3 分担金及び負 担金		1,000	0	0	0	0	△ 1,000
	1 分担金	1,000	0	0	0	0	△ 1,000
4 使用料及び手 数料		239,000	404,000	404,000	0	0	165,000
	1 手数料	239,000	404,000	404,000	0	0	165,000
5 国庫支出金		1,000	0	0	0	0	△ 1,000
	2 国庫補助金	1,000	0	0	0	0	△ 1,000
6 県支出金		1,488,382,000	1,427,325,291	1,427,325,291	0	0	△ 61,056,709

## 歳入

(単位：円)

款	項	予 算 現 額 A	調 定 額 B	収 入 済 額 C	不 納 欠 損 額 D	収 入 未 済 額 B-(C+D)	予算現額と収入 済額との比較 C-A
	1 県負担金・補助金	1,488,381,000	1,427,325,291	1,427,325,291	0	0	△ 61,055,709
	2 財政安定化基金支出金	1,000	0	0	0	0	△ 1,000
8 財産収入		1,000	0	0	0	0	△ 1,000
	1 財産運用収入	1,000	0	0	0	0	△ 1,000
10 繰入金		283,564,000	283,566,725	283,566,725	0	0	2,725
	1 他会計繰入金	283,563,000	283,566,725	283,566,725	0	0	3,725
	2 基金繰入金	1,000	0	0	0	0	△ 1,000
11 繰越金		19,518,000	19,517,968	19,517,968	0	0	△ 32
	1 繰越金	19,518,000	19,517,968	19,517,968	0	0	△ 32
12 諸収入		154,195,000	6,404,723	6,404,723	0	0	△ 147,790,277
	1 延滞金、加算金及び過料	250,000	334,336	334,336	0	0	84,336
	2 預金利子	1,000	0	0	0	0	△ 1,000
	3 受託事業収入	1,000	0	0	0	0	△ 1,000
	4 雑入	153,943,000	6,070,387	6,070,387	0	0	△ 147,872,613
13 市町村債		1,000	0	0	0	0	△ 1,000
	1 財政安定化基金貸付金	1,000	0	0	0	0	△ 1,000
歳 入 合 計		2,352,884,000	2,198,938,380	2,141,057,956	2,397,400	55,483,024	△ 211,826,044

## 歳出

(単位：円)

款	項	予 算 現 額 A	支 出 済 額 B	翌年度繰越額 C	不 用 額 A-(B+C)	予算現額と支出済 額との比較 A-B
1 総務費		69,837,000	68,178,375	0	1,658,625	1,658,625
	1 総務管理費	52,901,000	52,309,168	0	591,832	591,832
	2 徴税費	16,657,000	15,642,015	0	1,014,985	1,014,985
	3 運営協議会費	56,000	23,692	0	32,308	32,308
	4 趣旨普及費	223,000	203,500	0	19,500	19,500
2 保険給付費		1,414,940,126	1,340,547,598	0	74,392,528	74,392,528
	1 療養諸費	1,204,687,000	1,146,762,405	0	57,924,595	57,924,595
	2 高額療養費	191,188,000	179,620,451	0	11,567,549	11,567,549
	3 移送費	101,000	0	0	101,000	101,000



## 歳 出

(単位：円)

款	項	予 算 現 額 A	支 出 済 額 B	翌 年 度 繰 越 額 C	不 用 額 A-(B+C)	予算現額と支出済額との比較 A-B
	4 出産育児一時金	16,800,000	12,540,584	0	4,259,416	4,259,416
	5 葬祭費	600,000	580,000	0	20,000	20,000
	6 傷病手当金	1,564,126	1,044,158	0	519,968	519,968
3 国民健康保険		708,908,000	708,906,049	0	1,951	1,951
事業費納付金	1 医療給付費分	519,587,000	519,586,287	0	713	713
	2 後期高齢者支援金等分	136,960,000	136,959,045	0	955	955
	3 介護納付金分	52,361,000	52,360,717	0	283	283
4 共同事業拠出金		1,000	0	0	1,000	1,000
	1 共同事業拠出金	1,000	0	0	1,000	1,000
6 保健事業費		49,447,000	46,490,688	0	2,956,312	2,956,312
	1 保健事業費	49,447,000	46,490,688	0	2,956,312	2,956,312
7 基金積立金		1,000	0	0	1,000	1,000
	1 基金積立金	1,000	0	0	1,000	1,000
8 公債費		3,000	0	0	3,000	3,000
	1 公債費	1,000	0	0	1,000	1,000
	2 広域化等支援基金償還金	1,000	0	0	1,000	1,000
	3 財政安定化基金償還金	1,000	0	0	1,000	1,000
9 諸支出金		79,910,000	78,578,769	0	1,331,231	1,331,231
	1 償還金及び還付加算金	79,910,000	78,578,769	0	1,331,231	1,331,231
10 予備費		29,836,874	0	0	29,836,874	29,836,874
	1 予備費	29,836,874	0	0	29,836,874	29,836,874
歳 出 合 計		2,352,884,000	2,242,701,479	0	110,182,521	110,182,521

歳入歳出差引残額 0 円

うち基金繰入額 0 円

又は

歳入歳出差引歳入不足額 101,643,523 円

このため翌年度繰入繰上充用金 101,643,523 円

令和5年9月8日提出

北中城村長 比嘉孝則

詳細につきましては、担当課長のほうから御説明申し上げます。

○議長（比嘉義彦）

健康保険課長。

○健康保険課長（玉栄 治）

それでは認定第2号 令和4年度北中城村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について御説明いたします。

決算書の250ページ、251ページをお開きください。

歳入、1款国民健康保険税でございますが、調定額4億6,171万9,673円、収入済額は4億383万9,249円となっております。対前年度比で見ますと、前年度収入済額3億9,342万1,550円で、1,041万7,699円の増収となっております。

保険税の収納率につきましては、今年度は全体で87.46%となり、前年度87.85%に対し、0.39%減となっております。また、時効によりまして239万7,400円が不納欠損となっております。

次に252ページ、253ページをお開きください。

6款県支出金でございますが、収入済額が14億2,732万5,291円で、前年度15億2,096万7,000円との比較では、9,364万1,709円（6.162%）減となっております。これは主に普通交付金9,100万円、それと特別交付金230万円の減が理由となっております。

次に254ページ、255ページをお願いします。

10款繰入金でございますが、収入済額が28,257万9,805円、前年度2億7,848万2,666円との比較では、409万7,139円（1.47%）の増となっております。主な理由としましては、財政安定化支援事業繰入金772万9,000円の増によるものです。

次に258ページ、259ページをお開きください。

一番下のほう歳入合計でございますが、予算現額22億8,518万5,000円に対し、収入済額21億4,105万7,956円、執行率93.7%となっており、対前年度に対し5,890万5,463円（2.68%）の減となっております。

続きまして、歳出の主なものを御説明いたします。

264ページ、265ページをお願いします。

2款保険給付費でございますが、支出済額が13億4,054万7,598円、前年度13億5,520万6,057円に対しまして、1,465万8,459円（1.08%）の減となっております。

次に268、269ページをお願いします。

3款国民健康保険事業費納付金でございますが、支出済額が7億890万6,049円、前年度との比較では2,763万1,373円（4.1%）の増となっております。

次に270ページ、271ページをお開きください。

6款保健事業費でございますが、支出済額が4,649万688円、前年度との比較では231万5,978円（4.7%）の減となっております。

次に274ページ、275ページをお願いします。

一番下の段の歳出合計でございますが、予算現額23億5,288万4,000円に対しまして、支出済額が22億4,270万1,479円で、執行率95.3%となっております。また、前年度の支出済額21億8,044万5,451円に比べ6,225万6,028円（2.8%）の増となっております。

以上で説明を終わります。

なお、決算書に添付してあります令和4年度北中城村国民健康保険事業主要施策の成果、その他予算執行の実績を併せて御参照お願いいたします。

以上です。

○村長（比嘉孝則）

続きまして、認定第3号 令和4年度北中城村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

認定第3号

令和4年度北中城村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、令和4年度北中城村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付す。

令和5年9月8日 提出  
北中城村長 比嘉孝則

令和4年度 北中城村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書

歳入決算額 233,865,393 円  
歳出決算額 232,082,505 円  
歳入歳出差引額 1,782,888 円

令和4年度北中城村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書

歳入

(単位：円)

款	項	予算現額 A	調定額 B	収入済額 C	不納欠損額 D	収入未済額 B-(C+D)	予算現額と収入 済額との比較 C-A
1 後期高齢者医療保険料		194,485,000	193,309,485	191,795,541	144,649	1,369,295	△ 2,689,459
	1 後期高齢者医療保険料	194,485,000	193,309,485	191,795,541	144,649	1,369,295	△ 2,689,459
2 使用料及び手数料		41,000	68,300	68,300	0	0	27,300
	1 手数料	41,000	68,300	68,300	0	0	27,300
4 寄付金		1,000	0	0	0	0	△ 1,000
	1 寄付金	1,000	0	0	0	0	△ 1,000
5 繰入金		39,665,000	39,664,749	39,664,749	0	0	△ 251
	1 一般会計繰入金	39,665,000	39,664,749	39,664,749	0	0	△ 251

## 歳入

(単位：円)

款	項	予算現額 A	調定額 B	収入済額 C	不納欠損額 D	収入未済額 B-(C+D)	予算現額と収入 済額との比較 C-A
6	繰越金	1,352,000	1,351,453	1,351,453	0	0	△ 547
	1 繰越金	1,352,000	1,351,453	1,351,453	0	0	△ 547
7	諸収入	979,000	985,350	985,350	0	0	6,350
	1 延滞金、加算 金及び過料	6,000	6,500	6,500	0	0	500
	2 償還金及び還 付加算金	357,000	364,419	364,419	0	0	7,419
	3 預金利子	1,000	0	0	0	0	△ 1,000
	4 貸付金元利収 入	1,000	0	0	0	0	△ 1,000
	5 雑入	614,000	614,431	614,431	0	0	431
歳入合計		236,523,000	235,379,337	233,865,393	144,649	1,369,295	△ 2,657,607

## 歳出

(単位：円)

款	項	予算現額 A	支出済額 B	翌年度繰越額 C	不 用 額 A-(B+C)	予算現額と支出済 額との比較 A-B
1	総務費	3,771,000	3,325,585	0	445,415	445,415
	1 総務管理費	1,729,000	1,569,560	0	159,440	159,440
	2 徴収費	2,042,000	1,756,025	0	285,975	285,975
2	後期高齢者医 療広域連合納 付金	231,512,000	227,874,508	0	3,637,492	3,637,492
	1 後期高齢者医 療広域連合納 付金	231,512,000	227,874,508	0	3,637,492	3,637,492
3	諸支出金	1,140,000	882,412	0	257,588	257,588
	1 償還金及び還 付加算金	621,000	364,419	0	256,581	256,581
	2 繰出金	519,000	517,993	0	1,007	1,007
4	予備費	100,000	0	0	100,000	100,000
	1 予備費	100,000	0	0	100,000	100,000
歳出合計		236,523,000	232,082,505	0	4,440,495	4,440,495

歳入歳出差引残額 1,782,888 円

うち基金繰入額 0 円

又は

歳入歳出差引歳入不足額 0 円

このため翌年度繰入繰上充用金

0 円

令和5年9月8日提出

北中城村長 比嘉孝則

この詳細につきましては、担当課長より御説明申し上げます。

○議長（比嘉義彦）

健康保険課長。

○健康保険課長（玉栄 治）

それでは認定第3号 令和4年度北中城村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について御説明いたします。

それでは決算書の281ページ、282ページをお開きください。

歳入の主なものとして、1款後期高齢者医療保険料、調定額1億9,330万9,485円に対し、収入済額1億9,179万5,541円となっております。前年度収入済額1億8,183万4,333円との比較では996万5,108円（5.48%）の増となっております。これは主に年齢到達による新規加入者の増に伴うものとなっております。

続きまして、5款繰入金は一般会計からの繰入金で、収入済額3,966万4,749円、前年度3,836万9,077円に対し129万5,672円で、3.37%の減となっております。

続きまして285ページ、286ページをお願いします。

下のほうですね、収入合計でございますが、予算現額2億3,652万3,000円に対し、収入済額が2億3,386万5,393円で、収入率は98.9%、前年度2億2,359万1,612円に対し1,027万3,781円

（4.6%）の増となっております。

続きまして287ページ、288ページをお開きください。

歳出の主なものとしたしまして、2款後期高齢者医療広域連合納付金でございますが、支出済額が2億2,787万4,508円で、前年度2億1,913万2,000円に対し874万2,508円で、3.99%の増となっております。これは新規加入者の保険料増加に伴う後期高齢者医療広域連合への納付金の増であります。

続きまして289ページ、290ページをお願いします。

一番下の段を御覧ください。歳出合計でございますが、予算現額2億3,652万3,000円に対し、支出済額が2億3,208万2,505円で、前年度2億2,224万159円に対し984万2,346円（4.4%）の増となっております。

後期高齢については以上でございますが、決算書にも添付してあります令和4年度北中城村後期高齢者医療保険事業の主要施策の成果、その他予算執行の実績についても詳しく載っておりますので、そちらも併せて御参照していただきたいと思っております。

以上で説明を終わります。

○村長（比嘉孝則）

続きまして、認定第4号 令和4年度北中城村水道事業会計決算の認定について。

認定第4号

令和4年度北中城村水道事業会計決算の認定について

地方公営企業法第30条第4項の規定により、令和4年度北中城村水道事業会計決算を、監査委

員の意見（別冊）を添えて議会の認定に付します。

令和5年9月8日 提出  
北中城村長 比嘉孝則

決算書の1ページ、2ページをお開きいただきたいと思えます。

まず、令和4年度北中城村水道事業決算報告書の中で、収益的収入及び支出のほうで、収益的収入、予算現額として5億8,066万7,000円、決算額として5億8,217万4,135円、比較で150万7,135円となっております。

続きまして、収益的支出のほうでは、第1款水道事業費用といたしまして、予算現額5億4,631万8,000円、決算額で5億1,592万6,468円、不用額として3,039万1,532円となっております。

続きまして、資本的収入及び支出のほうですけれども、まず資本的収入のほうで予算現額として、3ページ、4ページのほうです。予算現額といたしまして140万4,000円、決算額0円、予算額に比べ決算額の増減として140万4,000円となっております。

支出のほうです。予算現額として8,176万6,000円、決算額として5,975万811円、不用額として2,201万5,189円となっております。

この詳細につきましては、担当課長のほうから御説明申し上げます。

#### ○議長（比嘉義彦）

上下水道課長。

#### ○上下水道課長（伊佐秀樹）

それでは認定第4号 令和4年度北中城村水道事業会計決算の認定について御説明いたします。

13ページをお開き願います。

事業の概況といたしまして、令和4年度における給水戸数は7,743戸で、前年度に比べ75戸の増、給水人口は1万7,899人、前年度に比べ

34人の増で、普及率は100%となっております。

年間配水量は267万1,025立方メートル、うち民間229万9,860立方メートル、基地37万1,165立方メートルとなっており、前年度に比べ2万4,899立方メートル減、うち民間2万7,647立方メートル減、基地2,748立方メートル増となっております。1日最大配水量は7,609立方メートルで、1日平均配水量は7,318立方メートルとなっております。

有収水量は256万8,758立方メートル、うち民間219万7,593立方メートル、前年度比0.1%増、基地37万1,165立方メートル、前年度比0.75%増で、有収率は96.17%で前年度に比べ1.09ポイント増となっております。

財政状況といたしましては、収益的収入が5億4,275万4,942円で、前年度に比べ0.56%増、これに対し収益的支出は4億8,058万3,993円で、前年度に比べ1.58%減で、6,217万949円の純利益となっております。

資本的収支については、資本的収入ゼロ円に対し、資本的支出5,975万811円で、収支不足額5,975万811円は、過年度分損益勘定留保資金、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、減債積立金で補填しました。

主な事業としまして、ライカム184号線遊歩道配水管布設工事及び県道宜野湾北中城線道路改良に伴う配水管移設工事のほか、水質検査を前年度と同様に実施しております。

経営に関する指標としまして、令和4年度決算における経営成績について、経営の健全性を示す経常収支比率は113.02%、前年度比2.26ポイント増となっており、健全経営の水準とされ

る100%を上回っております。また、料金水準の妥当性を示す料金回収率は105.5%、前年度比0.5ポイント減となっており、事業に必要な費用を給水収益で賄えている状況とされる100%を上回っております。

一方、償却対象資産の減価償却の状況を示す有形固定資産減価償却率は57.86%、前年度比1.27ポイント増、法定耐用年数を経過した管路延長の割合を示す管路経年化率は0.49%、前年度比0.12ポイント減となっております。また、

当該年度に更新した管路延長の割合を示す管路更新率は0.17%、前年度比0.12ポイント減となっております。これは、まだ更新需要のピークを迎えていないためであり、将来の更新需要に備え現在の経営状況を維持しつつ、引き続き計画的な施設更新を行ってまいります。

以上です。

○村長（比嘉孝則）

続きまして、認定第5号 令和4年度北中城村下水道事業会計決算の認定について。

#### 認定第5号

#### 令和4年度北中城村下水道事業会計決算の認定について

地方公営企業法第30条第4項の規定により、令和4年度北中城村下水道事業会計決算を、監査委員の意見（別冊）を添えて議会の認定に付します。

令和5年9月8日 提出  
北中城村長 比嘉孝則

1ページ、2ページをお開きいただきたいと思います。

まず、収益的収入及び支出のほうで、まず予算現額として3億6,462万円、決算額として3億7,521万7,454円、その増減といたしまして1,059万7,454円となっております。

収益的支出のほうでは、予算現額といたしまして3億6,053万7,000円、決算額として3億3,841万7,323円、不用額として2,211万9,677円となっております。

続きまして、3ページ、4ページをお開きいただきたいと思います。

資本的収入及び支出のほうで、まず予算現額といたしまして2億9,095万5,000円、決算額として1億9,065万5,000円、増減額として1,930

万円の減となっております。

支出のほうですけれども、資本的支出のほうで予算現額として2億4,901万1,000円、決算額として2億3,636万6,941円、不用額として1,264万4,059円となっております。

詳細につきましては、担当課長のほうから御説明申し上げます。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

上下水道課長。

○上下水道課長（伊佐秀樹）

それでは認定第5号 令和4年度北中城村下水道事業会計決算の認定について御説明いたします。

11ページをお開きください。

事業の概況としまして、令和4年度における汚水処理戸数は2,859戸で、前年度に比べ97戸増、使用人口は8,431人で、前年度に比べ316人増で、下水道普及率は64.3%、水洗化率73.3%となっております。

また、年間総汚水処理量は144万2,129立方メートル、前年度に比べ3万7,032立方メートル、2.64%の増となっております。

財政状況といたしましては、収益的収入が3億6,342万488円、前年度比1.77%増で、これに対して収益的支出が3億2,914万1,545円で、前年度比1.25%減、3,427万8,943円の純利益となっております。

資本的収支については、資本的収入1億9,065万5,000円に対し、資本的支出2億3,636万6,941円で、収支不足額4,571万1,941円は、過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、過年度分損益勘定留保資金及び当年度分損益勘定留保資金で補填しました。

補助金事業による工事については、公共下水道島袋汚水枝線工事（第31工区）延長355メートルを実施しております。その他住宅建築等に合わせ7件の公共ます設置工事を実施しております。

経営状況の指標としまして、経常収支比率は単年度の収益で費用をどの程度賄えているかを表す指標で、令和4年度は3,427万8,000円の純利益を計上し、経常収支比率が前年度比3.27ポイント増の110.41%となり、健全経営の水準とされる100%を上回っております。

また経費回収率は、下水道使用料で賄うべき経費をどの程度使用料で賄えるかを表す指標で、この指標が100%を超えることが望ましいですが、前年度比5.41ポイント増の74%となり、今後も使用料の適正化や水洗化向上に向けて取り組んでまいります。

資産に関する指標としまして、管渠老朽化率は法定耐用年数50年を超えた管渠延長の割合を表した指標ですが、本村下水道事業は供用開始から25年を迎え管渠老朽化率は0%となっております。今後も管路点検やストックマネジメント計画に基づいて計画的に施設更新を行ってまいります。

以上です。

#### ○村長（比嘉孝則）

では続きまして、議案第38号 令和4年度北中城村水道事業剰余金処分について御説明申し上げます。

#### 議案第38号

#### 令和4年度北中城村水道事業剰余金処分について

みだしのことについて、地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき、令和4年度北中城村水道事業剰余金処分の議決を求めます。

令和5年9月8日 提出  
北中城村長 比嘉孝則



令和4年度 北中城村水道事業剰余金処分計算書

(単位：円)

	資本金	資本剰余金	未処分利益剰余金
当年度末残高	1,804,645,026	678,260,686	73,694,415
議会の議決による処分額	6,441,125	0	△ 66,441,125
建設改良積立金の積立	0	0	△ 55,000,000
利益積立金の積立	0	0	△ 5,000,000
資本金への組入れ	6,441,125	0	△ 6,441,125
処分後残高	1,811,086,151	678,260,686	(繰越利益剰余金) 7,253,290

別添、北中城村水道事業剰余金処分計算書を添付してございます。資本金、資本剰余金、処分計算書については、担当課長のほうから詳細を説明していただきます。

○議長（比嘉義彦）

上下水道課長。

○上下水道課長（伊佐秀樹）

それでは、議案第38号 令和4年度北中城村水道事業剰余金処分について御説明いたします。表をご覧ください。

未処分利益剰余金7,369万4,415円のうち、建設改良積立金として5,500万円、利益積立金として500万円、資本金への組入れとして644万1,125円、翌年度への繰越利益剰余金として725万3,290円を処分したく上程いたします。

以上です。

○村長（比嘉孝則）

続きまして、議案第39号 令和4年度北中城村下水道事業剰余金処分について。

議案第39号

令和4年度北中城村下水道事業剰余金処分について

みだしのことについて、地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき、令和4年度北中城村下水道事業剰余金処分の議決を求めます。

令和5年9月8日 提出  
北中城村長 比嘉孝則

令和4年度 北中城村水道事業剰余金処分計算書

(単位：円)

	資本金	資本剰余金	未処分利益剰余金
当年度末残高	240,629,205	74,617,615	34,278,943
議会の議決による処分額	0	0	△ 34,278,943
減債積立	0	0	0
建設改良積立金の積立		0	△ 34,278,943
利益積立金の積立	0	0	0
資本金への組入れ	0	0	0
処分後残高	240,629,205	74,617,615	(繰越利益剰余金) 0

同じく別添、下水道事業剰余金処分計算書を添付してごいます。未処分利益剰余金につきまして、担当課長のほうから詳細を説明いたします。

○議長（比嘉義彦）

上下水道課長。

○上下水道課長（伊佐秀樹）

それでは議案第39号 令和4年度北中城村下水道事業剰余金処分について御説明いたします。表をご覧ください。

未処分利益剰余金3,427万8,943円のうち、全額建設改良積立金として3,427万8,943円を処分したく上程いたします。

以上です。

日程第17. 同意第5号 北中城村農業委員会委員の任命について

○議長（比嘉義彦）

日程第17. 同意第5号 北中城村農業委員会委員の任命についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（比嘉孝則）

では、同意第5号 北中城村農業委員会委員の任命について。

同意第5号

北中城村農業委員会委員の任命について

北中城村農業委員会委員に下記の者を任命したいから、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定に基づき、議会の同意を求める。

記

住 所 浦添市港川

氏 名 玉城 卓 (タマキ スグル)  
生年月日 昭和 5 9 年生

令和 5 年 9 月 8 日 提出  
北中城村長 比 嘉 孝 則

提案理由

農業委員会等に関する法律第 8 条に基づき、北中城村農業委員会委員を任命する際に議会の同意が必要なため。

以上でございます。

○議長（比嘉義彦）

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

名幸利積議員。

○12番（名幸利積議員）

お尋ねをします。

トータルで 5 人の農業委員の計上でありますので、トータルでお伺いしたいと思います。

農業委員には個人もしくは法人の格を有する認定農業者が必要だと思いますけれども、本村の農業委員に認定農業者は、お見受けする限りはお一人なんですけれども、法定では何名必要なのかお尋ねします。

○議長（比嘉義彦）

農林水産課長。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長（瀬上恒星）

名幸議員の御質問にお答えいたします。

法律におきましては、認定農業者等、または認定農業者等に準ずる者が農業委員の過半数を占めなければならないということがございまして、それに応じた選定結果となっております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

人数の確認です。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長（瀬上恒

星）

すみません、人数が現在農業委員会の委員が 6 名のうち、3 名以上ということになっております。それでよろしいでしょうか。

○議長（比嘉義彦）

名幸利積議員。

○12番（名幸利積議員）

ではもう一度お尋ねします。

じゃあこの 6 名のうち、この認定農業者、個人、またはそれに準ずる方は何名含まれているのでしょうか。

○議長（比嘉義彦）

農林水産課長。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長（瀬上恒星）

今回、同意として提出いたしました 6 名のうち 5 名の方が認定農業者となっております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

名幸利積議員。

○12番（名幸利積議員）

もう一つお尋ねします。

よく公共工事などで、我々議員は例えば工事を請け負うものの会社の役員にはなれないという利害関係に法的に規制されている部分があるんですけども、この農業委員に本村とそういう利害関係、契約関係に属するというんですか、

抵触する、そういう方はいらっしゃらないという理解でよろしいですか。

○議長（比嘉義彦）

農林水産課長。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長（瀬上恒星）

議員のおっしゃるとおりです。

○議長（比嘉義彦）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は会議規則第39条第3項の規定によって省略することにしたいと思えます。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから同意第5号 北中城村農業委員会委員の任命についてを採決します。

お諮りします。本案は同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

異議なしと認めます。同意第5号 北中城村農業委員会委員の任命については同意することに決定されました。

#### 日程第18. 同意第6号 北中城村農業委員会委員の任命について

○議長（比嘉義彦）

日程第18. 同意第6号 北中城村農業委員会委員の任命についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長（比嘉孝則）

では、同意第6号 北中城村農業委員会委員の任命について。

同意第6号

#### 北中城村農業委員会委員の任命について

北中城村農業委員会委員に下記の者を任命したいから、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定に基づき、議会の同意を求める。

記

住 所 北中城村字荻道  
氏 名 比嘉 次雄（ヒガ ツギオ）  
生年月日 昭和30年生

令和 5 年 9 月 8 日 提出  
北中城村長 比 嘉 孝 則

提案理由

農業委員会等に関する法律第 8 条に基づき、北中城村農業委員会委員を任命する際に議会の同意が必要なため。

以上でございます。

○議長（比嘉義彦）

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は会議規則第 39 条第 3 項の規定によって省略することにしたいと思えます。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから同意第 6 号 北中城村農業委員会委員の任命についてを採決します。

お諮りします。本案は同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

異議なしと認めます。同意第 6 号 北中城村農業委員会委員の任命については同意することに決定されました。

日程第 19. 同意第 7 号 北中城村農業委員会委員の任命について

○議長（比嘉義彦）

日程第 19. 同意第 7 号 北中城村農業委員会委員の任命についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（比嘉孝則）

同意第 7 号 北中城村農業委員会委員の任命について。

同意第 7 号

北中城村農業委員会委員の任命について

北中城村農業委員会委員に下記の者を任命したいから、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定に基づき、議会の同意を求める。

記

住 所 北中城村字大城  
氏 名 井上 房男（イノウエ フサオ）  
生年月日 昭和29年生

令和5年9月8日 提出  
北中城村長 比 嘉 孝 則

提案理由

農業委員会等に関する法律第8条に基づき、北中城村農業委員会委員を任命する際に議会の同意が必要なため。

本人略歴書については別添添付してございます。

○議長（比嘉義彦）

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は会議規則第39条第3項の規定によって省略することにしたいと思っております。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから同意第7号 北中城村農業委員会委員の任命についてを採決します。

お諮りします。本案は同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

異議なしと認めます。同意第7号 北中城村農業委員会委員の任命については同意することに決定されました。

日程第20. 同意第8号 北中城村農業委員会委員の任命について

○議長（比嘉義彦）

日程第20. 同意第8号 北中城村農業委員会委員の任命についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（比嘉孝則）

同意第8号 北中城村農業委員会委員の任命について。

同意第 8 号

北中城村農業委員会委員の任命について

北中城村農業委員会委員に下記の者を任命したいから、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定に基づき、議会の同意を求める。

記

住 所 宜野湾市長田  
氏 名 比嘉 祥子（ヒガ サチコ）  
生年月日 昭和 59 年生

令和 5 年 9 月 8 日 提出  
北中城村長 比 嘉 孝 則

提案理由

農業委員会等に関する法律第 8 条に基づき、北中城村農業委員会委員を任命する際に議会の同意が必要なため。

本人略歴書につきましては別添添付してございます。

以上でございます。

○議長（比嘉義彦）

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は会議規則第 39 条第 3 項の規定によって省略することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を

省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから同意第 8 号 北中城村農業委員会委員の任命についてを採決します。

お諮りします。本案は同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

異議なしと認めます。同意第 8 号 北中城村農業委員会委員の任命については同意することに決定されました。

日程第21. 同意第9号 北中城村農業委員会委員の任命について

○議長（比嘉義彦）

日程第21. 同意第9号 北中城村農業委員会委員の任命についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（比嘉孝則）

同意第9号 北中城村農業委員会委員の任命について。

同意第9号

北中城村農業委員会委員の任命について

北中城村農業委員会委員に下記の者を任命したいから、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定に基づき、議会の同意を求める。

記

住 所 北中城村字ライカム  
氏 名 吉村 正夫（ヨシムラ マサオ）  
生年月日 昭和33年生

令和5年9月8日 提出  
北中城村長 比 嘉 孝 則

提案理由

農業委員会等に関する法律第8条に基づき、北中城村農業委員会委員を任命する際に議会の同意が必要なため。

本人略歴書につきましては別添添付してございます。

以上でございます。

○議長（比嘉義彦）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

○議長（比嘉義彦）

比嘉 悟議員。

○3番（比嘉 悟議員）

その他の経歴の中に北中城村ロウアープラザとありますけれども、「ロウワープラザ」じゃないかなと思っていますけれども。

○議長（比嘉義彦）

企画振興課長。

○企画振興課長（仲本正一）

お答えいたします。

「ロウワープラザ」です。訂正します。

○議長（比嘉義彦）



ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(比嘉義彦)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は会議規則第39条第3項の規定によって省略することにしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(比嘉義彦)

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(比嘉義彦)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから同意第9号 北中城村農業委員会委員の任命についてを採決します。

お諮りします。本案は同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(比嘉義彦)

異議なしと認めます。同意第9号 北中城村農業委員会委員の任命については同意することに決定されました。

日程第22. 同意第10号 北中城村農業委員会委員の任命について

○議長(比嘉義彦)

日程第22. 同意第10号 北中城村農業委員会委員の任命についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長(比嘉孝則)

同意第10号 北中城村農業委員会委員の任命について。

同意第10号

北中城村農業委員会委員の任命について

北中城村農業委員会委員に下記の者を任命したいから、農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第8条第1項の規定に基づき、議会の同意を求める。

記

住 所 北中城村字仲順  
氏 名 瑞慶覧 隆(ズケラン タカシ)  
生年月日 昭和37年生

令和5年9月8日 提出  
北中城村長 比嘉孝則

提案理由

農業委員会等に関する法律第8条に基づき、北中城村農業委員会委員を任命する際に議会の同意が必要なため。

略歴書等については別添添付してございます。  
以上でございます。

○議長（比嘉義彦）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は会議規則第39条第3項の規定によって省略することにしたいと思えます。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから同意第10号 北中城村農業委員会委

員の任命についてを採決します。

お諮りします。本案は同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

異議なしと認めます。同意第10号 北中城村農業委員会委員の任命については同意することに決定されました。

日程第23. 報告第3号 令和4年度決算に基づく北中城村健全化判断比率の報告について

○議長（比嘉義彦）

日程第23. 報告第3号 令和4年度決算に基づく北中城村健全化判断比率の報告についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長（比嘉孝則）

では、報告第3号 令和4年度決算に基づく北中城村健全化判断比率の報告について。

報告第3号

令和4年度決算に基づく北中城村健全化判断比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、別紙のとおり健全化判断比率を監査委員の意見を付して本会議に報告します。

令和5年9月8日 提出

令和4年度 健全化判断比率

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づく健全化判断比率

(単位：%)

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
健全化判断比率	—	—	5.6	41.4
早期健全化基準	15.00	20.00	25.0	350.0
財政再生基準	20.00	30.00	35.0	

備考 健全化判断比率のそれぞれの欄において「—」と表記されている場合は、実質赤字額又は連結赤字額がないことを表す。

以上でございます。

○議長（比嘉義彦）

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で村長の報告を終わります。

日程第24. 報告第4号 令和4年度決算に基づく北中城村水道事業会計の資金不足比率の報告について

○議長（比嘉義彦）

日程第24. 報告第4号 令和4年度決算に基づく北中城村水道事業会計の資金不足比率の報告についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長（比嘉孝則）

報告第4号 令和4年度決算に基づく北中城村水道事業会計の資金不足比率の報告について。

報告第4号

令和4年度決算に基づく北中城村水道事業会計の資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、別紙のとおり資金不足比率を監査委員の意見を付けて本会議に報告します。

令和5年9月8日 提出  
北中城村長 比嘉孝則

### 資金不足比率

比率名	令和4年度	経営健全化基準	備考
資金不足比率	— (%)	20.0 (%)	

注) 資金不足額がない場合は、「—」を記載している。

令和4年度はなしで、基準内の数値でございます。

以上でございます。

#### ○議長（比嘉義彦）

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

#### ○議長（比嘉義彦）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で村長の報告を終わります。

#### 日程第25. 報告第5号 令和4年度決算に基づく北中城村下水道事業会計の資金不足比率の報告について

#### ○議長（比嘉義彦）

日程第25. 報告第5号 令和4年度決算に基づく北中城村下水道事業会計の資金不足比率の報告についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。  
村長。

#### ○村長（比嘉孝則）

報告第5号 令和4年度決算に基づく北中城村下水道事業会計の資金不足比率の報告について。

#### 報告第5号

#### 令和4年度決算に基づく北中城村下水道事業会計の資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、別紙のとおり資金不足比率を監査委員の意見を付けて本会議に報告します。

令和 5 年 9 月 8 日 提出  
北中城村長 比 嘉 孝 則

資 金 不 足 比 率

比率名	令和 4 年度	経営健全化基準	備考
資金不足比率	— (%)	20.0 (%)	

注) 資金不足額がない場合は、「—」を記載している。

別添、資金不足比率をご参照いただきたいと思います。資金不足額がございません。

以上でございます。

○議長（比嘉義彦）

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で村長の報告を終わります。

日程第 26. 報告第 6 号 令和 4 年度沖縄県  
町村土地開発公社事業報告及び  
決算報告書について

○議長（比嘉義彦）

日程第 26. 報告第 6 号 令和 4 年度沖縄県町村土地開発公社事業報告及び決算報告書についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長（比嘉孝則）

報告第 6 号 令和 4 年度沖縄県町村土地開発公社事業報告及び決算報告書について。

報告第 6 号

令和 4 年度 沖縄県町村土地開発公社事業報告及び決算報告書について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 3 第 2 項の規定により、令和 4 年度沖縄県町村土地開発公社事業報告及び決算報告書を別紙のとおり提出いたします。

令和 5 年 9 月 8 日 提出  
北中城村長 比 嘉 孝 則

10ページと11ページをお開きいただきたいと思  
います。

北中城村に関する先行取得事業がございます  
ので、その報告をいたします。

まず、中段から下のほうに、北中城支社サウ  
スプラザ地区用地というのがございまして、前  
年度繰越額が4億3,700万1,575円、そして当該  
年度、本年度の取得造成事業、経費等について  
記されているのが44万4,626円でございます、  
次年度に繰り越すべき額として4億3,744万  
6,201円となっております。

続きまして、もう一つ、アワセゴルフ場跡地  
健康・スポーツ交流施設用地取得事業というこ  
とで、これについては前年度繰越しが5億  
3,418万6,157円、そして当該年度の増減につ  
きましては72万80円、計、次年度に繰り越す額  
といたしまして5億3,490万6,237円となつてお  
ります。

以上でございます。

○議長（比嘉義彦）

これから質疑を行います。質疑はありません  
か。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で村長の報告を終わります。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

御苦労さまでした。

午後 0時17分 散会

## 令和5年第6回北中城村議会定例会会議録

招 集 年 月 日	令 和 5 年 9 月 8 日					
招 集 の 場 所	北 中 城 村 議 会 議 場					
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開 議	令和5年9月11日 午前10時00分			議 長	比 嘉 義 彦
	散 会	令和5年9月11日 午前11時38分			議 長	比 嘉 義 彦
応（不応）招議員 及び出席並びに 欠 席 議 員	議 席 番 号	氏 名	出 席 等 別	議 席 番 号	氏 名	出 席 等 別
	1 番	川 上 龍 太	出	8 番	大 城 律 也	出
	2 番	屋 良 朝 春	出	9 番	上 間 堅 治	出
	3 番	比 嘉 悟	出	1 0 番	喜屋武 すま子	出
	4 番	比 嘉 正 志	出	1 1 番	比 嘉 義 弘	出
	5 番	平安山 和 美	出	1 2 番	名 幸 利 積	出
	6 番	喜屋武 功	出	1 3 番	山 田 晴 憲	出
	7 番	伊 集 守 吉	出	1 4 番	比 嘉 義 彦	出
会 議 録 署 名 議 員	4 番 議 員		比 嘉 正 志			
	5 番 議 員		平安山 和 美			
職 務 の た め 議 場 に 出 席 し た 者 の 職 氏 名	事 務 局 長		比 嘉 直 也			
	議 事 係 長		仲 村 静 香			
地 方 自 治 法 第 1 2 1 条 に よ り 説 明 の た め 出 席 し た 者 の 職 氏 名	村 長	比 嘉 孝 則	教 育 長	德 村 永 盛		
	副 村 長	大 田 繁	教 育 総 務 課 長	平 田 清 徳		
	総 務 課 長	喜 納 克 彦	生 涯 学 習 課 長	比 嘉 利 彦		
	企 画 振 興 課 長	仲 本 正 一	建 設 課 長	安 次 嶺 正 春		
	会 計 課 長	喜 屋 武 の り 子	農 林 水 産 課 長 兼 農 委 事 務 局 長	瀬 上 恒 星		
	住 民 生 活 課 長	楚 南 兼 二	健 康 保 険 課 長	玉 栄 治		
	税 務 課 長	玉 栄 幸 憲	学 校 教 育 指 導 主 事			
	上 下 水 道 課 長	伊 佐 秀 樹				
	福 祉 課 長	喜 納 啓 二				
議 事 日 程	別 紙 の と お り					

議事日程第2号

令和5年9月11日（月曜日）

1. 開議 午前10時

2. 付議事件及び順序

日程 番号	議案番号	事 件 名	摘 要
1	議案第32号	北中城村印鑑条例の一部を改正する条例について	質疑、委員会付託 省略、討論、決定
2	議案第33号	北中城村固定資産税の課税免除等の特例に関する条例の一部 を改正する条例について	〃
3	議案第34号	令和5年度北中城村一般会計補正予算（第4号）について	〃
4	議案第35号	令和5年度北中城村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1 号）について	〃
5	議案第36号	令和5年度北中城村水道事業会計補正予算（第2号）につい て	〃
6	議案第37号	令和5年度北中城村下水道事業会計補正予算（第2号）につ いて	〃
7	認定第1号	令和4年度北中城村一般会計歳入歳出決算の認定について	質疑、委員会付託
8	認定第2号	令和4年度北中城村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認 定について	〃
9	認定第3号	令和4年度北中城村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の 認定について	〃
10	認定第4号	令和4年度北中城村水道事業会計決算の認定について	〃
11	認定第5号	令和4年度北中城村下水道事業会計決算の認定について	〃
12	議案第38号	令和4年度北中城村水道事業剰余金処分について	〃
13	議案第39号	令和4年度北中城村下水道事業剰余金処分について	〃



○議長（比嘉義彦）

おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

開 議（午前10時00分）

日程第1．議案第32号 北中城村印鑑条例  
の一部を改正する条例について

○議長（比嘉義彦）

日程第1．議案第32号 北中城村印鑑条例の  
一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませ  
んか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わり  
ます。

お諮りします。本案についての委員会付託は  
会議規則第39条第3項の規定によって省略す  
ることにしたいと思います。御異議ありませ  
んか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を  
省略します。

これから討論を行います。討論はありませ  
んか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

討論なしと認めます。これで討論を終わり  
ます。

これから議案第32号 北中城村印鑑条例の一  
部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定す  
ることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

異議なしと認めます。議案第32号 北中城村  
印鑑条例の一部を改正する条例については原案

のとおり可決されました。

日程第2．議案第33号 北中城村固定資産  
税の課税免除等の特例に関する条  
例の一部を改正する条例について

○議長（比嘉義彦）

日程第2．議案第33号 北中城村固定資産税  
の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正  
する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませ  
んか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わり  
ます。

お諮りします。本案についての委員会付託は  
会議規則第39条第3項の規定によって省略す  
ることにしたいと思います。御異議ありませ  
んか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を  
省略します。

これから討論を行います。討論はありませ  
んか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

討論なしと認めます。これで討論を終わり  
ます。

これから議案第33号 北中城村固定資産税の  
課税免除等の特例に関する条例の一部を改正す  
る条例についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定す  
ることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

異議なしと認めます。議案第33号 北中城村  
固定資産税の課税免除等の特例に関する条例の

一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

**日程第3．議案第34号 令和5年度北中城村一般会計補正予算（第4号）について**

**○議長（比嘉義彦）**

日程第3．議案第34号 令和5年度北中城村一般会計補正予算（第4号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

比嘉 悟議員。

**○3番（比嘉 悟議員）**

おはようございます。よろしく申し上げます。4点ほど。

まず13ページ、2款1項15目文化振興費、18節負担金、補助及び交付金、北中城村伝統芸能活動団体補助金100万円、2団体に各50万円の補助金ということですが、どのような活動をしている団体かお聞かせください。

あと22ページ、5款1項3目農業振興費、17節備品購入費、トラクター等の農業機材を格納する倉庫ということですが、どこに倉庫を設置するのか。

次に27ページ、9款2項小学校費、1目学校管理費、12節委託料の訪問看護委託料、小学校で医療ケアが必要な児童に対してということですが、ケアが必要な児童数、それも両小学校の委託料なのか。

次、28ページ、9款3項中学校費、1目学校管理費の10節需用費の運動場フェンス修繕費ですが、これは運動場全体のフェンス修繕でしょうか。

以上4点、お願いします。

**○議長（比嘉義彦）**

生涯学習課長。

**○生涯学習課長（比嘉利彦）**

比嘉 悟議員の御質疑に関して、私の管轄するところでお答えします。

13ページ、2款総務費、1項総務管理費の15目文化振興費の18節負担金、補助及び交付金ですが、今、ライカムの子供エイサーを発足したいということで、衣装とか太鼓等を準備したいということで、1つの団体として結成しているようです。あと空手の振興についてやりたいということで応募があったところでもあります。この2団体です。

以上です。

**○議長（比嘉義彦）**

農林水産課長。

**○農林水産課長兼農業委員会事務局長（瀬上恒星）**

私のほうからは22ページ、5款1項3目農業振興費の17節備品購入費、庁用備品の保管場所につきましては、現在中央公民館の駐車場の一部をスペースとして考えております。

以上です。

**○議長（比嘉義彦）**

教育総務課長。

**○教育総務課長（平田清徳）**

比嘉 悟議員の質疑にお答えします。

訪問看護が必要な児童数ですが、今回補正に上げているのは1名分となっております。当初予算でもう1名のほうは計上しておりまして、今回の補正予算の分の1名分となっております。両小学校各1名の人数になります。

あと、中学校の運動場フェンスの修繕費なんですけれども、全体的に被害を受けておりまして、今回計上しておりますのは村道側の一部、50メートル部分のフェンス修繕費となっております。

以上です。

**○議長（比嘉義彦）**

比嘉 悟議員。

○3番（比嘉 悟議員）

まず、芸能のものからです。

子供エイサーというのはライカム自治会の子ども会なのかという確認です。

あと、トラクターの倉庫、狭い役場だから、駐車場が狭くなるから心配していたんですけれども、中央公民館ということで大丈夫です。

あと、小学校費の、この訪問看護というのは必要なときに来るのか。常時は滞在というか、配置されていないのか。

中学校のフェンスなんですけれども、農道側に倒れたというのを聞いて、グラウンド側も全部フェンスが倒れているというのを聞いて、200万円で全部できるのかなと心配しているんですが、中のほうはどういった考えをしていますか。

○議長（比嘉義彦）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（比嘉利彦）

お答えいたします。

現在、ライカム自治会というのはまだございませんので、自治会の子供たちかという、ちょっと正確ではないかなと思いますけれども、自治会をつくるに当たって、子供たちがそういった動きがあるということで、ライカム地区にお住まいのお子さんだということは聞いております。なので自治会を結成する際のきっかけになればいいかなと思ってそれで計上させていただいております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

教育総務課長。

○教育総務課長（平田清徳）

比嘉 悟議員の質疑にお答えします。

訪問看護の委託料につきましては、この児童が学校に来る場合に一緒に付き添ってくる形になりますので、常時待機しているとかそういったものではございません。

あと、運動場のフェンスの修繕なんですけれども、全体的に広範囲でフェンスのほうで倒れておまして、今のところ具体的な調査がまだできていないものですから、とりあえず村道側の部分の修繕になります。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

比嘉 悟議員。

○3番（比嘉 悟議員）

ぜひ、この伝統芸能を通じて、ライカム自治会が早めに発足することを期待しております。

あと、中学のフェンスなんですけれども、私、中学校の野球部をちょっと手伝いしに行っていて、放送で聞こえたのが、最近ハブが出たと。ハブの抜けがらが出たということで、グラウンド側も草も生い茂って、ボールとかが入っていたら危険な状況なので、できれば早めにそういった体制もよろしくお願いします。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

ほかに質疑はありませんか。

比嘉義弘議員。

○11番（比嘉義弘議員）

1点だけ質疑させていただきます。

30ページ、9款1目12節、これは多目的交流施設導入機能調査業務の委託ですが、その詳細の説明をお願いしたいと思います。

○議長（比嘉義彦）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（比嘉利彦）

比嘉義弘議員の御質疑にお答えします。

30ページの社会教育総務費の12節委託料なんですけれども、今現在ライカム地区のほうに旧アリーナ用地と呼ばれているところがありますけれども、これが多目的交流施設を造ろうということで今話を進めております。それに関しては民間活力、要はPPPとかいうものですけれども、それを導入できるかどうかという、その可能性

の調査を入れようかなと思っております。民間事業者のノウハウ等、効率的なサービスの提供を目指すものでありまして、その事業の手法の比較とか、あと民間事業者の意向の調査、あるいは財政負担軽減の効果の検証などを行うために調査費を計上させていただいております。

以上です。

**○議長（比嘉義彦）**

比嘉義弘議員。

**○11番（比嘉義弘議員）**

私は少し勘違いしていたようで、多目的交流施設というと、例の村民体育館と思っておりましたけれども、そうではないようで、新しい企画のようですが、これはかなり具体的に説明できますか。どういったことを利用、種目というのかな。

**○議長（比嘉義彦）**

生涯学習課長。

**○生涯学習課長（比嘉利彦）**

以前にもお話をさせていただいたと思うんですけども、旧アリーナ用地が規模を縮小して交流施設ということで建設しようということですので、細かい内容等はまだ決まっておりませんが、それも含めた形でその可能性調査を入れるということになっております。

以上です。

**○議長（比嘉義彦）**

ほかに質疑はありませんか。

喜屋武すま子議員。

**○10番（喜屋武すま子議員）**

ただいま比嘉義弘議員からも質疑がありましたけれども、30ページの9款3項1目のこの委託料なんですけれども、多目的交流施設導入機能調査業務委託料となっておりますけれども、そうしますと、これは調査を入れてやるということなんですけれども、これは今年中に答申というのか、そういうのは出るんですか。あるいはその後、それを検討してもらって、また次年

度につないでいくということなのか。御説明お願いします。

**○議長（比嘉義彦）**

生涯学習課長。

**○生涯学習課長（比嘉利彦）**

喜屋武議員の御質疑にお答えします。

この調査を入れた後にこの建物について建築の方法等も含めて可能性の調査をしていきますので、それを調べた、今年度入れた後に、建設等の本格的な動き出しが始まるということにしております。

以上です。

**○議長（比嘉義彦）**

喜屋武すま子議員。

**○10番（喜屋武すま子議員）**

この施設のありようなんですけれども、村民にはどういった形になるのか、どういった方向に行くのかというのに非常に関心が集まっていると思うんです。そこら辺の村民のニーズとかあるし、それから今中央公民館の機能も添えてのことなのか。そこら辺も考えていらっしゃるのか、そこら辺の説明をお願いします。

**○議長（比嘉義彦）**

生涯学習課長。

**○生涯学習課長（比嘉利彦）**

お答えします。

この多目的交流施設については、以前にあったアリーナの建設予定の規模縮小だということで、以前はバスケットとかスポーツを通じた交流のほうメインというふうにしておりましたが、ちょっと規模が小さくなるものですから、スポーツ、メインというのはちょっとできないのかなと。

あと民間との交流ですね、国際交流等を含めて多目的にできるものというふうを考えておりました、中央公民館の全てではありませんけれども、一部補完できるような施設を考えております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

喜屋武すま子議員。

○10番（喜屋武すま子議員）

分かりました。ありがとうございます。

○議長（比嘉義彦）

ほかに質疑はありませんか。

上間堅治議員。

○9番（上間堅治議員）

それでは私のほうから質疑させていただきます。

まず、13ページ、2款1項15目18節負担金、補助及び交付金、先ほどの悟議員からの関連の質疑ですけれども、2団体、子ども会のエイサーと、あと空手に対しての補助ということでしたけれども、この内容を、内容というか詳しく掘り下げていきたいと思っておりますけれども、この子ども会のエイサーというのは実際に活動されているのか。そういった実績がある団体なのか。この実績というのはほかでやったりとか、北中城村のエイサー祭りとかでも出られるような準備は整えて、実際、衣装が足りないからお願いしますということなのか、これから始めるという団体なのかということですね。

あと、空手に関しては、私のイメージからすると空手というのは、何ていうのかな、稽古事とか、そういった形で月謝とかそういったのを取りながらやっているようなイメージなんですけれども、この空手に対しての伝統芸能ももちろんそうですけれども、それに対する補助の在り方というのもまた問題になってくるのかなと思っております。この辺の空手の団体の位置づけ、こういった団体なのかということ詳しくお願いします。

続いて24ページ、7款2項2目11節、不動産鑑定手数料（九年堂坂付近）というふうに出ていますけれども、この鑑定料のほうは目的ですね、例えば買いたい方がいるから鑑定入れるよ

うとか。それとか、もしかしたら境界で問題が発生して何かあるのかというのがちょっと詳しく分からないので、こういった目的で鑑定を入れるのか、お聞かせください。

続いて30ページ、9款5項1目18節負担金、補助及び交付金、学校運営協議会補助金というふうになっていますけれども、学校運営協議会というのは、集まっている議論してという形であって、補助金とかそういった交付金を出す、何とかなのか、事業をしているというのであれば、補助金とか交付金とかあってもいいのかなというふうに思っているんですけれども、この学校教育協議会の中でこういった事業をするのか。私のイメージとしてあるんですけれども、違う考え方を持って補助金を出すということだと思っておりますけれども、この趣旨ですね、どのような趣旨で補助金支出というふうになっているのか、お聞かせください。

続いて、9款6項2目13節、体育館賃借料、説明では、当初予算で計上されてなかったということでもありますけれども、この辺に関しては議会のほうも見落としていたということで、やはり我々もしっかり注意していかないとはいけないんだなというふうに思っています。反省もしております。ただ、前年度、令和3年度の決算を見ると100万円近く上乘せされています。この辺の説明もあるべきではないのかなというふうに思っていますけれども、この辺しっかり説明のほうをよろしくお願いします。

○議長（比嘉義彦）

休憩します。

午前10時21分 休憩

午前10時22分 再開

○議長（比嘉義彦）

再開します。

建設課長。

○建設課長（安次嶺正春）

それでは私のほうから24ページ、2目11節役

務費の不動産鑑定料の内容について御説明いたします。

今回の場所は九年堂坂の付近ということで、島袋地内、島袋小学校に抜ける主に通学路として使われている通りなんですけれども、この道路自体が特にこれまで法的な位置づけを持たない、自然に道形状ができたというところがございまして、今年その地権者の方、何か引き継がれたという経緯がありまして、この土地は一体どういう扱いなんだろうかということで、個人用地のまま道路で使われていたということがございます。その地権者の方から買上げは可能なのかという御相談がありまして、適切に処置するために、買上げに向けて整理を進めていきたいというところから今回不動産鑑定を入れたという趣旨でございます。

以上です。

**○議長（比嘉義彦）**

休憩します。

午前10時24分 休憩

午前10時27分 再開

**○議長（比嘉義彦）**

再開します。

生涯学習課長。

**○生涯学習課長（比嘉利彦）**

上間議員の御質疑にお答えします。

13ページお願いします。2款総務費、1項総務管理費、15目文化振興費、18節負担金、補助及び交付金の件でございますが、現在、今2団体の交付申請が出ておりまして、先ほど申し上げた空手の団体とライカムの子供エイサーということで出ております。一応これですね、これから13ページの18節の上のほうに8節、1節のほうも計上しておりますが、伝統芸能振興基金申請審査委員会というところで諮って、それで決定するものでありますけれども、現在空手については熱田地区のほうで伝統空手をやりたいということで発足した団体があるということと、

あとライカムの子供エイサーについては、実際、今現在、募集して活動はしております。それで、ただ祭りのほうの参加にはまだちょっと間に合っていないということで、現在、衣装もなくて、太鼓も段ボールで作って今やっているところだということでもありますので、これをぜひ子供たちの活動に使ってもらえるかなということで、その委員会のほうに上げるために予算計上をしております。

それと30ページの9款教育費、5項社会教育費、1目社会教育総務費、18節負担金、補助及び交付金、学校運営協議会の補助金ですけれども、現在村にある小学校、中学校のほうで学校運営協議会を持っておりますけれども、資料印刷等、会議にかかる消耗品等、学校運営協議会を支える必要な経費として補助したいということで上げております。

31ページ、9款6項保健体育費、2目体育施設費の13節使用料及び賃借料です。これ、本当に大変申し訳ございません。当初予算のほうで実際入れるべきであったところ、これの予算の漏れがありました。これについては、現在、村民体育館がある建物を株式会社ルネサンススポーツクラブのほうに支払いしているものと、その土地に関しては、ルネサンスのほうから逆に賃貸しておりまして、その賃貸料が入るわけですけれども、これの契約が体育館費用を支払うのと、賃借料をもらうのを相殺してルネサンス側に支払うというところがありまして、これが実際、収入側は予算計上しておりますが、支出が漏れていたところでした。

それと、昨年度も同様なものがありましたけれども、これについては消費税が3年分転嫁していなかったというところがありまして、それで昨年消費税分を計上していたというところでした。

以上です。

**○議長（比嘉義彦）**

上間堅治議員。

○9番（上間堅治議員）

まずは14ページの補助金のほうから再質疑します。

やはり私ずっと補助金団体ということに対しては強くいろいろところで申し上げています。しっかりどういった活動をしているのか、村のためにどういった貢献ができるのかというふうなところも見極めて、細かいことは言いませんけれども、エイサーの場合は自治会、また結成のために一助になるんじゃないかというふうな考え方もあるということで、それもありかなというふうな考えもあるんですけども、それも含めて、空手も含めて、そういった考えの下でしっかり村の予算を支出するというのをやっていただきたいということです。

あと、学校運営協議会の補助に対しては分かりました。

体育館のほうですけれども、消費税を3年分今まで取っていないということで、今回計上されたという話で、前の分もやって、あれ前の分は決算でやるんじゃないんですか。ごめんなさい。これはまた後で、決算のほうも私確認して、しっかり出ていますので、この辺はまた決算でしっかりどういった経緯で、どういった方向で見直していくのかというのを確認していきたいと思います。よろしくをお願いします。

不動産の件なんですけれども、24ページ、この道というのは、九年堂坂というところには子供たちの通学路になっているからしっかりやらんといけないなというふうに聞こえはするんですけども、じゃあここが本当に通学路になっているのか。通学路の部分なのか。道が曖昧だよという形、向こうは昔、復帰後に業者が開発してからいろんな道とかできて、いろんなことがあったという話も聞いています、あの辺はですね。どの辺かちょっと分からないので、もしかしたら囲繞地ですか、そういった部分で

ちゃんと生活している人の権利というのがあって、別に使えるよという話もできると思うんですよ。この辺はどういう考えで持っているのかをお願いします。

○議長（比嘉義彦）

建設課長。

○建設課長（安次嶺正春）

では、24ページの不動産鑑定手数料について追加質疑にお答えいたします。

まず、通学路の指定という明確な位置づけがなくて、特段今の時点でそういう位置づけを持っているものではないということ。それと囲繞地に対する補償というもので、通常その囲繞地、通路を確保しないといけないというのは法的な義務があるんですけども、こういった形でない駄目なのかということまでの言明はされてないと。例えば一人が歩ける、管理用に入れるだけであれば構わないというような問題もあって、その囲繞地を通行させるものに当たっては有料なのか無償なのか。そういったものの取決めはありません。これは当事者、あくまでもその周辺の地権者と当該地の地権者のそれぞれの合意によるものということになっているという理解をしております。

今回の場所は、主に通り抜け、通学としての使い方が多いのかなというところを考えておまして、地権者、当事者と、その利用者が必ずしも一致しないというところから、公の立場として、村として対応が適切ではないのかなということで今考えているというところがございます。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

上間堅治議員。

○9番（上間堅治議員）

それでは今お話しした不動産鑑定料のほうの土地の部分なんですけれども、先ほども言っているように、あの辺一帯は民間業者が開発して、

こういった自分の土地に道が通っているよというのはいっぱいあるんですよ。そういうふうになると、これからもそういった形で村は対応してくれるのかというのを最後に聞きたいんですけども、この辺よろしくお願いします。

**○議長（比嘉義彦）**

建設課長。

**○建設課長（安次嶺正春）**

お答えいたします。

いろんなところで土地所有者が不明な私有地とかいろいろ私道があったりすると思うんですけども、我々も今回の場所について、過去の経緯をまず内部で調査をしたんですけども、その経緯がよく見当たらないというところ。それとあと自治会のほうにも、何らかのその経緯が残ってないかというところも確認したんですけど、現役自治会長さんあたりもよく分からないと。いつの間にかその道路はあったという状況です。当該付近の開発では開発されたのかというところも明確なものがないというところがございます。そういった場合に、ではほかの地域でも同様なことがあるというところで手当てができるのかというと、その都度その状況を調べて、考えた後の対応ということになるものと思っております。あくまでも、私道をメインとした開発が行われている場合は、これはその土地の管理者が継続的に管理するものという理解でございます。

以上です。

**○議長（比嘉義彦）**

ほかに質疑はありませんか。

大城律也議員。

**○8番（大城律也議員）**

2点ほど質疑をさせていただきます。

まず1点目、16ページ、3款1項1目12節委託料、行旅死亡人葬祭業務について質疑をさせていただきます。それから2点目、30ページ、9款5項3目12節委託料、基地内文化財発掘調

査について質疑をさせていただきます。

まず1点目、行旅死亡人、これは何か。地元で総合病院が移転をしましてまいりました。非常にありがたい。地域医療にしてありがたい徳洲会病院等々であります。そこでこういう総合病院になりますと、村外からいろんな患者さんが救急車を利用して搬送されてまいります。そこで、その中でも、本籍、あるいは住所が分からない患者さんが運ばれてくる可能性が出てまいります。先日この対応をされている福祉課の課長、係長が一生懸命対応されている。組織からやってみてすごい対応業務だなというふうに思いましたので、今回これについて、ぜひ我々も含めて、そういう大変な業務があるということも我々も理解をしていきたいなというふうに思っ

て質疑をさせていただきました。この中には行旅病床者、これも同じように入院する。しかし、入院してきたときに手続きしたら本籍も分からない。そういう患者さんも運び込まれてくるわけでありまして。そしてこれは地元の自治体で補償すると、対応するというようになっているようでありまして、それについてもお聞きをしていきたい。

まず、この行旅死亡人の葬祭関係について、私は非常にありがたいな、申し訳ないなという思いがいっぱいでありましたので、担当課長にですね、福祉課長ですか。もしコメントがあればお聞きをしたいなというふうに思っておりますので、よろしくお願いします。

**○議長（比嘉義彦）**

福祉課長。

**○福祉課長（喜納啓二）**

ただいまの御質疑にお答えいたします。今回の補正で上げております行旅死亡人等葬祭業務というものでございますけれども、大きく分けまして今議員のおっしゃっているような行旅死亡人、身元が分からないような方である場合、あと身元は分かるんですけども、お名前、住



所は分かるんですけども、引き取り手のない死亡された方、この場合には墓地埋葬法によって亡くなった地の市町村が御遺体を引き取るというような業務の2つがございます。

今年度につきましては、ほぼ行旅死亡人というよりはその墓地埋葬法に基づいて引き取り手のない御遺体を市町村が引き取るというような事例が、村が引き取るというような事例が増えておりますので、昨今の新聞報道でもありますように、火葬場の待機が非常に増えている状況もございますので、それで、若干委託料のほうも増えているというところで、今回30万円、1件分を計上させていただいているところでございます。

状況としては以上です。

**○議長（比嘉義彦）**

2点質疑していますよね。基地内の埋蔵物はどっちですか。教育委員会か、これ具体的な質疑はないんですが、これ詳細、内容ですか。

大城律也議員。

**○8番（大城律也議員）**

まず、この2,200万円余り補正ということがあります。全体では2億2,000万円。その基地内です、成果品、どういうものが今までに発掘されて、その成果品はどのように取り扱われるのか。本村が全部受け取るのか。これは防衛局の業務委託、受託業務というふうになっているようですが、本村がこれを受け取った場合どういう形で保存していくのかというものも含めてお聞きしたいと思います。

**○議長（比嘉義彦）**

生涯学習課長。

**○生涯学習課長（比嘉利彦）**

大城律也議員の御質疑にお答えいたします。

30ページの9款教育費、5項社会教育費、3目文化財保護費の12節委託料。これについては基地内です、喜舎場ハウジングエリア等の発掘、これは米軍の住宅の移設に伴って調査が必

要というところでやっております、防衛局の10割補助の受託業務ですけども、現在、基地内にある、主に墓、墳墓が出てきております。それについては、ここに基地建設されるときからもう中身についてはほとんど出されております。今、出土しているものについては、当時生活していたような跡のものが数点と、あと墓の骨を保管する厨子甕が出てきております。今後については、これについては出土した市町村で対応することになっておりますので、引き受けるわけですけども、ただちょっと保管施設がないものですから、これはこれから検討というところであります。

以上です。

**○議長（比嘉義彦）**

大城律也議員。

**○8番（大城律也議員）**

分かりました。ぜひこの成果品とかそういうものを一覧表にして、何があったのか、これが本村が保管するのか、これもしっかりしていただければ。しかし、そのときには保管場所もまた準備をしなければいかんわけですね。それもまた業務として、本村の歴史を紹介していくのも大事なことだろうというふうに思っております。

それから福祉課長、ありがとうございます。今後ますます増えてくると思っておりますので、その対応、福祉課を中心にして、北中城村もその対応をしっかりやっていただければというふうに思っておりますので、よろしく申し上げます。

以上であります。ありがとうございました。

**○議長（比嘉義彦）**

ほかに質疑はありませんか。

名幸利積議員。

**○12番（名幸利積議員）**

それでは2点質疑をいたします。

13ページ、2款1項13目10節の道路街灯修繕

費です。修繕の具体的な内容、場所、件数をお尋ねいたします。

それから同じく13ページの2款1項13目18節負担金、補助及び交付金、伝統芸能団体補助金の追加分ということです。ライカムの子供たちのエイサー、そして空手ということで補助することは喜ばしいことだと思っております。ただ、私が気になるのは、この伝統芸能というのは、例えば熱田の南島であったり、喜舎場の獅子舞、島袋の棒総巻、そういうところが該当していると思うんです。子供たちにエイサーを教えているのはライカムだけではなくて、私が知る限り熱田もそうです。島袋もそうです。地域の方々がボランティアでずっと教えてきているんです。いろんなそういう備品とか衣装とかは自治会からのバックアップであったり、あるいは自分たちで資金造成をしたりしてそういうことをやっているわけです。そうすると、じゃこれを補助、ライカムの子供たちにエイサー補助をあげた場合に、ほかの団体が、じゃあ私たちももらえるんだなとって申請するが、これは認めるんですか。

空手もそうです。もしかしたらこの空手も一生懸命教えている方も私もよく知っています。もう何十年もボランティアで頑張っているんですよ。補助することは好ましい、喜ばしいことであるんですけども、じゃあ私は空手を教えている、そうしているんだという方々が申請を今後やった場合に認められるんですか。

○議長（比嘉義彦）

建設課長。

○建設課長（安次嶺正春）

それでは私のほうから13ページ、2款1項12目10節の需用費、交通安全施設修繕費についてお答えいたします。失礼しました。13目街灯設備費の10節需用費の道路街灯修繕費についてお答えいたします。

これは主にライカム地区の歩道がありまして、

今道路管理上の街灯として設置している歩道部分の街灯になります。これが台風6号の後、今切れた状態になっておりまして、こちらがこの大半を占めているという状況でございます。これがおよそライカム地区で20基程度ございまして、今回の補正に当たりましては、その後もまた点灯できてないというところが台風の影響で少しずつまた出てくるということがありまして、少し余裕めに30基程度のものを今予算としては計上させていただいているというところでございます。主にはライカム地区の歩道の部分であるというところでございます。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（比嘉利彦）

名幸利積議員の御質疑にお答えします。

13ページ、2款1項15目18節の負担金、補助及び交付金の件ですけれども、議員おっしゃるとおりそれが補助に全て当たるかというところですが、これについては同じ目の1節と8節のほうにも予算計上しておりますけれども、伝統芸能振興基金申請審査委員会というところがございまして、そこのほうで決定していくものと思っております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

課長、この伝統芸能振興基金審査委員会、そこで協議されていても、今後のものを認めていくのかという質疑があるんです。だから今、いろんな各種、空手だったり、そしてエイサーも各地域で子供エイサーがあります。それは申請をすれば認めるのかという質疑ですから、それも教えてください。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（比嘉利彦）

失礼しました。

今後も申請すれば認められるかどうかなんです

すけれども、今回2団体から申請がございましたので、そういった場合、この審査委員会を開かないといけません。ですので、補正予算のほうに計上してございます。なので、ほかの団体等から申請がありましたら、やはり同じような形でその審査委員会を設けて決定しますので、ここですぐ私のほうで認めるのかというところはちょっと申し上げられないところです。

以上です。

**○議長（比嘉義彦）**

名幸利積議員。

**○12番（名幸利積議員）**

まず、街灯の件を再質疑させていただきます。ライカム地区の20件だということで、台風6号の影響だということであります。この台風6号は長期間にわたって停滞して、大きな損害を与えております。今回も補正予算で、あらゆる面で計上されております。街灯に関しましては、自治会内で台風6号の影響で破損しているということが私の耳に届いておりますけれども、この件は当局の皆さんに、ほかの地区ですよ、街灯、防犯灯ですね、破損しているということは、訴えは耳にされているんでしょうか、お尋ねいたします。

それから伝統芸能の補助金です。私を感じるのは、今課長から答弁がありましたけれども、その委員会で決定されるということでありましてけれども、予算計上するに当たって、こういう質疑が議員から来るんだ、あるいはほかの団体が、類似団体から申請があったときにこの伝統芸能の補助金として果たしてこれがふさわしいのかどうなのかということを議論して、ここに計上すべきだと思うんですよ。委員会に投げる前にこれがどうなのかということは、村長、そして財政を預かるもの、担当課、やっぱり議論して、吟味されてそこに計上されるべきだと思うんですけども、そういう議論はなされてないんですか。委員会にこれを投げてしまったら、

委員会は気の毒ですよ、逆に言えば。そういう議論はなかったんですか。

**○議長（比嘉義彦）**

建設課長。

**○建設課長（安次嶺正春）**

では再質疑にお答えいたします。

まず、地域の街灯、防犯灯についてですけども、今その具体的に相談というところでは、防犯灯としては特に今のところ情報がないと。特にそういう報告はないということがございます。

別途、これが台風の影響なのかよく分からないところがあるんですけども、柱の傾きがあって、それを相談したいということは1件、これを受けているところです。その場所、状況を確認しながら今後必要なものなのかも含めて、本体からその修繕が必要であるという場合には、今後また村としての対応を検討していくという状況になってまいります。

以上です。

**○議長（比嘉義彦）**

休憩します。

午前10時56分 休憩

午前10時57分 再開

**○議長（比嘉義彦）**

再開します。

企画振興課長。

**○企画振興課長（仲本正一）**

名幸利積議員の御質疑にお答えします。

私たち予算ヒアリングの中の話として、私が知っている限りの話では、まず年間3団体を毎年公募かけているということを聞いております。その中でコロナの影響があって、ずっと中止した中で1団体を当初予算、これは村の青年会みたいですけども、1団体は決まっています、今回手を挙げてくれる、相談があったということで、さらに今まで3団体でしたので2団体を再度公募かけて募集が来た中から、この審査委員

に当てて決めるということ聞いているので、私の感覚からすると今の2団体をそのままあげるわけじゃなくて、さらに公募をかけて、来た中から選ぶという趣旨をヒアリングの中で聞いております。

以上です。

**○議長（比嘉義彦）**

名幸利積議員。

**○12番（名幸利積議員）**

街灯の修繕費については、地域に、繰り返しますけれども、台風6号が甚大な被害を与えています。これはライカム地区だけではないはずで、実際私のところにも地域から街灯防犯灯の修繕等の要望は耳に届いております。これが正式に執行部に対して申請、また要望、要求の声がないかもしれませんが、今後は自治会長会などを通してあると思います。今後のそのような声に対してどのような対応をされるのか、お尋ねします。

それから団体補助金についてであります。コロナの影響もあって、そういうような少なかったということですが、今後は随時追加のそういう声があれば検討委員会にかけてできるだけ補助していきたいという方針なのか、もう一度確認をいたしたいと思います。

**○議長（比嘉義彦）**

村長。

**○村長（比嘉孝則）**

名幸議員の御質疑にお答えいたします。

この補助制度というのは基本的には育成補助でございまして、必ずしも予算を全部執行する、あるいは50万円ずつを執行するというわけではございません。補助金というはある意味で予算の枠内で運営する。そしてこれが3団体であれば、基本的には50万円を割るかもしれませんが、そういうのになると思います。ただ、先ほどもまた質疑がございましたけれども、そういった育成団体、申請すればどこでも受けられるのか

ということでしたけれども、ただ、そこにワンクッションを置くのが審査委員会でございますので、審査委員会の意見をしんしゃくいたしまして、補助金を決定したい。そして補助金は全体、必ずしも50万円とかそういうものではなくて、補助金の枠内ということが補助金の性格としてあると思いますので、その枠内での交付だと思います。御理解いただきたいと思います。

**○議長（比嘉義彦）**

建設課長。

**○建設課長（安次嶺正春）**

では、私のほうから防犯灯の取扱いについてお答えいたします。

台風後、これからまたいろいろ数が増えてくるのかなと、実態がつかめてくるのかなというふうに思います。これについて、まず基本的な修繕の範囲としては、これ自治会管理というのがお互いの中での分担となっております。これが本体そのものからの取替えが必要であるというような場合には役場のほうで対応させていただいているところとして、今後、その実態数が明らかになってその状況を踏まえながら、適宜自治会とも調整しながら進めていきたいと思っております。ただ、かなりの数になることも想定されますので、そうした場合に財政的な手当というところで一遍にそれが対応できるのかどうか、そこは今後財政との調整も含めて対応をしたいと考えております。いずれにしましても、可及的速やかな対応ができるように図っていきたいというふうに考えております。

以上です。

**○議長（比嘉義彦）**

ほかに質疑はありませんか。

比嘉正志議員。

**○4番（比嘉正志議員）**

よろしくお願ひします。2点ほどお聞きしたいと思ひます。

24ページ、7款土木費、2項道路橋梁費、1

目道路維持費の道路修繕費についてですが、先日の説明のほうで、村道と熱田地滑りの修繕に充てられるというふうに説明を受けております。その件について、その両箇所が、例えば通行不可になっているのか。選択した理由は一体どういうところからなのか、お聞きしたいと思いません。

それともう1点が28ページ、9款教育費、3項中学校費、1目学校管理費、10節需用費の運動場、フェンス修繕費、こちらは先ほど比嘉悟議員から質疑がありました。質疑といいますか、提言といいますか、助言といいますか。運動場のフェンスが倒れているハブの抜けがらが見つかっている。そこから容易にハブが校内に侵入してくるであろうと予想されるというところで、生徒の安全安心に関わってくるところだと思いますが、以前から地域の住民からこの運動場のフェンス周辺の環境整備といいますか、草などが放置された状態で大変景観上見苦しいと。景観上見苦しいという時点で、既にハブがもし潜んでいたら見つけにくいとか、そういったことのおそれもあるので、フェンスの修繕と兼ねてその辺一帯の環境整備はどういったふうに今後考えていくのか、お聞きしたいと思いません。

以上です。

**○議長（比嘉義彦）**

建設課長。

**○建設課長（安次嶺正春）**

ただいまの御質疑にお答えいたします。

私のほうから24ページ、7款2項1目道路維持費の10節需用費、道路修繕費の内容についてですけれども、まず1つが村道島袋渡口線のほうで、台風6号の影響で、かなり倒木とか傾斜した樹木がございまして、その伐木の剪定を予定しております。今現在は通行そのものはできるんですけれども、これが今後また傾いて危険を生じるということもありますので早めに対応

したいというところです。

それともう一つ、南部延伸線、これはライカムの通りですけれども、植栽がほぼ倒れた状態になっておりましてこれの復旧を予定しております。この部分、今後どういった樹種、復旧の仕方をするのかということも含めて考えているところですけれども、あまり高い木ではなくて、ちょっと低木から少しずつ活着をさせながら飼育するのがいいのではないかなというふうに今考えているところです。

それともう1点、熱田地滑り地区の水路の補修ですけれども、これは台風とは直接の影響ではないんですが、今、県のほうで熱田地滑りの対策工事が進められています。その縁辺のほうで村が管理する水路があるんですけれども、これの破損が見られるということで、その地滑り対策と併せて補修しないと、また今後影響が出るかもしれないということで、今回その補修を見込んでおります。今回需用費の道路修繕費については、以上3点になってまいります。

以上です。

**○議長（比嘉義彦）**

教育総務課長。

**○教育総務課長（平田清徳）**

比嘉正志議員の質疑にお答えします。

9款教育費、3項中学校費、1目学校管理費の運動場フェンスについてなんですけれども、今のところはとりあえず緊急的にとということで、村道側、まず人が入ってくるところを先に修繕ということで考えております。グラウンドの奥のほうとかについては、ちょっと草も生い茂っていて調査できてないところです。今のところフェンスの修繕に併せて、ハブよけのネットの設置であったり、防草シート、草が生えないシートであったり、コンクリート、張りコンなどの検討ができると思うんですけれども、今のところそこまでの検討に至ってない状況であります。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

比嘉正志議員。

○4番（比嘉正志議員）

では、説明のありました件について再質疑させていただきます。

建設課長、分かりやすい説明ありがとうございます。今回私がこれを質疑した理由は、以前から伊集議員が大分質問されています村道1号線についてですが、これはいわゆる喜舎場地内からあやかりの杜へ抜けていく道路の件です。今回の台風でも、そこに倒木があって、一時通行不可となる事態が発生しております。さらには、今回の台風でも何件か見られたように大小様々な石が転がり落ちてきていると。その地域については、これまでも台風のみならず大雨の際に、大小様々な石が転げ落ちてきている。何を言いたいのかというと、まずそこで地滑りが発生した場合に、周りには、下方には民家が多数ありまして甚大な被害になるおそれがあると懸念しております。そういった、今回は例えば倒木の伐木とか植栽が倒れているなどの対応なんですけど、今後、この道路修繕費のほうにも当たるかと思うんですが、ぜひ大掛かりな地滑りが発生しないか。何らかの対応が打てないか、お願いしたいところです。大変付近の住民が不安がっておりまして、今回の台風の被害でも、転がり落ちてきた石などを片づける際に、やはり不安に思っていたという声をお聞きしております。このような箇所が、村内のほかにも多数あると思いますが、今私が思うところでは、恐らくそこが地滑りを起こしたときには、大きな被害が発生するであろうと考えておりますので、そちら、こういった被害が発生するおそれも考えて道路修繕を選定しているのか。そこにもこの後の大きな被害を想定して今回のような対応、そこを選択したのか、その辺をお聞きしたいと思います。今後の被害を最小限に食い止める、

そういった検討をされているのかというのをお聞きしたいと思います。

あと、運動場のフェンスの件ですが、今回確かに往来が多いところ、村道側からということは理解できます。校門側については、これは環境整備のほうに入ると思うんですが、地域の住民が校門側はきれいに清掃していただいて、景観もよく、恐らく近くにハブがいた場合は容易に見つけられるであろうと思われます。しかしながら、運動場のフェンス側、今後これから検討していくということでしたが、いまだに、先日、1週間ほど前に私通ったんですが、まだ台風の後片づけが済んでいない状況。もしハブが近くにいても、恐らく気づかないであろうと思われるようなそういう環境の状況です。今後、そういったふうにならないように台風後、常日頃から清掃が行き届くような対策ができないかと。今回の運動場側のフェンス整備において、その辺も今後の環境整備にも検討していただきたいなと思います。それについてはどのような対応を取っていただけるのでしょうかということです。よろしくお願いします。

○議長（比嘉義彦）

建設課長。

○建設課長（安次嶺正春）

それでは私のほうから道路修繕の取扱いについてお答えいたします。

今回再質疑の中では災害とその修繕との絡みというふうに理解しますけれども、まず今回の道路修繕費で計上させていただいている部分は、あくまでもその道路の通行を可能ならしめる。道路としての安全を確保するというのが趣旨でございます。

もう一つは、地滑りという話になってまいりますと、これはまた実施主体、地滑り対策というのはこれは主に県のほうが対策を実施していくという事業になってまいります。そのあたりでは関係者と連携しながら対応を進めたいとい

うふうに考えます。

ただ、通行に当たって落石の心配があるとか、通行時に何か災害に遭う可能性がないかというところに関しましては、正直なところ、そういう大雨のとき、台風とかのときには実質対策としては通行止めを行う。危険が予測されるのであれば、交通止めもやむを得ないというのが1つ。それと大きな地滑りが生じるというものに対しては、実際それに対して人の手で何か対策ができるというのは難しい面があります。というところではそういった避難勧告。もう逃げていただくというのが実際のところ現実的な対応となってまいります。そういったものも今後、対応としての検討はあるのかなと思います。

全体を含めまして、今、正直なところ全ての道路、今交通規制をかけているところもございます。通行の緊急性、利用頻度ですね、そのあたりも考えながら今、適宜進めているところでございます。

それともう1点は、沿道の管理者、地主さんという方の管理義務、努力をしていただかないといけないというところもございまして、これらをいろいろ総合的に我々は状況を見ながら対応をしているというところでございます。場合によってはその地主さんに適正な管理を求めるというところもございまして、いずれにしましても安全な通行ができるように努めていきたいというふうに考えます。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

教育総務課長。

○教育総務課長（平田清徳）

比嘉正志議員の質疑にお答えします。

今回の台風で片づけができていない、清掃ができていない部分があるということなんですけれども、中学校に限らず各小学校のほうでも倒木等の被害のほうはありまして、ある程度大きさであったり、量であったりというのは学校

側のほうで片づけはお願いしているところでもあります。そこら辺でまた、学校で対応できない量であったり、大きさ、木の太さとかであれば、教育委員会のほうで業者に委託して片づけ等を行っていきたいと思います。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

比嘉正志議員。

○4番（比嘉正志議員）

まず、28ページの運動場のフェンス修繕費に関連したところから環境整備の件でした。対応よろしくをお願いします。ありがとうございます。

つきまして、また24ページの地滑り地域、そちらについては県のほうと、そこが関わってくるという御説明でした。利用頻度から言えば、村道1号線は大変重要な位置に当たるかと思えます。また、地主の責任においてそういう管理をしていただきたいというような説明というふうに私は認識しておりますが、例えば斜面自体は地主は何も利用していないわけで、特にほかに被害が出るおそれがあるということであれば、地主も関わってくるのかなと思いますが、果たして地主が利用していない土地をあえて地主がお金を出してまでやるのか。そこについては、非常に危険だよというふうなことを村当局のほうから地主さんに改善してくれと、そういう通知をしているのか。恐らく地主は何らかの訴えがなければ動かないと思いますし、実際動きがあったときにはもう既に手遅れの状況かと思われ、それが予想されます。地滑りとかが起きる際は、やはり事前に何らかの兆候が出てきていると思うんですよ。地割れが出ていたりとか石が転げ落ちてきたりとか。今まさにその石が転げ落ちてきている事態が来ていると思ってますし、もうその兆候が既に出ているのではないかなと。そういった状況を鑑みますと、やはり何らかの対応は打っていかないといけないと思うんですが、村としても、ほかにもそういう箇

所があるかもしれませんが、全体を把握するのも大変困難かと思いますが、今私が調べた中では、そういった兆候が既に出ている。被害がさらに、もし土砂崩れが起きた際には、甚大な被害が容易に想像できます。そこは村としては県と協議しながら、その対策を取っていただけるのか。もしくは、今回そういう地滑りの兆候が果たしてあるのかどうか。村のほうとしても調べていただけるのかどうかお聞きして、最後の質疑にしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（比嘉義彦）

しばらく休憩します。

午前11時17分 休憩

午前11時18分 再開

○議長（比嘉義彦）

再開します。

ほかに質疑はありませんか。

喜屋武 功議員。

○6番（喜屋武 功議員）

24ページですけれども、7款2項1目10節の、今、比嘉正志議員からもありました道路修繕費について、今課長の答弁ではライカムの通りの植栽の件が出たんですが、私も台風後に見たときにクロキが結構倒れていて、本数的に具体的にどれぐらい倒れていたのかというのを聞きたいんですけれども、十五、六本ぐらいあったんじゃないかなと思っています。倒れたままで、また後日、2週間ぐらいですかね、後に見たら、根元からクロキが切られていたので、私はてっきりクロキが倒れて、早い段階で原状回復というか、クロキも1本当たりの単価は絶対高いと思うので、それになるかなと思ったら根元から切られていたので、その判断に至った経緯とか理由とかというのは説明できますか。

○議長（比嘉義彦）

建設課長。

○建設課長（安次嶺正春）

ただいまの御質疑にお答えいたします。

台風6号の影響でライカム地区の道路植栽が、把握しているもので31本ございます。できるだけそのまま活用できないだろうかというものを念頭に植栽業者と調整をしていたところであるんですけども、台風の影響がかなり県内広範囲にございまして、なかなか業者もすぐに動けないという事情がございました。そういった中でできるだけ生かしたいということでしばらく現場のほうで置いていたところでもありますけれども、実際、作業までに時間を要して、これを仮に戻したとしても、本当に育つのかどうかというところはもう何とも言い切れないということがございまして、それであれば、もうやむを得ず根っここのほうから切って、改めて植栽を直したほうがいいのではないかという判断に至ったところでございます。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

喜屋武 功議員。

○6番（喜屋武 功議員）

だから私が思うのは、確かに台風後、造園業者も含めて相当いろんなところに動いてそういう時間が取れなかったというのも理解もするんですけども、今30本と聞いて、ああ、こんなにあったんだなとびっくりしているんですが、いわば被害総額的には五、六百万円ぐらいの被害総額になっているのだと思います。ただ、村の木ということでクロキを植えて、あれが根元から切られている姿を見たら、これはもっと早い段階で業者がそれに着手できなかったという理由ももっともかもしれないけれども、この点がちょっと難しいなという。じゃあ、今後、さっきの答弁でも低木にするということは、クロキが残っている部分は残して、倒れた部分だけ低木にしてという、いわばバラバラな感じの植栽の形になるんですか。それはどうですか。

○議長（比嘉義彦）

建設課長。



○建設課長（安次嶺正春）

お答えいたします。

もともと倒れていない、残っているものについてはそのまま保存しようと思っております。ただし、今回もう倒れたものについては、今後活着が難しいというところで今撤去をしているというところで、その撤去した箇所につきましてはもう低木のほうで植え替えをして、根っこがしっかり地につく、活着できるような育成を図ったほうがいいのではないかなというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

ほかに質疑はありませんか。

山田晴憲議員。

○13番（山田晴憲議員）

17ページ、3款2項2目18節、ちょっとこれ確認させていただければと思いますけれども、保育対策総合支援事業、それとあとは指導監督基準達成・継続支援事業、この2点の詳細を確認させてください。

○議長（比嘉義彦）

福祉課長。

○福祉課長（喜納啓二）

ただいまの御質疑にお答えいたします。

17ページ、3款2項2目保育所費の18節、負担金、補助及び交付金の、まず保育対策総合支援事業補助金でございますけれども、今回、中身として3つの事業を計上してございます。まず1つ目が保育対策事業といたしまして、認可外保育施設に対する補助、それから2つ目といたしまして新型コロナウイルス感染症に係る保育所等事業継続支援事業といたしまして、こちらは認可保育所に対する補助、それから3つ目で保育所等におけるICT化推進等事業といたしまして、こちらは認定こども園に対する補助というものを実施するものでございます。

もう一つの指導監督基準達成・継続支援事業

補助金でございますけれども、こちらにつきましては認可外保育施設に対する補助として、今回1施設に補助を予定しているものでございます。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

山田晴憲議員。

○13番（山田晴憲議員）

追加で質疑しますけれども、今1番目の保育対策総合支援事業、ありがたいことに認可外、それから認可園、こども園ということですが、この辺の詳細をまた再度聞くことはできますか。ちなみに額的にどの程度か。あと補助率までどういう感じになっていきますか。

○議長（比嘉義彦）

福祉課長。

○福祉課長（喜納啓二）

お答えいたします。

先ほど答弁いたしました保育対策総合支援事業補助金の中の、まず1つ目にお伝えいたしました安全対策事業につきましては、認可外保育施設というところでは、ICTを活用した子供の見守りに必要な機器の購入というところで今回2施設を予定しております、補助率といたしましては県の4分の3補助を充てるものでございます。

続きまして、新型コロナウイルス感染症の対策事業に関連するものにつきましては、そのとおり感染症に対する認可保育所というところで補助率といたしましては、県の2分の1補助となっております。

3つ目にお伝えいたしました保育所等におけるICT化推進等事業につきましては、今回認定こども園4施設を予定しております、保育所等の業務のICT化を推進するという事業でございますので、これにつきましては若干補助率が2分の1の補助であるものであったり、3分の2補助、4分の3補助というような形で、

メニューによってさらにまた補助率が変わってくるものがございます。

以上でございます。

○議長（比嘉義彦）

山田晴憲議員。

○13番（山田晴憲議員）

ありがとうございます。もし、可能でありましたら、その要綱等と詳細でも資料をいただきましたらありがたいと。後でよろしいですから、よろしくをお願いします。

○議長（比嘉義彦）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は会議規則第39条第3項の規定によって省略することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第34号 令和5年度北中城村一般会計補正予算（第4号）についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

異議なしと認めます。議案第34号 令和5年度北中城村一般会計補正予算（第4号）につい

ては原案のとおり可決されました。

日程第4．議案第35号 令和5年度北中城村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について

○議長（比嘉義彦）

日程第4．議案第35号 令和5年度北中城村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は会議規則第39条第3項の規定によって省略することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第35号 令和5年度北中城村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

異議なしと認めます。議案第35号 令和5年度北中城村後期高齢者医療特別会計補正予算

(第1号)については原案のとおり可決されました。

**日程第5. 議案第36号 令和5年度北中城村水道事業会計補正予算(第2号)について**

**○議長(比嘉義彦)**

日程第5. 議案第36号 令和5年度北中城村水道事業会計補正予算(第2号)についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(比嘉義彦)**

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は会議規則第39条第3項の規定によって省略することにしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(比嘉義彦)**

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(比嘉義彦)**

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第36号 令和5年度北中城村水道事業会計補正予算(第2号)についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(比嘉義彦)**

異議なしと認めます。議案第36号 令和5年

度北中城村水道事業会計補正予算(第2号)については原案のとおり可決されました。

**日程第6. 議案第37号 令和5年度北中城村下水道事業会計補正予算(第2号)について**

**○議長(比嘉義彦)**

日程第6. 議案第37号 令和5年度北中城村下水道事業会計補正予算(第2号)についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(比嘉義彦)**

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は会議規則第39条第3項の規定によって省略することにしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(比嘉義彦)**

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(比嘉義彦)**

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第37号 令和5年度北中城村下水道事業会計補正予算(第2号)についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(比嘉義彦)**

異議なしと認めます。議案第37号 令和5年

度北中城村下水道事業会計補正予算（第2号）については原案のとおり可決されました。

**日程第7. 認定第1号 令和4年度北中城村  
一般会計歳入歳出決算の認定につ  
いて**

○議長（比嘉義彦）

日程第7. 認定第1号 令和4年度北中城村一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案については議長を除く13人の委員で構成する令和4年度北中城村一般会計歳入歳出決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思えます。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

異議なしと認めます。したがって、本案は議長を除く13人の委員で構成する令和4年度北中城村一般会計歳入歳出決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

お諮りします。ただいま設置されました令和4年度北中城村一般会計歳入歳出決算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第6条の規定によって、お手元にお配りしました名簿のとおり指名したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

異議なしと認めます。したがって、令和4年

度北中城村一般会計歳入歳出決算審査特別委員会の委員は、お手元にお配りしました名簿のとおり選任することに決定しました。

令和4年度北中城村一般会計  
歳入歳出決算審査特別委員会名簿

①	川上 龍太	⑧	大城 律也
②	屋良 朝春	⑨	上間 堅治
③	比嘉 悟	⑩	喜屋武 すま子
④	比嘉 正志	⑪	比嘉 義弘
⑤	平安山 和美	⑫	名 幸 利 積
⑥	喜屋武 功	⑬	山田 晴 憲
⑦	伊集 守吉		

委員長	喜屋武すま子	副委員長	比嘉 義弘
-----	--------	------	-------

**日程第8. 認定第2号 令和4年度北中城村  
国民健康保険特別会計歳入歳出決  
算の認定について**

○議長（比嘉義彦）

日程第8. 認定第2号 令和4年度北中城村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております認定第2号 令和4年度北中城村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定については、総務厚生常任委員会に付託いたします。

**日程第9. 認定第3号 令和4年度北中城村  
後期高齢者医療特別会計歳入歳出  
決算の認定について**

○議長（比嘉義彦）

日程第9．認定第3号 令和4年度北中城村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております認定第3号 令和4年度北中城村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については、総務厚生常任委員会に付託いたします。

日程第10．認定第4号 令和4年度北中城村水道事業会計決算の認定について

○議長（比嘉義彦）

日程第10．認定第4号 令和4年度北中城村水道事業会計決算の認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております認定第4号 令和4年度北中城村水道事業会計決算の認定については、建設文教常任委員会に付託いたします。

日程第11．認定第5号 令和4年度北中城村下水道事業会計決算の認定について

○議長（比嘉義彦）

日程第11．認定第5号 令和4年度北中城村下水道事業会計決算の認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております認定第5号 令和4年度北中城村下水道事業会計決算の認定については、建設文教常任委員会に付託いたします。

日程第12．議案第38号 令和4年度北中城村水道事業剰余金処分について

○議長（比嘉義彦）

日程第12．議案第38号 令和4年度北中城村水道事業剰余金処分についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第38号 令和4年度北中城村水道事業剰余金処分については、建設文教常任委員会に付託いたします。

日程第13．議案第39号 令和4年度北中城村下水道事業剰余金処分について

○議長（比嘉義彦）

日程第13．議案第39号 令和4年度北中城村

下水道事業剰余金処分についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(比嘉義彦)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第39号令和4年度北中城村下水道事業剰余金処分については、建設文教常任委員会に付託いたします。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

御苦労さまでした。

午前11時38分 散会

## 令和5年第6回北中城村議会定例会会議録

招 集 年 月 日	令 和 5 年 9 月 8 日					
招 集 の 場 所	北 中 城 村 議 会 議 場					
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開 議	令和5年9月13日 午前10時00分			議 長	比 嘉 義 彦
	散 会	令和5年9月13日 午後2時41分			議 長	比 嘉 義 彦
応（不応）招議員 及び出席並びに 欠 席 議 員	議 席 号	氏 名	出 席 等 別	議 席 号	氏 名	出 席 等 別
	1 番	川 上 龍 太	出	8 番	大 城 律 也	出
	2 番	屋 良 朝 春	出	9 番	上 間 堅 治	出
	3 番	比 嘉 悟	出	10 番	喜屋武 すま子	出
	4 番	比 嘉 正 志	出	11 番	比 嘉 義 弘	出
	5 番	平安山 和 美	出	12 番	名 幸 利 積	出
	6 番	喜屋武 功	出	13 番	山 田 晴 憲	出
	7 番	伊 集 守 吉	出	14 番	比 嘉 義 彦	出
会 議 録 署 名 議 員	4 番 議 員		比 嘉 正 志			
	5 番 議 員		平 安 山 和 美			
職 務 の た め 議 場 に 出 席 し た 者 の 職 氏 名	事 務 局 長		比 嘉 直 也			
	議 事 係 長		仲 村 静 香			
地 方 自 治 法 第 121 条 に よ り 説 明 の た め 出 席 し た 者 の 職 氏 名	村 長	比 嘉 孝 則	教 育 長	徳 村 永 盛		
	副 村 長	大 田 繁	教 育 総 務 課 長	平 田 清 徳		
	総 務 課 長	喜 納 克 彦	生 涯 学 習 課 長	比 嘉 利 彦		
	企 画 振 興 課 長	仲 本 正 一	建 設 課 長	安 次 嶺 正 春		
	会 計 課 長	喜 屋 武 の り 子	農 林 水 産 課 長 兼 農 委 事 務 局 長	瀬 上 恒 星		
	住 民 生 活 課 長	楚 南 兼 二	健 康 保 険 課 長	玉 栄 治		
	税 務 課 長	玉 栄 幸 憲	学 校 教 育 指 導 主 事	島 袋 淳		
	上 下 水 道 課 長	伊 佐 秀 樹				
	福 祉 課 長	喜 納 啓 二				
議 事 日 程	別 紙 の と お り					

議事日程第3号

令和5年9月13日（水曜日）

1. 開議 午前10時

2. 付議事件及び順序

日程 番号	議案番号	事 件 名	摘 要
1		一般質問	

一 般 質 問 通 告 書

順位	質 問 者	件 名
1	比 嘉 正 志	1. 台風6号への対応について 2. 指定ゴミ袋へ取っ手の取り付けについて 3. 空地の環境整備について
2	比 嘉 悟	1. ハワイとの姉妹都市締結について 2. 小学校英語教育について 3. 役場職員の業務と人員配置について
3	喜屋武 功	1. 火葬需要増への対応について 2. あやかりの杜施設の利用について 3. 統計課の設置含め統計業務の充実化について 4. 村キャラクターマスコットの効果と検証について 5. 北中城村オーガニックビレッジ宣言
4	大 城 律 也	1. 地域住民に親しまれる地区公民館の運営について 2. 災害時の高齢者の避難対応について 3. ハワイ・マウイ島火災支援について



○議長（比嘉義彦）

おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

開 議（午前10時00分）

日程第1．一般質問

○議長（比嘉義彦）

日程第1．一般質問を行います。

順次発言を許します。

比嘉正志議員。

○4番（比嘉正志議員）

おはようございます。

一般質問を行いたいと思います。

大枠で今回は3件の質問を行います。

1件目は、台風6号への対応についてです。

8月上旬、2度にわたり沖縄本島に被害をもたらした台風6号ですが、本村においても例外ではなく石垣の倒壊や車両の横転、倒本や土砂崩れ等々の被害がありました。特に今回の台風の特徴として長時間にわたる暴風雨により各地で停電が続いた事も記憶に残る災害でした。そこで長時間に渡る停電への本村の対応について以下の質問をいたします。

①本村内で最も長時間停電した地域は。また、何日間停電していたのか。

②沖縄市では充電ステーションを設け市民に携帯電話の充電等のサービスを行ったようだが本村の対応は。

③以前は中央公民館に入浴設備があったと思うが現在の状況は。

以上を質問したいと思います。

そして大枠2件目の質問は、指定ごみ袋へ取っ手の取り付けについてです。

現在、本村指定ごみ袋には取っ手が付いていません。そのためごみ袋にごみを多めに詰めると袋を閉じるのが困難です。特に高齢者からはそのような訴えをよく聞きます。そこで本村で

も取っ手付きのごみ袋を採用することができないかと考え、実際に使用している他市町村民の声を聞いたりしました。本村指定ごみ袋へ取っ手の取り付けについて質問をいたします。

①中部地区で指定ごみ袋に取っ手が付いていない市町村は。

②近隣市町村の取っ手付きごみ袋を使用している住民の同ごみ袋に対する評判は御存じか。

以上を質問したいと思います。

そして大枠3件目の質問ですが、空地の環境整備についてです。

村内には至るところに空地がありますが、その多くは所有者の確認が取れ、ごみの撤去や草刈りなど空地の環境整備が行われているところです。また、所有者がわかっている場合でも高齢や遠方に暮らしている等の理由により環境整備に支障をきたす恐れがあっても、所有者の依頼や承諾があれば地域の方々で環境整備が行われているかと思われまます。しかしながら所有者の確認が取れない、または所有者が把握しきれていない空地があり自治会でも勝手に草刈り等の清掃をすることができず対応に苦慮しているとの話のある地域の自治会長よりお聞きしました。そこで質問ですが。

①自治会長が土地の所有者の情報がわからない場合に、氏名や連絡先などの個人情報をご村当局は自治会長へ提供することは可能なのか。

②自治会長が所有者の情報を把握しきれていない空地であれば、村当局より所有者へ空地の清掃など直接指導を行うことは可能でしょうか。

以上、質問いたします。

以上、3件の質問です。よろしくお願ひいたします。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

では、比嘉正志議員の御質問にお答えいたします。

1 番目の台風 6 号の対応についてでございます。

①の最も長時間停電した地域は。そして何日間ということですが、最も停電期間が長かった地域は、荻道地区で 8 月 1 日明け方から 8 月 7 日の 14 時ごろまで停電したと聞いております。

②の充電ステーションの設置についてですが、本村でも 8 月 4 日に、会計課前に充電ステーションの設置とトイレ解放を行いました。

③中央公民館の入浴設備についてですが、中央公民館の入浴施設については、男女別の施設がありますが、女性用の施設が水道設備の故障により使用ができなくなっております。男性用の施設については、シャワー 1 か所のみ使用できますが、台風 6 号当時、電源の不具合でお湯が出ない状況にありました。現在は修繕して使用できるようにしており、停電時の対応もできるようにしております。

大枠の 2. 指定ごみ袋へ取っ手の取り付けについてですが、

①中部地区で指定ごみ袋に取っ手がついていない市町村は、北中城村のみです。

②取っ手付きごみ袋を使用している住民のごみ袋に対する評判は、高齢者等から取っ手がついていることで、結びやすい、ごみ出しの際持ち運びがしやすいとの評判があることは把握しております。

大枠の 3 件目、空地の環境整備についてです。

①土地の所有者情報につきましては、土地所有者御本人以外には情報提供しておりません。御本人以外の第三者が土地所有者の登記情報に関しましては登記所へ御案内しているところがあります。

②自治会長が把握しきれない空地の清掃などの直接指導についてですが、村から直接指導は厳しいと考えております。

自治会長が所管する関係行政機関で所有者情

報を取得して村へ正式に要請していただければ、対応することは可能であると考えております。

以上でございます。

○議長（比嘉義彦）

比嘉正志議員。

○4 番（比嘉正志議員）

大枠の 1 件目、台風 6 号への対応について、追加の質問をしたい思います。

今回停電時に充電ステーションを設けたとありますが、このサービスは、本村についてはいつ頃から開始しておりますか。

○議長（比嘉義彦）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

お答えします。

8 月 5 日に開設してございます。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

比嘉正志議員。

○4 番（比嘉正志議員）

私は新聞報道で、沖縄アリーナと沖縄市役所、そこでサービスを行っているというのを新聞報道で知りました。本村の 8 月 5 日からというのは、今回の台風 6 号から初めて行ったということでしょうか。

○議長（比嘉義彦）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

充電ステーションの設置及びトイレ解放につきましては、今回の台風が初めてのケースでございます。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

比嘉正志議員。

○4 番（比嘉正志議員）

はい、ありがとうございます。

これまでに例のない新しいサービスということで、今回の私は沖縄市が先に始めたのを見て、

本村もそのサービスを取り入れたのかと思って  
いるんですが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（比嘉義彦）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

そうですね。周辺自治体の状況も確認しながら、  
本村でも対応してございます。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

比嘉正志議員。

○4番（比嘉正志議員）

はい、ありがとうございます。

いいことは他市町村が先行していても、まね  
てやることは大変、意義があることだと思います。  
台風6号により非日常の中、従来業務に加えて緊急  
対応していただき、ありがとうございました。

さて、今回の台風で停電が私は4日間ほどか  
なと思ったら、今そちらからの答弁を受けます  
と5日間続いた地域があったようですが、その  
間、村民から本村の例えば入浴施設等の問い合  
わせなどはありましたでしょうか。

○議長（比嘉義彦）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

はい、入浴に関しては問い合わせがありまし  
た。それは避難所に避難されている方から入浴  
をしたいんだがという問い合わせがございました。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

比嘉正志議員。

○4番（比嘉正志議員）

その際、その避難住民は入浴施設を使用でき  
ましたか。

○議長（比嘉義彦）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

実は運営している生涯学習課長のほうに連絡  
があり、何かしらの入浴ができないかというこ  
とで連絡がございました。それで急遽、村長の  
ほうにEMホテルのほうと連絡をとっていただ  
き、スパの利用が可能なような状態で入浴施設  
として御案内してございます。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

比嘉正志議員。

○4番（比嘉正志議員）

その際、そのスパの利用料金等何か補助と  
か、そういったのはあったんでしょうか。

○議長（比嘉義彦）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

EM側と事前に連絡をさせていただき、利用  
者に関しては、こちらのほうで使用料を負担す  
るということをお伝えして、現地で徴収を行  
わないようにということでお願いしてございま  
す。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

比嘉正志議員。

○4番（比嘉正志議員）

すごいですね。村長、早急な対応、とてもす  
ごいと思います。私は今回、こういったサービ  
スを提供できないかなと、実はこの後に質問を  
考えていました。村内のホテル、スパ、島袋の  
スポーツジム、そういった入浴設備です。そう  
いったのに、助成金を出して対応できないか。  
この何日間も停電している住民、すごい苦慮し  
ているというのはわかっていますので、そうい  
った対応できないかと思ったら、早々に対応さ  
れて素晴らしいと思います。しかしながら今、  
話を聞くと、避難所に避難されている方のみだ  
と理解しました。

この停電は、今回長い地域によっては5日間  
ほど停電しており、私の知り合いのほうも入浴

施設がなく、友人の家にお風呂を借りに行くという話を聞いております。今回、こういった一般住民、停電が長引いたような災害、そういった災害があった場合、中央公民館の例えば入浴施設、今回は停電で使用できなかつたんですか。そういったのもあると思うんですが、今言ったように、スパの助成金を出したり、スポーツジムを利用して、その入浴施設への案内、そちらについても助成金を出すとか。

あと、本村には村民体育館、村民体育館にも入浴施設、シャワーですが、100円で5分間でしたか、そういったのが利用できるようです。そこを無料開放する。停電が長引いた今回のような災害については、無料開放して、村民の皆さんに提供する。そういったことは可能でしょうか。

○議長（比嘉義彦）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

包括協定の中で、そういった施設の提供は可能だと思います。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

比嘉正志議員。

○4番（比嘉正志議員）

ありがとうございます。

今後、そういった施設が利用可能だということで理解しましたので、これからはそういう停電等が発生した場合に、どうサービスが受けられるということを積極的に周知してもらいたいと思います。

続きまして、2件目の質問に移りたいと思います。先ほどの回答では、ごみ袋、中部で扱っていない市町村は、北中城村のみということです。私もその地域の、沖縄市とか宜野湾市の市民の方に聞いたときは、取っ手付きのごみ袋の評判は、一様にごみ袋を閉じやすい、持ち運びしやすい。取っ手なしにはもう戻れない。など

の意見がありました。そしてさらには、まだ導入していないのという驚きの声さえ聞かれました。過去に本村において、このごみ袋に取っ手をつけることに検討されたことはありますか。

○議長（比嘉義彦）

住民生活課長。

○住民生活課長（楚南兼二）

比嘉正志議員の再質問にお答えいたします。

過去、何か年か前か正式な年数はわかりませんが、本村でも取っ手付きのごみ袋を使用していましたが、住民からこのUになる部分が、ごみの量が入らないということで、そこでまた普通のごみ袋に戻した経緯がございます。

○議長（比嘉義彦）

比嘉正志議員。

○4番（比嘉正志議員）

ありがとうございます。

当時のごみ袋が取っ手付きというのは、私は今、初めて聞いたんですが、当時のごみ袋の取っ手がどのような状況だったか、ちょっとわからないんですけども、こちらに今回、沖縄市と北中城村のごみ袋を持ってきました。これが本村のごみ袋です。ちなみに沖縄市のごみ袋が横幅が若干短くなっていますが、沖縄市のはマチがついていて膨らむようになっております。今説明のありました取っ手ですが、このような短さです。この幅が長さが11センチから12センチ、11センチから12センチって、これぐらいなんです。これ普通にこれだけ余っていても多分閉じきれないと思います。それぐらい、本来閉じるとすればもう少し15センチ先から縛っていると思うんです。このように沖縄市のごみ袋を見ても閉じやすくなっているようです。こういった、そんなに支障のない、閉じることにごみの今までいっぱい入っていたのに入らないということはないと思います。これを分かりやすくごみ袋小で表してみました。このように横幅も広がっていきます。なおかつ縛りやすい、運び

やすい、そういう形になっております。こういったことで慣れ親しんだ取っ手なしから変更することに抵抗がある村民の方々もいるかと思いますが、私が近隣市町村住民から利用価値を聞くところによると、このように取っ手付きごみ袋への移行は賢明ではないかと思いますが、いかがお考えですか。

**○議長（比嘉義彦）**

住民生活課長。

**○住民生活課長（楚南兼二）**

お答えいたします。

確かに高齢者の方とか、そういった方々からも取っ手を付けてくれませんかという問い合わせは何件かございます。今ですね、同時にごみ袋の手数料の改定、その辺も考えていますのでその廃棄物減量化推進審議会でも、その取っ手付きについての、そういった意見等も踏まえながら、今後検討していきたいと思っております。

**○議長（比嘉義彦）**

比嘉正志議員。

**○4番（比嘉正志議員）**

ありがとうございます。

取っ手を付けることにより、若干ごみを入れる量が減る懸念を示す住民の考えも理解できます。今実際のものを見せて、示したようにそんなに減らないのかなというふうにも思っております。しかしながらやはり慣れ親しんだこの取っ手なしのごみ袋から、取っ手付きに変えるときに、住民の皆さんの不安とか懸念も理解できますが、そういった場合にこの取っ手付きごみ袋へ移行することによる住民の意見を聞く、パブリックコメントなどを、そういったことを求めることは必要だとお考えでしょうか。

**○議長（比嘉義彦）**

住民生活課長。

**○住民生活課長（楚南兼二）**

お答えいたします。

先ほども申しましたが、このごみ袋の手数料

の改定に伴って、このごみ袋の取っ手付きですか。それも含めてやはり手数料を改定する際は、住民懇談会を予定していますので、そういったところからまたお話を聞いていきたいと考えております。

**○議長（比嘉義彦）**

比嘉正志議員。

**○4番（比嘉正志議員）**

ありがとうございます。

ぜひですね、村民の皆さんが有意義に感じるように対応をお願いしたいと思っております。

続いて大枠3件目の質問に移らせてもらいます。

3 空地の環境整備についてということですので、質問を行いました、そこで先ほどの村長のほうからの回答といたしまして、そういう個人情報については、土地所有者、本人以外には情報提供をしていないということでした。この個人情報の提供については、やはり難しいところがあると思っております。ですので各自治会の自治会長が内容を把握できない場所については、住民生活課、環境対策係の業務の一つに、その他環境対策に関することということがうたわられていますので、それに基づいて対応していただきたいと思っておりますがいかがでしょうか。

**○議長（比嘉義彦）**

住民生活課長。

**○住民生活課長（楚南兼二）**

お答えいたします。

今、北中城村が設置条例でそういったその他環境対策に関するのとありますが、この環境対策にもいろいろなまた作業がありまして、今直接所有者のわからない、そういう把握しきれていない方への直接指導ということですがけれども、ただやはりできれば村もやはりそういった勧告をしたり、そういったのは対応することは可能ですけれども、やはり自治会長もそういう中で一緒になって動いてもらって、この所有者

のそういった情報ですか。その辺を調べていただいて、この方に対しての通知文とか、そういったのを。ある自治会ではやっている自治会もありますので、その辺をまず一緒になって考えてもらいたいと思っております。

○議長（比嘉義彦）

比嘉正志議員。

○4番（比嘉正志議員）

自治会長というのは、各地域で選出方法、若干異なるところもあるかもしれませんが、大体立候補とか選挙によって、自治会長が決められていると思います。その自治会長においては、行政経験があったりした方とか、そういう個人情報を探るノウハウ、法務局へ行って登記簿を見てとか、そういったノウハウを熟知されている方もいれば、全く住民の方から押されて区長をやって、何もわからないまま少しずつ、少しずつ経験を重ねて自治会長として成熟されていく自治会長もいるかと思えます。そういう事務対応にアンバランスな状態の中で一概に、全ての自治会長にこういった法務局へ行って、所有者を調べて対応してくれというような対応が、果たしてほかの自治会長が一律にこれが可能なのかと、私はそこはどうかと思っています。やはり皆さん、行政のプロですので、そういった所有者がわからないときに調べるノウハウ。しかし、法務局へ行って所有者がわかったとしても、実際に土地を管理している人が別の方というような、さらにどんどん深みにはまっていく。どんどん調べていかないといけない。そういったことが果たして自治会長が対応可能なのかどうか。というのは疑問に思うところですので、やはりこういう所有者の情報を調べて直接、所有者と確認をして、これ今後は自治会長と連携をとって環境整備に努めてもらえますかと。そういう引継ぎができる状況、そういったことやっていただきたいと思うんですが、そういった情報を確定する。自治会長にその情報を伝え

る。そこまでは行政の方ができないでしょうか。お願いします。

○議長（比嘉義彦）

住民生活課長。

○住民生活課長（楚南兼二）

お答えいたします。

確かにそういう事務的な作業、各自治会でもそういう異っていると思いますけれども、ただやはりその所有者を確定する。そういう作業は、自治会長あたりがちゃんと登記所に行って確認していただければ、あとのそういった勧告とか、そういったのは行政でもできますので、その辺をまず一緒になって、そういう考えてもらいたいと考えております。

○議長（比嘉義彦）

比嘉正志議員。

○4番（比嘉正志議員）

いま私は、自治会長が法務局に行って調べるというのは、できないこともないと思います。しかしながら経験不足とか、そういった経験値のある行政の皆さんが動いてほしいと思うんですが、行政の皆さんが今、かたくなに行けない理由を、恐らく法務局へ行って調べるだけだと思うんです。その情報を調べることに對してちょっと、懸念している部分があるんですが、そこがちょっと行けない理由って、どういった理由があるんでしょうか。

○議長（比嘉義彦）

住民生活課長。

○住民生活課長（楚南兼二）

お答えいたします。

今、行政がそこに調べるということ。そういう中で、確かに登記所に行けばできるんですけども、ただそれを行政だけがやるんじゃなくて、それを自治会も一緒になって考えてもらいたいということです。

○議長（比嘉義彦）

比嘉正志議員。

○4番（比嘉正志議員）

これ私の個人的な意見ですが、環境整備に対して自治会長は、その所有者が把握できている空き地、そこに関しては地域の方々とみんなで協力して環境整備を行う。しかし、把握できていない部分、そういう情報提供の部分に関しては行政の方がやっていただくというその線引きです。地域は把握できている分、触ってもいい、清掃してもいい。そういう了解を得た部分だけ地域の方々がやる。その情報がわからないところは情報提供をして、自治会にそこの環境整備を所有者と連絡を取り合ってもらおう。そういった線引き、分からないところまでは行政が調べてもらう。分かるところからは自治会長が対応する。そういった線引きができないでしょうか。

○議長（比嘉義彦）

住民生活課長。

○住民生活課長（楚南兼二）

お答えいたします。

今のお話、確かにおっしゃっていることも分かりますけれども、まずはやはりそれを照会するという。関係機関にそういう調べるといふ、そういった手続等もありますので、その辺は今後検討していく必要があると考えております。

○議長（比嘉義彦）

比嘉正志議員。

○4番（比嘉正志議員）

今、検討していく必要があるとおっしゃいました。これはやはり自治会長会の中で、今回一般質問の中でこういう質問がありました。今後その対応について協議していきたいとか。その中で具体的に、どこからどこまでが自治会長の役割、どこからどこまでが行政の役割、そういったことが話し合われるということで理解してよろしいでしょうか。

○議長（比嘉義彦）

住民生活課長。

○住民生活課長（楚南兼二）

お答えいたします。

それをどのようにしてやるかを含めて、ただやはり同じように、そういう汗を流して、ただじゃあ把握できないから、これは行政だけがというのではなくて、その辺はまた話し合いながら、今後どのようにしていくか。話し合っていきたいと思います。

○議長（比嘉義彦）

課長、今の質問は、この自治会長がやる役割、皆さんがやる役割、それを検討しますかという質問をしているんです。それについて答弁してください。

住民生活課長。

○住民生活課長（楚南兼二）

その辺の役割については、話し合いながら検討していきたいと考えています。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

今の御質問につきましては、問題につきましては、我が村だけの問題ではないと思います。これはいろんな市町村で同じような問題を抱えているのかと思います。ただ我々の行政の内部でも、内部同士の情報提供というのは一部はされています。しかし、またできないところもあります。これは行政が非常に個人情報保護法規、法令、そして例規も含めて、それに非常にこだわるものがありますので、率先してこれが我々が積極的になってそれを開示するという事は、非常に難しい。ただこれは、今申し上げましたように我々の柔軟性とか、例規の柔軟性、合理性とか、そういったのを研究して何とかその住民サービスをもっと向上できるようなその辺は、可能ではないかという気がいたしました。近隣市町村の状況も鑑みて、もっともっとそれに我々が今、個人情報として提供できない部分について、ただ登記情報は提供できますので、そ

ういった面で我々の知り得た、あるいは調べて、それを提供できるような、それがシステムとしてできるのかどうか。近隣市町村も含めてやっているところ、例規の整備等もあると思いますので、そういったことを研究してまいりたいと思います。

○議長（比嘉義彦）

比嘉正志議員。

○4番（比嘉正志議員）

細かな説明、ありがとうございます。

私も行政の皆さんは、恐らくその所有者の情報って、課が違えば分かっていると思います。なぜならば固定資産税、その全ての土地に恐らく所有者がいて、その所有者の内容も把握していて、それに毎年、毎年税金がかけられている。税務課においては恐らくそういったのも把握しているんじゃないかと。それで内部の情報共有というのができないかと思ったんですが、やはり昨今の状況を鑑みますと、個人情報ということでほかの課に情報提供できないということが、先ほどから住民課長のほうからもありましたが、今村長のほうからも、そういった対応ができないかという検討してもらえるとということです。今後新たに土地を購入したりとか、そういった方に対しては住民の不利益にならないように、自治会長への情報提供をやりますとか、自治会への加入を促していただくとか、そういった一言、新しく来る方、新しく名義を変更された方には、ぜひ地域の方々と協力して環境整備をやっていただくように促していただきたいと思います。

ではこの件については、自治会長とよく相談なさって、私の思うところとしては、情報が分かっている範囲、自治会長が所有者の許可を取れる範囲については自治会で。分からないところは行政の皆さんがしっかり動いて、そこと自治会長と協力して、よい北中城村づくりに邁進していただきたいと思います。

以上で、一般質問を終わりたいと思いますが、時間がありますので、最後に今回、停電時への対応、回答がありました。それ以外に災害時に住民に新たに有効なサービスを検討していますでしょうか。村長のほうから答えをいただきたいと思います。

○議長（比嘉義彦）

休憩します。

午前10時33分 休憩

午前10時34分 再開

○議長（比嘉義彦）

再開します。

村長。

○村長（比嘉孝則）

正志議員の御質問にお答えいたします。

これまでの災害等を踏まえて、反省を生かしましていろんなまた我々が行政で新たに対応すべきところが多々出てきていると思いますので、そういったことでしっかりと反省し、そしてまた今後の施策に生かしたいと思っております。いずれにしましても、まだこれで十分という施策はございませんので、いろんな不具合とか出てきたことを反省いたしまして、それが解消できるような施策をとっていきたいと思います。

○議長（比嘉義彦）

比嘉正志議員。

○4番（比嘉正志議員）

ありがとうございました。

今回は一番目に、台風6号に対する停電が長く続いたときに対して、入浴に困っているという話をいろいろなところからお聞きしまして質問をいたしました。ちなみに、お隣の中城村に関しても停電時には、避難住民以外にも、近隣住民にも無料開放しますよという話も聞いております。今回は、避難住民以外の方は別に利用しなかったようなんですが、このように無料開放とか行っています。今後、住民の皆さんがより気持ちよく北中城村にいてよかったと。心か



ら言ってもらえるような村づくりに努めていた  
だきたいと思います。

以上で、質問を終わります。

**○議長（比嘉義彦）**

しばらく休憩します。

午前10時37分 休憩

午前10時50分 再開

**○議長（比嘉義彦）**

再開します。

一般質問を続けます。

比嘉 悟議員。

**○3番（比嘉 悟議員）**

それでは通告に従いまして一般質問を行います。

1点目は、ハワイとの姉妹都市締結について  
ですが、その前にこの度、ハワイやカナダで起  
きた山火事において、お亡くなりになられた方  
にお悔やみ申し上げるとともに、被災された皆  
様へお見舞いを申し上げます。ハワイ、カナダ  
は我が北中城村からも移民が多いところです。

1日も早い復興を心より願っております。

それでは、ハワイとの姉妹都市締結について、  
質問いたします。

村長公約の中の一つに、ハワイとの姉妹都市  
締結があります。2020年12月当選、その後の  
2021年3月議会一般質問の村長答弁で、このハ  
ワイとの件について、実現させたい、前向きに  
考えている。公約についても、計画書をつくり  
取り組むと2021年6月発行の議会だより97号に  
も掲載されているが、これまでの進捗状況をお  
伺いいたします。

2点目は、小学校英語教育についてです。

2020年の新学習指導要領にて小学生へ英語教  
育が導入され、今年度で3年が経過すると思う  
が、これまでの成果や課題は。

3点目は、役場職員の業務と人員配置につ  
いてです。

村民へ安定した行政サービスを提供するには、

職員の意欲や適材適所への配置が重要だと考え  
る。業務内容に対し、定数や配置は適正か。ま  
た、現在の休職者は。

以上3点、よろしくお願いたします。

**○議長（比嘉義彦）**

村長。

**○村長（比嘉孝則）**

では比嘉 悟議員の御質問にお答えいたしま  
す。

まず1番目の、ハワイとの姉妹都市締結につ  
いてでございます。

具体的な進捗は今のところございませんが、  
去った6月29日に元沖縄県知事公室長で沖縄ハ  
ワイ協会顧問の高山朝光さんを招き「比嘉太郎  
を考える会」（仮称）を開催いたしました。会  
には11名が参加し比嘉太郎氏について語って  
いただき、改めて氏の功績を認識すると同時に、  
「ハワイに渡った先人たちがどのように苦勞し  
て成功し、さらに沖縄を支援してきたのか。そ  
して、ハワイ県系人との交流と連携の大切さを  
知ってほしい」との講演をいただき、先ずは交  
流を通しながら姉妹提携について検討してまい  
ります。

2番目の、小学校英語教育については、教育  
長のほうから答弁させます。

3番目の、役場職員の業務と人員配置につ  
いてですが、限られた職員、定数の中で各課の状  
況に応じ適正に職員配置を行っています。また、  
9月1日時点での休職者は、産前産後休業3名、  
育児休業8名、療養休暇1名、休職1名の13人  
であります。

以上でございます。

**○議長（比嘉義彦）**

教育長。

**○教育長（徳村永盛）**

比嘉 悟議員の2点目の小学校英語教育につ  
いて、お答えいたします。

今年度実施されました令和5年度全国学力学

習状況調査の児童への質問調査の英語学習に対する「意欲」「興味・関心」「必要性」に関する質問全てにおいて、全国平均や沖縄県平均よりも上回っていることから、これまでの学習によって学習意欲が高まっていると捉えております。

また、児童がこれまで学んだ英語を通して主体的にコミュニケーションを図ろうとする場の設定を含む授業の工夫改善をさらに推進することにおいて、英語教育の充実を図っていききたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（比嘉義彦）

比嘉 悟議員。

○3番（比嘉 悟議員）

まずは、ハワイの件から再質問いたします。

村長は、ハワイとの姉妹締結は、どのようなことを考え公約に掲げたのか。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

一つは、姉妹都市の提携、それから姉妹町村もそうなんですけれども、まずはきっかけとして、葛巻町とは少年野球交流とかそういったのがございました。あるいは上原清善さんとの仲介としての関係がございました。今回につきましては、私たち戦前、沖縄一の移民村、両中城村は移民村ということで評されておりましたので、ハワイとの関りはものすごい強いものがあるのではないかと思います。

そしてまた戦後復興にハワイの人たちが沖縄のほうに相当な貢献をした。その貢献した方の中心人物が北中城村出身であったということは、これは非常に我々としてはそのまま放っておくのではなくて、何かの関係を結びたいという意志から姉妹都市の提携を考えたわけでございます。

○議長（比嘉義彦）

比嘉 悟議員。

○3番（比嘉 悟議員）

村長選挙の2020年の選挙前の討論会、YouTubeで今でも視聴できます。そこで村長は、自治交流、児童生徒の交流、平和交流、中高生の交流ともおっしゃっております。具体的な進捗がないことで、非常に残念に思います。村長が就任し今年12月で3年が経過する。その頃、高校1年生だった子は卒業しています。大学1年生だった子も4年生となり、就職活動の時期に来ていると思います。ハワイとの交流を期待していた子どもたちが、学ぶことのできる大事な時期に公約が進んでいないこと。村長どう思いますか。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

それは大変申し訳なく思います。ただ私たちと姉妹都市を締結できる自治体と、我々まだ実態を把握できておりません。村人会もやっとできたという感覚ですので、これから実態の把握のために、我々はハワイに行ってそれを調査すべきかと思っておりますので、まだ今のところそこまで具体的にどこどこということは、決めておりません。

○議長（比嘉義彦）

比嘉 悟議員。

○3番（比嘉 悟議員）

コロナ禍で動けなかったのは承知しています。しかし表立って、現地に行かなくてもネット社会、対面でなくても水面下でも進めることもできたのではないかと感じています。

村長はこれまでもたくさんの公約があると思います。計画書をつくり取り組むとありましたが、残り1年公約の実現は可能でしょうか。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

全ての公約を全うするという事は難しいかもしれませんが、一つ一つ丁寧に対応していきたいと思ひます。必ずしも全うできないにしても、芽出しはつけていきたいと思ひます。

○議長（比嘉義彦）

比嘉 悟議員。

○3番（比嘉 悟議員）

20数年前、北中城村のALT講師だった、ハワイ出身のシャーリーさんを御存じでしょうか。役場職員の私のちょっと先輩の世代では知っている方もいると思ひます。平成10年から3年間、我が村のALT講師だったシャーリーさん、村長は覚えていらっしゃるでしょうか。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

私のほうでは、ちょっと記憶にございません。

○議長（比嘉義彦）

比嘉 悟議員。

○3番（比嘉 悟議員）

2018年に沖縄県教育委員会主催の国際交流事業「高校生雄飛プロジェクト」という事業で、息子が高校2年生の頃、ハワイで2週間のホームステイに行った際に、奇跡的にそのシャーリーさんに会うことができました。その当時、シャーリーさんはハワイ州の副知事室で勤めていました。5年前なので現在はどのようにしているかと確認してもらったら、先週土曜日に連絡が来まして、今でもまだハワイ政府で勤めているそうです。9年間、副知事室で勤めて、今現在は昨年12月に就任した第9代ジョシュ・グリーンハワイ州知事のファーストレディのエグゼクティブアシスタントです。いわゆる秘書的な仕事もしつつ、ビジネス上のパートナーとして、仕事が滞りなく進むようサポートする役割です。我が北中城村と縁とゆかりのあるシャーリーさんが、ハワイ州知事の近くで働いている。沖縄で

これからハワイと姉妹都市締結を考えている。どこの市町村よりもシャーリーさんは北中城村を知っていると思ひます。これは姉妹都市締結に向けた前進する絶好のチャンスだとは思ひませんか、村長。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

その方が、非常に北中城村に対する思いというのがあるれば、非常に絶好の好機だと思ひます。

○議長（比嘉義彦）

比嘉 悟議員。

○3番（比嘉 悟議員）

ぜひシャーリーさんと連絡、連絡先もわかりますので、ぜひ連絡をとって、あと1年しかない公約が進むようにお願いしたいと思ひます。

去る6月議会で、喜屋武 功議員が一般質問の中で、「海外短期留学はハワイがいい」という提案、私も賛同します。ハワイには我が北中城村からも移民が多く、日系人も多数いて、さらに飛行機でハワイなら多分、6時間か7時間、アメリカだと9時間から10時間でしょうか。時は金なりです。観光立県の沖縄県、観光の先進地でもあるハワイ、語学以外にも学ぶことも多いかと思ひます。ぜひ、海外短期留学をハワイでということも合わせて御検討よろしく願ひいたします。

最初の答弁のほうにありました去る6月29日に、沖縄ハワイ協会顧問の高山朝光さんから比嘉太郎さんについて語っていただきとありましたが、どういふメンバーでその講演を聞いたのか。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

講演といひましても、講話のほうで、平和を守る北中城村民の会の事務局を集めて講話を聞

きました。

○議長（比嘉義彦）

比嘉 悟議員。

○3番（比嘉 悟議員）

せっかくハワイ協会の顧問なので、村民向けに開催してほしいと思います。その講話で、改めて功績を認識し、また「ハワイに渡った先人たちの苦労や、沖縄への支援。ハワイ県系人との交流、連携の大切さを知ってほしい」と講演をいただいたということですが、先月8月にハワイで起きた山火事により、甚大な被害が出たことで、比嘉太郎さんや比嘉武二郎さんのこれまでの功績に敬意を表し、北中城村として今こそ恩返しする必要があると思うが、村長はどのようにお考えか。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

それについては、内部の役場のほうでも、内部でも十分検討いたしまして、今後義援金等について措置していきたいと思います。

○議長（比嘉義彦）

比嘉 悟議員。

○3番（比嘉 悟議員）

各自治会にも募金箱か配布したりやるけど、今回の補正にも上がっていましたので、村の動きはどうかと思って質問しています。ハワイの村人会も最近できたばかりということで、できれば村人会でも、先ほど申し上げたシャーリーさんでも通じて、ハワイ州にでも村の思いを直接、届けられれば姉妹都市締結、海外短期留学等々、いろいろと前進すると思います。よろしくをお願いします。

次に、小学校英語教育について、再質問いたします。

全国学力学習状況調査の英語学習に対する質問で、沖縄県平均や全国平均よりも上回っていることは、素晴らしいことだと思います。

答弁の中で、児童が学んだ英語を通して、コミュニケーションをつくる場、授業の工夫改善をし、さらに英語教育の充実を図っていきたいということですが、どのようなことをお考えでしょうか。

○議長（比嘉義彦）

学校教育指導主事。

○学校教育指導主事（島袋 淳）

お答えいたします。

コミュニケーションを図る場の設定での授業工夫改善というところですが、簡潔に申し上げますと、子どもたちは非常に意欲が高くて、英語教育に対して関心を持って取り組んできております。先生方も授業工夫改善をしております。その中でインプットされていないというのが、非常に多くて、このコミュニケーションを図るということであれば、簡単に申し上げれば、それをあらゆる生活場面でアウトプットする場面であったりというところの工夫の改善、授業の改善、これも視野に入れた授業の工夫改善ということでございます。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

比嘉 悟議員。

○3番（比嘉 悟議員）

小学校3年、4年生では外国語活動で、年間35時間、週1回でしょうか。小学校5年、6年生では、外国語科で、年間70時間、週2回という認識でよろしいでしょうか。

○議長（比嘉義彦）

学校教育指導主事。

○学校教育指導主事（島袋 淳）

はい、そのとおりでございます。

○議長（比嘉義彦）

比嘉 悟議員。

○3番（比嘉 悟議員）

小学校の英会話指導員、ALTの先生は両小学校とも各1人の配置でしょうか。

○議長（比嘉義彦）

学校教育指導主事。

○学校教育指導主事（島袋 淳）

お答えいたします。

各学校1人ずつ、2名配置させていただいております。以上です。

○議長（比嘉義彦）

比嘉 悟議員。

○3番（比嘉 悟議員）

本村の小学校ではありませんが、知り合いの先生の学校は、小学校3年、4年の英語の授業は週1回、本村と一緒にです。隔週でALTの先生と担任が進めている。ALTの先生が来ない週は担任のみの授業だと聞きました。本村の状況はどんなでしょうか。

○議長（比嘉義彦）

学校教育指導主事。

○学校教育指導主事（島袋 淳）

お答えいたします。

ALTはあくまでも補助という形になります。言語に関する、なので本来であれば担任が進めるべきであると。ただその辺がまだ研修等、実技がない等もありますので、ALTが必ずつくようにはしておりますが、主として、小学校では担任が基本的に授業を進めていくというところでございます。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

比嘉 悟議員。

○3番（比嘉 悟議員）

毎回、ALTは入らないという認識でよろしいですか。

○議長（比嘉義彦）

学校教育指導主事。

○学校教育指導主事（島袋 淳）

はい。行事等もありまして、入れないときということがございますが、ほぼ入れるようにプログラムを組んで連携して計画を立てて、授業

を実践しているところでございます。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

比嘉 悟議員。

○3番（比嘉 悟議員）

この質問をしたのは、担任の先生によって教え方に差が生ずるとお伺いしたからです。特に大変なのは、5年、6年生の先生ではないかと。3年、4年生とは違い、外国語科の授業で、教材研究が追いつかない。担任の先生なので英語専科ではない先生もいて、得意な先生とではクラスによって差が出ると。

私も大学の頃に、英語の授業で英語をしゃべったんですけど、「比嘉さんは、英語をしゃべっても沖縄の人ってわかるね」というぐらいショックを受けたんですけども、こういった先生によって差が出てはいけないと思うんです。そうするとSDGsの目標番号4にもある「質の高い教育をみんなに」とは、ほど遠くなります。私の小学校の頃は少なかったのですが、今では児童生徒の中に外国の方を多く見かけます。今年度の小学校、中学校の入学式要覧を見ても、児童生徒の名前の中にも外国の方かなという子も、小・中各10名前後見受けられる。そこで私いいことを思いつきました。提案です。その外国の親御さんにボランティアで支援に入ってもらおうということはいかがでしょうか。担任の先生の負担も、ALT講師の負担も軽減しながら、子どもたちの英語の興味、関心は高まるはずで

北中城小学校の学校経営計画の中に、外国語国際理解教育についての基本目標には、外国の方々との交流、体験活動を通して異文化に触れ、言葉や生活習慣などの違いに興味関心を持ち、思いやりと広い心で、誰とでも親しく接し、コミュニケーションの積極的な態度を身につけるとあります。まずそれにも合致しますし、最初の答弁にもあった児童が学んだ英語を通してコ

コミュニケーションを図れば、アウトプットとも合致すると思います。本物を見にいこうかとありますよね。本物を聞く、ALTの先生とこの外国の親御さんの会話、本場の英語が体験できる。耳から入るのが一番いいと思います。絶好の機会だと思いますが、外国の親御さん、支援ボランティアにいかがでしょう、教育長。

○議長（比嘉義彦）

教育長。

○教育長（徳村永盛）

悟議員の質問にお答えいたします。

確かに今、悟議員のお話を聞いて、「いいアイデアだな」と私は感じています。私個人的な意見としましては、もちろん、学校の中には様々なボランティア、それから外部講師、地域の皆さんも含めて、やはり地域の人から学ぶとか、そういう形でどんどんボランティアを導入していくという部分のところは、学校教育の中で進められている内容でございますので、その辺について、具体的にそれをまた導入する際には、やはり私たち日本の英語教育についての理解もまたやっていただかないといけないし、そういう部分のところも含めて、丁寧に進めていけばまた可能なのかなというふうにも考えております。それについては、先ほど悟議員から、学校のそういういろんな教育目標についての御紹介もありましたが、そういう部分に関してまた学校長ともすり合わせをしながら、可能ならば進めてやっていけたらいいなというふうに思っております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

比嘉 悟議員。

○3番（比嘉 悟議員）

予算で、ALT講師を増やすのではなく、ボランティアと一緒に英語力向上です。多分ですが、まだ他市町村にはない取組だと思います。教育委員会は、地域の全ての大人が子どもの成

長や教育に積極的に関わることを誓う「かかわり宣言」「わったーわらばーたー」を合言葉に活動しています。外国の親御さんを巻き込むチャンスだと思います。子どもたちと関わりたいと思っている親御さんも必ずいると思います。ぜひ、前向きに理解して、理解をいただいて進めていただきたい。

ちなみに今年度の中・高校生夏休み海外短期留学派遣事業について、何名の応募がありましたか。

○議長（比嘉義彦）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（比嘉利彦）

お答えします。

すみません、正確な数字ちょっと今、持っておりません。恐らく24名だったかなと思っています。そのうちの5人について、海外短期留学に参加いたしました。以上です。

○議長（比嘉義彦）

比嘉 悟議員。

○3番（比嘉 悟議員）

24名応募して5名が通っていったと。その中に、応募した方でもいいんですけども、中学生の応募は何名か、御存じでしょうか。

○議長（比嘉義彦）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（比嘉利彦）

すみません、また同じく数字がちょっと手持ちにございませんけれども、海外短期留学参加した5人のうちの3人については高校生、中学生が2人となっております。以上です。

○議長（比嘉義彦）

比嘉 悟議員。

○3番（比嘉 悟議員）

令和4年度の一般会計決算の主要施策、成果説明書で、総合英会話指導支援事業の成果では、「英語が楽しい」と感じる児童生徒は、中学校で98.8%となっております。しかし、応募してい

るかわかりませんが、行ったのは2人。小学校では英語学習意欲が高まっていると捉えているとの答弁でしたが、中学校では高まっていないのでしょうか。もし可能ならば、中学校にも支援ボランティア、先ほどの親御さんの広げられたらと感じていますが、中学校でも可能でしょうか。

○議長（比嘉義彦）

教育長。

○教育長（徳村永盛）

中学校のほうも考えていきたいというふうに考えております。

○議長（比嘉義彦）

比嘉 悟議員。

○3番（比嘉 悟議員）

ぜひ前向きに、うちの村の子どもたちの英語力が上がるように、よろしくお願いします。

それでは次に、役場職員の業務と人員配置について、再質問いたします。

9月1日時点、13名の休職者ということですが、その13名の補充は、きちんと配置されていますか。

○議長（比嘉義彦）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

休職、休暇を取っている職員に対しては補充を行ってございます。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

比嘉 悟議員。

○3番（比嘉 悟議員）

過去5年間で早期退職した職員は、何名いらっしゃいますか。

○議長（比嘉義彦）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

令和4年度までですと、勸奨退職が2名、自己都合退職が3名の計5名となっております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

比嘉 悟議員。

○3番（比嘉 悟議員）

限られた職員、定数の中で各課の状況に応じ、適正に職員配置を行っているとの答弁ですが、ここ数年は若い職員が早期に退職しているように感じます。北中城村で働きたいと志を持って、公務員試験を受けて、面接等を経て、夢の公務員へ採用されたのに、何があったのでしょうか。しかし、簡単に急にはやめないと思います。いろいろなことが積み重なり、安定した公務員という職を辞するという大変な覚悟だったと推測します。退職する前では心は決まって、意志は固いと思います。日ごろのコミュニケーションはどうだったのか。未然に相談なり、変化なりに気づけなかったのか。相談できる雰囲気ではなかったのかと思わざるを得ません。

昨年の初めての一般質問で、自分の思いを述べさせてもらったときにも言いましたが、ぜひ根っこの部分の職員にも目配り、気配りをいただきたい。経験やノウハウを持った根っこの部分が切れてしまうと、また一からそれを育てないといけないので、村にも痛手損失だと思っています。ここにおられる課長の皆さん、職員の日常的な時間外勤務はありませんか。日常的な時間外勤務は健康や心身に悪影響を与え、全体の生産性を落とします。内閣府の男女共同参画局が提唱しているワークライフバランス、職員の仕事と生活の調和はどうでしょうか。人は仕事にやりがいを見いだしながら、働く時間とプライベートな時間、どちらも充実した時間を過ごすことが大事です。仕事をするのは職員の皆さんです。職員の皆さんのワークライフバランスが充実していないと、よい北中城村はつくりません。職員経験もある村長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

悟議員の御質問にお答えします。

大変、精神的な環境整備というのも非常に重要かなと思います。ただ最近の退職した方々、勸奨あるいは定年等も含めまして、中途退職、そういった方々については、非常に選択肢はいっぱいあると思います。今の辞めた方々、必ずしも精神的にまいって、それを苦にして辞めるとか。そういうのではなくして、むしろ新たな職を探したという者もいるわけございまして、私としてはそれを尊重して退職を認めるとか。そのようにやっていますけれども、私はびっくりしました。退職した職員が「自分は新たな職を見つけて、それに行くんだ」と、必ずしも選択肢が、今の社会は公務員が全てではなくて、いろんな選択肢があるということを御理解いただきたいと思います。

○議長（比嘉義彦）

比嘉 悟議員。

○3番（比嘉 悟議員）

役場の仕事が魅力的な仕事で充実していたら多分、ほかに目移りは、私はしないんだと思いますけれども、不満があったのか。ほかに見つけて安定した職を、心配ですけれども、今後そのようなことがないように対応をお願いしたい。

令和4年度で決算の個人村民税、法人税、固定資産税の現年課税を見ても、前年よりも増加している分、それに比例して収入未済額も増加している。近年の我が村の人口増、調定額増に対して、徴収業務に係る職員配置数の増はありましたか、村長。

○議長（比嘉義彦）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

お答えします。

例年と同様な人数なんですけど、徴収業務に携わる職員、正規職員が2名、会計年度任用職員

2名、4名の体制で取り組んでございます。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

比嘉 悟議員。

○3番（比嘉 悟議員）

村は人口増、今後も続くと思いますが、予算も増えていくと思います。村税確保の観点からも、ぜひ今後検討していただきたいと思います。

昨年、私議員に当選してから政務活動費専用の口座をつくるように事務局から言われて、開設しました。私と議会事務局しか知らない口座だと思うんですが、今年4月に北中城村一般会計から振り込みがありまして、事務局が間違えて振り込んだのか、確認したら事務局ではない。昨年ある村の団体の協議会委員を委嘱したので、その委員報酬かと思うんですが、1回目の委嘱状交付式に、担当課も見えて委嘱状を受け取って、そのときに口座振込依頼書を一緒にもらって、2回目に取りに来ると言っていたんですけども、記入して持っていましたが、3回目の協議も来ないで結局、回収なしで年度終了、今でも持っているんです。私はどこも振込依頼していないのに、振り込まれています。そういうこともあり、やはり村全体、業務が忙しいのかと感じて、今回質問をしました。私に振り込まれたのは、金額は小さいのですが、完全な確認不足ですよ。

昨年2022年4月に、県外の市町村で4,000万円以上の誤送金の振り込みがあり、連日報道されたのも記憶に新しいと思います。そういった小さいミスが、ゆくゆくは大きな問題に発展することもある。いま一度、職員の業務や配置にも目配り、気配りをお願いしたい。最後に、村長の見解は。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

職員の精神的な環境衛生、そういった面が職



務の遂行、効率性につながると思いますので、今後ますます職員のメンタルヘルスには気を付けてまいりたいと思います。また職員との交流等についても、深めてまいりたいと思います。

○議長（比嘉義彦）

比嘉 悟議員。

○3番（比嘉 悟議員）

ぜひ、目配り、気配りをお願いします。振り込まれたのが私だったからよかったけど、ほかの方だったら、もっと大変なことになっている可能性もありますので。今後そういうことがないように、よろしくをお願いします。

以上で、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（比嘉義彦）

しばらく休憩します。

午前 11時22分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（比嘉義彦）

再開します。

午前に引き続き、一般質問を行います。

喜屋武 功議員。

○6番（喜屋武 功議員）

通告に従いまして、一般質問を行います。私からは5点の一般質問でございます。

質問する前に比嘉 悟議員からもあったように、8月8日にハワイ州のラハイナで、大規模な火災があり、県人関係者含めて多くの被災者が出たことに、この場を借りて心からお見舞いとお悔やみ申し上げます。そしてまた、1日も早い復旧が進むことを願っております。

5点の質問ですが、まず初めに、1 火葬需要増への対応についてでございます。

村内だけでなく県内各地域で火葬需要が増加し、火葬待ちで平均4～5日、直近、台風6号の後、長くて約1週間待ちなどの状況が今あります。この間、住民生活課からいただいた北中城村の過去5年間の死亡者数の資料を見ます

と、平成30年129名、平成31年、令和元年134名、令和2年124名、令和3年164名と、死亡者数もこの2年で増えております。これは北中城村に限ったことではなくて、県全体で見てもこれまで平成30年から令和2年まで、大体1万2,000人程度の死亡者数で推移していたのが、令和3年には1万3,582名、令和4年には1万5,400名と、かなりの数で増えております。言わばそういう状況があるから火葬需要が増えているというのもあるんですが、この状況は今後も続くと言われております。理由としては、専門家の意見としてはコロナ感染症後遺症や、ワクチン後遺症等の影響が広がったこと。

また2025年問題といい、団塊の世代が後期高齢者となり、超高齢化社会の先にある多死社会が既に始まっていることが理由ではないかと考えられています。そういう意味で、前々からこういう多死社会を課題として指摘されていた火葬需要への対応を、具体的に我が村がしてこなかったから、今火葬需要に対する問題等がツケ、しわ寄せとして村民に来ている。そう私は思っております。火葬場のない我が村にとって、長期の火葬待ちによる安置費用の増大、そして火葬場の予約枠の減、予約日の制限、また燃料高騰による火葬料の値上がりなど、村内火葬利用者の負担増は深刻であります。

去る補正予算の質疑、大城律也議員からもあったように行旅死亡、業務のほうでも補正予算され、これまさに火葬待ちに係る安置費用等から来る負担増でありますので、そういう状況を一日も早く打開することが、比嘉孝則村政、村当局の努めだと思っております。

次に2番目、あやかりの杜施設の利用について。

あやかりの杜施設2階には、かつてマルチメディア室がありました。しかし今はなく、その一室を民間事業者が、平成28年から利用しているが、その施設のそれがその施設の目的外使用

にあたらぬか。この民間事業者が使用するにあたっての理由と経緯を伺います。

3番目、統計課の設置を含めて、統計業務の充実化について。

統計情報は社会の情報基盤として、社会がどのようなになっているのかを明らかにし、行政運営や政策の意思決定などあらゆる場面で必要とされています。

地域経済の発展と社会的課題を効率的に解決するといわれるSociety5.0の実現のためにも統計課の新設は時代のニーズに合うものだと考えております。それについて。

4番目、村キャラクターマスコットの効果と検証について。

これまで、我が北中城村においては、キャラクターは若松くんであったと承知していますが、今は北のペーちゃん、中ゆくりん、城まーいの3体を中心に各イベントで大活躍しております。

しかし、昨今の人手不足と各課業務過多の状況を見るとイベント時に3体のキャラクター、着ぐるみを運用することは負担になっていないか。地域の盛り上げ役としての価値は認めるが、現状に見合ったこのキャラクター着ぐるみの運用について再検討すべきではないかと考えております。

5番目、北中城村オーガニックビレッジ宣言について。

農林水産省は食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現させるため、令和3年に「みどりの食料システム戦略」を策定し、新法も令和4年4月に国会で可決されました。これにより2050年までに、国内の有機農業の取組面積を全農地の25%に拡大すると目標値が設定されました。

我が村において、有機農業（高付加価値農業）を推進し食の安全に注力する自治体として、ぜひ宣言すべきと考えるが、それについて、当局見解を伺います。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

それでは、喜屋武 功議員の御質問にお答えいたします。

まず1番目に、火葬需要増についてですけど、火葬場の需要増に対する考えについてですが、現在、火葬待ちなど住民負担は重くのしかかっている状況は承知しております。

以前5市町村で、（仮称）中部南地区火葬場・斎場の建設で検討してきた経緯がありますが、火葬場は必要性は高いと認識しております。村としても広域化に向けた建設に意見交換等を行い、検討していきたいと考えております。

2番目、あやかりの杜施設の利用については、教育委員会で答弁いたします。

3番目の統計課の設置含め統計業務の充実化についてですけど、本村の規模、職員定数、事業内容、取り扱う情報量から、統計課の設置については現段階で課題があると認識しております。しかし統計は、過去を振り返り、今を知り、未来を見通すための指標として、国や地方自治体の政策決定はもとより、事業者や国民の意思決定に幅広く利用され、まさに社会の発展を支える基礎であります。

今後のDX化推進も含め、研究してまいりたいと思います。

4番目の村キャラクターマスコットの効果と検証についてですけれども、現在のキャラクターは平成25年度に一括交付金事業により、公募型によるキャラクターを選定した経緯があります。キャラクターは村民へ浸透しつつあるものの、今後特定財源の確保などがあれば再検討することは可能であると考えます。

5番目の北中城村オーガニックビレッジ宣言についてです。

オーガニックビレッジ宣言とは、有機農業の生産から消費までを一貫して、農業者・事業

者・地域内外の住民を巻き込んだ地域ぐるみの取り組みを行うことを宣言できる市町村が行えるものと認識しております。

現在、村内で有機農業の推進に取り組みそれを証明する有機JASの認定を受けている農家及び事業者は、3者と把握しております。

有機農業による農産物については、一般的に品質（外観等）や生産量の確保に課題があることが知られておりますが、経営面においてもいかに高付加価値の作物を生産及び販売ができるかが求められます。

有機農業を推進する場合は、これを実施できる技術と知識等を持ち合わせていなければなりません。そのため、当面有機農業事業者数や生産状況、営農技術の水準向上及び参画者の動向や機運などを見極める必要があると考えおります。

以上でございます。

○議長（比嘉義彦）

教育長。

○教育長（徳村永盛）

喜屋武 功議員のあやかりの杜施設の利用について、お答えいたします。

御質問の北中城村あやかりの杜のマルチメディアルームにつきましては、現在、あやかりの杜の指定管理者と民間事業者との賃貸契約により貸し出しております。経緯といたしましては、貸し出し当時、当該施設におきましては、システムのサポート切れの古いパソコンが設置されているのみで、利用度が低かったことから、本村の子供たちの教育のために有効活用したいということで、当時の教育長が子供たちの英語教育の充実のために、「北中城村・国際サポートセンター」として使用させてもらうよう要望したことによります。

「目的外使用にあたらぬか」との御質問に対しまして、あやかりの杜の設置目的が「住民の生涯にわたる学習活動を支援し、文化の振興

及び人材育成に資するため」としており、使用目的に沿っているものと考えております。

以上でございます。

○議長（比嘉義彦）

喜屋武 功議員。

○6番（喜屋武 功議員）

火葬需要増の件で再質問します。

今答弁の中で、以前5市町村で火葬場・斎場の建設を検討したとありますが、これはいつぐらいからこの話し合いが始まって、いつまでというのがちょっと私はわからないので、その点をお聞かせ願えますでしょうか。

○議長（比嘉義彦）

住民生活課長。

○住民生活課長（楚南兼二）

この始まった時期の会議の初めの年度は、今手元にありませんが、平成27年度までその会議が行われております。

○議長（比嘉義彦）

喜屋武 功議員。

○6番（喜屋武 功議員）

平成27年度まで。

私の聞く中では、宜野湾市、中城村、北中城村、北谷町ですか。5市町村というので、西原町もです。

中城村で火葬場をつくろうと進んでいたのが、いろいろと住民反対があつて、止まったというのまで聞いています。ただ私が問題視しているのは、これ火葬場、広域でも単独でも、もうやらないといけません。これはもう行政の役目として進めていかないとはいけません。しかし、平成27年度までこの話し合いをして、その後今に至るまで、具体的に何もしてこなかったのかというのが、問題視しているんです。「あのときに止まったから、じゃあこの後は」という、その後何か、村独自でか。もしくはできる市町村と何かしらの話し合い、取組があつたのか。それを聞けますか。

○議長（比嘉義彦）

住民生活課長。

○住民生活課長（楚南兼二）

お答えいたします。

この平成27年度、その会議が閉じてからは、村では行っておりませんが、先日、宜野湾市とそういった意見交換会を8月15日に行っております。

○議長（比嘉義彦）

喜屋武 功議員。

○6番（喜屋武 功議員）

本員も7月28日に村内の葬儀関係者、お寺関係者、いわばこの火葬需要の課題問題について、詳しく知っている方をお連れして、村長、副村長にも現状の課題問題とか話をしたんですが、これ担当課もこの課題について、共有はされています。どんな問題を私たちが村長、副村長に言ったかというのは。

○議長（比嘉義彦）

住民生活課長。

○住民生活課長（楚南兼二）

お答えいたします。

細かい中身までは、そういう承知しておりませんが、やはりそういう需要が高いということはそういう中で、今後どのようにするかというお話は、一応しております。

○議長（比嘉義彦）

喜屋武 功議員。

○6番（喜屋武 功議員）

村長、この間今お話をした専門家というか、それに詳しい方を連れて現状の厳しい状況について話をしたんですが、本当にこれが深刻で、先も冒頭でいった火葬待ちの状況が4、5日、台風後1週間、でもある方に聞いたら、亡くなって告別式するまで9日かかったという。これも数字だけの問題じゃないです。1日火葬待ちになる中で、どれぐらいの費用負担がかかるかとなったときに、まず安置費用、どこかに預け

る場合には1日1万円から2万円です。ドライアイス1日1万円から1万5,000円。それにプラス火葬料がついてきます。火葬料が燃料高騰で、南斎場が6万円だったのが8万円になっている。それにプラス通常葬儀代100万円、家族葬で50万円という。これ120万円から130万円、150万円の世界になってくるんです。それを住民は当たり前にならなくなっているから、これやらないといけないです。こんなに費用負担が増えている状況をつくっているのは村行政なんです。だからこれをしっかりと現状打開する取り組み。

答弁で、広域の火葬場をつくるというのは、もちろん話を進めないといけないです。ただし基礎調査から始まって、基本計画、これ実施計画、着手、サービス開始となったら、もう5年から10年先です。なぜかという、読谷村がよみたん斎苑をつくるときに、平成21年に基本計画を立てて、サービス開始が平成28年、7年かかっているんです。もちろんデリケートな問題なので、住民説明会等も開かないといけない。だけどこれは進めないといけないです。1日も早く。ただその前の取組として、今課題は予約するときの大体、当日予約なんです。前日予約とか。地元火葬場があるところは数日前まで予約できるんです。地元優先なので、もうみんな後から、後から、地元じゃない自治体住民は予約ができない状況なんです。それが火葬費の負担になっている。だからそれをどう打開するかということで、私は読谷村にも直接行ってきました。でも色よい返事はなかったです。向こうは向こうで、読谷村は人口増で、嘉手納町と北谷町もある。で北中城村はということにはなかなか。ただし、恩納村、また本部町まであるんです。いろんなアプローチができるんじゃないかと思っているので、村長これをいかにして、火葬に係る費用負担を減らしていくかという具体的な。言わば予算措置的なものを火葬場を持っている自治体に対してアプローチ

をすとか。さっき言ったように私もあっちこっちに行きます。その中で、こんなして北中城村の議員たちが「どんななの」「こんな話、聞いたことない」と、整合性がとれないと、ただ汗をかくだけで、何の無意味なので、その点しっかりと話をまとめてほしいんですが、それについてはどんなですか。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

火葬場の建設については、議員御指摘のとおり喫緊の課題だと考えております。私たちも中部市町村の首長会議のほうで、そういう話も出ます。ただやはりそれを個別につくるということは、大変難しいものがあるので、それぞれ一部事務組合等を結成して、それをつくったほうが財政的にもいいと。それはそれでまた進めていきたいと思っております。今ちょっと、宜野湾市との話し合いもごさいますので、そういう話し合いもまた、ただ宜野湾市だけではないと思しますので、これからやるにはもっと広域的にやらないと、費用負担軽減にはなりませんので、それゆえに広域的に考えたいと思っております。

そしてさらに今おっしゃったような既存の施設を保有している、既存の市町村等との協議についても、議員おっしゃるように協議したほうが適切かと思っておりますので、それに向けて努力してまいりたいと思っております。

○議長（比嘉義彦）

喜屋武 功議員。

○6番（喜屋武 功議員）

この状況というのは、さっきも言ったように多死社会が来ている中で、どんどん増えていきます。どんどん待ちが長くなっていくというのが予想されているので、先ほど担当課長からも「宜野湾市とやり取りしました」という、向こうは今年度の4月から、火葬料負担1人1万5,000円出しているんです。プラス5月からは

火葬場建設に関わるプロジェクトチームもつくられて、調査が始まっています。そういう目に見える形での動きがあるので、広域で一緒にするか、単独かも含めて、それも進めながら先ほどと同じことを言うんですけれども、今現在の負担に対する対応策というのを、ぜひ話をまとめて進めていってほしいと思っております。

これは村長の政治を進める上で公約も大事、でも公約を超えたもっと重要な住民サービスの一つだと思うので、ぜひ力点を入れて進めていってほしいと思っています。

次ですけど、あやかりの杜の施設の利用について。確かに答弁を見たら、システムのサポートが切れたパソコンがあるとか。倉庫みたいな状態になっていたとかということも分かります。IT機器のアップデートって、サイクルが短いので、ただ当初あやかりの杜にマルチメディア室をつくらうという大きな目的があったと思っております。この目的を開館が平成20年、平成28年に一般企業に貸せる。こう当初つくった目的を達成しないままに、ほかの利用にするということも私的にはどうなのかなというのも一つあります。

また、あやかりの杜は防衛予算でつくられているので、この補助金出した元の防衛省に対して、このマルチメディア室を変更して、国際サポート、英語教育充実化のために、そういうものに変えますということは、変更届とか、話し合いとかってされています。どんなですか。

○議長（比嘉義彦）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（比嘉利彦）

喜屋武議員の御質問にお答えします。

平成20年から開館して、平成28年に目的を達しないまま、民間に貸しているというような話で、また防衛の予算等で使っているということで、どうなのかというところなんですけれども、防衛等についての届出があったのかどうか。すみません、手持ちの資料にはないので、お答え

できませんが、教育長が述べられたように、その時の利用度がかなり低かったということで、今現在に至っているというのは聞いております。以上です。

○議長（比嘉義彦）

喜屋武 功議員。

○6番（喜屋武 功議員）

そこなんです。私が聞いている中では結構、防衛の予算を使つての事業をするにあたって、10年間はその当初の計画の中でやらないといかないというのを聞いた覚えがあるんです。どうしても変えたいというのであれば、やはり向こう側との交渉もあると思いますけれども、これはちょっと、はっきりさせてほしいというところもあります。だからこそ私も、強い表現で目的外使用じゃないかということを行っているんです。

ただちょっと、あやかりの杜を検索すると、比嘉孝則村長の挨拶文があるんです。あやかりの杜の「この施設の機能として、あやかりの杜は、図書館機能のほか、研修室、マルチメディア室、工芸室、幾つかの4つの機能を持つ生涯学習施設です」という、このマルチメディア室って表現されているんです。フロアガイドを見ても、マルチメディア室って現在も残っているんです。これはどういうことなのか、ちょっと知りたい。実際にマルチメディア室はないじゃないですか。ないけど、ネット上ではこれが今、存在することになっているので、その点のあやかりの杜とのやりとりというのは、どんなになっています。これは前村長の名前だったら、これはアップデートしていないんだとわかるけど、孝則村長の名前なので、でも使われているのは平成28年からですよ。この国際サポートセンターは、それはどんなですか。

○議長（比嘉義彦）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（比嘉利彦）

お答えします。

その内容について、パンフ等もあれから更新されておらず、そのまま利用してしまっているということです。以上です。

○議長（比嘉義彦）

喜屋武 功議員。

○6番（喜屋武 功議員）

私がとても問題視しているのは、当時の教育長が英語教育の充実化のために、企業を入れたという政治的な働きがあったというふうに思っているんですけども、もちろんいろんな大義名分は使えることは確かだけど、この公の仕事というのは、社会全体の仕事なので、公平性とか考えるときに、一つの企業に加担するような、そういうイメージを持たすようなことは、私は違うのではないかという。だから去った議会でも海外子弟研修制度ドットプログラムを含めて、10年、20年同じ企業がやっている。ただその企業の役割もある一定期間はあったと思います。しかし、時代も変化して、いろんな技術、ツールを使いながら、能力を持った方々がいるので、そういう意味で競争もない。この一つのところ、ましてやこの企業があやかりの杜の公共施設、元々の多分、利用規約には民間企業を入れて、貸せてもいいという契約規則にはなかったと思います。もちろん喫茶店は別です。それは元々の内容にあったと思いますけれども、だからそういうふうに見せるのはいかなるものかと思うんです。いわば一企業に、すごく優遇しているというふうに思われるのが、それについてはどんなですか。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

公共施設の利用等については、委託契約等、管理等については委託契約がございます。その委託契約の中で、競争入札等出てきます。これは今まで競争入札はなかったかもしれません。

ただ私たちそれは指定管理者については、競争入札をさせてもらおう。プロポーザルをさせますので、その契約については指定管理者のほうで、契約を締結しているわけですから、それは指定管理者のほうに任せている。

ただマルチメディアセンターというのは、元々これは内閣府の補助です。防衛の補助ではございませんので、これについては会計検査の指摘がございまして、マルチメディアセンターの利用頻度が極端に悪いと。そういう面で、もっと使用頻度を高めてくれというそれもありましたので、そういう指摘から多分、前の教育委員会はその判断をしたとっておりますので、それによって会計検査をクリアしたというところもあると思います。ですから私としては、それは我々のある意味では、指定管理者の権限かもしれないけれども、我々指定管理者がそれを新たにまた委託契約をしたということになると思っていますので、それは指定管理者に任せていいんじゃないかと思えます。そしてこれは、先ほど申し上げましたように、会計検査から指摘されたことについては改善したという意味合いでも、それは私としてはよかったのではないかと思います。

**○議長（比嘉義彦）**

喜屋武 功議員。

**○6番（喜屋武 功議員）**

わかりました。そういう背景があったのであれば、ただ先ほども言った、そういう誤解を生まないようなやり方というのは、今後検証して取り組んでほしいと思っております。

次に、統計課の設置含めて統計業務の充実化についてなんですけれども、答弁おっしゃる通りで、私としても村行政の規模を考えると、統計課の設置というのは、ちょっと表現が大きかったかなと思うところがあるんですが、ただ行政において部、課、係とか、グループ担当とかあると思えますけれども、いろんな今もこの

通告書にも書いたようにSociety5.0とか、難しい言葉もDXとか、いろんなものがあって、ただ時代が変わろうとしている中で、その基本となる統計業務をしっかりとやるのが、内部での統計情報を利用しての政策、立案力であるとか、我々議会も質問するにあたって、いろんな情報が必要なんです。事務局に話をして情報を取るとか。これをもっと円滑にできれば、すごいいろんな目まぐるしい状況の中で、すごく効率的に物事が進むのではないかと。解決するんじゃないかと思っているので、ぜひこの統計情報を利用した動きとかに目をぜひ向けてほしい。もちろんされていると思いますけれども、これをもっと目に見える形で、一般の方にもそれが利用できる、見えるような形でということでもって、今回取り上げているので、簡単でもいいのですが、それについてどう思うか。

**○議長（比嘉義彦）**

総務課長。

**○総務課長（喜納克彦）**

議員がおっしゃっていることも十分分かります。ただ統計業務を特化した課は、なかなか議員の質問の中にあつたように、本村の規模においてはそれぐらいの業務量もないし、今設置する必要は正直今は難しいと考えています。それぞれに今回、村長も政策立案する際に、各課が持っている計画、この計画書の中には全て統計を含めて示されている計画がほぼほぼで、それで今後の予想を立てながら、村長は立案していますので、それをどこにその資料があるのかということで、どこでそれを活用できるのかというのさえ分かれば、今のところは私たち北中城村の規模であればいいのかなと思います。またもっと大きな統計資料、ビッグデータがほしいのであれば、現在私たち各課が県に対する調査もので回答しているのが、国の統計情報システム、政府統計の総合窓口でe-Statというのがございます。これ全県、全国の統計資料がほぼ

見られる状況になっております。ぜひそれを活用していただきたいと思います。以上です。

○議長（比嘉義彦）

喜屋武 功議員。

○6番（喜屋武 功議員）

答弁、さっきもあったように、統計課の設置というのは、とても厳しいのは分かります。那覇市でも、企画調整課の中の統計グループという、課でもなくてグループ、課の中のグループになっているので、北中城村で課となったら、厳しいというのは分かりますけれども、ただ向こうの統計情報を見たら、見やすいんです。平均的な家族の人数、子どもの数、犯罪率とか、いろんな窓の中に出てくるので、そういうのが分かれば他府県の方、今現在住んでいる方も、「今、北中城村ってこういう状況なんだね」「じゃあ、北中城村に住んでもいいね」という、ただライカム、徳洲会があるからという期待値だけじゃなくて、いろんな情報を基に移り住んでくるという人口増も見越したというものの根拠にもなると思うので、ぜひというふうに思っております。

次に質問行きます。村のキャラクターマスコットの効果と検証についてと質問を上げたんですが、私が強く指摘をしたいのは、キャラクターの存在意義とかというよりも着ぐるみなんです。今はコロナも明けて、いろんなイベント祭りが動いていく中で、北のペーちゃん、中ゆくりん、城まーい、3体を動かすというのは、これちょっと負担が大きいじゃないかということを考えています。もちろんさっき言った、祭り等が動いているからその3体の着ぐるみの動きも活発になると思います。ただその中に入る職員の体調面とか考えたときも、いろんな意味でマンパワーが不足している。去った議会でも、葛巻町との合同物産展でマンパワーが不足しているという中で、やはり着ぐるみ3体は、言わば私の考えは、若松くんを復活させて1体で動か

すか、もしくは着ぐるみは全廃止、web上とか、紙媒体の中で活躍してもらおうというものありじゃないかと思っているんです。必ずしも着ぐるみが必要かなという。なぜかという、結構着ぐるみの中に入って熱中症になったとか、ディズニーと村行政を比較するわけではないんですけども、結構訴訟になったりとか。着ぐるみを持っている自治体の中には、着ぐるみの使用マニュアルとあるんです。東大阪市とか、いろんな各市町村あって、寝不足じゃないかとか、前日に酒を飲んでいないかとか、着る前と後の10分は水分補給とか。気温が20何度以上だったら屋外では駄目とか。いろんなのがあるんです。どんなですか、もう村長、3体じゃなくて、もうちょっと圧縮しても、村長が入れとは言っていないけど、着ぐるみはどうかと思うんです。それについてはどんなですか。

○議長（比嘉義彦）

企画振興課長。

○企画振興課長（仲本正一）

喜屋武 功議員の御質問にお答えします。

御心配いただいて、ありがとうございます。今3体、一括交付金で3体つくるのに約1,500万円ぐらいかかっている状況でして、ただ入っているのは、企画振興課の職員だけが入っているわけじゃなくて、いろいろと貸し出しもしています。その貸し出しの中で、着け方とか、今日は暑いのでとか、時間設定とか、配分してしてくださいとか、必ず人はついてくださいとか、といういろんなことをしながら、今は続けているところです。ぜひこの3体、せっかくなつくたものですから、企画振興課としては、活用をさらにしていきたいという思いであります。以上です。

○議長（比嘉義彦）

喜屋武 功議員。

○6番（喜屋武 功議員）

課長とちょっと意見が合わなくなりました。



いや、せっかく1,500万円もかかってつくった。ただしかし、予算よりも、私は入る方の命に関わる状況も出てくることは、なきにしもあらずなんです。費用対効果も含めて、例えば祭り、イベントでこの3体のキャラクターを出すとなったときに、何名必要ですか。

○議長（比嘉義彦）

企画振興課長。

○企画振興課長（仲本正一）

お答えします。

3体ですので、3名以上、あと何分入るか。ステージもあるので、3名以上、この3名の倍数、6名なのか、9名なのかということになると思います。以上です。

○議長（比嘉義彦）

喜屋武 功議員。

○6番（喜屋武 功議員）

だから私が懸念しているのはそこで、言わば祭りとかイベントって、ただでさえ動き回って肉体的にも疲労がある中で、そこにこのをとられて、またより負担を与えるというのいかなものかあるもので、でもこれは私の意見、提案。課長がぜひ使いたかったら、それはそれで村の考えであればいいのかなと。ただでもちょっと注視して、着ぐるみを耐えることで何か不具合が出ているんじゃないかというのは、注目、着目していきたいと思っています。

次に最後の質問になるんですけど、北中城村オーガニックビレッジ宣言ですね。なぜ「オーガニックビレッジ宣言」をしたかというのをお願いんですが、個人的にとても食の安全とかに興味を持っているところがあって、全て頭でっかちの知識だけでしか入れていないんですけども、私たち日本というのはいわばOECD、38か国の加盟国の中に入っていて、その中で農薬の使用率というのは、断トツ1番なんです、日本が。食品添加物の許可数で使用料も断トツの一番、言わば農薬立国日本なんです。これは

アメリカと単純に比較したら7倍ぐらい、こっちが農薬使って、添加物も使っているという状況で、一般の方々は多分知らないです。あまりテレビ報道されないのでも今、SNSとかYouTubeとかでこういう情報がどんどん入る中で、我々の食生活、農業環境というのは、こんなに厳しいものがあるのかというのが今見えてきている。

それを受けてオーガニック商品のニーズも高くなっていると。イオンが、独自にオーガニック農産物の供給拡大を図るために、全国的な取り組みをやっています。そういう生産者を増やすとか、そういう売り場面積を増やすとか。実際イオンライカムも売り場の3分の1がオーガニック。もう一つ、沖縄県内でいえば、りうぼうマルシェというコーナーをつくって、オーガニック商品を置いているんです。中には農産物を世界にと思える農家は、オーガニックじゃないと取らないよという今、そういう流れもあるんです。そういう風を時流を受けて、我々はちょうどEM、村が主体になって「農を活かした福祉の里事業」を進めています。それとマッチングして、オーガニックビレッジ宣言したら、これ絶対に、全国で注目されるんです。福岡県の大木町というところは、オーガニックビレッジ宣言も進めているんですけども、全農作物をオーガニックということで取り組んで、1日か年間か、視察者が2,000名だそうです。それぐらい注目されているんです。今県内で、オーガニックビレッジ宣言しているところはないです。だからこそ今後の方針として、EM、農福連携の事業とともにこれをやるのが、私は住民の生命と財産を守る上でも、将来性を見てもいいんじゃないかと思っているんですけども、それについてすみません。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

お答えいたします。

私も大変興味がある問題でございます。あるテレビでニューヨークの郊外で、オーガニックマーケットというのをやって、毎週週末やっていますので、そこでニューヨークの知識人がそこを訪れて、いろんな1週間分をまとめ買いますとか、そういうのが流行っているようですが、今全国、インターネットで調べてみましたら、全国でもそれぐらいいろいろあるところですよ。

ただ私として懸念するのは、私たちが宣言して、そこに我々のオーガニックに対する土壌がまだ根付いていないということ、それを懸念するものですから、なかなかそこに踏み切れないところがあるわけです。ただ今後、農を活かした健康・福祉の里づくり事業の中で、EMが相当、オーガニックにこだわったことを展開していくと思いますので、それに思想的にはそういったものが醸成されれば、我々も十分のつかっていただけるのではないかと考えていますので、それに期待したいと思っています。

○議長（比嘉義彦）

喜屋武 功議員。

○6番（喜屋武 功議員）

そうですね、下地ができていないから難しいという面があって、全国で91市町村がオーガニック宣言をして、どこもそんなに有機栽培しているところって、そんなにないんです。それでもいいんです。いわば実際に有機栽培することで、この間、瀬上課長からも聞いたんですけども、「難しい」「安定して生産できない」という、有機栽培だったら。そのハードルも高い、また申請するのも大変だというんです。もうそれだけで心が折れてしまうという農家の方もいて、それを行政が旗振り役になって、このそのオーガニックビレッジ宣言に係る補助金、予算を使いながら基礎調査して、そして人材をつかっていってという場をつくっていくというのが

できるんです。村の単独予算でということではないです。ただそういう予算がとれる。さっきも言ったように、県下でどこもやっていないから、絶対に注目されるので、またちょうど農林水産課に参与も来ているじゃないですか。農林水産関係のプロでもあると思うので、その方の力も借りればこれはできるのではないかと、ことがあるので、課長どんなですか。

○議長（比嘉義彦）

農林水産課長。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長（瀬上恒星）

喜屋武議員の再質問にお答えいたします。

先進事例といたしまして、先ほど議員からおっしゃった全国で約92市町村だったか、あるんですけども、実際にこのオーガニックビレッジ宣言をする前に、まずは有機農業実施計画というのを各市町村で立てる必要がございます。ただこの実施計画を行う前に、各市町村におかれましては、その準備としてこの専門の例えばこれは大分県の佐伯市を例に挙げてみますと、有機農業推進係という専門係を約2年前、オーガニックビレッジ宣言をする2年前に設立した上で、この専門的な専門員、有機農業に特化した知識をお持ちの専門員を配置した上で、実際に係員の教育、または実際の農業者への、そういった教育の徹底、こういったものを取り組んでおられるような報告も出ておりますので、やはり現在の態勢といたしましては、やはりちょっと私ども逆に旗振りになりたくても、ちょっと今の段階では力不足というところが正直なところかと考えております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

休憩します。

午後 1時46分 休憩

午後 2時00分 再開

○議長（比嘉義彦）

再開します。

大城律也議員。

#### ○8番（大城律也議員）

こんにちは。今日最後ですので、よろしくお願いいたします。

初めに、訂正したい部分がありますので、確認をお願いします。1番の最初の資料の地域社会に開かれた「地区公民館」としてあるところを、これ正しくは「自治公民館」が正しいという御指摘をいただきました。私の資料は変更させていただいておりますが、皆さん方の資料でそのままになっているようであれば、よろしく御理解いただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは通告のとおり一般質問をしてみたいと思います。よろしくお願いいたします。

質問事項3点であります。1. 地域住民に親しまれる自治公民館の運営について。

2番目、災害時の高齢者の避難対応について。

3番、ハワイ・マウイ島火災支援について。質問をしてみたいと思います。

初めに、地域社会に開かれた自治公民館をめざして。

今日の急激な社会構造の変化に伴い、社会における人間関係が希薄化する中で、高齢化・核家族化の傾向が進み、ひとり暮らしの高齢者を取り巻く問題等が多くの地域的課題に直面している。

コミュニティ関連施設である自治公民館は“地域住民の公共の館”として、すべての住民に開放され、利用されなければならない。「身近な自治公民館」は、「生涯学習機能」「地域交流機能」「地域支援機能」等を生み出すとともに、こうした地域的課題を踏まえて、自治公民館に寄せられる期待は極めて大きなものがあります。自治公民館運営、台風6号、ハワイ・マウイ島火災支援に関連して質問をしてみたいと思います。

1. 地域住民に親しまれる地域自治公民館の運営について。

①自治公民館は「つどう」「まなぶ」「むすぶ」の基本的な役割があります。自治公民館が、地域住民の交流の場・憩いの場として日常的に利用されるために、ロビー、談話室、施設のバリアフリー化などの設備が整備され、気楽に集い、語らうことができるよう住民に開放されていることが大切である。各自治公民館の設備や整備状況について伺います。

②住民の地域活動における各種団体の場として、年中行事の場として利用できるよう努めなければならない。住民の地域連帯による社会参加の推進役として自治公民館は社会教育関係、福祉関係の団体や行政機関との連絡調整を図りながら積極的に共催することが大切である。行政の支援の取り組みについて伺います。

③住民の生活上や学習上の悩みや福祉・医療の諸問題について気軽に相談でき、これに対して適切な助言や指導が行われるよう、行政機関との連絡を密にして、いつでも協力が得られよう体制を整えておくことが必要である。行政の対応について伺います。

④自治公民館は、地域住民の学びの拠点であります。地域の諸活動を支える機能を十分に果たすためには、自治公民館職員の常駐及び常時開放が不可欠であります。各自治公民館が超高齢化時代に応じた役割を十分に果たすことができるよう、行政の適切な支援が必要であります。一括交付金等の制度を検証して財政的支援で自治公民館活動の各種取り組みがさらに促進されるよう工夫する必要があります。常駐と常時開放の施策が講じられることを望みます。見解を伺います。

2. 災害時の高齢者の避難対応について。

①今回の台風6号でも、本村は災害に関する精力的な情報発信が行われた。しかし、高齢者世帯での通信手段は、歩行困難なため外出でき

ず周りの人からも情報が得られないという状況もある。災害弱者とされている要支援者がどれほど通信手段を使いこなし必要な情報にアクセスできたのかと考えると疑問が残ります。単身認知症高齢者が存在すると推定される。

今後、災害情報の伝達はますます困難を極めると予想される。災害弱者は情報弱者でもあるという観点から災害時の情報伝達のあり方について早急に検討すべきである。見解を伺います。

②沖縄地方全域で猛威を振るった台風6号。本島地方や周辺離島、大東島地方は、停電や断水が長期化し、県民、村民の生活を直撃した。台風6号に関して、関係法令に基づいて本村は警戒レベルを用いた避難勧告を発令しました。適切な避難勧告等の発令により、村民の迅速・円滑な避難を実施することは、村長の責務であります。一般避難所内には、高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児を抱えた家族、外国人等の要配慮者を含めたスペースを確保する必要があります。

また、介護支援専門員、福祉専門職の参画を得ることも重要と考えます。見解を伺います。

③災害時の長期の停電時にも、EM研究機構が取り組む再生資源を活用したバイオガス発電と蓄電池を組み合わせることで、非常時電源・熱源として、役場庁舎、避難施設、自治公民館などの最低限の電力供給を維持して、地域の災害対応力と防災力向上を図る必要があります。地球温暖化により台風の巨大化が指摘されています。猛烈な台風の接近に備えなければなりません。将来的な取り組みについて見解を伺います。

④避難所運営においては、日頃、大自然の恩恵を受けるなかで自然の脅威は容赦ない。自然の脅威の前では人は助け合うことしかできない。“安心安全”を提供するため、避難者と運営する側の人間関係が非常に重要だと感じました。避難者からも職員の丁寧な対応に感謝の声がありました。職員の負担は大きいと思いますが、

大きな役割を担っていること、昼夜の避難所運営に心から感謝を申し上げたい。

3. ハワイ・マウイ島火災支援について伺います。

2023年8月8日（現地時間）に米国ハワイ州マウイ島で起きた大規模な山火事により住居や建物が消失する壊滅的な被害が発生しました。この火災により亡くなられた方のご冥福をお祈りするとともに、被災された皆さまに心からお見舞い申し上げます。北中城村島袋出身の比嘉太郎さんであります。沖縄戦で荒廃した故郷の窮状を救うため、ハワイの沖縄人コミュニティに呼びかけ、豚のほか食料や衣料、医薬品など救援物資を送る活動を展開しました。愛郷心に燃えた不屈の開拓精神を貫きウチナーンチュの肝心（チムグクル）とハワイアンホスピタリティを兼ね備えたハワイ移民二世、比嘉太郎さんに、どう答えるか。ハワイ州と緊密な関係を持つ北中城村としての災害支援の取り組みについて伺います。

以上、私見を申し述べました。それぞれの見解をお願いいたします。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

大城律也議員の御質問にお答えいたします。

1番目の地域住民に親しまれる自治公民館の運営について。につきましては、教育委員会のほうで回答いたします。

私のほうは、2番目の災害時の高齢者の避難対応についてで、答弁いたしたいと思えます。

①高齢者等へ災害時の情報伝達につきましては、御指摘のとおり重要な課題であると認識しております。現在は、リスクの高い高齢者世帯等へ、予め台風等の接近の場合には、早めの避難を促したり、短期入所等の介護保険施設の利用調整など個別の支援を行っております。一方、地震等の大規模災害では行政による支援が機能

しない恐れがありますので、自主防災会議等による互助による取り組みが重要であると考えております。

②一般避難所運営については、状況に応じ専門職の派遣は可能です。また個々の状況に応じたスペースの確保に努めています。

③今回の台風では、役場庁舎を含め多くの地域で長時間停電となりました。役場では非常用発電設備を稼働させながら通常業務を行いました。今回の台風で改めて電源確保の必要性を認識すると同時に、今後の施設整備に生かせるよう取り組みたいと考えます。

④避難者から丁寧な対応に感謝があったということで、運営側としてもうれしく思います。これからも避難者が安心して滞在できるよう心がけたいと思います。

3番目のハワイ・マウイ島の火災支援についてです。

本村では、2023年8月28日からハワイ州マウイ島で発生した大規模火災について、被災された方々を支援するための義援金の受付を実施しております。

内容につきましては、役場窓口（総務、会計、福祉、健康保険、中央公民館）、あやかりの杜、各字公民館へ募金箱の設置とホームページでの募金の呼びかけを行っております。また、状況に応じ北中城村としてもさらに取り組んでいく考えでございます。

以上でございます。

○議長（比嘉義彦）

教育長。

○教育長（徳村永盛）

大城律也議員の、1点目の地域住民に親しまれる自治公民館の運営について、お答えいたします。

まず1点目の、各字における自治公民館等の整備状況については、まず設備等に関しましては、村予算やコミュニティ助成事業などを活用

し、地域活動に必要な備品や施設の整備修繕を行い、地域住民の交流の場、憩いの場として利用しやすい公民館整備に努めております。

一方で、施設等のハード面に関しましては、スロープなどのバリアフリー対応や、ロビー、談話室、憩いの場としての機能については、各自治公民館等において不十分な面も見られますので、各字での予算措置も含め、今後検討が必要な課題であると思っております。

2点目の行政の支援の取組について、お答えいたします。

村立中央公民館における各種講座やサークル活動などについては、積極的な広報と各種団体との連携により実施しているところでございます。各自治公民館への行政支援といたしましては、地域学級運営補助金の交付やニュースポーツの備品貸し出し、村スポーツ推進委員の派遣などを行っており、また現在、役場職員による出前講座を準備しておりますので、住民の学習支援や地域住民の学習ニーズに沿った活動の開催支援など、自治公民館の利用促進に努めてまいります。

3点目の行政機関との連携を密にしてについて、お答えいたします。

各自治公民館での各種行政の相談業務や利用拡大につきましては、他課にまがりますので、今後、横断的に検討してまいりたいと思っております。

4点目の自治公民館への常駐と常時開放の施策が講じられないかということについて、お答えします。

各自治公民館における施設利用につきましては、地域の方々が様々に利用されており、利用時間についても様々であると認識しております。常駐と常時開放については、各自治会の要望や住民ニーズを踏まえながら今後、研究してまいります。

以上でございます。

○議長（比嘉義彦）

大城律也議員。

**○8番（大城律也議員）**

再質問させていただきます。

基本的には公民館、超高齢化を迎えて、一人一人の高齢者が、一人住まいとか、こういう方々が各自自治会増えてきています。この人たちがどうするかということが、公民館の役割であるというふうに思っておりますので、この家にこもらない。そして公民館に出かける、ここでユンタク、ヒンタクもする。コーヒーもいただきながら時間を過ごすことが大事だろうと、基本的にはそう思います。

それでは私たちが住んでいるこの地域の各自治会、子どもから成人、高齢者、車椅子を利用する人、いろいろな人が暮らしています。人が持つ、様々な個性や違いに配慮した、先ほどバリアフリーの話をしておりますけれども、出入り口が大事です。段差解消のためのスロープ、手すり等の設置は、行政の支援がないと、各自治会単独ではなかなか改良が難しいと考えておりますので、これについて、改めて質問、見解を伺いますけれども、まず2階にある公民館もあるわけです。この2階にある公民館、この高齢化社会において大変な。階段上がっていくのは大変だと思います。若いときはいい。まだ20年、30年前の話だったらいいんです。もう北中城村も65歳以上が23%近くいって、超高齢化というふうな時代になっておりますので、その辺のところもやはり、もうそれぞれが役所の皆さんが公民館を視察して、把握しないといかんだろうというふうに思っております。そういうことで、地域にはたくさんのいろんな方がいらっしゃるということをぜひ理解していただきたい。この辺について、見解を伺います。

**○議長（比嘉義彦）**

生涯学習課長。

**○生涯学習課長（比嘉利彦）**

大城議員の御質問にお答えいたします。

先ほども教育長のほうからも申し上げておりますけれども、やはり施設については、お子さまから老人の方まで、高齢者の方まで利用するというので、やはりそれに合ったふさわしい施設が必要だということは周知しております。その中で、先ほども教育長もおっしゃっていましたがけれども、各自治会等の不十分な施設の面もあるので、各字での予算措置も含めて今後の検討が必要だとは思っております。以上です。

**○議長（比嘉義彦）**

大城律也議員。

**○8番（大城律也議員）**

ありがとうございます。

ぜひですね、地域の公民館の視察をしていただきたい。そのように思っておりますので、課長職でも、地域の公民館に立ち寄ったことはないのではないかという思いがしております。私も時間があるときは、公民館に足を運んでおります。ここで役場職員と会うことはほとんどないんです。

それから2番目の再質問ですが、これも大事なことです。各地域はそれぞれのリーダーがいらっしゃる。これボランティアですよ。そしてこの高齢者を相手に認知症予防のために、サークル活動、僕の地区は熱田ですので、そこで言えば「りっかりっか体操」をしたり、いろんな工夫をしながら、どうしたら健康維持できるかという毎週、取組をしているわけです。まず健康ということは、家計を豊かにするんです。高齢者ですから収入も限られています。もう財布を見たら、診察券オンパレードです。今日はどこの病院、明日はどこのと、こういうのがいっぱい、この財布の中。これ1枚でも減らしていく。我慢して行くんじゃないです。健康を取り戻して、この診察券システムを使わないようにできること。これ家計、豊かになる。財政を豊かにするんです。社会保障費がどんどん増えてくる。健康であれば財政に大きな貢献をする

わけです。そういう思いで、その辺もぜひ支援をして、熱田の話をするんですが、月曜日、火曜日、水曜日ともう休む暇ないです。全部、ボランティアの方がやっている。りっかりっか体操、水曜日はゲートボール、あるいは踊り、そして木曜日になるとグラウンドゴルフ、土曜日に入るとゲートボール、そして金曜日はユンタク会、全てボランティア。もちろんこちらには社協の職員が応援にいらしたり、福祉課の職員がりっかりっか体操、参加してもらったりして、励ましてもらっておりますけれども、私はそこに三役、ちょこっと来てもらって、一言しゃべっていただけたらと思うときはいっぱいあるんです。そういう状況でありますから、ぜひ三役の皆さんもできるだけ、忙しいと思っておりますが、できるだけ各地区の公民館に足を運んでいただければというふうに思っておりますので、その辺のもし調整できるかどうか、お聞きしたいと思いますがいかがですか。

**○議長（比嘉義彦）**

村長。

**○村長（比嘉孝則）**

お答えいたします。

頻繁にそこに出かけるということは、なかなか難しいかと思っておりますけれども、御案内があれば時間等、日程等が合えば伺いたいと思っております。

**○議長（比嘉義彦）**

大城律也議員。

**○8番（大城律也議員）**

どうしたらこの高齢者が、公民館に出かけて、家にこもっていても、テレビはつけっぱなし、電気はつけっぱなし、電気代は高騰してくるは、これはいいことないんです。公民館に足を運んでもらえれば、そこには職員がいる。熱田の話ばかりで申し訳ありませんが、区長がいれば、書記がいる。会計がいる。だから常駐の話をしているんですけれども、そういう状況。一生懸命地域は頑張っておりますので、応援をお願い

したいというふうに思っております。

それから4番に再質問させていただきます。

少子高齢化、高度情報化の急速な進展など社会情勢の変化を背景に、自治公民館に求められる役割、変化して多様化しています。地域づくりの拠点施設として、各種団体による利用のほか、各種団体の事務局機能も果たしているわけです。新たな地域像をともに描いていることが求められています。そのために、より幅広い、地域住民の実情や思いが反映できる常駐態勢、私はそれは急務だというふうに思っております。私が調べた中では、5自治会ですか。区長か、あるいは書記の方が常駐をしているところがあります。しかしそれ以外は、ほとんど閉まっている。村から委託業務を受けている。その分について、私は一括交付金を含めて、見直しをして書記か、区長か、できたら区長が常駐していただけたらいいんですけれども、そういう取組が必要だろうと。公民館が閉まっていたら、宝の持ち腐れなんです。ですから各地域、できるだけ公民館にいらして、みんなでここにこ、わいわい騒いで、情報交換できないかなと。そこで訴えているのが、常駐するような態勢を敷いていただければというふうに思っております。改めてそういう中で考え方をお伺いしたいというふうに思っておりますので、よろしく願います。

**○議長（比嘉義彦）**

総務課長。

**○総務課長（喜納克彦）**

実際今、各字自治会に対して、総務課から自治会育成交付金という事業費と事務委託料、これ区長との事務委託契約を結ばさせていただいております。これ自治会育成交付金に関しましては、自治会の中でスポーツ活動だったりとか、文化活動、地域美化活動の生きがいづくりの推進につかってくださいという補助金も含んで交付しておりますので、ぜひですね、そういった機

会をつくって自治公民館を開けていただければと思っています。現在、交付しているところで、できているところもあります。島袋だったり、安谷屋、それをぜひ伝えていただいて、公民館ぜひ住民の声から、公民館の常時開放を言っていただければいいのかなと、私のほうは考えてございます。以上です。

#### ○議長（比嘉義彦）

大城律也議員。

#### ○8番（大城律也議員）

大変だと思います。しかし公民館、せっかく立派な財産があるわけです。これをどう生かすか、我々の行政の役割だと思っています。この北中城村業務委託料というのがありますけど、そこに委託料、次のとおりであります。問題は手当なんです。この一律、均等割り10何万円とあるわけです。それから人口割り、400人いかない場合は何10円ですよ。それからこれから以上、これから以下は幾らですよというのがあるんです。これを見直さなければ、なかなか常駐体制はできないのかなというふうに思っております。最低賃金というのがありますから、そういうのも参考にして、これを見直す、あるいは一括交付金手当をして、若い人でも区長になって、公民館に常駐できるような手当ができればというふうに思います。その手当が厳しいものですから、副業をしながら、間に公民館に寄るとか、というような感じかと思っております。どちらかでもいいですから、できたら自治会長ですけど、それでも厳しいようであれば書記ということで、常駐体制をして対応をやっていただければというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

次に行きます。2番目、災害時の高齢者の避難対応について、再質問させていただきます。

災害時には災害の急な状況、避難所の場所などの防災情報に関する正確な伝達が必要なんです。若い人たちがばかりじゃないということ、

基本的には30%高齢者という状況も、40%近いと思っていますので、こういう状況、伝達をどうするか。もう聞こえませんよ。雨風の中で放送してもらっても、何をしゃべっているのか。今でも私の家までは、何を放送しているのか、防災無線、昼間でもよくわかりませんので、ただ我々は関わっているものですから、これは何の案内なんだなというのが。一般の人はわかりませんよ。何をしゃべっているのか。そういう状況、ですから長期停電にも対応できる、高齢者をどう対応するか。放送しても聞こえませんので。それから防災ラジオというのがあるようです。有事の際に防災情報が受信できるラジオ、一つは災害時要援護者名簿登録者、私もこういう状況ですからというような名簿があれば、それを参考にして無償でその防災ラジオを貸し出す。そして災害の情報を手段として検討すべきじゃないかというふうに思っておりますので、今回の台風6号は、もう私のところで4日間停電しておりますから、車があるものですから車で携帯、充電をしたり、クーラーかけて車の中でゆっくりというような、涼を車の中でとる。家に帰ったら暑いですから。これ充電器3つも4つも準備して、家族の分を車で充実したり、そういう状況でありました。

それで先ほど、比嘉正志議員が充電システム、充電ステーションについて質問をしておりました。そしてこの回答で、会計課前に充電ステーションを設置してありますよ。役場なんです。役場来るまでも大変です。高齢者は車ありませんよ。ほとんどが免許証を返納したり、そういう状況です。車もない、それからバスも台風で走りませんので、タクシーも走っていない。この北中城村は、大変ですよ。タクシーを拾うのも。そういう状況ですから、私がさっき言ったEM研究機構との連携をして、各公民館にこの充電システムを導入して、ここでそういう必要な電気を充電していただく。そういう取組も



必要かと思えます。すぐ来年からというわけにはいきませんが、これは長期的な視点で、ぜひそのようなEM研究機構との連携をして、各自治公民館にそういう充電システムもあれば、必要だというふうに思っておりますので、それは検討していただきたいと思っておりますが、見解を伺います。

○議長（比嘉義彦）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

今回の停電は、かなり長期間に及びました。そういった充電設備を設ける場合に、そもそもそちらが停電していないということが前提になります。現在、各字公民館がそういった無停電装置であったりとか、発電機を備えているかという、そうではありません。今後、公民館整備、もしくは航空施設整備を行う際には、そういった太陽光と併せて蓄電池を整備することで、その停電時に対応できる施設、防災に強い施設を整備していけたらと考えてございます。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

大城律也議員。

○8番（大城律也議員）

完璧なものでなくても、せっかく生かした施設バイオガス発電というのがあるわけです。これを生かさないといけないと思えます。そこにはやはり蓄電池も必要でしょう。充電しに行ったり、これはどうするかと。やはりEM研究機構と連携をして、各公民館、15公民館があれば、ライカムがありますので14あればバッテリーが幾ら必要だと。切れかかったらまた新しいものを入れ替えてもらおうと。バッテリーを利用した緊急措置です。最低限の非常電源、熱電源をどう確保するかということも、私はEM研究機構は幸い、来年完成予定のようでもありますから、その辺の活用の方法をしっかりとEM研究機構と連携をして、取組の仕方を今から研究してい

く必要があると思えますけれども、いかがですか、村長。

○議長（比嘉義彦）

農林水産課長。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長（瀬上恒星）

大城律也議員の御質問にお答えいたします。

農を活かした健康福祉の里事業で、今はバイオマス発電の事業に準備を行っておりますEM研究機構におきましては、実際これは国の補助金を使っていることは御存じのとおりかと思えますけれども、まずこちらでつくる電気については、向こうの施設内で使う電気を賄うための発電施設で、外部に電気を供給するものにはそぐわないということで、国から厳しく指摘されておりますので、実際もし外部で使いたい場合には、その他の発電施設を設ける必要があると思われまいますので、このあたりは御承知おきください。以上です。

○議長（比嘉義彦）

大城律也議員。

○8番（大城律也議員）

ただ法律はわかりますけれども、ですからこれから社名も言っていないか、よくわかりませんでしたけれども、せっかくの施設ができるわけですから、こういう緊急事態のときには何とかなるはずで、行政も国も。常時じゃなくても、緊急事態だから、こういうふうに使わせてくださいという手続をすれば、私はすぐできる問題だと思います。ただこれから完成までにいろいろな関係機関と詰めて、こういうときにはこうさせていただくというようなある程度はマニュアルみたいのをつくって準備すべきだろうというふうに思っております。

次に行きます。先ほどハワイの件で比嘉 悟議員からもALT講師だったチャーリーさん、ハワイの出身者でお世話になった、それから比嘉武二郎さんですか。私が記憶にあるのは比嘉

太郎さんなんです。今大変な状況、新聞報道、テレビ報道を見ても大変な状況です。これどう我が村がもし深い関わりがあれば、私はあると思っておりますので、どう対応するか。もちろんネットを調べるとあるんです。この災害義援金の受付、10月31日来月いっぱいあるんです。しかし我々、中部町村議会はもう金額、結構な金額を100万円ももう集めている。もう徴収して送ったかどうかまだわかりませんが、もう徴収済みなんです。9月8日期限でした。スピード感なんです。今現地でほしいのはスピード感なんです。ですから我々も行政もある程度目標、お聞きしますけれども、今義援金ですから、一般目標だと思えます。これ目標金額は幾らぐらいなのか。それから行政として、村としてどれぐらいを予定しているのか。その辺お聞きします。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

今、沖縄県町村会のほうで300万円の準備をしております。それぞれ市町村割り当てもありますけれども、さらに市町村としてはこれから予算等で義援金について予算措置をいたします。

さらに今御存じのように各字公民館、そして行政機関窓口等でその募金等をやっております。それから三役についても募金等をやっておりますので、それを確定してまた現金として送付したいと考えます。

○議長（比嘉義彦）

大城律也議員。

○8番（大城律也議員）

では一般目標金額は、どれぐらい目標にしているのか。それから行政、我が村としてどれぐらい準備できるのか。その辺をお聞きしたいと思います。

○議長（比嘉義彦）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

村長の答弁でもありましたとおり、8月28日から義援金の募金箱を設置して取り組んでいます。併せて本職員全員に募金をしていただけないかということで回覧を回して、一般職500円、管理職以上1,000円を徴収してございます。

それと今、村長からありましたように、昨日町村会のほうが30町村あるんですが、それぞれ10万円の300万円の義援金を送金するというふうなことを決定しました。これは昨日ファクスで届いたものですから、村長との打ち合わせはできていないんですが、あとは企画と村長とあわせて、北中城村でほかの地域を調べてみますと、およそ読谷村、西原町が100万円それぞれ独自で寄附をするそうです。そういった足並みをそろえて、もしよければ今議会の追加議案として出せればと考えてございます。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

大城律也議員。

○8番（大城律也議員）

やはりスピード感をもって対応してあげればというふうに思います。我が村の出身者も、いろいろな貢献をされた、そして北中城村出身の方もいらっしゃるから、そういう人たちにどう報いるか。私たちがどう恩返しもできるかというものも非常に大事になってきておりますので、村にとっても、ぜひ行政として取組はお願いしたいというふうに思っております。

以上で一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（比嘉義彦）

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

御苦労さまでした。

午後 2時41分 散会

## 令和5年第6回北中城村議会定例会会議録

招 集 年 月 日	令 和 5 年 9 月 8 日					
招 集 の 場 所	北 中 城 村 議 会 議 場					
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開 議	令和5年9月14日 午前10時00分			議 長	比 嘉 義 彦
	散 会	令和5年9月14日 午後2時58分			議 長	比 嘉 義 彦
応（不応）招議員 及び出席並びに 欠 席 議 員	議 席 番 号	氏 名	出 席 等 別	議 席 番 号	氏 名	出 席 等 別
	1 番	川 上 龍 太	出	8 番	大 城 律 也	出
	2 番	屋 良 朝 春	出	9 番	上 間 堅 治	出
	3 番	比 嘉 悟	出	10 番	喜屋武 すま子	出
	4 番	比 嘉 正 志	出	11 番	比 嘉 義 弘	出
	5 番	平安山 和 美	出	12 番	名 幸 利 積	出
	6 番	喜屋武 功	出	13 番	山 田 晴 憲	出
	7 番	伊 集 守 吉	出	14 番	比 嘉 義 彦	出
会 議 録 署 名 議 員	4 番 議 員		比 嘉 正 志			
	5 番 議 員		平安山 和 美			
職 務 の た め 議 場 に 出 席 し た 者 の 職 氏 名	事 務 局 長		比 嘉 直 也			
	議 事 係 長		仲 村 静 香			
地 方 自 治 法 第 121 条 に よ り 説 明 の た め 出 席 し た 者 の 職 氏 名	村 長	比 嘉 孝 則	教 育 長	德 村 永 盛		
	副 村 長	大 田 繁	教 育 総 務 課 長	平 田 清 徳		
	総 務 課 長	喜 納 克 彦	生 涯 学 習 課 長	比 嘉 利 彦		
	企 画 振 興 課 長	仲 本 正 一	建 設 課 長	安 次 嶺 正 春		
	会 計 課 長	喜 屋 武 の り 子	農 林 水 産 課 長 兼 農 委 事 務 局 長	瀬 上 恒 星		
	住 民 生 活 課 長	楚 南 兼 二	健 康 保 険 課 長	玉 栄 治		
	税 務 課 長	玉 栄 幸 憲	学 校 教 育 指 導 主 事	島 袋 淳		
	上 下 水 道 課 長	伊 佐 秀 樹				
	福 祉 課 長	喜 納 啓 二				
議 事 日 程	別 紙 の と お り					

議事日程第4号

令和5年9月14日（木曜日）

1. 開議 午前10時

2. 付議事件及び順序

日程 番号	議案番号	事 件 名	摘 要
1		一般質問	

一 般 質 問 通 告 書

順位	質 問 者	件 名
1	上 間 堅 治	1. ごみの減量化 2. 避難所開設のあり方
2	比 嘉 義 弘	1. 喜舎場地区の地すべり区域等に関して 2. 放置車両について 3. 中部広域都市計画区域への移行等に関して
3	屋 良 朝 春	1. 村道の街灯について 2. #8000について
4	山 田 晴 憲	子供たちの安全安心について 1. 放課後児童クラブについて 2. 認可（外）保育施設について 3. 中学生通学バスについて 4. 小学生通学バスについて

○議長（比嘉義彦）

おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

開 議（午前10時00分）

日程第1．一般質問

○議長（比嘉義彦）

日程第1．13日に引き続き一般質問を行います。

順次発言を許します。

上間堅治議員。

○9番（上間堅治議員）

それでは通告に従い、本日は2点質問いたします。

まず、ごみの減量化についてです。

環境問題がクローズアップされ久しくなります。ごみ問題は最も村民生活に密接した環境問題とも言えます。

ごみ問題と一口にいても、処理処分、分別リサイクル、ごみ袋の有料化、処分施設整備等様々な課題が自治体には課せられています。

北中城村ではごみ袋の有料化、分別リサイクルといったことは既に始まっています。最近では草木の資源化に取り組み、近隣自治体からも関心が高いとも聞いています。さらには、今年度生ごみを活用したバイオマス発電の事業も民間と連携して始まっており、ごみの減量化に関しては先進的取組が行われていると思われま

す。しかし残念なことに、青葉苑に搬入される北中城村の一般ごみは中城村と比較すると、人口は中城村が多いにも関わらず、搬入量はほぼ同じである。どこに問題があるのか、行政としてしっかり直視しているのか疑問があります。

そのような中、昨年地方創生臨時交付金を活用して、ごみ袋を全世帯100枚配付しています。ごみをどんどん出してくださいと誤った情報を

与えるのではないかと質問したが、村長は、減量化についてはほかにできることがあるとの答弁をしていましたが、実際島袋地区だけでも3袋以内ルールを守らない家庭が多く見られ、10袋以上ある光景も見ています。

村長の答弁したごみの減量化に対しての動きは現在どのように行っているか伺います。

2点目で、避難所開設の在り方です。

8月1日、台風6号のまれな進路により、1週間余り風雨の影響がありました。そのような中、避難所の開設という重要な役割を行政は担っておりま

す。振り返って避難所の開設の在り方について伺います。当初は暴風警報、大雨警報での避難所の開設だと推測されるが、今回の台風は降雨量が激しく、北中城村でも大雨土砂災害警報が発令されています。しかし避難所は中央公民館の1か所のみで、増設はされていません。中央公民館周辺は土砂災害警戒区域に指定されているはずだが、今回の対応は正解なのか。見直す必要はないか伺います。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

では、上間議員の御質問にお答えいたします。まず1番目に、ごみの減量化についてです。

青葉苑に搬入される一般ごみの比較についてですが、令和4年度で中城村が461万2,300キログラム、北中城村が353万8,840キログラムですので、一般ごみの搬入量は中城村のほうが107万3,460キログラム多いのが現状です。

3袋以内のルールを守らない家庭が多く見られるとのことですが、台風後のごみとは別にそのようなことがあれば、ごみ収集運搬事業者と協議して減量化の理解を求めていきたいと考えています。

ごみの減量化の動きについてですが、古紙、

古布の回収につきましては、試験的に透明か半透明の袋に入れることにより、天気によって左右されず回収することによって問合せも少なくなり、減量化が図られております。また、引き続き植物資源化ヤードの利用推進、生ごみ処理機の奨励を図っていきたくと考えています。

将来的には、プラスチックごみの再資源化まで取り組んでいきたいと考えております。

2番目の避難所開設につきましては、避難所として開設した中央公民館は土砂災害警戒区域内（地滑り）にあります。平成11年に沖縄県の地すべり対策事業として公民館西側斜面部に横ボーリングによる排水や抑止くいを打ち込み等、地すべり防止対策が行われており、一定の安全性は確保されていると考えますが、大雨警報（土砂災害）発令時の避難所として100%安全な場所とは言い難く、今後避難所の変更を含め関係課と協議しながら住民の不安を払拭できるよう対応していきたく考えます。

**○議長（比嘉義彦）**

上間堅治議員。

**○9番（上間堅治議員）**

それでは、ごみの減量化から再質問いたします。

質問の中でごみの搬出量、北中城村が多いというふうに表現しましたが、当初担当課から頂いた資料が一般ごみと事業系、一緒になったものを頂いておまして、それで北中城村は事業系が多くて全体的な量は一緒だということでしたが、後ほど正しい一般ごみ等を分けた資料を頂いたのを確認しております。質問内容は訂正させていただきます。

それでは、私の質問の趣旨としては今回回答でもありましたように一般ごみの搬入量と、またごみの出し方のルールを指摘したものではありません。趣旨としては、去年、村長が11月の臨時会で、ごみの減量はほかにもできるという回答がありましたので、私もごみの減量化は

前々から一般質問でも質問させていただいてるところであります。そのために、こういった形でやっています。なぜなら令和11年に共用予定の新炉建設、またそれに伴う青葉苑の解体工事、近年の経済状況を見ても資材の高騰や賃金の上昇、そういったものも想定されます。また、ランニングコストとして浦添に行くことにより、回収業者の距離が伸びる。また、燃料代も高騰している。その中で、また浦添のほうでは有利な補助金を活用することに少し躊躇しているという話も聞きまして、これが二重三重と村民の負担にかかっている。ということこれから6年先、そういった考えを持ちながら計画をしないといけないんだらうな。また、住民にも減量化に対してしっかり周知していかないといけないんじゃないかなという気持ちで質問させていただきます。

そこで、ごみの減量化に対する今回の答弁では植物資源化ヤードの利用推進、ごみ処理機の推奨を図っていくということでしたが、具体的な取組が見えません。もちろん去年11月から今日まで、施策として村の動きが見えない。実際この資源化ヤードの活用とごみ処理機の奨励、どのように今まで行ってきたのか。これからどういうふうな形でさらに活用していくのか。その辺をお聞かせください。

**○議長（比嘉義彦）**

住民生活課長。

**○住民生活課長（楚南兼二）**

再質問で資源化ヤードの活用と生ごみ自己処理機の奨励でありますけれども、今村では広報とかホームページに、このように北中城村内の資源活用のため草木などの受入れ回収を行っていますということで、それをホームページに掲載したり、そして生ごみ処理機についても同様にそれをやっています。実際令和3年度、資源化ヤードの活用件数が983件でしたが、令和4年度は1,218件。そして今、生ごみ自己処理機

も令和3年度に8件と。そういう中で、常に広報を通してそういうPRを行っている状況でございます。

○議長（比嘉義彦）

上間堅治議員。

○9番（上間堅治議員）

それでは、さらに深掘りしていきたいと思えます。

資源化ヤードの活用状況として、令和3年、4年、今答弁があったようにだんだん増えているということでしたけれども、今のこの資源化ヤードですけれども、まだまだ受け入れる余地はあるのか。もう今ここで飽和状態ということなのか。この辺はどういう状況なのか、お聞かせください。

○議長（比嘉義彦）

住民生活課長。

○住民生活課長（楚南兼二）

お答えいたします。

資源化ヤードにつきましては、今EM機構が指定管理で行っていますけれども、常にチップ化とか堆肥化を行っている状況で、受け入れる余地は十分あると考えております。

○議長（比嘉義彦）

上間堅治議員。

○9番（上間堅治議員）

受け入れる余地はまだまだあるということでしたけれども、その受け入れる量をもっと増やさないといけないんじゃないか。そのための措置はどういうふうに考えているのか。施策はどういうふうにしているのかというのをこれからちょっと議論していきたいと思うんですけれども、島袋に関して言うんですけれども、月曜日と木曜日、ごみの収集日です。月曜日もちろん議会がありまして、こっちに来る前に村内、中の部落のほうなんですけれども、一軒家が多いところ。軽く来る途中見たら、やはり可燃ごみの袋の中に草木というのかな、葉っぱ。

草のほうが多いんですけれども、これをいっぱいにしてある家庭が10軒ほど見受けられるんですよ。今日は美島通りを通ってきました。そこは一軒家は少なく、土地自体もそんなに広くない。庭もそんなにないという状況でありますけれども、3軒あたり袋に出している。いっぱい入れている状況。もちろんほかにも、根菜というんですか、一般ごみとこういった草木などをやっている家庭も入れるともっと増えます。実際。その状況がありながら、なぜもっと周知できないのかということをやっと議論したいんですけれども、ほかに周知する方法というのはないのか、お聞かせください。

○議長（比嘉義彦）

住民生活課長。

○住民生活課長（楚南兼二）

実際今そういうホームページとか広報を活用していますけれども、自治会長会あたりでもそういう周知を図りながら鋭意やっているところで、もしもっとこれが必要であれば、さらなる周知のやり方を考えていきたいと思えます。

○議長（比嘉義彦）

上間堅治議員。

○9番（上間堅治議員）

それでは予算面で検討していきたいと思えます。

資源化ヤードは多分700万円ほど委託料として周知されていると思います。この700万円、もともとこの資源化ヤードは可燃ごみを減らそう。これがちゃんと資源になるんだろうということをやっていますけれども、この減らした分が実際青葉苑に出す委託料と相殺してトントンなのか。700万円という金額は妥当なのか。この辺はどういうふうな考えがあるのか、お聞かせください。

○議長（比嘉義彦）

休憩します。

午前10時14分 休憩

午前10時15分 再開

○議長（比嘉義彦）

再開します。  
住民生活課長。

○住民生活課長（楚南兼二）

お答えいたします。  
資源化ヤードの委託料、700万円余りですが、やはり今搬入量にしても、そういう中で個人の搬入量というのは1,000トンぐらい中城村と違うというのは、その資源化ヤードの多分そういう中で、この草木の部分が青葉苑には持ち込まれていないという状況があります。実際北中城の資源化率というのも、沖縄県が再生利用料の目標値で令和2年度22%ですけれども、北中城村の実績値、令和2年度24.2%ということで、この主な要因は資源化ヤードのおかげだと認識しております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

上間堅治議員。

○9番（上間堅治議員）

今の答弁だと、それでは費用対効果としてはしっかりできているということで理解はしていますけれども、その前の答弁でまだ搬入できる余地はあるというのは、もっとリサイクル率を上げる取組もできる。もちろん搬入量が資源化ヤードのほうに入っていけば、搬入量が多ければ、先ほどから私が言っているように可燃ごみで出す量も減るということなんですよね。

ただ、それをやっていない。できるのにやっていないということ。だからこの辺をもっと、施策的にどういうふうに取り入れてくれるのかなというふうには私は思っているんですけれども、ただ搬入量、今言っているように周知するとかしないとかという話もあるんですけれども、それ以外にもっとできる方法はないのかということをお伺いしているんですけれども、その辺はほかに何か手立てというのは考えられるという

ところはあるのか、お聞かせください。

○議長（比嘉義彦）

住民生活課長。

○住民生活課長（楚南兼二）

お答えいたします。

今実際、回収日が木曜日。これは袋に入れたり、そういうのが木曜日。そして持ち込みの受入れは、土日・祝祭日以外はそういう受入れは行っておりますけれども、ただ、粉碎機が今直径15センチ以内ということで、直径15センチ以内を60センチ以内にカットしたものを受け入れるということになっているものですから、その辺を今後粉碎機も含めて検討ですね、そういうのができればもっとこの活用は増えるのではないかなと考えております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

上間堅治議員。

○9番（上間堅治議員）

私が今言いたいのは、もちろんこういった施設等、機械等、十分できるような形で取りそろえれば、資源化ヤードのほうももちろん受入れするものが多くなって、向こうの稼働率が上がるということだけの話だと思うんですよ。私が言いたいのは、こんな大きい木を、じゃあ今まで可燃ごみで取っていたのかということではないと思うんですよ。こんな大きなごみが可燃ごみで取られているという話ではないですよ。だから可燃ごみで取られているんだったら、もちろんそういったのも準備して処置するという考え方はあるんですけれども、「いや、違うよ。こういった可燃ごみの袋にこういった草木が入っていて、これが出されている。これはどうなの」という話をしていまして、これをもっと資源化ヤードのほうに行く手だてをつくれないうかなという話なんですよ。

そうすれば、台風の話も出ていたんですけれども、台風のときはもっと多いです、もちろん。



庭がないおうちもあちこちから飛んでくるから、この葉っぱを集めて可燃ごみの袋に入れてどんどん出します。もちろん水を吸っています。重たくなりますよね。トン数が上がっていきます。量は上がっていきます。当たり前のことなんですよ。だから、そういったのをどうにかできないかという話なんです。そうすれば、もうちょっと搬入量も減って負担金も減る。また、資源化ヤードの搬入量は増えて、こっちの稼働率も上がって、どんどん堆肥化できて、これが販売できれば委託の費用も落ちていくだろうという考えで話していています。

だからこの辺はどういうふうにするかというのをちょっと検討していただきたいなというふうに思っているんですけども、この辺はどういうふうな考えを持っておられますか。村長も含めて担当課、しっかり考えていただきたいんですけども、どういうふうに思っていますか。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

ごみの減量化につきましては全国都道府県、先進地を見てみますと、やはり一番啓発、地元紙の、沖縄県でいえば沖縄タイムスとか琉球新報だと思いますけれども、そういったあたりの啓発等、県ぐるみでそれをやっているというところが一番ごみの焼却率が低いところは効率的にそこをやっている。先進地がそうです。だから我々もある意味では、私たちも広報紙等ではやっていますけれども、沖縄県も含めて全県下を網羅する大衆紙で啓発するとか、あるいはまた我々の啓発をもっと強化するとか、そういったことが必要かなと思います。

そしてまた今処理能力ですけれども、処理能力が弱いということもありますので、これをどう高めていくかについては、それは施設の整備がまた必要ではありますけれども、まだ施設整備をして時期的に大変短いものがありますので、

今後処理能力をアップすることについては検討させていただきたいと思います。

○議長（比嘉義彦）

村長、今上間議員からの質問は、今可燃ごみ袋にいろんな草木が入っていて、それを青葉苑で処理していると。その草木を資源ごみでやるように指導して、向こうに持っていく方法はないかということを知っているんですよ。今の答弁は食い違っている。このことについて担当課はどう考えるのか、答弁してください。

村長。

○村長（比嘉孝則）

私としては、その啓発等によってそれも改善していく。そういう意味合いで啓発の重要性というのを申し上げております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

住民生活課長。

○住民生活課長（楚南兼二）

お答えいたします。

先ほども申し上げましたが、やはり今可燃ごみに草木が青葉苑に持ち込まれている現状もありますので、やはりこういった周知啓発、できたらチラシあたりも次年度から検討しながら、各家庭に配るのも対策ではないかなと考えております。

○議長（比嘉義彦）

上間堅治議員。

○9番（上間堅治議員）

それではちょっとまた別な観点から、この啓発とかそういった部分はまた後ほど、もう一回質問するんですけども、別の観点から少し議論をしたいと思います。

資源化ヤードは指定管理業者が運営しているということで委託料を払っていると思うんですけども、この指定管理をするときにはしっかり計画を持って、こういった形で運営していくかという形で年間計画を練りながらやっていっ

ていると思います。もちろん先ほど話があったように令和2年度、令和4年度、件数は増えているという話はしていますけれども、実際村が考えているレベルまで行っていないと思うんですけれども、そこまで行かすための計画がしっかりできているのか、できていないのか。それをまた村がしっかり管理しているのか。その辺は担当課として、しっかり計画があって、どういうふうな形でやっているよというのも説明しながらお聞かせください。お願いします。

**○議長（比嘉義彦）**

住民生活課長。

**○住民生活課長（楚南兼二）**

今計画とありましたけれども、この指定管理者がそういういろんな受け入れした草木をチップ化したり堆肥化して、それをまた農家等に還元するという計画で、ただ、今現在まだこの原資が足りないものですから、実際今、販売量が年間チップと堆肥化で15万円ぐらい。ただ、これをもっと伸ばすためにも、これの元となるものをもっと資源化ヤードに、住民にもそういう意識を持ってもらって搬入していけば、少しずつその目標の金額も上がってくるんじゃないかなと考えております。

**○議長（比嘉義彦）**

上間堅治議員。

**○9番（上間堅治議員）**

だから先ほどから言っているように、私は可燃ごみで行っているごみがこっちの資源化ヤードに行けば、要は足りている、今の話は済んでいるということです。それを分かっている何も動いていない。ただチラシを配って、それだけかということなのか。それとも毎週木曜日、収集を向こうがやっているということですけれども、収集日を増やすとかそういった形も含めながらどういうふうな形でやるかというのが、違う観点からやらないといけないんじゃないかなというふうな思いで今話ししています。

だからこの辺も含めてって言うんですけれども、全く動きがない。今までどおりにつくって稼働させて、「はい、やっていますよ」で終わり。予算も出していますよ、それで終わり。じゃあ、これがしっかりできているのか。計画どおりにできているのか。村の考えどおりにできているのか。そういったのも検証とかをやって、何が足りないのかというのやらないといけないんじゃないかな。もうこの資源化ヤードは村直営、村の臨時職員が入っていたときから含めて四、五年ぐらいたっていると思うんですよ。まだそれだけの体制なのかというのが私は不思議ではしょうがない。これだけお金出しているんだったら、まだ足りないと言うんだったら、もっと持ってきてちょうだい、もっともっとやってちょうだいと言うのが村からしっかり指導するということだと思うんですが、この辺はどういうふうに考えていますか。

**○議長（比嘉義彦）**

住民生活課長。

**○住民生活課長（楚南兼二）**

お答えいたします。

上間議員のおっしゃるとおり今後そういった回収日と、そしてやっぱり住民に対する周知等の啓蒙・啓発を強化していきたいと思います。

**○議長（比嘉義彦）**

上間堅治議員。

**○9番（上間堅治議員）**

今のところもすごい重要な考え方、しっかりやって、別のやり方というのもあると思うので、ただ啓発だけでなく受ける側からしても、この資源化ヤードもどういうふうな動きで今後やるか。今足りないけれども今後どういうふうにするかというのが多分で計画に入っていないんじゃないだろうと私は思っています。その辺も監督、管理という立場を持っていますので、しっかりやっていただきたい。

それとまた減量化に関しては、あちこちの自

治体を見ても、やっぱり再分類化というのが一番大きい資源化の道ではある。今、北中城では資源化ということで、草木は資源化ヤードに持っていきましようということをやっていますけれども、これを草木はもう取らないですよ。資源化ヤードに全部持って行ってくださいということはできないのか。最終的な案ですよ。まずそういった業者も行政もしっかり手だてをしながら、いろいろ考えながら、最終的にはもう全部草木は青葉苑に持って行かないで資源化ヤードで処理しますよとやれば、もちろん資源化率も上がっていくし、先ほど言ったような両方の負担金が減っていくという考えもあります。この辺はどういうふうに村長はお考えなのか、お聞かせください。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

資源化ヤードに持っていく、処理する草木等についても、また制限がございます。ただ、今ヤシとか有毒植物、ツルヒヨドリとかそういったあたりの草木が搬入はできませんけれども、制限された草木ですので、搬入できる草木というのは。ある意味で、もっともっとそれについては周知が必要かなと思います。

ただ、このようなことが今チラシとして配られています。しかし、それだけではまだ周知が徹底されていないというところがございますので、これについてはもっと周知を図る必要があると思います。

ただ、こういうものがあるから逆に運べない、搬入できないというところもあると思いますので、少ないという事情もあると思いますので、こういったところをまず徹底的に周知を図って、住民に受け入れられる草木等についてはしっかり把握していただくよう、これから周知を図ればいいかなと思います。

○議長（比嘉義彦）

上間堅治議員。

○9番（上間堅治議員）

こういった搬入できない草木もある。それが住民にまだ周知できないというふうになっているんですけども、実際じゃあ資源化ヤードではどういうふうなことで、禁止の植物等が入っていないか確認はしながらしっかりやっているということでもよろしいですか。

○議長（比嘉義彦）

住民生活課長。

○住民生活課長（楚南兼二）

資源化ヤードではそういったのも確認しながら、そしてまた自治会の一斉清掃等にも、そういったツルヒヨドリとかが出た場合はごちゃ混ぜにしないで、これが混じった場合は、これはもう青葉苑に持って行ってくださいということで指示しております。

○議長（比嘉義彦）

上間堅治議員。

○9番（上間堅治議員）

ちょっと話は逸れていっているのかなというふうに思っているんですけども、私の一般質問のあれなんですけれども、今、有害植物という話も出ていて、前回もこの資源化ヤードを造るときに有害植物というふうにやっていて、このときはいろいろ質問されている議員の方もいらっちゃって、このときは職員がやっていて分からないからということとか、いろんな問題があるということではあったんですけども、今EM機構がやっていて、この草木が入ったために駄目だとかそういった話とか、いや、これは処理できるよとか、そういった部分の話はされていますか。お聞かせください。

○議長（比嘉義彦）

住民生活課長。

○住民生活課長（楚南兼二）

お答えいたします。

この草については、コーブシとかいろんなそ

ういう中で熱処理していきますので、そういう可能な部分もあるかもしれませんが、ただ有害植物、ミフクラギとかあいつのが持ち込まれると残ってしまうものですから、また堆肥化に何らかの影響を与えないといけませんので、その辺では今指定管理者のほうではちゃんとそういう管理をしながら対応を行っているところでございます。

○議長（比嘉義彦）

上間堅治議員。

○9番（上間堅治議員）

分かりました。じゃあ資源化ということで、この草木は少し難しい、これもリサイクルということで回すのは難しいという話だと思うんですけども、これがまた周知できれば問題ないということだと思うので、その辺も周知しながら、多分で自治会に、公民館に一斉に集めてもらうとか、そういったやり方というものもあると思うんですよ。いろんなやり方っていうのは。そういったのも含めながら、今で話すると問題にならない草木をしっかり資源化できるような形にしていただきたいなというふうに思っています。

続いて2番目のごみ処理機なんですけれども、令和3年に8件ということだったんですけども、私のイメージからしてなかなかないだろうなというふうに思っていたんですけども、年間8件あるということは、もっとできれば使っていただきたいなというふうに考えていますけれども、この生ごみに関連して冒頭にも話しましたが、今回バイオマス、生ごみ残渣を活用してやるということで、今回荻道・大城あたりで起工式も終わって建設が始まっているということなんですけれども、前回も前村長のほうに話したんですけども、ここに搬入される生ごみはどこの生ごみを使うのか。この辺少し確認したいと思いますけれども、確認ですけれども、どういうふうな形でやるのか。お願いします。

○議長（比嘉義彦）

農林水産課長。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長（瀬上恒星）

上間議員の質問にお答えいたします。

現在荻道・大城地区で計画しておりますバイオマスプラントに関して、こちらの原料として予定しているものとしたしまして、イオンモールライカムのフードコート等で発生する食物残渣と、あと給食センターで発生する食物残渣及び今現在の予定としたしましてはEM暮らしの発酵ホテルですね。こちらから発生する食物残渣を予定しているところでございます。

○議長（比嘉義彦）

上間堅治議員。

○9番（上間堅治議員）

これも私は前回質問して答えはもらっているんですけども、これだけのところから搬入されても、まだまだ余力はあるというふうに話は聞いているんですけども、それはあるのか。もうここでいっぱいなのか。そこから受け入れるだけの設備なのか。この辺はどうお考えか、お聞かせください。

○議長（比嘉義彦）

農林水産課長。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長（瀬上恒星）

現在ちょっと手元にその資料がございませんけれども、実際この発生量を基準として機械の選定を行っているというふうに伝え聞いております。そのためにある程度の余力は残すような形の受入量となっていると考えておりますので、約70から80%程度の受入れかと考えております。以上です。

○議長（比嘉義彦）

上間堅治議員。

○9番（上間堅治議員）

そこで絡めて話なんですけれども、この資源

化、減量化に絡めて話したいと思うんですけども、もちろんこの生ごみというのは水分があって、これも結局量が少ない量、普通の紙、お菓子を食った袋より重さはやっぱり大きくなるんですよ。重たくなる。この辺もしっかり生ごみ、バイオマスのほうで処理していただければもう少し、どのくらい受け入れるかは分からないんですけども、減る。搬入量は一緒かもしれない、量というかトン数ですね。受け入れるのが少なくなってくると思うんですけども、この辺をちょっと企業にどうにかしてくれないかという話はできるのか。私が言うのは民間からですね。家庭からそういった受入れも可能なかというのがありますか。

○議長（比嘉義彦）

農林水産課長。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長（瀬上恒星）

現在のところ、元々設定していた事業所からの受入れ分しかまだ検討しておりませんので、各個人宅からの発生した生ごみの受入れ等については、まだこれから事業者と打ち合わせしていないといけないかと考えております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

上間堅治議員。

○9番（上間堅治議員）

昨日の誰の一般質問だったのかな、こっちから出た電力はほかに使ってはいけないっていう話、大城律也議員の話でありましたね。でも我々が調査したときに向こうに質問しました。このEMも国に言われて、あまりもうけ過ぎたらいけないよと言われているようなんですよ。どの程度もうけるかというのは分からないんですけども、この中でどうにか村民にも還元したいという話もありました。

じゃあどういふふうで還元するかと言ったら、やっぱりこういったウィン・ウィンの関係です

ね。そういった生ごみも持ってきていただいた方に何か、向こうできた野菜とか、そういったのも還元するとか、そういった形というのでもできると思うんですよ。だからこの辺も少し考慮に入れながら、事業主体はEMではあるんですけども、やっぱり公金を使っているところということもあるんで、しっかり村のためにどういふふうな還元ができるか。もっともっと広く、ただこっちで来て、観光でお客さんが来たり、農と福祉ですか、それに特化するのではなくて、広くそういった形でやればもっと村民に還元できるっていう意味合いでもいいのかなというふうに思っていますけれども、その辺ただ受け入れるじゃなくて、EMにどういった形で還元できるかというのでも考えてもらいながら提案するっていうのはできるのかなというふうに思っていますけれども、この辺はどういふふうで考えていますか。

○議長（比嘉義彦）

農林水産課長。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長（瀬上恒星）

上間議員がおっしゃられたとおりのほうから売電は好ましくないというふうには、交付金の目的としてそういうふうには国のほうから言われているところなんですけれども、現在このバイオマス発電事業におきまして、食物残渣を受け入れた後、これは発熱ですね、熱エネルギーと、あと電気エネルギーに変えた後の残りの部分が肥料等にまたできるということもございまして、そういった肥料を使った配付、もしくはEMが主として進められております有機農業への指導、こういった方向にやりたいというふうなことは私どもは伝え聞いております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

上間堅治議員。

○9番（上間堅治議員）

EMはそういうふうな考えでやりたいっていうふうに言っているということですが、だから私が言っているのは、そういったのもこっちから提案できないのかという話なんですけれども、それもできないっていう考えでいいのか。その辺はどういうふうに考えていますか。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

この件につきましては行政のほうから提案できていると思っています。また、実際そういったこともやっております。

○議長（比嘉義彦）

上間堅治議員。

○9番（上間堅治議員）

できればという話ではないんですけれども、ぜひそういった村からもしっかりと提案をできるような形が整っているの、どんどん村民の参加というんですか、村民にそういったことで、向こうに行けばこういったのをやっているよっていうので村民のほうも広く知っていくと思うんですよ。そういったのもあるということで認知も広がっていくんじゃないかなというふうに思っていますので、村民また村、業者、ウィン・ウィンになるような形でどんどん提案していただければいいかなというふうに思っています。2つ目の質問に移りたいと思います。

避難所の開設の在り方ですけれども、関係課と協議しながら対応しているということですが、冠水の問題でもしよっちゅう言うんですけれども、大雨とかそういった災害というのはいつ起こるかは分からないんです。いつから協議を始めるのか。協議は始まっているのか。この辺ですね、私はもう喫緊の課題というか、明日にでももしかしたら大雨が降って土砂災害が出るかもしれない。そしたらまた同じ中央公民館にやるのかという話なんですけれども、いつ頃からそういった協議を始めるのか、お聞か

せください。

○議長（比嘉義彦）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

お答えします。

実際協議を福祉課と生涯学習課で協議は進めているところです。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

上間堅治議員。

○9番（上間堅治議員）

協議を進めているということで大変いいかなというふうに思っていますけれども、今回の答弁では避難所の安全を優先的に述べられていると思うんですよ。しかしながら、避難所まで道もあります。そういったところも注目しないといけない。

去る8月の台風では南伸線ですか、そこが結局中央公民館の入り口が崩れて、1車線潰れていましたよね。土砂崩れがありました。だから、この避難所の行き帰りということもあり得る。土砂災害になると後から出てくることなんで、じゃあ雨がやんで風も収まった。でも土砂災害警報が出ているけれども、もういいよ、こっちはいいよって避難される方が下手したら災害に遭われる可能性もあるんですよ。この中央公民館でやっている。幸いにも時間的にそういったずれがあって被害はなかったというふうな私は認識しているんですけれども、この辺も含めた検討なのか。ただ1か所だけの、どこにするかっていう検討なのか。やっぱり津波と一緒に経路も含めて、ここは土砂災害だからちょっと遠回りをお願いしますとか、その分早めに避難してくださいとか、そういうやり方もあると思うんですけれども、その辺も含めての協議なのか。その辺をお聞かせください。

○議長（比嘉義彦）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

避難所に避難する際、いろんなパターンがございます。上間議員も御指摘のとおり暴風警報が発令したときの避難、大雨警報が発令されたときの避難、今回のようにそれを通り越して土砂災害警報が出たときの避難、これは100%網羅してやりたいところではあるんですけども、最大公約数で場所の選定を考えているところです。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

上間堅治議員。

○9番（上間堅治議員）

分かりました。避難所ですけれども、この辺に関してはしっかりやって考えていただく。もちろん増やせば職員の負担もかかるという部分もありますけれども、やっぱり村民の安心安全を第一にしっかり、職員も負担なくできるような形というのが一番重要なのかなというふうに思っていますけれども、その辺の兼ね合いも含めながら計画よろしくをお願いします。

私からは以上です。

○議長（比嘉義彦）

しばらく休憩します。

午前10時48分 休憩

午前11時00分 再開

○議長（比嘉義彦）

再開します。

一般質問を続けます。

比嘉義弘議員。

○11番（比嘉義弘議員）

一般質問に入る前に、この台風6号で農家の皆さん方、そして住民の皆さん方に被災者が出られたようです。お見舞い申し上げたいと思います。では質問に入ります。今回は通告に従い大項目別に3点質問を行います。

まず1点目は、喜舎場地区の地滑り区域に関して取り上げたいと思います。

以前から、あやかりの杜からEMホテルまでのアスファルトの村道が気になっておりました。その理由は、徐々にではあるが、アスファルトの道路が上から下に割れ目ができ始め、今ではかなりのはっきりとした割れ目になっております。正直地滑りに影響はないかと不安を感じております。喜舎場の自治会長とも相談し、議会でその件を質問することに決めたと申し上げました。ただし、決して危険性を煽るつもりではないと付け加えておきました。台風6号が複雑に動き、何日も沖縄にとどまったときに、雨の影響で地滑りが起きないか大変心配でありました。台風6号は農家の畑に被害をもたらし、さらに車の横転等の被害ももたらしました。大木ではないが、木の何本かが倒れ道路を塞ぎ、車通行も塞がれました。しかし、幸いに地滑りはありませんでした。

2点目は放置車両について取り上げたいと思います。

放置車両に関しては、これまで幾度か取り上げました。6月の県議会でも放置車両の件で取り上げておりました。沖縄県でも同様にその件については解決を見ていないとのことでした。放置車両については村当局も努力していることは見えます。まだ放置車両の完全な解消に至っていないのは残念であります。

3点目、中部広域都市計画区域への移行等に触れてみたいと思います。

前村政時代に東部の熱田地域の開発を認められないかと訴えてみました。当局も県に申し入れているので待っていただきたいとのことでしたが、正直大変期待しておりましたが、熱田地区の開発までに至ることはなかった。最近はお承知のとおり那覇地区から移行した旨の動きが中城村と両村にあります。両首長、懸命に汗をかいていることも事実であります。

では具体的に質問に入りたいと思います。

1、喜舎場地区の地滑り区域等に関して。

あやかりの杜からEMホテルまで村道も含めて地滑り区域になっているようだが、その周辺について下記のとおり質問を行っていきたいと思います。

①あやかりの杜あたりからEMホテルまでの村道やその周辺を定期的にパトロールがされているかどうか。

②その周辺は喜舎場地区の地滑り区域とされているが県の管轄でしょうか、問います。

③県とは常に連携を密にしているかどうか。

④村道のアスファルトがかなり目立って割れ目ができているが大丈夫か。若干危惧しております。

⑤村道の一方の端のセメントのくいが大分傾斜しているが、それに気がついているかどうか。

⑥それは地滑りの危険性はないか説明を求めたいと思います。

⑦喜舎場集落（あやかりの杜から）に降りて行く村道の周辺も地滑り地域と思うが、そのあたりの危険性はないか問います。

⑧喜舎場区民や村民の心を煽るわけではないが、喜舎場の地滑り区域を県とともに真剣に考えてほしいと考えているが、いかがでしょうか。

大きな2、放置車両について。

この件については、これまでに何度か一般質問として取り上げてきましたが、依然として完全に処理されていないので、もう一回質問をしたいと考えております。

①村内のごみ等の処理についてはある程度解決していると見ておりますが、例えば高速道路の喜舎場バス停周辺にはまだ3台の放置車両があります。それについては認識しているかどうか。

②車両番号もしっかりついているが、所有者には連絡はいつているのかどうか。

③その放置された車両は村当局は勝手に動かすかどうか。

④法的（条例）で動かさないかどうか。

⑤法的には限界があるとすれば条例を含めて法的な改正の必要はないかどうか。

⑥県でも今回議会においてそれらに関する質問等があったが、県との話合いを持ってもらえるかどうか。

⑦もう一度聞くが、当局は放置車両のことでどう動いてきたか具体的に説明をお願いしたいと思います。

3、中部広域都市計画区域への移行等に関して。

先日の新聞でも報道されていたが北中城村、中城村の両村が具体的に動き始めたようだが、まだ詳細については認識がないので、もし現段階で説明できるのであれば説明を求めたいと思います。

①具体的には村民のほとんどがその計画に賛成と思うが、あえて聞きたいがマイナス点もあるかどうか、お聞きしたいと思います。

②ちなみに我村の動きが鈍いように見えているが、その理由があれば説明を求めたいと思います。

③新しい村政のため前村政の事業計画等の処理で大変と思うが、その点はどうか。

④中城城跡を核にまちづくりとのことですが、中城城跡は以前両村は収支5対5で分け合っていたようだが、現在はどうなっているか説明をお願いしたいと思います。

⑤結果はいつの頃からか、どの村政で決められたか、その説明をお願いします。

⑥その理由が分かれば、できる範囲で説明をお願いします。

⑦今回は東部地域の発展を狙いにしているようなので、ぜひ実行していただきたいと思いますが、その感想もお願いします。

⑧東部地域では特にその点について問題はありませんか。

○議長（比嘉義彦）

村長。



## ○村長（比嘉孝則）

では、比嘉義弘議員の御質問にお答えいたします。

まず1番目の喜舎場地区の地滑り区域等に関してですけれども、①あやかりの杜あたりからEMホテルまでの村道やその周辺のパトロールについて、定期的ではありませんが台風や大雨の際には巡視確認を実施しております。

②と③についてはまとめて回答いたします。地すべり対策事業については県が主体となります。また、地域防災としての主体は村となります。なお、異常等が確認された際には、その都度県の担当部署にも連絡し確認してもらうなど、連携して取り組んでおります。

④から⑦までについても、また関連しますのでまとめて回答いたします。当該箇所の地滑りについては県にて地すべり対策工事が施されており、一定の安全性は確保されていると考えております。また、セメントのくいと、歩道脇にあるコンクリート製の柱状の構造物のことと理解しますが、これは当該地一帯の開発時に設置された転落防止柵の支柱ではないかと思われ、その傾斜は地表部の緩みによるものと考えます。道路舗装面の亀裂については、近傍でも同様な状況が見られます。その調査結果から路盤等の強度不足などによる沈下が要因ではないかと推察されます。

これらのことから、現状においては地滑りの影響とは異なるものと考えております。なお、当該地一帯は広く土砂災害警戒区域に指定されており、土砂災害の危険性は潜在するため、注視をしております。

⑧前述の②、③のとおり何らかの異常等が見られた場合には、その都度県とも連絡を取りつつ対応を図っているところです。なお、地滑りとは別に地山の表面部が風化等により浸食されることが想定されますが、その場合、土地の管理者による適正な管理が求められます。

2番目の放置車両についてです。

①の回答につきましては、令和5年3月に警告した際には4台でしたが、まだ3台残っているのは認識しております。

②については現在調査中のため、まだ所有者へ連絡は行っていません。

③については、勝手に動かすことはできません。

④村の放置自動車の発生防止及び適正な処理に関する条例に基づき、放置車両の撤去は可能と考えます。

⑤改正の必要性はないと考えます。

⑥現在、職員の駐車場にも支障を来していますので、県のこれまでの実績など、情報収集に努めていきたいと考えています。

⑦につきましては、放置車両に関しては見つけ次第、条例に基づき放置車両の認定を行い、警告文を貼り、撤去期限を設けて警告を行ってきました。期限を過ぎても応じなかった場合は、所有者を把握するため関係機関へ照会を求め、回答の内容を基に所有者へ放置車両に係る撤去命令文を送付しています。それでも応じない場合は村が撤去し、撤去に係る費用を所有者へ請求する流れとなっております。

3番目の中部広域都市計画区域への移行等に関してですけれども、①の回答といたしまして、中部広域都市計画区域（非線引き区域）に移行した場合、現行の那覇広域都市計画区域（線引き区域）に比べて、開発規制が緩くなることから無秩序な開発が増加することが懸念されます。

②と③については、まとめて回答いたします。現在、中城村・北中城村の共同まちづくりとして取り組んでいるところであり、その姿勢に特段の差異はないものと考えております。

④から⑤、⑥については教育委員会のほうで回答いたします。

⑦東部地域の振興は村として重要な課題であると認識しており、両村の共同まちづくり計画

の中でも主要課題の一つに位置づけているところ  
です。

⑧東部海岸地域は津波浸水区域にあることと、  
多くが農業振興地に指定されており、適正な土  
地利用が求められます。また、東部地域に限ら  
ず、既存の集落など社会環境や自然環境への影  
響も踏まえ、無秩序な開発とならないよう一定  
の規制が必要と考えます。

以上でございます。

○議長（比嘉義彦）

教育長。

○教育長（徳村永盛）

私のほうから比嘉義弘議員の質問の3点目、  
中部広域都市計画区域への移行に関する④に  
ついてお答えいたします。

まず④現在の費用負担におきましては、面積  
案分で中城村9、そして北中城村1の割合とな  
っております。

⑤平成18年4月から施行されており、前中  
城・北中城両村長協議の結果、現在に至ってお  
ります。

⑥その理由についてでございますが、中城城  
跡の管理協議会で決められたものであり、理由  
につきましては資料が管理協議会にも残されて  
ございませんので、把握しておりません。

以上で終わります。

○議長（比嘉義彦）

比嘉義弘議員。

○11番（比嘉義弘議員）

まず1番目の質問の喜舎場地区地滑り区域等  
に関する質問は、この写真が基になっており  
ます。御承知の方もいらっしゃると思いき  
れども、これは喜舎場地域からも、この割れ目  
については少し懸念があるということで御相談  
もありましたし、また私も心配している一人で  
す。この割れ目ですね。もう一つは、この端の  
ほうでくいが打たれていますけれども、これも  
やっぱり地滑りを止めるためのくいだと思うん

だけれども、本来なら真っ直ぐ立っているはず  
が斜めになっているので、これも少し地滑りと  
関係があるのかと思って質問いたしました。

じゃあ、①あやかりの杜あたりからEMホテ  
ルまでの村道やその周辺のパトロールについ  
ては、定期的ではないが台風や大雨の際には巡視  
確認をしているようだが、それだけで大丈夫か。  
つまり、それだけで安全確認ができるのか質問  
いたします。

○議長（比嘉義彦）

建設課長。

○建設課長（安次嶺正春）

お答えいたします。

御質問の意図は地滑りの調査として必要な  
いかという趣旨かと思うんですけれども、この  
一帯はまず県のほうで地すべり対策工事が施さ  
れております。これまで県とのやり取りの中  
でも、県としては一定の対策は終了しているとい  
う認識をお持ちです。

また、地滑りと表面部の地表の土砂の崩落、  
これを混在されているのかなとも思うんですけ  
れども、地滑りというのは比較的深い地面の  
中の大きな滑り、これを地滑りと言います。そ  
れとは別に、これはどこでもあるんですけれど  
も、山があれば大雨のときに土砂崩れが起きる  
ということは、これはどこでも起き得る事象に  
なります。今回地表面で異常が生じるという  
ところは、そういった一般的に起こる地表部の土  
砂崩れ、そういったものは可能性はあるのかな  
と思うんですけれども、先ほどから言われてい  
るアスファルトのクラックですね。これをちょ  
っと今見ていただくと本当に真っ直ぐきれいに  
伸びている状況で、逆に言うと舗装の施工の問  
題、たまたま打ち継ぎ目がそこにあつて、これ  
に合わせて地盤の緩み等含めて、ここにちょ  
っと開きが見えるのかなというふうに思います。

もう一点のコンクリートの柱ですけれども、  
これにつきましては地滑りのくいとは別に、恐

らくこの辺一帯開発されたときに、この道路の転落防止として設置されたものではないのかなど。特によく見ていただくと、この柱の中にちょっと穴が空いて、ここからワイヤーとかそういったのを通して転落対策として施工されたものではないかというふうに考えております。

以上です。

**○議長（比嘉義彦）**

比嘉義弘議員。

**○11番（比嘉義弘議員）**

我々のその呼び方というか、名称というか、それが分からないこともあって、この割れ目が地滑りにはあまり関係ないというふうな答弁のようですが、ただし一つ気になるのが、中城村のあれは北上原だったかな、あそこは地滑りがありましたよね。大きな地滑りが。実は知っている人によると、こんな感じだったと。何かちょっと気になるなどは言っておりましたので、中城の件については御承知ですか。

**○議長（比嘉義彦）**

建設課長。

**○建設課長（安次嶺正春）**

お答えいたします。

そこでその地滑りというか土砂災害があったというのは承知しておりますけれども、どういう具合で、どのような症状になっているのかというところは把握できておりません。

**○議長（比嘉義彦）**

比嘉義弘議員。

**○11番（比嘉義弘議員）**

中城村の件についても参考にするとよろしいかと思えます。

それから県の役目と、あるいは管轄。それから村の管轄の件でちょっと具体的に、素人ということもあって、県はどういったことをやっていらっしゃるか。あるいは、村はどういったことを中心にしてやっていらっしゃるか。この説明はできますか。

**○議長（比嘉義彦）**

建設課長。

**○建設課長（安次嶺正春）**

お答えいたします。

まずこういう地滑り、一般には砂防事業と言いますけれども、こういった対策事業の実施主体というのが法的に県が主体になっているというものでございます。

またそれとは別に地域全体の安全、地域防災というところでは各地域の自治体がそれを担うということで、そういう意味で村内では北中城村がその主体になっているという、そういう区分がございます。全体で事業を直接行うところと地域全体の防災の観点と、そういう違いがあるというふうに御理解いただければと思います。

以上です。

**○議長（比嘉義彦）**

比嘉義弘議員。

**○11番（比嘉義弘議員）**

分かりました。台風や大雨の際にこの確認をしているようですが、その台風や大雨のときだけです。それとも、ふだんから定期的に道路のチェックとかそういったことはしていませんか。

**○議長（比嘉義彦）**

建設課長。

**○建設課長（安次嶺正春）**

冒頭の答弁でもありましたように定期的ということではなくて、まずそういう災害が起きるかもしれない台風の前とか、その通過後というときには村内の幹線道路等を巡視しております。それとは別に日常的な業務として通過する際にもこの付近を見ておまして、また職員が通勤中に通ったときに気になるようなところがあれば、その情報が入ってくるという状況でございます。

以上です。

**○議長（比嘉義彦）**

比嘉義弘議員。

○11番（比嘉義弘議員）

我々村民から見ると消防とも関係あるのかなと思ったりもしますけれども、消防との話合い等もありますか。こういった面で。

○議長（比嘉義彦）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

事前に消防との話合いはないんですが、何かしら発生した場合に消防からこちらに入り、村でも確認してほしいことがあれば、一緒に立会いするというケースはございます。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

比嘉義弘議員。

○11番（比嘉義弘議員）

消防もある程度パトロールされていると思うんですけども、そういった危険性があつたときには情報が入ってきますか。

○議長（比嘉義彦）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

そうですね。そういった危険性が消防のほうで把握したということであれば、消防のほうから何かしらの連絡はございます。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

比嘉義弘議員。

○11番（比嘉義弘議員）

アスファルトの道路の割れ目はかなり危険性があると考えているが、土地の管理者による適正な管理が求められるようだが、その土地の管理者とは誰を指しますか。

○議長（比嘉義彦）

建設課長。

○建設課長（安次嶺正春）

先ほど申しました土地の管理者というのは、その斜面部、斜面地というのは、ここが民有地

になっております。そのため、この部分についてはそれぞれの土地の管理者が自己の財産、個人が所有する財産をきちんと管理していただくという観点のお話でございます。

それと道路部分についても、これももともと開発道路で造られて、その後、村に移管されたというところでありまして、地権者、個人所有のまま残っております。一部には里道が入っているというところでありまして、道路そのものとしては今村道として村が管理しておりますので、その機能を守るというところでは村が主体的に動くということになってまいります。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

比嘉義弘議員。

○11番（比嘉義弘議員）

よく分からない部分があるんですけども、その管理者というのは地主ではない。

○議長（比嘉義彦）

建設課長。

○建設課長（安次嶺正春）

お答えいたします。

地主と、あとはその所有者とが別々にある場合がございます。そういった意味で土地の管理者、その土地を使っている方であったり、そういった方がいない場合は通常そのまま地主になるというところでございます。

○議長（比嘉義彦）

比嘉義弘議員。

○11番（比嘉義弘議員）

今回は喜舎場だけの質問にしましたけれども、村内にこういった似たような類似の問題等はありませんか。今のようなEMとかそのような類いのことで、村内にはまだほかには見当たりませんか。

○議長（比嘉義彦）

建設課長。

○建設課長（安次嶺正春）

お答えいたします。

ちなみに村内は傾斜地が多く、いろんなところで地滑り、この土砂災害警戒区域の指定がございまして。そういった意味では村内にいろいろそういった場所があるというところございまして、それぞれの状況に応じて注視していく必要があるだろうというふうに考えております。

○議長（比嘉義彦）

比嘉義弘議員。

○11番（比嘉義弘議員）

これとは違うんですが、メディアでも放送されたけれども、島袋でも大きな地滑りかな、土砂崩れがあったようですが、そのあたりも気にして今質問しました。2番目に行きたいと思えます。

放置車両について。放置車両については、今回も取り上げてみました。まだ完璧に解消することはできていないので、改めてもう一度質問をしたいと思えます。

①令和5年3月に警告した際には4台だったが、現在は3台ということでありましてけれども、この計画は本人に伝わっていますか。

○議長（比嘉義彦）

住民生活課長。

○住民生活課長（楚南兼二）

お答えいたします。

今現在、軽自動車検査協会沖縄事務所というところに照会をかけているところですので、この照会の回答が返ってきてからしか、この本人に通知はできません。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

比嘉義弘議員。

○11番（比嘉義弘議員）

②でありますけれども、現在調査中ということで本人には知らせていないとのことですが、どの時点で、どのような方法で通知されますか。

今答弁したものと同じかな。

○議長（比嘉義彦）

住民生活課長。

○住民生活課長（楚南兼二）

はい、そうです。軽自動車検査協会から回答が来れば、すぐ通知を行っていきたいと考えております。

○議長（比嘉義彦）

比嘉義弘議員。

○11番（比嘉義弘議員）

③の放置車両は勝手に動かさないということですが、どうすれば動かせるのか。それをもう一度質問したいと思います。

○議長（比嘉義彦）

住民生活課長。

○住民生活課長（楚南兼二）

お答えいたします。

今現在、この放置車両についてはナンバープレートもついていますので、財産権がありますので勝手に動かすことはできません。もし、これがナンバープレートとかそういったのもなくて完全な廃棄物の認定を行えば、そういう処理できるようになっております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

比嘉義弘議員。

○11番（比嘉義弘議員）

我々素人が考えると、ナンバーも分かっているので、所有者も分かるので所有者に注意して、動かせよという警告ができるのかなと思ったんですけども、やっぱりちょっと法的な問題があるわけですね。

○議長（比嘉義彦）

住民生活課長。

○住民生活課長（楚南兼二）

やはり条例に基づいて行っていくので、もしこれが撤去命令を出しても応じない場合は、ちゃんとそういったまた公告をしたり、廃棄物

認定をしないとそういうのは動かすことができません。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

比嘉義弘議員。

○11番（比嘉義弘議員）

その条例は村としても、もしそれがうまくいかなければですよ、順調にうまく撤去作業ができない。そういったものであれば、条例も変更することは可能ですか。

○議長（比嘉義彦）

住民生活課長。

○住民生活課長（楚南兼二）

お答えいたします。

今現在、村の放置自動車の発生防止及び適正な処理に関する条例に基づき放置車両の撤去は可能と考えますけれども、ただナンバープレートがある場合、これについては財産権がありますので、この業者も引き取らないものですから、その辺がちょっとやっぱり難しい部分があります。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

比嘉義弘議員。

○11番（比嘉義弘議員）

そのあたりも理解はできますけれども、かなり時間がかかりますよね。これは私が質問ときは1年前、下手すると2年前じゃないかなと思うんだけど、努力の跡は見えますよね。大分減ったということは。それがまだ依然として残っているものだから、村民から我が村は自然に非常に優しい。あるいは非常に村内の自然環境に優しいところなので、そういった車があるということはやっぱり見苦しいということで、度々言われるので今質問をしましたがけれども、じゃあもう一度⑤で、そのような改正は必要ないと言ってもいいでしょうか。

○議長（比嘉義彦）

住民生活課長。

○住民生活課長（楚南兼二）

現段階では改正は必要ないと考えていますけれども、ただ、やはりこの持ち主の照会に基づき、今までは通知文をただ送ってそういう対応をしていましたが、これは今後そういう中で所有者の訪問までして誓約書まで取って、いついつまでに撤去してくださいということをやっているのかなと考えております。

○議長（比嘉義彦）

比嘉義弘議員。

○11番（比嘉義弘議員）

⑥の県からの情報というが、どんな情報でしょうか。実績等も必要か。あるいは、軽は各自治体の管轄ではないかと思うので、何か村でその判断ができるような気がしますけれども、どうですか。

○議長（比嘉義彦）

住民生活課長。

○住民生活課長（楚南兼二）

これまでなかなかこの撤去っていうのが、本当に廃棄物認定までに公告したり、その対応にかなり時間がかかっておりますが、その辺のやり取りですか、その辺はまた県のほうにもそういう情報を取ったり習って、今後検討していきたいと考えております。

○議長（比嘉義彦）

比嘉義弘議員。

○11番（比嘉義弘議員）

よろしくお願ひしたいと思います。

ちょっともう一点、喜舎場の防災広場の近くにたくさん放置車両があっただけけれども、あれは最近見たら1台しかも残っていない。結構すっきりしたような感じはしますけれども、あのあたりの力の入れようはどうだったんですか。

○議長（比嘉義彦）

休憩します。

午前11時33分 休憩

午前11時33分 再開

○議長（比嘉義彦）

再開します。

住民生活課長。

○住民生活課長（楚南兼二）

お答えいたします。

多分あちらは私有地だと思いますので、管理者のそういう中で、村が行っているのは村有地とかそういった部分の放置車両の対応を行っているところでございます。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

比嘉義弘議員。

○11番（比嘉義弘議員）

そこは本当に見苦しいという一点と、それから地主から見ると違法駐車ですよ。たくさんあります。私も止めたことがあって分かりますけれども、そのあたりは今きれいになっています。私は、そういう意味では村がきちんと指導したのかなと思ったんですけれども、そうでもないようです。

○議長（比嘉義彦）

住民生活課長。

○住民生活課長（楚南兼二）

これは管理者の責任で行うこととなっております。

○議長（比嘉義彦）

比嘉義弘議員。

○11番（比嘉義弘議員）

一日も早く村内の放置車両がなくなることを祈りたいと思います。御努力をひとつ、頑張っていたきたいと思います。次に行きたいと思っています。

3番目の中部広域都市計画区域への移行等に関して質問をしたいと思います。①北中城村民はほとんどがその計画に賛成だと思うが、あえて質問しますが、メリットだけではなくデメリ

ットもあると思うが、その点はどう考えているか。開発規制がなくなると無秩序に開発することだが、例えば村独自の条例をつくり、その辺の規制を考えるのか。

○議長（比嘉義彦）

建設課長。

○建設課長（安次嶺正春）

お答えいたします。

実際これから具体的な都市計画を整備していないといけません。その中で用途の制限を設定したりということはできるんですけども、ただ、これが完全に何でもかんでも防御できるということではないので、どうしても緩くはなってくるということが懸念されます。

それとまた東部に限らないところではあるんですけども、規制が緩くなるということで使いやすくなる。要は土地のメリットが高まるというんですか、そういったところで外部からの開発圧力が強まってくるだろうと。それと併せて、もしかすると海外の投資家が資本投資として参入してくる可能性もあると。そういったところは今危惧しているところでございます。しかしながら、これを完全に止めることは難しいという状況でございます。

○議長（比嘉義彦）

比嘉義弘議員。

○11番（比嘉義弘議員）

例えば、いわゆるうちが造られるようなことになると、その地域も土地が上がると。そういったので昔個人がそういう今のデメリットを懸念して反対した方もいらしたような気がします。そういった意味で、今問題等が周囲から入ってくることはありませんか。

○議長（比嘉義彦）

建設課長。

○建設課長（安次嶺正春）

お答えいたします。

今回共同のまちづくりに当たってパブリック

コメントも実施しております。その意見の中では農用地、農業振興というのもきちんと大切にしていける必要があるだろうというお話もございます。適正な利用、やはり環境への影響とか乱開発にならないかという心配の声もございます。そういった意味では保全と開発、そこをバランスよく調整しないといけないというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

比嘉義弘議員。

○11番（比嘉義弘議員）

例えば農地にうちを造れるということになれば、当然固定資産税も上がるだろうと。そういった固定資産税が上がることを嫌がって個人的に反対した人もいと聞いておりますけれども、もう一度繰り返しますけれども、その他の問題はありますか。

○議長（比嘉義彦）

建設課長。

○建設課長（安次嶺正春）

直接的に税金が上がるから開発を嫌がるというような意見は正直聞き及んでおりません。しかし、実際そういった利便性が高まるということは、当然そういう土地取引が活発化される。それに伴って税金が上がるということは十分考えられます。ある意味、その土地を活用したい方にとってはかなりいい計画になるだろうと思うんですけども、もともと今自分が住んでいる土地しかないよと。ほかに土地をお持ちでない。活用する土地を所持していないという方からすれば税金が高くなることの負担という、それに対する懸念というのはあるだろうというふうに考えます。

○議長（比嘉義彦）

比嘉義弘議員。

○11番（比嘉義弘議員）

さっきの答弁にもありましたけれども、開発

規制が緩くなると。無秩序に開発が増加することが懸念されると。そういったことで独自の村の条例もつくれる可能性はありますか。

○議長（比嘉義彦）

建設課長。

○建設課長（安次嶺正春）

お答えいたします。

その土地規制とする条例というのは今思い当たらないんですけども、例えば村の条例の中では景観に配慮した全村植物公苑づくりというような中でも、その景観をまず保全しようという取組は可能だろうと思っております。その中で例えば高さの制限、あと周りとの調和するような色とか、そういったものは何とか規制はかけられるのかなというふうに考えております。

○議長（比嘉義彦）

比嘉義弘議員。

○11番（比嘉義弘議員）

質問の②、③ですけれども、中城村と北中城村の動きに差はないと言っているが、具体的に表現すれば、どんな点を考えてそう言えるのか。ちょっと説明しにくいと思いますけれども、もし説明ができればお願いしたいと思います。

○議長（比嘉義彦）

休憩します。

午前11時40分 休憩

午前11時40分 再開

○議長（比嘉義彦）

再開します。

村長。

○村長（比嘉孝則）

ちょっとお聞かせいただきたいんですけども、どういった差異が見受けられるかということですけども、全体的なバランスとしては、我々はそんなに中城村と差異はないと思っています。差異を感じた点について御教示願えませんか。

○議長（比嘉義彦）



比嘉義弘議員。

○11番（比嘉義弘議員）

よろしくお願ひいたします。昨日、偶然ですけども中城村長が我が村に来られて、いろいろと村長ともお話ししたようですが、ぜひお互いに協力し合って、いい形に進めばいいと思います。

ただ、④の件ですけども、現在の中城城跡の費用負担は面積案分で中城村9、北中城村1の割合になっているが、しかし正直若干違和感を感じませんか。土地の条件があると思うし、歴史的観点から見てもおかしいように思えるが、それはどうお考えですか。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

この5対5から9対1へと移行した要因というのは、行政というのは基本的には属地主義です。所以、属地のそれが9対1ということでありましたので、その負担等についての割合もまた中城城跡の面積の属地案分にしたわけでございます。これは両村の協議の下、決定したものでございます。

○議長（比嘉義彦）

比嘉義弘議員。

○11番（比嘉義弘議員）

それは前村政時代に決めたと思いますが、やはり気になるのは、単純にそういうふうな土地の面積でどちらが幾つ、北中が1、中城が9ということで決めるのは簡単だと思います。しかし、土地にはやっぱりいい土地とそうでない土地もあるし、有効に使える土地と使えない土地があるので、そのあたりも考えて判断されたほうがよかったかなと。私はそういう意味では残念だと思っておりますが、じゃあ、現在北中城村と中城村の城跡に対して開発の仕方、あるいは考え方が、非常に勢いが違うということをよく聞きます。そういったことが、実はさっき言っ

たお互いのまちづくりに対しても少し差が出てきているのかなと。これは言いにくい質問ですけども、ぜひそのあたりももう一度考えられることはないですか。もう決まったら絶対これは変えられないということになるのか、質問します。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

経緯といたしまして、中城城跡公有化事業計画というのがありました。中城城跡の整備等についても両村の取り決め、取り決めではございませんけれども、中城村がやるべきこと。そして北中城村がやるべきこと。それは取り決めがありました。そこで全体として国庫補助事業を導入して、その事業を展開しております。その大部分が今中城村の属地のほうで城跡の整備等、いろんな国庫補助金を活用してやっております。北中城村としては、それに対しての負担金も納めておりません。

ですから、これについてはこのような経過から中城村としては、これは9対1ではと注文がございまして、両村で協議した結果、5対5が9対1ということまで至ったわけでございます。

○議長（比嘉義彦）

比嘉義弘議員。

○11番（比嘉義弘議員）

よく観光協会ができて、中城城跡の観客が意外と我が村は伸びていない。あるいはトータルでも伸びていないというふうな感じを受けますけれども、私はこの要因に、今のような理由はありますけれども、やっぱり9対1になった時点で少し我が村の勢い弱くなったのかな。逆に今度は中城村がそれ行けどんどんになっているような、これは個人的な考えですけども、そういうふうになっているような気がします。

中城城跡の管理協定でこれは決められたようですが、資料もないというのもちょっとおかし

いけれども、その資料をもう一度見てもらって、何かいい方法はないか考えてもらいたと思いますけれども、いかがですか。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

中城城跡の活用については、あるいは入場料も含めて両村民は無料でございます。そして平等な扱い方をされておりますので、決してそこに中城村と北中城村の中城城跡の利用について不平等性はないと考えております。

○議長（比嘉義彦）

比嘉義弘議員。

○11番（比嘉義弘議員）

ぜひ頑張ってください、大変だと思いますけれども、御努力をいただきたいと思います。

また、かつては合併問題もありまして、そのあたりの感情的な問題もまだそこにあるのかなと思っておりますけれども、ぜひ両村ともに発展して行って、そしていい形で中部広域に移行できるように期待したいと思います。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

しばらく休憩します。

午前 11時47分 休憩

午後 1時30分 再開

○議長（比嘉義彦）

再開します。

午前に引き続き、一般質問を行います。

屋良朝春議員。

○2番（屋良朝春議員）

では通告に従い、私の一般質問を2点ほど質問いたします。

村道の街灯について。

8月に発生した台風6号上陸により、沖縄全土、我が村も大きな被害がありました。

村道は村民の生活を支える非常に重要な社会基盤であり、その社会基盤である小規模構造物

において、近年、塩害などによる劣化の進展が問題となっております。小規模構造物は損傷が進み、近い将来、維持管理コストが増大するものだと考えられます。

沖縄県の気候は亜熱帯海洋性気候に属し、季節風、台風の影響を受け、温暖、多雨の気候から、他県と比べて海水の塩分が飛来し構造物が錆びやすい、厳しい自然環境にあります。そこで伺います。

①村道に街灯は幾つあるのか。

②街灯の点検期間は。

次の質問、＃8000について。

新聞でも6月30日に記載がありました、中部病院の小児科救急夜間休止の報道に衝撃を受けました。

現在はネットで検索すると、夜間小児科救急外来は那覇市立病院か南部医療センターしかありません。

県だけではなく近隣の市町村と連携し、我が村も医療機関の負担軽減を考えていくべきだと思う。そこで伺います。

①＃8000（こども医療相談事業）の件数は。

②＃8000の周知方法は。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

では、屋良朝春議員の御質問にお答えいたします。

1番目の村道の街灯についてですけれども、村が管理する街灯（道路照明）は全部で181基あります。また、集落内の防犯灯については、自治会管理のため村では全数は不明ですが、村において把握しているものとして709基あります。

②の街灯の点検期間等についてですけれども、村管理の道路照明灯については、例年、夏季と冬季の年2回程度を基本とし、台風通過後など

必要に応じて実施しております。なお、自治会管理については承知をしておりません。

2番目の#8000についてですけれども、①#8000の件数ということで、その件数は沖縄県全体で令和4年度の実績が2万2,609件、北中城村が229件でございます。

②の#8000の周知方法についてですけれども、1番目に庁舎内においてポスターの掲示。次に、妊娠届時や訪問事業（保健師・母子推進員）の際にチラシを配布。また、訪問の際には保健指導を行っております。3番目に、出生届時に健康保険課窓口において、発熱等の発生時の対応が記載された「子ども救急ハンドブック」を配布しております。

以上でございます。

○議長（比嘉義彦）

屋良朝春議員。

○2番（屋良朝春議員）

じゃあ1、村道の街灯についての再質問をいたします。

村が管理している街灯は全部で181基とありますが、点検は年に2回という認識でよろしいでしょうか。

○議長（比嘉義彦）

建設課長。

○建設課長（安次嶺正春）

お答えいたします。

年2回を基本としておりまして、必要に応じてまた実施をしたりしますので、必ずしも2回に限らないというところがございます。また、基本的なところで想定している近いところで、例えば台風通過があつて、その直後確認したという場合には、その定期的な意味合いの点検は削除すると。省くという場合もございます。基本的には年2回程度、実施しているというところがございます。

○議長（比嘉義彦）

屋良朝春議員。

○2番（屋良朝春議員）

ではどのような点検内容か、具体的に内容を聞いてもよろしいでしょうか。

○議長（比嘉義彦）

建設課長。

○建設課長（安次嶺正春）

お答えいたします。

実際には夜間パトロール、暗くなった時間帯で実際照明がついているか、ついていないかという確認を取ります。その後、消えた箇所については業者に修繕等の手配をしているというところでございます。

○議長（比嘉義彦）

屋良朝春議員。

○2番（屋良朝春議員）

照明だけの点検ということでもよろしいですね。

○議長（比嘉義彦）

建設課長。

○建設課長（安次嶺正春）

お答えいたします。

夜間パトロール時は照明のみに限るということではなくて、ほかの異常も、もし何か気がついたらそこは確認すると。今回御質問が照明の点検ということでしたので、照明に限った回答とさせていただきます。

○議長（比嘉義彦）

屋良朝春議員。

○2番（屋良朝春議員）

申し訳ありませんけれども、照明の点検とは質問していませんが。

○議長（比嘉義彦）

建設課長。

○建設課長（安次嶺正春）

失礼いたしました。街灯ということで、イコール照明というふうに理解しております。

○議長（比嘉義彦）

屋良朝春議員。

○2番（屋良朝春議員）

じゃあ街灯の下のほうの点検などはしてありますか。

○議長（比嘉義彦）

建設課長。

○建設課長（安次嶺正春）

お答えいたします。

街灯、照明がついている、ついていないというのを中心に見はしますけれども、それ以外で例えば支柱部分でもし異常があれば、そういったところを確認するということはございます。ただ、夜間になりますと暗くて見えないという場合もあつたりしますので、そこは昼間の確認も含めて、正直なところ気がついたときにというふうなところになってきます。

○議長（比嘉義彦）

屋良朝春議員。

○2番（屋良朝春議員）

気がついたときにおっしゃいましたが、では私が言うには街灯の下の部分の点検はどのように行っていますか。

○議長（比嘉義彦）

休憩します。

午後 1時38分 休憩

午後 1時38分 再開

○議長（比嘉義彦）

再開します。

建設課長。

○建設課長（安次嶺正春）

お答えいたします。

分電盤、その中の確認とかは、基本的には通常は行っていない。照明に何らかの不具合があつたときに、その中を含めてその不具合状況を確認するということでございます。

○議長（比嘉義彦）

屋良朝春議員。

○2番（屋良朝春議員）

村の街灯は中のほうは行っていないとおっしゃいましたが、じゃあ今まで行ったことはない

んですか。

○議長（比嘉義彦）

建設課長。

○建設課長（安次嶺正春）

お答えいたします。

まず照明灯で一定の電圧、これは道路照明の中ではないんですけれども、公園で夜間の照明、水銀灯で大きな電力量を要するものがあります。そういった場合は法定義務として点検を行っている場合はありますけれども、道路照明の場合はその規模に満たないということで、今の時点では実施はしておりません。しかし過去、ずっと遡って確認できているところではございませんので、過去やっていないかというところについては不明です。

○議長（比嘉義彦）

屋良朝春議員。

○2番（屋良朝春議員）

県の調査票によりますと、県道、国道に関してですけれども、供用年数が中部土木事務所のほうで15年未満が325、15年以上30年未満が1,290、30年以上が853、不明が139あるんですよ。定期点検実地結果で施設数が2,607、中部土木のほうですね。健全が932、予防保全が785、早期措置が833、緊急措置が57とあります。これは全部塩害の被害で街灯の下のほうが錆びて腐っている被害が出ているんで、その緊急措置が57、今回出ているんですよ。村の街灯のほうは、そういう措置は要らなかったということよろしいですか。

○議長（比嘉義彦）

建設課長。

○建設課長（安次嶺正春）

お答えいたします。

そういう措置が要らないというよりは、点検するにも費用がかかります。実際なかなかそこまで費用を充てて定期点検、業者にそれを発注するというところに至っていないと。結果とし

てでは点検していないものですから、じゃあ本当に塩害被害がないのかということについても不明な状態であるというところです。

○議長（比嘉義彦）

屋良朝春議員。

○2番（屋良朝春議員）

費用がかかるとおっしゃいましたが、令和2年に内閣で閣議決定されました国土強靱化事業というのがあります。街灯もその補助に対応できるとは思います、いかがですか。

○議長（比嘉義彦）

建設課長。

○建設課長（安次嶺正春）

お答えいたします。

国土強靱化もそうですけれども、今いろんな設備の中で長寿命化という取組が進んでいるのは事実でございます。その中で我々が今実際やっているのは橋梁の点検、これは5年に1回という、これは国からの指導がありまして、そういったものを実施しております。

今回照明についてなんですけれども、基本的にはその使える間というところで、かなり長期間使用しているというところがございますけれども、実際最近の状況としましては平成27年、28年にかけて省電力化ということでLEDに切り替えてございます。その翌年、平成29年度には防犯の強化ということで、さらに追加をしたというところがございます。それで、どちらかというと比較的新しい設備になっているかなと思います。

また、このLEDについてなんですけれども、基本目安としては10年寿命と言われておりますので、それを一つの目安として次の更新なり、点検なりというところのタイミングになってくるのかなというふうに考えております。

○議長（比嘉義彦）

屋良朝春議員。

○2番（屋良朝春議員）

村道にある道路照明、街灯において供用年数が一番古いのはありますか。

○議長（比嘉義彦）

建設課長。

○建設課長（安次嶺正春）

お答えいたします。

かなり長いものもあると思います。ただ、具体的にいつ設置したというものは今手元になくて、申し訳ございません。ちょっと今お答えしかねます。

○議長（比嘉義彦）

屋良朝春議員。

○2番（屋良朝春議員）

では村の管理は181基、村が把握しているもので709基あると答弁ではあります。じゃあ残りの58基は集落内、自治体にあるとの認識でよろしいですか。

○議長（比嘉義彦）

建設課長。

○建設課長（安次嶺正春）

お答えいたします。

まず村が直接今管理している道路照明、これは歩道の照明、防犯灯と同じようなタイプにはなってきますけれども、これが181基ございます。それとは別に、先ほど申しましたLED化で一律取り組んだ時期がございまして、これが自治会の管理分が709基あると。最低それはあるということです。それ以上のものも自治会内に存在することはあるかと思うんですが、我々として把握しているのが709基あるというところでございます。

○議長（比嘉義彦）

屋良朝春議員。

○2番（屋良朝春議員）

では自治体から先月の台風6号の影響で街灯など、照明などの被害件数の相談はなかったですか。

○議長（比嘉義彦）

建設課長。

○建設課長（安次嶺正春）

お答えいたします。

幾つか相談というのはありますけれども、まず基本的に日常的な点検は自治会の管理になるということで、それについては自治会のほうでまず点検をお願いしていると。それとは別に今回場所の移動も含めて、その台風の影響なのか、ちょっと明確でないものが1基、これは屋宜原地区なんですけれども、相談が来ているというところです。

○議長（比嘉義彦）

屋良朝春議員。

○2番（屋良朝春議員）

それはどのような内容か、聞いてもよろしいでしょうか。

○議長（比嘉義彦）

建設課長。

○建設課長（安次嶺正春）

お答えいたします。

たしか先週あたりだったかと思うんですけれども、高架下の近く、その奥にゲートボール場があるということで、その近くにある民家の方から、ちょっと場所の移動ができないかというお話を受けております。これは自治会経由で場所の移動ができないかという相談があって、これが本当に必要な移動なのかどうか。あくまでも個人要望として、明るいから嫌なのか。ただ別な場所にほしいのか。防犯灯の設置場所として本当に必要なのか。それと場所として適しているのかどうか。それも含めて対応が必要だろうというふうに考えているところでございます。

○議長（比嘉義彦）

屋良朝春議員。

○2番（屋良朝春議員）

今後また大きな災害がいつ来るか分かりませんので、街灯、照明など下のほうまで開けて錆びついているかどうかの確認も、国の補助金で

ちゃんと取れるはずなんで、それをしっかり調査して今後やってもらいたいと思いますので、ぜひよろしくをお願いします。

では次の質問に対して、#8000について伺います。村長は、#8000のことは御存じですか。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

チラシ等で見えて存じています。チラシ程度の承知ですね。

○議長（比嘉義彦）

屋良朝春議員。

○2番（屋良朝春議員）

では、内容は御存じじゃないということでしょうか。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

チラシの内容にはそれぞれどういった相談事とかありますので、そういったものを見ております。

○議長（比嘉義彦）

屋良朝春議員。

○2番（屋良朝春議員）

#8000について詳しく、よろしくお願ひいたします。

○議長（比嘉義彦）

健康保険課長。

○健康保険課長（玉栄 治）

詳しくというか、私も使ったことはないんですが、これは全国的にある相談室で、24時間対応しているということでもあります。平日が19時から翌朝の8時までで、土日・祝祭日24時間対応ということで、主に保健師とかお医者さんとかが電話で相談を受ける。子供が急に熱が出たとか、そういった場合にどういった方法を取ったほうがいいのかというアドバイスをする事業となっております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

屋良朝春議員。

○2番（屋良朝春議員）

では続いて、沖縄全体で令和4年度実績が2万2,609件、北中城村が229件。本当は近隣の市町村のデータももらえる予定でしたが、今回間に合わず、この北中城村の229件ということは近隣の市町村と比べてどのくらい分かかりますか。

○議長（比嘉義彦）

健康保険課長。

○健康保険課長（玉栄 治）

すみません。今回県のほうからほかの市町村のデータについて時間がないということで頂けなかったものですから、ちょっとそこは把握しておりません。

○議長（比嘉義彦）

屋良朝春議員。

○2番（屋良朝春議員）

この229件は令和4年度のものでよろしいですか。

○議長（比嘉義彦）

健康保険課長。

○健康保険課長（玉栄 治）

はい、そのとおりでございます。

○議長（比嘉義彦）

屋良朝春議員。

○2番（屋良朝春議員）

じゃあ過去の二、三年分の件数のほうは分かれますか。

○議長（比嘉義彦）

健康保険課長。

○健康保険課長（玉栄 治）

今回令和4年度だけの数値を取っておりますので、その点についてはまだ調べておりません。

○議長（比嘉義彦）

屋良朝春議員。

○2番（屋良朝春議員）

では件数がどうなのか気になりますので、ぜひ調査して調べておくようによろしく願いいたします。

#8000の周知方法とありますが、庁舎内においてのポスター掲示はどこにありますか。

○議長（比嘉義彦）

健康保険課長。

○健康保険課長（玉栄 治）

ポスターのほうは、事務所窓口の廊下に貼っております。

○議長（比嘉義彦）

屋良朝春議員。

○2番（屋良朝春議員）

私も先ほど確認してきまして、2階の角の掲示板のほうにポスターが貼られていましたが、村長はこのポスターを見たことはありますか。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

見ているとは思いますが、しっかりこのポスターだと確認はしておりません。ただ、そこを通過して私としてはポスターに目をやったということでございます。

○議長（比嘉義彦）

屋良朝春議員。

○2番（屋良朝春議員）

すみません。申し訳ないですけれども、見ていると思えますと言っていますが、これは国民的なキャラクターのポスターですよ。覚えがないのはおかしくないですか。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

それも申し訳ないですけれども、私が国民健康保険課のほうに足を運ぶということが結構少なかったものですから、そこに目を通す機会も少なかったということでございます。次から

しっかり目を通しておきたいと思います。

○議長（比嘉義彦）

屋良朝春議員。

○2番（屋良朝春議員）

ぜひこのポスターを村長室にも貼ってもらって確実に覚えられるように、＃8000ってやっぱり大事なことで、医療機関の負担軽減にもなりますし、大事なことなので。

じゃあ伺います。ポスター掲示が、私が見た中では1か所しかなかったのは何か理由がありますか。

○議長（比嘉義彦）

健康保険課長。

○健康保険課長（玉栄 治）

うちの取組としましては、出産前後に窓口に行ったら、また訪問時にこういったハンドブックを配っております。このハンドブックの中に＃8000の相談窓口がありますよと記載されておりますし、小児科医の負担軽減を図る意味でも保健師が発熱時の対応の仕方とかいろんな場面で、なるべく自分たちで解決できるように、医療機関の負担にならないように説明も十分していますので、今の若い世代の子育て世代はインターネットにも精通していますので、こういった話を聞けばすぐ検索で見つけられるだろうと。多く貼る必要もないのかなと考えております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

屋良朝春議員。

○2番（屋良朝春議員）

多く貼らないと村長も知らなかったみたいなので、多く貼らないといけないことじゃないですか。健康保険課のあんな角の上にあっても全然誰も見ないと思いますけれども、これは入り口とか見えるところ、ポイントポイントに貼ることは可能ですか。

○議長（比嘉義彦）

健康保険課長。

○健康保険課長（玉栄 治）

貼ることは可能です。

○議長（比嘉義彦）

屋良朝春議員。

○2番（屋良朝春議員）

では、ぜひ入り口とか子育て世代の人たちに見えるように、困ったら＃8000という、これは周知不足だと思うんですよ、明らかに。村長も知らなかったと思うんで周知不足だと思いますが、私からの提案ですがLINEとかあるじゃないですか。LINEとかを見たら、妊娠したら何とかって次に行けるようになっているんですよ。それはとても素晴らしいことだと思うんですけども、このLINEの中に＃8000とかも付け加えることは可能ですか。

○議長（比嘉義彦）

健康保険課長。

○健康保険課長（玉栄 治）

LINEの仕組みの中でその点できると思いますので、ちょっとその担当課と調整してみます。

○議長（比嘉義彦）

屋良朝春議員。

○2番（屋良朝春議員）

ついでになんですけども、子ども救急ハンドブックのほうもLINEとかで子供が救急になった場合という、ポチッと押したときにすぐ子ども救急ハンドブックが出て、レ点とかが貼れるような仕組みもいけますかね。

○議長（比嘉義彦）

健康保険課長。

○健康保険課長（玉栄 治）

このLINEの仕組みの問題だとは思うんですけども、恐らくできるんじゃないかなとは考えていますが、今できるとはお答えしにくいんですけども、調整します。

○議長（比嘉義彦）



屋良朝春議員。

○2番（屋良朝春議員）

若い子育て世代はSNS、LINEをいっぱい使うので、ぜひ付け加えてもらえたらうれしく思います。

あと北中は出産・子育て応援ギフトを去年からやっていますが、これは対面式で妊娠したら5万円、出産したら5万円ですよろしいですか。

○議長（比嘉義彦）

休憩します。

午後 1時57分 休憩

午後 1時58分 再開

○議長（比嘉義彦）

再開します。

健康保険課長。

○健康保険課長（玉栄 治）

対面です。妊娠届だとかそういったので把握していますので、その方に申請するようにというのを伝えております。

○議長（比嘉義彦）

屋良朝春議員。

○2番（屋良朝春議員）

この出産・子育て応援ギフトのときにも多分対面。

○議長（比嘉義彦）

朝春議員、通告から外れているので、これ以上は修正してください。

○2番（屋良朝春議員）

県は第8次医療計画で、また中部病院に小児科救急を置く計画をしているみたいなんですよ。7月13日に我々自民党青年局で玉城知事に対し、小児科救急体制を支援し、誰でも24時間、安心して医療にかかることができる医療体制の確立を求める要請書を出したんですよ。そこで勉強会も開いてもらって質問答弁でしたところ、中部病院が小児科救急受入れを中止にした原因は、やっぱり軽症の患者の救急のほうが多くて、医療体制のほうも今中部病院は中止したんですけ

れども、そのときの医療体制も30代後半が1人、あとは全部50代以上で、夜間の勤務体制が難しくなったという回答をもらいました。

そこで我々は、その#8000はどのように周知をしているのかというのを考えて、この#8000がやはりみんな子育て世代に周知すれば、そこに電話をすれば医師、看護師が応答してくれるので、今の状態を聞いて、じゃあ今回は症状が軽いんで明日外来してくださいとかに、やっぱりそういう#8000の役割が非常に大切だとお聞きしたので、今回一般質問で取り上げました。

やはり私も一子育て世代なんですけれども、その#8000がいかに大事かというのをこれから当局のほうも子育て世代、村民のほうに伝える必要があるかなと思ひまして、ポスターもぜひ見えるところにきっちりと、このアンパンマンのポスターなんて絶対記憶に残ると思うんですよ。それが記憶に残っていないことはやっぱり当局の周知不足であって、別に当局のことを責めるわけではありませんが、県がやることであっても我々近隣の市町村が#8000を周知して、医療従事者の負担軽減を図ってやっていくのが当たり前だと思っているので、ぜひ当局のほうも協力して#8000の周知をよろしく願いいたします。

私の一般質問を終わります。

○議長（比嘉義彦）

一般質問を続けます。

休憩します。

午後 2時02分 休憩

午後 2時03分 再開

○議長（比嘉義彦）

再開します。

山田晴憲議員。

○13番（山田晴憲議員）

それでは本日の最終一般質問になります。通告に従いまして、一般質問いたします。

子供たちの安全安心について。

大きな1、放課後児童クラブについて。

①直近の待機児童数、推移動向等、今後の事業計画等について伺う。

②（新設）しまぶく学童クラブについて、開所から今日までの事業動向等、今後の事業執行計画等について詳細を伺う。

大きな2、認可（外）保育施設について。

①直近の待機児童数、推移動向等、今後の事業計画等について伺う。

②保育ニーズを踏まえた今後の具体的な対策対応について、計画等の詳細を伺う。

③認可化移行支援事業についての見解と今後の対策対応について、計画等の詳細を伺う。

大きな3、中学生通学バスについて。

①全村を網羅した計画進捗状況と当面の執行計画を伺う。

②（新規）委託契約事業に伴う運行状況について、今日までの運行状況等詳細を伺う。

申し訳ございません。この4番目ですね。私、幼稚園通園バスとやっていたけれども、小学生通学バスに訂正をお願いいたします。

4、小学生通学バスについて。

①このたびの公募プレゼンテーションについて、選考採用結果と今後の運行執行計画等の詳細を伺う。

②子供たちの安全安心と女性の職場という特異性などであることから、日々のサポート体制と万が一事件事故の際の対策対応が大変危惧されるが、どのように担保されているか具体的な取組を伺う。

以上であります。よろしく申し上げます。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

山田議員の御質問にお答えいたします。

まず子供たちの安全安心について、1. 放課後児童クラブについてということでございます。

①の直近の待機児童数等について、事業計画

等についての質問です。村内の放課後児童クラブ、いわゆる学童クラブの待機児童数につきましては延べ23人となっており、今年度は島袋小学校区内での待機が大幅に減少した一方で、北中城小学校区内の3施設で待機が発生しております。今後の学童利用のニーズを把握し、事業計画の見直し行ってまいります。

②のしまぶく学童クラブについてですけれども、しまぶく学童クラブにつきましては令和2年4月より島袋小学校内に設置し、2クラス計61人定員で受入れを開始してはいましたが、見込みを超えた利用ニーズの増加を受け、事業計画を見直し、同施設の増築に向け準備を進めております。同施設整備までの暫定措置として、民間施設において令和5年4月より「第2しまぶく学童クラブ」として定員35人で受入れを行っております。増築する施設につきましては、小学校内の整備となるため教育委員会と協議を進めているところでございます。

大きな2番目の認可（外）保育施設についてですけれども、①で直近の待機児童数等について伺っておりますので、①と②をまとめて回答いたします。

認可保育所等の待機児童につきましては、4月1日現在の8人から、その後の利用申込み状況から10月1日現在の待機児童数は約15人程度に増加すると見込まれます。今年度を実施する保育量のニーズ調査を踏まえ、次年度に第3期村子ども・子育て支援事業計画を策定し、今後の教育・保育ニーズに応じた待機児童解消に向けた対応を行ってまいります。

③の認可化移行支援事業についてですけれども、認可外保育施設への認可化移行支援事業につきましては、現在の第2期村子ども・子育て支援事業計画期間中においては実施する予定はございません。次期計画において新たな施設整備等が必要と見込まれた場合には、その確保策の一つとして検討されるものと考えております。

大きな3番目と4番目につきましては、教育委員会のほうで回答をいたします。

以上でございます。

○議長（比嘉義彦）

教育長。

○教育長（徳村永盛）

私のほうから山田議員の3点目の中学生、それから4点目の小学生のそれぞれの通学バスの質問についてお答えいたします。

まず中学生の通学バスの①全村を網羅した計画進捗状況と当面の執行計画についてでございますが、中学校バスの全村を網羅した計画につきましては、令和4年11月の北中城村通学バス検討委員会の答申を踏まえ、車両購入や運転手の確保などが必要となることから、財政面を鑑みて段階的に取り組む予定となっております。まずは小学校低学年からの運行を行い、小学校全学年、その後に中学校のバス運行を計画しております。現在、9月4日から北中城小学校の低学年への運行がスタートしております。9月からスタートしたばかりでございますので、今後しばらくは現在の運行を続ける予定となっております。

②（新規）委託契約事業に伴う運行状況につきましては、令和4年度より業務委託により運行が行われており、登校時2便、下校時2便、学校行事などの臨時便の運行が行われております。事業者からは、毎月、運行実績やアルコール検査結果、日報・車両点検整備結果の報告を受けております。

4点目の小学生通学バスについて答弁いたします。

①の公募プレゼンテーションの選考採用結果と運行執行計画についてでございますが、令和5年7月3日より公募型プロポーザルによる募集を行い、3者から応募がございました。8月7日に提案書の審査とヒアリングを行った結果、最も評価の高い事業者と契約を締結しておりま

す。8月下旬より、ルートの確認や試運転を行い、運転手への研修などを経て9月1日から業務を行っております。

②の子供たちの安全安心についてでございますが、女性でも使える催涙スプレーを配備し、通報ボタンを押すだけで非常事態を自動的に110番へ緊急通報する非常通報装置の導入の検討を行っております。サポート体制につきましては、近隣施設との連携対応や、不審者対応訓練へ参加し、不審者対応への指導などを行っております。

以上でございます。

○議長（比嘉義彦）

山田晴憲議員。

○13番（山田晴憲議員）

どうもありがとうございます。それでは改めて再質問いたします。

まず1番目の放課後児童クラブ、①直近の待機児童ということで待機児童数が延べ23人等、いろいろと御回答いただきました。利用者ニーズには十分応えられるように、今後の計画の見直し等に私もぜひとも注視させていただいて、期待もしておりますので、ぜひともよろしくお願いしたいと思います。

それでは、2番目の（新設）しまぶく学童クラブについて質問させていただきます。これも回答いただきまして、4月1日より第2しまぶく学童クラブといたしますかね、定員35人受入れ。今後は学校敷地内なんで、教育委員会と協議中と。これも御回答いただきました。

そこでなんですけれども、この第2しまぶく学童クラブでいいんですかね。この件について、どの段階で決定に至ったか。ちょっとその辺再度確認させていただきませんか。

それと、その施設の管理者と行ってしまっているんですかね。ちょっとこれも含めて再度、暫定的な措置ということで前回回答いただいておりますけれども、これも含めてちょっと御回答

いただけませんか。

○議長（比嘉義彦）

福祉課長。

○福祉課長（喜納啓二）

お答えいたします。

まず放課後児童クラブ、学童クラブの整備につきましても、子ども・子育て支援事業計画に基づく整備を行うこととなっておりますので、昨年度、子ども・子育て計画、事業計画の見直しを行いましたので、それに合わせて学童クラブの整備につきましても引き続き行う必要があるということの変更がございました。それに基づいてこちらといたしましては、島袋小学校区内での待機児童数がかなり緊急的に対応する必要があるという事態がございますので、まずは小学校区内にございますしまぶく学童を千和さんが現在運営しておりますけれども、そこを拡充するという計画を打ち出しました。

ただ、施設整備に関しましてはどうしても時間がかかりますので、その暫定措置として千和さんに外部での民間施設を活用した上で、しまぶく学童と一体とした第2しまぶく学童という形での運営をお願いしたところでございます。通常の流れですと学童を整備する場合、新たに募集する場合は公募という形が原則になるかと思っておりますので、今回の件に関しましては、あくまでも待機を緊急的に解消する必要があるということでの我々の判断を行いましたので、あくまで増築に対する暫定措置というような形で第2しまぶく学童を設置したところでございます。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

山田晴憲議員。

○13番（山田晴憲議員）

それでは再度ちょっと質問します。

すみません、この暫定ということがなかなか飲み込めなくてですね、通常確かに我々にも暫

定という言葉を使っていたけれども、暫定ということは新年度しかるべきものができましたら、課長の今説明の中で再度公募という形になりますかね。

○議長（比嘉義彦）

福祉課長。

○福祉課長（喜納啓二）

お答えいたします。

暫定という言葉を使わせていただいておりますけれども、新たな施設整備、いわゆるしまぶく学童の建築が済めば、第2しまぶく学童はそこへ移っていただくと。小学校のそばに移っていただくという形を想定しておりますので、現在はやむを得ず学外の施設を借りていただいて、暫定的にそこで運営していただいているというような状況でございます。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

山田晴憲議員。

○13番（山田晴憲議員）

すみません、休憩でいいですか。

○議長（比嘉義彦）

休憩します。

午後 2時16分 休憩

午後 2時17分 再開

○議長（比嘉義彦）

再開します。

山田晴憲議員。

○13番（山田晴憲議員）

なぜ今の質問を確認したかといいますと、実はこれは去年の話になりますよね。たしか入所できる方ができなくなってしまったと。そういった経緯があって、それでいろいろと行政の方と皆さんと、差しでと言ったらちょっと失礼になりますけれども、どうしようかということで大変、村長が先頭になって今日に、こういった経緯になったのが課長の御説明だと思っておりますので、ただ、そのこのほうはちょっと申し訳ありま

せん。暫定ということはなくて、当時あくまでも課長は公募も含めてお話しされておられたものですから、ちょっと違うんじゃないのと。そういうことがあったものですから、それでもって今再度確認させていただきました。分かりました。じゃあ、あくまでも施設ができた際には一つの、第1、第2というわけじゃないんですけども、しまぶく学童ということでスタートするということの解釈でよろしいわけですね。はい、分かりました。ありがとうございます。それじゃあ、ちょっと話を変えないといけないですね。

なぜこんなことを言ったかといいますと、すみません。皆さんも既にお分かりかと思えますけれども、昨今、これは後ほど私、認可保育施設の件でも確認しようかなと思っていましたけれども、8月16日付でしたかね。学童とマスコミ報道は保育所の件だったんですけども、これとの絡みでちょっと懸念している部分があったものですから、ぜひともこの辺いろいろと紆余曲折があつて、上物が教育委員会の施設になっているかと思えますので、この辺教育委員会のお力もいただきながら、工期的にちょっと大変な時期でもあるかと思えますけれども、ぜひとも新年度の暁には子育て世代の皆さんの応援ということもありますので、4月から無事完成して子供たちに、これは35名ですか、課長。ぜひとも新設の形でスタートしていただければなと思います。以上、この学童の件は終わります。

次に認可保育所の件で、これも御回答いただきました。4月1日現在、待機が8名ですか。それで10月1日現在で15名と、そういった報告を受けました。ありがとうございます。

そこでちょっと質問なんですけれども、待機児童に関わる中で保育士不足に関わる待機児童数、再度確認という形になるか分かりませんが、この保育士不足に関わる待機児童の実績等が分かりましたら教えていただけますか。

○議長（比嘉義彦）

福祉課長。

○福祉課長（喜納啓二）

お答えいたします。

認可保育所及び認定こども園において、村内の保育士不足によって待機がどれぐらい受入れできないかというような御質問でございますけれども、現在3施設で6名の保育士が不足しているために、27名の児童をお預かりすることが今できない状況でございます。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

山田晴憲議員。

○13番（山田晴憲議員）

ということは課長、これはちょっと確認になりますけれども、10月1日現在で15名の待機ということになってはいますけれども、これカウントはどうなりますか。

○議長（比嘉義彦）

福祉課長。

○福祉課長（喜納啓二）

まず、現在ある施設において全て保育士が確保されていれば待機は解消できていたものというふうに考えております。そういった保育士が確保できないために施設で受入れができない数が今15名程度になると見込まれております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

休憩します。

午後 2時21分 休憩

午後 2時23分 再開

○議長（比嘉義彦）

再開します。

山田晴憲議員。

○13番（山田晴憲議員）

どうもありがとうございます。私が勘違いしていました。

それではぜひとも、この件につきましても再

三私のほうから、二、三提案はさせてもらいましたけれども、ぜひともこの辺も一点は保育士不足解消のために、せっかく村内に、何回もお話しさせてもらっていますけれども専門学校もございますし、それとあとは次のほうでもまた再度確認させてもらいますけれども認可化移行促進事業、これ絡みで何度も提案させてもらっていますけれども、この辺も含めて一番は待機児童解消が喫緊の課題だと思いますので、保育士がいなくて子供たちも無理があるかと思しますので、ぜひともこの辺御検討をよろしくどうぞお願いします。次の質問に移ります。

第3期村支援事業計画ということで今ニーズ調査とか、いろいろと御尽力されているかと思えますけれども、ちょっと気になる点が一点です。これも以前お話ししたと思えますけれども、隠れ待機児童というものが、前回もちょっと私、2期を見させてもらいましたけれども、3期にそこまで考慮されて、配慮されて、この隠れ待機児童というものがカウントされるのかどうか。その辺はぜひともここも含めて、私は県、国からの指導もあるのか分かりませんが、実際はこの数字が私は一番の問題点じゃないかなと。もちろん担当課は尽力されていると思えますけれども、ここは北中バージョンでも結構といったら失礼ですけども、そこも配慮されてやらないと、なかなか私は本丸の待機児童解消には行き着かないんじゃないかなと思いますので、その辺の御見解をお願いします。

○議長（比嘉義彦）

福祉課長。

○福祉課長（喜納啓二）

お答えいたします。

現在待機児童と申しますのは、あくまで入所申込みをされた方たちのカウントになりますので、議員おっしゃるように隠れ待機児童といえますか、申込みをされていないんだけど、実際預けられないだろうということで申込みす

らされていない方もいらっしゃいます。そういったニーズに関しましては、5年に1回の見直しのニーズ調査において、全ての未就学児の親御さんのほうにアンケート調査を行いますので、その辺での数の把握というものはできるだろうというふうに考えております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

山田晴憲議員。

○13番（山田晴憲議員）

いろいろと御苦労、御苦労があるかと思えますけれども、やはり一番はせっかく予算をかけてこういった報告書を作られていますので、その辺はいわゆる皆さんにも分かりやすいように、それが私は行政のお仕事じゃないかなと思えますので、いろいろとハードルが高い部分はあるか分かりませんが、ぜひともその辺は試行錯誤されながらも結構ですから、よろしくお願ひしたいなと思えます。

次に、これは決算のほうでと思っていましたけれども、今こういう機会がありましたので、これもちょっと確認の意味で、保育士処遇改善事業ということでございますけれども、この辺の成果も含めて現状をちょっと。資料、大丈夫ですかね。教えていただけましたら。

○議長（比嘉義彦）

福祉課長。

○福祉課長（喜納啓二）

保育士処遇改善事業、いろいろ事業メニューございますので、今日準備できていない部分もございますけれども、例えば村独自のものとしては処遇改善事業、月5,000円の給与上乘せという部分があったり、あと国、県の補助を使って様々なものがございます。例えば宿舍借上げであるとか、そういったものも含めていろんな事業を行っているところではございますけれども、実際として今6名の保育士が確保できないために受入れができていない現状もございます

のでなかなか、全く成果がないとは申しませんが、完全なる打開策というまでには至っていないというのが現状というふうに認識しております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

山田晴憲議員。

○13番（山田晴憲議員）

ちょっと確認させていただきたいなと思いますけれども、今年度処遇改善事業ということで、私は今年度の主要成果報告書を拝見していますが、認可園と無認可、認可外ということで差別、選別するわけじゃないんですけれども、この辺の現状はどうなっているか教えていただけないか。

○議長（比嘉義彦）

福祉課長。

○福祉課長（喜納啓二）

お答えいたします。

処遇改善につきましては、現時点では認可保育所、あるいは認定こども園を対象としておりますので、認可外保育施設については村の独自の事業としては行っていないというような状況でございます。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

山田晴憲議員。

○13番（山田晴憲議員）

ここなんですけれども、やっぱり法的に私は縛りがあるのかなと思ってはいますけれども、これも課長と何度か議論、意見交換をさせてもらったと思いますけれども、まさに手厚くするしないというわけじゃないんですけれども、やっぱり光を当ててあげるのは、常々待機児童において言いますと受け皿というんですかね、解消のために尽力してくれている方たちは、私は何も差別をして言うわけじゃないんですけれども、認可外の方たちじゃないかなと。何で認可外の

方たちを置いてけぼりはしていないと思うんですけれども、課長にお聞きするのはちょっと心苦しいんですけれども、今後の宿題も含めてちょっとこの辺、行き着くところは予算の話になってしまうか分かりませんが、一番はもちろん保育士の身分の問題もあると思いますけれども、結局は子供たちに保育の面で差別はないと思いますけれども、その保育の質、量云々で差が出てしまうんじゃないかなと。これは今後の課題、宿題で結構ですので、ぜひともこの辺、すぐ即答は結構ですので、いろいろと消去法じゃないんですけれども、今後の課題もあるかと思っておりますので、この辺前向きな御検討でもいただければありがたいので、御答弁いただけますか、村長。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

村には認可外保育施設補助金交付要綱、それから認可外の施設保育料補助事業交付要綱がございます、その中に組み入れられるかどうかということ、これは検討事項ですけれども、即できますとは申し上げられませんが、上位法とも絡みますので、そこはその分、今議員がおっしゃられたことに対して対応できるのかどうかについて、ここは内部で検討させていただきたいと思っております。

○議長（比嘉義彦）

山田晴憲議員。

○13番（山田晴憲議員）

課長と言って、すぐ村長に行ってしまうて申し訳ございません。確かに行き着くところは予算の話になってしまうかと思っておりますけれども、繰り返しになりますけれども、やっぱり一番は将来、村を背負って立つのは子供たちの皆さんだと思いますので、その辺はちょっと手厚く考えていただければありがたいなと思っておりますので、ぜひとも御尽力いただきたいと思います。

それと、この関係では最後になりますけれども、さっきも言いましたけれども、ちょっと皆さんにはお耳の痛い、頭の痛いことかは分かりませんが、8月16日のこれは沖縄タイムスですかね、マスコミ報道で残念ながら認可化促進事業は、北中城はゼロだと。对象的に沖縄市がああいった感じで報道がございました。これは課長をはじめ村長は見られましたか。ちょっと確認させてください。

○議長（比嘉義彦）

福祉課長。

○福祉課長（喜納啓二）

8月の沖縄タイムスの記事に関しましては把握しております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

山田晴憲議員。

○13番（山田晴憲議員）

これもいろいろと課題、問題がたくさんあるかと思いますが、さっきの話に戻ってしまうと申し訳ないんですけども、やっぱり行き着くところは保育士確保なんじゃないかなと。私は一部だけしか見ていないというわけじゃないんですけども、やっぱり認可外の皆さんも保育士確保で尽力されて、先ほどの繰り返しになりますけれども、待機児童の解消に一役も二役も買っていただいていますので、ぜひともこの辺はゼロということは私もないなと思いますので、これからまた第3期の村の計画見直しもあるかと思いますが、答弁をいただいた中では今のところ予定はないということになっていますけれども、ゼロをぜひとも1に持っていただきたいなど。これは最後、村長にお聞きしてよろしいんですかね。これも予算絡みになるか分かりませんが、村長に期待を込めて御答弁いただければありがたいと思います。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

該当する認可外保育園、それがただ経営基盤としてしっかりしているとか、いろんなプレゼンテーションでこれは決めていると思いますので、しっかりとそこに委託できるかどうかという審査もあると思います。そこに合致した認可外保育園であれば、それは十分可能ですけれども、現行のところは大変厳しい環境かなと思います。次の時点でまたそれが該当する認可外保育園になるのかどうか、もしそうであれば当然認可化移行支援についても対象団体になると思いますので、そこについてはまたいろんな実施要綱等含めて網羅しますので、そういったあたりでできるかどうか。これは所管課で、あるいは村のほうでしっかり議論して決めるべきだと考えております。

○議長（比嘉義彦）

山田晴憲議員。

○13番（山田晴憲議員）

突然の質問で申し訳ありません。これはほかの議員の方たちもお耳にしていない方もいらっしゃるかと思いますが、ちょっとマスコミ報道を読ませてください。

沖縄市がおっしゃるには、長年地域で待機児童の受け皿として運営した実績がある施設に認可基準を満たせるように支援し、認可保育園に移行していただいたと。そういう尽力を沖縄市はされています。

あと、これは匿名で北中城の園長さんですかね、こういう報道が載っていました。移行支援に向けて指導監督基準を満たすよう努力してきたが、努力してきたその成果として園を支援する制度ではないんですかという素朴なマスコミ報道がございました。それでこの園長さんいわく、保育士の資格があっても認可外はお給料が安いと。それから、申請は全て園任せだと。それから、行政が寄り添ってくれるかなと思った



けれどもなかなかということで、行政も一生懸命やってくれていると思いますけれども、そういった面では疲労感というか、徒労感といいますか、そういうマスコミ報道でございましたので、ちょっと最後になって村長からお言葉をいただきましたけれども、こういったところも加味してもらって、ぜひとも北中城から認可化移行促進事業がゼロじゃなくて1という数字が光明として出てくるように、しっかり応援してあげながら、ましてやもちろん地元の保育園だと思しますので、その辺は御尽力いただきたいなと思いますので、答弁は結構です。よろしくお願いいたします。次の質問に移ります。

これは大きな2番目ですね。中学生の通学バスの件でちょっと質問させていただきます。これも御回答いただきました。既にスタートして運行はされていますので、ありがたいことだなと思っていますけれども、そこでちょっと再質問で、これも御回答いただいていますけれども確認の意味で、今後の将来的な計画も含めて全村的に網羅するという村長の御答弁も早くにいただいていますので、ここの中で村長が常々おっしゃっている村民が主役の村づくりとか、あとは村民の声を反映したいということをいつも常々おっしゃってくれていますので、ぜひともこれはパブリックコメントも含めて、村民の声をお聞きする時間をつくっていただきたいなと思います。この辺は教育委員会のほうですよ、答弁は。パブコメのお考えはあるかどうか、お聞かせいただけませんか。

○議長（比嘉義彦）

教育総務課長。

○教育総務課長（平田清徳）

山田議員の質問にお答えします。

村民の声を反映するパブリックコメントということなんですけれども、北中城村通学バス検討委員会の中ではアンケートなどは実施しております。今後全村を網羅した通学バスの実施の

際は、こういったアンケートやパブリックコメントの実施について検討していきたいと思いません。

以上になります。

○議長（比嘉義彦）

山田晴憲議員。

○13番（山田晴憲議員）

ありがとうございます。ぜひともこれは次の質問との関係もあるものですから、保護者の方もそうですけれども、やっぱり利用する方たちが一番お困りになっている部分はあるかなと思いますので、少しでも緩和、解消をするために、やっぱり私はパブリックコメント、一つじゃないかなと思いますので、ぜひとも御配慮などをよろしくお願いします。それでは次の質問に移ります。

あとは、ちょっとこの関係もあるんですけども、今中学生通学バスが運行されていますけれども、事務方の皆さんのほうにこれに関して、もちろん御意見等もいいことだと思いますけれども、苦情じみた御相談のようなそういった投書といいますか、そういったものがあるかどうかなのかどうか。もしありましたらお聞かせいただけませんか。

○議長（比嘉義彦）

教育総務課長。

○教育総務課長（平田清徳）

山田議員の質問にお答えします。

村で業務委託を行うようになってから、直接教育委員会のほうに電話とかで苦情のほうはありませんでした。ですが周りのほうからは、そのままお金を払ってでもいいので、また戻してほしいという声があったというのは一応聞いております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

山田晴憲議員。

○13番（山田晴憲議員）

これもパブリックコメントのお話になってしまいか分かりませんが、ぜひともそういった声なき声といいますか、やっぱり利用するのは子供たち、それでやっぱり保護者の方もいろいろと御事情はあるかと思えますけれども、完璧には申しませんので、ぜひともその辺は声を聞いてあげていただければなど。

それでこれも含めてなんですけれども、実は私も今回議会でこういった質問をするということで、かなりの子供たちとLINEもつながっていますし、それからちょっと声も聞きまして、やはり子供たちのお話を聞きますと、これから秋にかけて日没が早くなる。それから朝もちょっと暗いと。そういった中で、やっぱり元に戻してほしいという子がほとんどなんですよね。

そういった面でこういうお考え、現状も含めて、ちょっと課長は新任の課長ですから、従来はどういった感じでコースを通っていたか、お分かりになるかも含めて、原状回復とってしまっているのかどうか分かりませんが、その辺は今すぐには答えは出せないと思えますけれども、御検討をいただけるかどうか、お答えいただけませんか。

○議長（比嘉義彦）

休憩します。

午後 2時41分 休憩

午後 2時41分 再開

○議長（比嘉義彦）

再開します。

山田晴憲議員。

○13番（山田晴憲議員）

申し訳ございません。ちょっと言葉足らずでした。

どういうことかと言いますと、従来この中学生バスは3か所に乗降する場所があったんですよ。今答えを言っちゃいますけれども、1か所は島袋小学校の近くですね。それで2か所目は、美島通りのリサイクル山田のところですよ。

で3か所目は、現在も使っていますけれども公民館。この3か所だったんですけども、これは私も後になってそれが分かりまして、その経営者というか運行业者の方が変わった段階で、今1か所の島袋だけになっちゃっているんです。

それで「あれ、どういうことかな」と思って、私は全く分からなくて、それで現地にも行きました。子供の乗り降りも見ました。そしたらやっぱり子供たちが、中には歩いて学校に行っている子もいるんですよ。もちろん間に合わなくてですね。だからそういった現状と、それから早くにお話しすればよかったんですけども、もちろん事務方の皆さんはそれ相応の理由、事情があって私はやったかと思えますけれども、それで私はパブリックコメントと言っているんですよ。やっぱり本当にぜひともそういう、子供たちはなかなかそういったことまで言ってくれなくて、歩いている子たちを見ていたら何かなという素朴な疑問が出てきまして、それでちょっと話が言葉足らずで大変申し訳ございません。ぜひともこういうところも踏まえて、パブリックコメントもそうですし、子供たちの声、声なき声じゃないんですけども、再度御検討していただいて、今、年度途中でですから無理もあるかなと思えますけれども、新年度からもしかなうのであれば、子供たちにもそういった感じでちょっと今すぐは無理だよとは言っていますけれども、ぜひともこの辺、まさにこれが検討に値することじゃないかな。

というのは、これから事件事故、特に日没が早くなっています。朝も暗いです。こういったこともあって、女の子も結構多いんですよ。それで島袋小学校から歩いてくるといったら、かなりの距離です。特にあちは街灯とかはございませんので、そういったこともあるので、ぜひともその辺は御配慮いただければと思えますけれども、ちょっと話が長くなりました。よろしくお願ひします。

○議長（比嘉義彦）

教育総務課長。

○教育総務課長（平田清徳）

山田晴憲議員の質問にお答えします。

ただいまの質問は有償化のときのコースに戻せないかという質問だと思うんですけども、全てを元に戻すということはできないと思いますけれども、現在の利用者の状況とか利用者数を見ながら、今度、今受託している業者とも相談して、その点については検討したいと思います。

以上になります。

○議長（比嘉義彦）

山田晴憲議員。

○13番（山田晴憲議員）

これは教育長に振ってしまっているのかどうか分かりませんが、ぜひとも教育長、この辺恐らく事情を今初めてお聞きになるかと思しますので、お立場上、一番お分かりになるかなと思いますので、やっぱり事件事故、これから何が起きるか分からない。実際物騒な事件がやっぱり多いです。ぜひとも教育長の御答弁をいただいてよろしいですか。すぐにはちょっと難しい部分もあるかと思えますけど。

○議長（比嘉義彦）

教育長。

○教育長（徳村永盛）

お答えいたします。

山田議員がおっしゃっている子供たちの安全安心、スクールバスを運行するという事は、その目的の中の大きな一つの柱でもございますので、先ほど課長から答弁がありましたように改善できるような方向で運営、委託業者との相談も進めながら対応してまいりたいと思っています。

以上でございます。

○議長（比嘉義彦）

山田晴憲議員。

○13番（山田晴憲議員）

ありがとうございます。突然の指名で大変申し訳ございません。難しい部分もあるかなと思いますけれども、一番はやっぱり子供たちの安全安心が喫緊の課題だと思いますので、ぜひともその辺御検討のほうをよろしくお願いします。それでは次の質問に移ります。次が最後ですね。

これは先ほどちょっとお話ししました。私の勘違いで幼稚園通園バスと申しましたけれども、小学生の通学バスということで、この辺は私がいただいたお話でもしかしたら間違いの部分があるか分かりませんが、今回3者公募でされた。そこで1か所、これもちょっと私が情報をいただきましたところ、1者の方が努力して自分たちで会社を立ち上げて、もちろん地元の方です。結果的には残念ながら駄目だった。何でかなということでもちょっと私もあれしましたら、今回、これもちょっと話が後先になりますけれども、地元の青年の事業家が立ち上げて、今回我々は最終日に議会でも恐らく全会一致で採択することになるかと思えますけれども、地元企業、事業所を優先しようと。それで恐らく議員の皆さんの御賛同をいただいて全会一致になるんじゃないかなと思いますけれども、お話を聞きましたら残念ながら3者の中に合という、合格という言葉はいただけなかった。残念ながら駄目だった。そういうこともありますのでぜひともこの辺、採点方法はいろいろあるかなと思いますけれども、どういう形で答弁をいただいたらいいのかなと思っていますけれども、この辺お答えできる部分で、採点方法はいろいろあるかなと思いますけれども、なぜかなという素朴な疑問がありますので、お答えいただける分で結構ですから。

○議長（比嘉義彦）

休憩します。

午後 2時48分 休憩

午後 2時48分 再開

○議長（比嘉義彦）

再開します。

村長。

○村長（比嘉孝則）

ただいまの御質問なんですけれども、行政といたしましてはこういう事業者を決定する。入札で執行する。あるいはプロポーザルを執行する場合は、当然公平・公正でなくちゃいけないわけです。それはもちろん地元企業優先ということは、必ずしもその域を超えるものではございませんので、その範囲内でのことですので、我々が地元だから即地元と決めるわけにはいきませんので、かなり事業所を決めるのには随契もそうですが、プロポーザルとかそういったものについてはちゃんとした手続がございますので、それを尊重しただけの話でございます。

○議長（比嘉義彦）

山田晴憲議員。

○13番（山田晴憲議員）

今お聞きできる部分で回答いただいたと私は思いますので、それ以上のことはあえて、また機会がありましたら、この辺はちょっと考えてお願いすることになるかなと思います。それでは次の質問をします。

すみません。その契約の詳細になりますけれども、この契約期間はどうなっているかなということと、それから契約額といいますか、これもお答えできる分で結構ですから、その契約の内容等について、お答えできる分でお答えいただけませんか。

○議長（比嘉義彦）

教育総務課長。

○教育総務課長（平田清徳）

山田晴憲議員の質問にお答えします。

今回の契約の期間が、令和5年9月1日から令和6年3月31日までとなっております。契約金額のほうは808万46円、これは税込みとなっております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

山田晴憲議員。

○13番（山田晴憲議員）

ありがとうございます。お答えできる部分の目いっぱいのことだと思いますので、ぜひともこの辺ですね、繰り返しになりますけれども、我々議員も何もその辺は辛口で言っているつもりはありませんけれども、私たちはやっぱり、後ろにいる議員も皆さん一緒だと思います。地元事業所、企業にはぜひ頑張ってもらいたいとお話を聞くと、自分たちで会社を立ち上げたという。お話を聞きましたら、若い事業家、青年の方たちも「何でかね」という、そういう素朴な疑問があったということでお聞きさせていただいたものですから、それじゃあ我々も、繰り返しになりますけれども最終日にぜひとも応援しようじゃないかということで、地元企業優先で頑張ってもらおうということで、恐らく全会一致で採択できるかと思っておりますので、我々議員もそのように構えてやっているつもりですので、この辺は本当に、また今日も言いますけれども、汗を流すのであれば一緒に汗を流しましょうよ、地元のために。そのつもりでいますので、ぜひともよろしくどうぞお願いいたします。

それから最後に子供たちの安全安心ということで、これもちょっと答弁いただいていますけれども、何か補足等でありましたら、まずお聞きしてからまたこちらのお話したいなと思いますので、何か追加で補足でも説明がございましたら。

○議長（比嘉義彦）

教育総務課長。

○教育総務課長（平田清徳）

バスについての安全安心についてなんですけれども、置き去り防止装置ですね。子供たちが仮に置き忘れた際に、それを防止する装置があるんですけれども、それを今注文というか発注

はしていて、幼稚園バス、小学校バス3台と中学校バス1台の取付けを今年度行う予定となっております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

山田晴憲議員。

○13番（山田晴憲議員）

ありがとうございます。これはもちろん今、申すまでもないんですけども、結局子供たちの事件事故防止になりますよね。分かりました。ぜひともこれは納品の都合もあるかと思えますけれども、早々に条件が整い次第、ぜひともよろしくお願いたしたいなど。

それとあと現場のことで気になることが一つありまして、申すまでもないんですけども、前回の方たちがボランティア等もやって、もちろん一番は子供たちのことだと思いますので、安全安心な関係でいろいろと御尽力していただいたというお話を聞いていますので、例えば運動会のお手伝いとか、例えば発表会のお手伝いとか、それからちょっと別になるか分かりませんが、花壇云々とかですね。この方たちがいるだけでも目に見えない防犯を、威圧感とは申しませんが、やっぱりそういった面では防災、防犯に役立つんじゃないかなと思えますけれども、この辺がとても懸念されるんですけども、どういう形でお話を聞いていいのかなと思えますけれども、何か補助的な感じで、やっぱり女性の人ばかりなんですよね。例えば幼稚園を見てもそうですし、近くに支援センターもございます。もう一つ心配なのは防災広場になっているものですから、いつ何時、誰が入ってくるか分からない。これは考えたら切りがないんですけども、ぜひともそういったところで、恐らく今回の運行計画はなかなかそこまで難しいと聞いていますので、この辺何か予備的な感じでお考えになっていけば、お聞かせいただだけませんか。

○議長（比嘉義彦）

学校教育指導主事。

○学校教育指導主事（島袋 淳）

お答えいたします。

今いろいろお手伝いをこれまでいただいたということで、これに関しては大変感謝申し上げたいなと思っております。

ただ、今子供たちの安全安心、それから今キーワードとしては防災広場が開けっ放しであるというところがありましたが、これは最近で言えば3年前ですね、令和3年度、今各学校、園も含めて学校危機管理マニュアルというのを見直し作成するよというガイドラインが出てきました。それに関して見直しプラス、令和3年にはさらにそのガイドラインの見直しのためのガイドラインというかな、そういうふうにもまた全国と一律した視点が書かれたものも発刊されております。その中に不審者への対応に関する要項も細かく指示されて出てきているガイドラインに、その中には不審者対応に関する視点が、盲点と言われているのが3つ挙げられていて、今おっしゃるとおり敷地内に入れないようにするというのがまず第一の未然防止ですが、防災広場ですので、それがかなわない複合施設になっていますので、次はこの園舎、校舎、小学校で言えば、保育所もそうですが、その中に入れないため、2つ目の未然防止です。その視点で避難訓練も実は、幼稚園も実施しております。我々、私と教育総務課長と一緒に行って実際に直したら、それに準じた形できちんと通報まで行ける形を取った避難、不審者対応訓練をしておりました。

それから火事関係、ほかの別件で警察署の方に力をいただいて交通安全教室をしたときにアドバイスいただいた中でも、いろいろアドバイスして、今のところそういう形でいいですよ。それから一つアドバイスいただいたのは、通報するのは躊躇するなということをおっしゃって

おりましたので、そこに男性がいる。もちろん安心かもしれませんが。その気持はよく分かりませんが、男、女ということではなくて、大人が子供を守りつつ、大人も身を守りなさいという指導を今徹底してやっているところでございますので、ぜひ御理解いただきたいなど。

これからも我々教育委員会としては、幼稚園だけじゃなく小学校、中学校に対しても、まずは最優先で子供の命を逃がす、要するに確保するということですね。それにプラスして先生方も絶対に身を挺して抑え込みに行かないようにという指導を徹底していこうかなというふうに、今資料も全て学校に通知させていただいておりますので、ぜひこの辺は理解していただけたらと思います。

以上です。

**○議長（比嘉義彦）**

山田晴憲議員。

**○13番（山田晴憲議員）**

ありがとうございます。時間がないですから、我々も何ができるか分かりませんが、ぜひとも将来ある子供たちのためですので、迷惑じゃない限り注視させていただきますので、ぜひとも安全安心のためにもよろしく願いしたいと思います。

以上で終わります。ありがとうございました。

**○議長（比嘉義彦）**

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

御苦労さまでした。

午後 2時58分 散会

## 令和5年第6回北中城村議会定例会会議録

招 集 年 月 日	令 和 5 年 9 月 8 日					
招 集 の 場 所	北 中 城 村 議 会 議 場					
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開 議	令和5年9月15日 午前10時00分			議 長	比 嘉 義 彦
	散 会	令和5年9月15日 午後1時51分			議 長	比 嘉 義 彦
応（不応）招議員 及び出席並びに 欠 席 議 員	議 席 号 番	氏 名	出 席 等 別	議 席 号 番	氏 名	出 席 等 別
	1 番	川 上 龍 太	出	8 番	大 城 律 也	出
	2 番	屋 良 朝 春	出	9 番	上 間 堅 治	欠
	3 番	比 嘉 悟	出	10 番	喜屋武 すま子	出
	4 番	比 嘉 正 志	出	11 番	比 嘉 義 弘	出
	5 番	平安山 和 美	出	12 番	名 幸 利 積	出
	6 番	喜屋武 功	出	13 番	山 田 晴 憲	出
	7 番	伊 集 守 吉	出	14 番	比 嘉 義 彦	出
会議録署名議員	4 番 議 員		比 嘉 正 志			
	5 番 議 員		平安山 和 美			
職務のため議場 に出席した者の 職 氏 名	事 務 局 長		比 嘉 直 也			
	議 事 係 長		仲 村 静 香			
地方自治法第121 条により説明の ため出席した者の 職 氏 名	村 長	比 嘉 孝 則	教 育 長	徳 村 永 盛		
	副 村 長	大 田 繁	教 育 総 務 課 長	平 田 清 徳		
	総 務 課 長	喜 納 克 彦	生 涯 学 習 課 長	比 嘉 利 彦		
	企 画 振 興 課 長	仲 本 正 一	建 設 課 長	安 次 嶺 正 春		
	会 計 課 長	喜 屋 武 の り 子	農 林 水 産 課 長 兼 農 委 事 務 局 長	瀬 上 恒 星		
	住 民 生 活 課 長	楚 南 兼 二	健 康 保 険 課 長	玉 栄 治		
	税 務 課 長	玉 栄 幸 憲	学 校 教 育 指 導 主 事	島 袋 淳		
	上 下 水 道 課 長	伊 佐 秀 樹				
	福 祉 課 長	喜 納 啓 二				
議 事 日 程	別 紙 の と お り					

議事日程第5号

令和5年9月15日（金曜日）

1. 開議 午前10時

2. 付議事件及び順序

日程 番号	議案番号	事 件 名	摘 要
1		一般質問	

一 般 質 問 通 告 書

順位	質 問 者	件 名
1	平安山 和美	1. 若年妊娠について
2	喜屋武 すま子	1. 学校給食費無償化について 2. 上原山（イイバルザン）の土砂災害について 3. 昼食時間（昼窓業務）の業務の拡大について 4. 観光周遊バス実証実験について
3	川 上 龍 太	1. 小中学校の部活動・スポーツ団について 2. 学校給食の運営状況について 3. NFTを活用した新たな地方創生について



○議長（比嘉義彦）

おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

開 議（午前10時00分）

日程第1．一般質問

○議長（比嘉義彦）

日程第1．昨日に引き続き、一般質問を行います。

順次発言を許します。

○議長（比嘉義彦）

平安山和美議員。

○5番（平安山和美議員）

おはようございます。

通告に従いまして、これから一般質問を行いたいと思います。

1、若年妊娠について。

今、日本では、妊娠をきっかけに社会の中で孤立をしてしまう女性が若年層で目立っています。批判されたり、タブー視されたりすることが多い「予期せぬ妊娠」、それは本当に当人だけの問題と片付けてしまってもよいのだろうか。

2015年に、うるま市で女子中学3年生（14）が、へその緒がついたままビニール袋に入れた上で、うるま市内の団地の緑地帯に置き去りにする事件が起きました。一人自宅のトイレで出産した彼女は「どうしていいか分からなかった」と供述をしたそうです。

沖縄県における、10代の妊娠・出産の割合は2.6%。全国平均の1.1%の2倍以上。その背景には、子供の貧困率が全国平均の2倍以上（2018年統計）という。戦後、住まいや仕事も満足にない中での子育て。また、終戦直後から米軍の統治下に置かれ、復帰までの27年間、女性や子供を救うための法律が適用されなかったことや基地問題から派生するさまざまな事件・事故に振り回されてきた結果ではないか。それ

が貧困の連鎖を生み続けてきたのだと専門家は語っています。

妊娠をめぐる状況は女子にとって圧倒的に不利です。心のケアと併せて、社会制度や性教育の整備が急がれると思います。

1．本村における若年妊娠と出産の実態について伺います。

①若年妊娠・出産の数（直近5年分）。

②母子手帳の交付を受けていない妊婦はいるのか。

③上記①における赤ちゃんについて、乳幼児健診と予防接種の受診状況。

2．内閣府が実施する沖縄の子供の貧困緊急対策事業が2022年度、新たに「女性の避妊に関する支援」が加わったが、本村の取組と実績について伺います。

3．10代の妊娠のほとんどが「予期せぬ妊娠」である。妊娠によって退学することで、十分な教育が受けられなかったことから、不安定な職業につかざるを得ないケースが多く、貧困世帯となるリスクが非常に高まる。また、貧困の連鎖により、その子供にも貧困が引き継がれてしまう恐れがあると思われる。

①妊娠したことで、高校進学を断念したケースがあるのか。

②「予期せぬ妊娠」を防止するために、学校における性教育は極めて重要だと考える。当局の見解をお聞かせください。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

では、平安山和美さんの御質問にお答えいたします。

若年妊娠についてでございます。

1番目に、本村における若年妊娠と出産の実態についてでございます。①の若年妊娠・出産の数、直近5年分ということで、本村における若年妊娠と出産の実態について、妊娠者数が9

名、2名は出産前に転出をしております。出産の数が7名となっております。

②の母子手帳の交付を受けていない妊婦はいるのかということですが、母子手帳の交付を受けていない妊婦はいらっしゃいません、全員交付しております。

③に上記①における赤ちゃんについて、乳幼児健診と予防接種の受診状況を聞いておりますので、赤ちゃんについて、乳幼児健診と予防接種の受診状況は、現在、村内在住の母子3組は乳幼児健診、予防接種とも受診されている。他の母子6組は村外へ転出しております。

2番目の内閣府の実施する沖縄子どもの貧困緊急対策事業についてですが、内閣府の沖縄子どもの貧困緊急対策事業による「女性の避妊に関する相談支援事業」における補助対象事業者は民間団体が想定されており、市町村への補助は行われておりません。本村の支援におけるこの事業を実施する団体へつなげた事例等は把握しておりませんが、個別相談において必要な事例がありましたら連携していくものと考えております。

3番目の10代の妊娠については、教育委員会のほうから回答いたします。

以上でございます。

○議長（比嘉義彦）

教育長。

○教育長（徳村永盛）

平安山議員の3番目の10代の妊娠についてお答えいたします。

まず1点目の妊娠したことで、高校進学を断念したケースがあるかについてでございますが、平成30年度から直近5年間で、中学校に在籍している生徒が妊娠したという事案の報告はございません。

よって妊娠したことによって高校受験を断念したというケースもなかったと捉えております。

2点目の学校における性教育について、議員

のおっしゃるとおり、性教育については重要であると認識しております。今後も生徒の実態を考慮しながら、発達段階に応じた性教育を実施していく必要があると考えております。

以上でございます。

○議長（比嘉義彦）

平安山和美議員。

○5番（平安山和美議員）

これから再質問を行いたいと思います。

本村における若年妊娠と出産の実態として、高校生はいましたか。

○議長（比嘉義彦）

健康保険課長。

○健康保険課長（玉栄 治）

お答えします。

はい、おりました。

○議長（比嘉義彦）

平安山和美議員。

○5番（平安山和美議員）

数の報告はできますか。

○議長（比嘉義彦）

健康保険課長。

○健康保険課長（玉栄 治）

高校に在学していたかどうかというのはちょっと把握していないんですが、9名中7名が16歳から18歳までという報告を受けています。

○議長（比嘉義彦）

平安山和美議員。

○5番（平安山和美議員）

その後、学業が継続されているかということは今の答弁からはちょっと分からないということでしょうか。

じゃあ、婚姻に至らずにシングルマザーになったケースはありますか。

○議長（比嘉義彦）

健康保険課長。

○健康保険課長（玉栄 治）

ただいま聞いた、保健師さんから聞いたとこ

ろによりますと、婚姻はされていないということを知っています。

○議長（比嘉義彦）

平安山和美議員。

○5番（平安山和美議員）

10代のうちに第2子の出産もありましたか。

○議長（比嘉義彦）

健康保険課長。

○健康保険課長（玉栄 治）

第2子についての、すみません、情報がないので、恐らくその後10代で連続してというか、出産されていないと考えております。

○議長（比嘉義彦）

平安山和美議員。

○5番（平安山和美議員）

もし、後で実態が分かればまた教えていただきたいと思います。

10代だと経済力に不安を感じますが、どのように生計を立てているのか、お答えできる範囲でお願いいたします。

○議長（比嘉義彦）

健康保険課長。

○健康保険課長（玉栄 治）

どのように生計を立てているかということについては、いろいろな健診とか訪問の際に実態調査をしまして、家計の状況だとか家族の状況も聞いておりますが、今いる村内に在住している3組の方については親がいるそうなので、家族の助けによって生活をしているということは聞いております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

平安山和美議員。

○5番（平安山和美議員）

そうですね。なかなか10代のうちに出産するという事は、経済的にも不安定、そういう中で子育てをしていくというのはかなり大変なことだというふうに私も思います。

沖縄県は、全国よりも低出生体重児が多く早産率も高いと言われてはいますが、本村においてそのような状況は把握されておりますか。

○議長（比嘉義彦）

健康保険課長。

○健康保険課長（玉栄 治）

今の低体重での出産ということに対してですが、すみません、私のほうでその情報を聞いておりませんが、恐らくうちの母子保健担当のほうでは把握していると思います。

○議長（比嘉義彦）

平安山和美議員。

○5番（平安山和美議員）

やはり若いうちの妊娠というのは、子宮や骨盤が十分に成長していないことがあり、妊娠・出産すること自体、母体や胎児にとって大きなリスクが伴い、20代以降の妊娠に比べホルモンバランスも不安定で、体調や精神面の管理も難しいというふうに思いますので、その辺は後で分かれば教えていただきたいというふうに思います。

次、母子手帳の交付についてです。

母子手帳は、母子共に健康に産むために大切なものなので、全員交付されているということでしたので安心いたしました。

通常、妊娠6週から10週で申請されると思いますが、予期せぬ妊娠の場合は、出産を決断するまでに時間が要するのではと考えます。また、10代の場合、生理も不順で妊娠していることに気づかずに流産のリスクとか心配になります。

そこで申請が遅くなり、必要な保健サービスが受けられなかったケースとかがありましたか。

○議長（比嘉義彦）

健康保険課長。

○健康保険課長（玉栄 治）

妊娠後、うちの窓口に見えられていますので、遅れてきたという状況までは恐らく保健師さん、助産師さんでも把握はしていないと思うんです

が、来た時点できちんとした相談を受けていると聞いております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

平安山和美議員。

○5番（平安山和美議員）

その辺をしっかりサポートしていただけたら、安心した出産に臨めると思いますので、今後もよろしく願いいたします。

では、高校生同士のカップルの場合は、パートナーの健診に付き添ったり、両親学級などに参加することが難しいかと思われまます。その場合、男子学生に対して生まれてくる子の父親としての自覚、責任等を促していくための援助、サポート等がありますか。

○議長（比嘉義彦）

健康保険課長。

○健康保険課長（玉栄 治）

パートナーというか、男性側に対してのサポートとかそういったメニュー等は今ございません。

○議長（比嘉義彦）

平安山和美議員。

○5番（平安山和美議員）

高校生からの妊娠に関する相談を受けた高校の教諭によると、女子生徒は体の変化を通して母性が芽生えるが、男子生徒には変化が見えない。生まれてくる赤ちゃんへの責任と覚悟ができていないので、婚姻が継続できない。結婚しても離婚しやすい、その後、養育費の問題など課題があるのかと思います。ないということなので、何かしら教育的なサポートが必要だと思えますが、いかがでしょうか。

○議長（比嘉義彦）

健康保険課長。

○健康保険課長（玉栄 治）

コロナが流行する以前はですね、中学校のほうから依頼がありまして、性教育に関する講話

等をうちの課のほうで手配して、学校のほうで講話という形でいろいろと説明しております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

平安山和美議員。

○5番（平安山和美議員）

その講話した後の実態というか、状況とかという、何かしらの子供たちにとってそれがどうい影響を与えたのかというようなこととかというのは、何かありましたか。

○議長（比嘉義彦）

健康保険課長。

○健康保険課長（玉栄 治）

現場は見て、講話もしているんですが、その後の追跡については健康保険課サイドでは把握してございません。

○議長（比嘉義彦）

休憩します。

午前10時16分 休憩

午前10時16分 再開

○議長（比嘉義彦）

再開します。

学校教育指導主事。

○学校教育指導主事（島袋 淳）

お答えいたします。

学校側から依頼をしてということで、思春期教室とかいろいろやっておりますが、学校としてはもちろんその後でどういうという感想等はあったかもしれませんが、それをあえてこちらで集約しているということはありませんので、大変申し訳ございませんが、今手元に資料もなく把握はしておりません。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

平安山和美議員。

○5番（平安山和美議員）

せっかくこういった講話というようなことをしているのであれば、今後このような子供たち

がどこまで理解を深めているのか、また何が足りなかったのかということをもとめてですね、性教育をしっかりやっていく必要があるのではないかと思います。

では、次に内閣府の子供貧困対策事業による女性の避妊に関する相談支援事業は、民間団体である10代で出産をした母親を支える一般社団法人があるが、10代、20代の避妊相談支援の事業を行っております。当初は2022年度の事業でしたが、2023年度も継続実施が決定し、2025年3月まで実施されるようです。

事業を実施する団体へつなげた事例等は把握していませんが、個別相談において必要な事例がありましたら連携していくものと考えておりますと答弁がございましたが、もしかして私が見落としているのかもしれませんが、女性の避妊に関する相談支援事業について、村民の皆さんへ周知はされたのでしょうか。

**○議長（比嘉義彦）**

福祉課長。

**○福祉課長（喜納啓二）**

お答えいたします。

この内閣府の事業でございますけれども、正式に村のほうに情報周知があったというわけではございません。実際ある、今御紹介いただいた団体のほうから、もしかしたら市町村へのチラシ等の配付があったかもしれませんが、我々の個別相談を担当する児童福祉係等に対してそういった情報が今届いていないという状況でございますので、こちらとしても周りから聞いて、そういった団体があるよというふうな把握をしているところでございます。今年度につきましては、内閣府のほうで県内で2団体実施しているという情報まで入っておりますけれども、実際どこの団体が受けられたかという情報も、今市町村には届いていないという状況でございます。

以上です。

**○議長（比嘉義彦）**

平安山和美議員。

**○5番（平安山和美議員）**

その一団体である、一般社団法人にあるというのがネットでこういったふう呼びかけをしております。多分、もう一つはおきなわ子ども未来ネットワークなのかなというふうに思われますが、そこは私のほうもちゃんと確認をしておりますので、また改めて確認したいと思います。

この相談事業というのは、LINEやメールでの相談に社会福祉士やキャリアコンサルタント、助産師、保健師、精神保健福祉士、公認心理師が対応しています。また、避妊リング等を希望する場合は、本人からの申込み、または関係機関相談員からの申込みの方法がありますというふうに紹介をされています。その関係機関とは、行政、病院、学校、若年妊産婦ほか児童を対象とした居場所機関ですとありますが、本村にはそのような情報が来ていないというのは、どうしてなのかなと今疑問に思ったところです。

**○議長（比嘉義彦）**

福祉課長。

**○福祉課長（喜納啓二）**

お答えいたします。

こちらとしては、その団体に直接問い合わせたり、あるいは内閣府に確認をしたわけではございませんけれども、今御紹介いただいた団体が浦添市にあるということで、中部地区も管轄いただけるのかということについてもまだ正直確認が取れていない状況でございます。パンフレット上はそういった地域の制限というものはありませんけれども、ある程度、那覇地区医師会等を通じて医療機関への周知が行われているという情報はこちらにも入っているんですけども、中部地区医師会等でそのような周知が行われているという情報も入っておりませんので、事業として始まったばかりだというふうに

考えておりますので、こういった点は今後の課題として周知については取り組んでいかれるものというふうに考えております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

平安山和美議員。

○5番（平安山和美議員）

そうですね。ここには10代、20代の避妊相談ということで、対象は沖縄県に住んでいる10代、20代の女性というふうにかかれていて、全県が対象だというふうに私は認識しております。どこに、誰に相談していいか分からずに、不安や心配を抱えて孤独になっていると思われるので、負担を和らげるためにも何かしら村当局のほうからも、村民にそういった周知、啓蒙活動というんですか、それができるように手だてを考えていただきたいというふうに思います。

若年出産者や特別養子縁組の支援に取り組む一般社団法人おきなわ子ども未来ネットワークさんより、中絶は女性の人生に大きな影響を与えるということで、悲しみ、中絶を隠そうとする精神的な無感覚状態、罪悪感、羞恥心、妊娠、子育てへの不安、自分に価値がないと思うなどのストレスや症状が見られると解説しています。相談者には75歳の女性もあり、二十歳で中絶したことが呪いのように、それ以来、心地よく生きられなかったと中には摂食障害や自傷行為が現れる方もいるそうです。罪悪感や苦い思いを抱くことから解放されたことで前に進めた、寄り添ってくれる人がいたからできたこと。中絶した女性が心を開けるよう一緒に考えてほしいと専門家は語っています。

次、10代の妊娠について再質問いたします。

高校受験を断念したケースはなかったことは本当によかったと思います。

2番目に、学校における性教育は重要であると認識しておりますとありますが、詳しく教え

ていただけますか。

○議長（比嘉義彦）

学校教育指導主事。

○学校教育指導主事（島袋 淳）

お答えいたします。

学校では学習指導要領に基づいて、性教育という単体の考え方ではなくて、道徳の時間、あるいは保健体育、特別活動等で生命の尊重、心と体の成長、それから望ましい男女交際等々、人権教育を含めた学校教育全般での指導として取り組んでいるところでございます。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

平安山和美議員。

○5番（平安山和美議員）

また、生徒の実態を考慮しながら性教育を実施していく必要があるとの考えを具体的に教えていただけますか。

○議長（比嘉義彦）

学校教育指導主事。

○学校教育指導主事（島袋 淳）

お答えいたします。

文部科学省から出ているこの学習指導要領ですが、その中にも明記されておりますが、この性教育を扱う教科の指導というものは、全体の一律した発達段階に応じた指導と、それから個別に指導するものをしっかり分けてやるようにというところで明記されております。先ほどお答えしたとおりですね、学年の段階に応じた道徳の中での取扱いであったりというところで指導しているところでございます。

以上でよろしいですか。

○議長（比嘉義彦）

平安山和美議員。

○5番（平安山和美議員）

文科省のほうでこういった性暴力の対策の強化ということで、生命の安全教育ということで、ネットでも誰でも見られるような形にはなって

いるんですね。今、分かりやすいようにQRコードを読み取ることで御家族でも見ることができる、すごく分かりやすい動画がありますので、ぜひこういったことも家庭の中でも視聴できるように、学校現場のほうからも周知していただけるともっといいのかなと思います。

現場の教師たちが感じる性教育の必要性ということで、早いうちから性教育が必要だと感じている。自分の体を守り、相手も大切に。性は人権だという認識が必要。性感染症だって性交を語らなければどうやって感染するのか伝えることができない。性交すれば妊娠の可能性はある。妊娠を望まなければしっかり避妊をする。そうした基本的な性教育がなされていない。悲しい事件が起こる。私たち教師は子供たちを被害者にも加害者にもしたくない。それは大人の責任だと思うと語っております。

確かに先ほどおっしゃったように学習指導要領には、歯止め規定があることで実態に合った性教育ができないということを私も承知しております。文科省は、2022年度より幼稚園、小中学校、高校、大学で生命の安全教育という新しい教育方針を始める方針を示したが、引き続き性行為や避妊は取り扱わないことにしているというのがやっぱり歯止め教育のところの難しいところだなというふうには思います。でも現場にいる先生たちは、しっかり子供たちの現状を見ていて、本当に早急に改善していかなければいけないというのをとても感じていると思います。

産婦人科医と児童相談所長の報告では、沖縄県の若年妊娠・出産について、19歳以下の県内の若年妊娠の出生数は年間約400件で推移している。2016年度の全国のデータで15歳以下の子供189人が出産し、839件の人工妊娠中絶、性的虐待など認知されていない件数も多いとみられ、子供を守るために中学修了までには一定レベルの性教育が必須と強調しております。そういっ

たところからも含めて、また学校現場ではどのような性教育ができるのかということは今質問したいと思います。

○議長（比嘉義彦）

学校教育指導主事。

○学校教育指導主事（島袋 淳）

お答えいたします。

今議員からもあったように、やっぱり子供たちの実態に応じた指導というのを重要視しないといけないとされているところです。先ほど歯止めということもありましたが、やってはいけないということではなくては、その中でも4つの条件をちゃんと満たしたらやっていいというところで、現場の教師の思いも確かに分かりますが、今現状として、本村における子供たちにどれが必要かというのは、今先生方のほうで判断して、全体一律で行う性教育を取り扱った教科の内容で指導しているところでございますので、それ以降の、それとは別として個別で重要だということになるのであれば、単独ではなく4つの条件を満たしたり、教育委員会との連携も図りながらの指導になっていくというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（比嘉義彦）

平安山和美議員。

○5番（平安山和美議員）

なかなか難しい、特に日本というのはそういったところはタブー視するということで難しい部分はあると思いますが、性教育の知識を身につけ、忌まわしい犯罪から身を守る行動を取らせる必要があるということで、フィンランドではおもちゃの貸し借りを例に、自分のおもちゃを勝手に取られたら悲しいように、自分の体は自分のもので、他人が勝手に触っちゃいけないなどと、子供目線の教育が実践されている。そういったところからも本当に教育というのはできるというふうに思います。特に人権に関わ

る部分なので、それは本当に幼児期から必要なものだというふうに私は思います。

また、10代の妊娠は本人が育ちの途中で、育てる立場に立たされる年、大人ができることとして育てる人としてだけでなく、育つ人として未来を一緒に考える必要があると専門家は提言しております。

この間まで映画「遠いところ」というのが上映されていたのですが、見た方も何名かいらっしゃると思うんですが、17歳の少女が2歳の息子とパートナーと3人の生計を立てるためにキャバクラで働いている。冒頭のシーンの中で「中学生からキャバ嬢は当たり前だよ」というシーンがあるんですよ。本当にそういうことの実態を聞くと、すごい身につまされる思いでした。なかなか社会と関わることができなくてSOSが出せない子供たちが潜在的にいるのではないかというふうに私は考えます。この子供たちは「どうしたら未来は変わりますか」と投げかけております。それは大人が真剣になって子供たちの尊厳を守っていくことが必要ではないかというふうに私はとても思います。

上間陽子先生が「裸足で逃げる 沖縄の夜の街の少女たち」という本を出されているので、多くの方も読まれていると思いますが、本当に中学生の若い子たちの沖縄の実態が本当にルポルタージュでしっかり書かれております。そういう実態が表には見えないんですけども、実際そういったことがあるんだということをしつかり理解した上で、行政も本気になって取り組んでいくということをしていただきたいというふうに思います。

宮古島市の男女共同参画計画の中に人権尊重意識の醸成に向け、広報啓発活動の推進とセクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス／ライツに関する意識の浸透ということで、1、人権尊重の意識、啓発の推進、2、発達段階に応じた適切かつ多様な性に関する教育の実施というこ

とで、紙芝居等の教材を活用した幼児教育向けの性教育の実施、小中学校における発達段階に応じた教育と意識啓発の実施、大人向けにセクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス／ライツの考え方の周知に向けた講座の開催とあります。このセクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス／ライツというものは、性と生殖に関する健康、生命の安全を女性のライフステージを通して、自分の体に関する全てのことは当事者である女性が選択し、自己決定できる権利のことです。私たち大人も子供の頃から学校でちゃんとした性教育を受けてこなかったもので、子供たちだけではなく、私たち大人も人権尊重の観点から学ぶことが必要だと思います。

宮古島市のほうでは第4次ということで男女共同参画プランがつくられております。その中にそういった性教育のことも細かく記されていきました。男女共同参画の視点から男女が等しく生きる権利を保障されている社会の実現のためにも、本村においてもしっかりと事業計画を立てていただきたいと思います。村長、答弁をお願いいたします。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

お答えいたします。

沖縄県の子どもの貧困緊急対策事業等につきましては、居場所づくりとか、あるいは相談支援とかそういったものが主な政策としてうたわれていると承知しております。ただ、福祉課のほうでもかなりそういう相談支援事業を多々やっております。本村の福祉事業、民生費の事業等については3割を超えるような事業を措置しております。その中で福祉課のほうでも子育て支援とか子供支援等についてはかなりの事業を展開しております。

そして今、若年の妊娠等について非常に危惧される状況であると、沖縄県は特にそうである



と。中で必要性を問うていました性教育等、あるいは学校での性教育の必要性、そして今当該対象者の皆さんが非常に精神的にも社会的にも経済的にも不安定な状況にあると。片親世帯の生活の不安定さが非常にこれは我々が想像する以上のものがあると思います。そういった面での我々が行政として支援できることについて、今申し上げましたように福祉課のほうでもかなりの事業をやっていますけれども、さらにその支援ができるということについてはこれからいろんな制度資金等もまた検討しながら進めていきたいと思います。

以上でございます。

**○議長（比嘉義彦）**

平安山和美議員。

**○5番（平安山和美議員）**

北中城村は、「わたた〜わらば〜た〜 わたた〜学校」という、とてもすばらしい関わり宣言がありますので、ぜひ役場だけでなく、民間の人たち人もたくさんのノウハウを持っている方たちもいると思いますので、その辺にもしっかり声かけをして連携をしていく。お互いで村をつくっていくというふうにやっていけたらいいんじゃないかなというふうには思います。

これは役場前に掲げられた非核三原則ですけども、ここに平和憲法を守る、人権を尊重するというふうに記載されているんですね。これはほかの市町村では見られない我が本村による誇るべきものだと私は思っております。また、本村のロゴであります「愛される村 北中城」というロゴがあるんですけども、本当に名実ともに愛される村づくりを共にしていきたいと思っておりますので、当局とともに住民のための福祉向上をしていきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。私はまた個人的にも好きで名刺に使わせていただいております。これで私の一般質問を終わります。

**○議長（比嘉義彦）**

一般質問を続けます。

喜屋武すま子議員。

**○10番（喜屋武すま子議員）**

一般質問に入る前に、当局にお礼を申し上げます。

私がこれまで取り上げた一般質問の中で、切れ目のない子育て支援として、子育て世代包括支援センターの重要性を問い、本村の子育て世代包括支援センターが設置され、既に開始されました。去る3月議会では、おくやみコーナーの設置を要望したところ、おくやみの対応としておくやみハンドブックが発行されました。

また、村民の要望が多かった郵便ポストが設置され、大変うれしく思っております。

また、今議会の一般会計補正予算に、あおい公園のフェンスが計上されたこと。

**○議長（比嘉義彦）**

喜屋武すま子議員、そういうことを一般質問の前に語るのは好ましくないのでは、やめてほしいと思います。一般質問に入ってください。

**○10番（喜屋武すま子議員）**

とりあえずありがとうございました。

まず、一般質問を4点行います。

1点目は、学校給食費無償化について伺います。

1. 村長が選挙公約に掲げた学校給食費の無償化は、どのように考えているのでしょうかお伺いします。

2. 現在、学校給食費は半額補助ですが、子供の貧困化、子育て中の経済的負担は大きいのです。令和6年度予算に無償化に向けて実施してはどうでしょうかお伺いいたします。

2点目は、島袋地区の通称上原山（イイバルザン）の土砂災害について伺います。

村においては既に現場確認や、あるいはまた住民との懇談会を開催していただきまして大変ありがとうございます。台風第6号により通称上原山の土砂が崩れ、斜面にある墓に土砂が流

れ込んだと思われま。土砂は、村道まで流れています。村道付近には沖縄電力島袋変電所があり、その周辺は住宅も多く建っています。住民生活の安全を守るにはどうすればいいのでしょうか、お尋ねいたします。

1. 地滑り（土砂崩れ）の原因は、何だと思われまか。

2. 村は、今後どういう対応をしていきまか。

3点目は、昼食時間（昼窓業務）の業務の拡大について伺いま。

本村は、昼食時間（昼窓業務）に窓口を開設しているのは、基本的に住民生活課のみが対応しています。住民サービスの向上、住民の利便性を図る観点からニーズの高い課からでも拡大して実施してはどうでしょうか、お伺いいたします。

4点目は、観光周遊バス実証実験について伺いま。

令和元年11月、北中城村観光周遊バス実証実験が開始しました。令和4年11月7日には運行ルートを拡大しました。その現状と課題をお伺いいたします。

1. これまでの利用者数（各年毎）の利用実績を伺いま。

2. 今後のルートの拡大と運行時間の見直しを伺いま。

3. 特に北中城高校、それから普天間高校、その他通学する高校生への利便性を図ってほしいのですが、どうお考えかお伺いいたします。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

それでは喜屋武すま子議員の御質問にお答えいたします。

まず、学校給食費無償化についてでございます。私の公約と半額補助等について、まず1番と2番をまとめて回答したいと思います。

議員も御存じのとおり、村では給食費の半額補助と併せて準要保護世帯への全額補助を実施しています。また、最近の物価高騰の影響により食材費が増加し給食費では賄うことができずその差額分についても補填している状況です。令和6年度からの給食費の完全無償化については、財源などの面からも厳しい状況ですが、国や県の動向、次年度の交付金の有無を見極めながら私の公約である給食費無償化実現に向け取り組んでいきたいと思いま。

2番目の上原山（イイバルザン）の土砂災害についてですけれども、1番目の地滑りの原因は何と思われるかということですが、地滑り、土砂崩れの原因について、当該箇所はもと急傾斜地であるところ、台風6号の影響が長時間に及んだことと降雨量が多くあり、地盤の緩みによって土砂崩れに至ったものと思われま。気象台胡屋観測所、8月の月間降雨量が685.5ミリメートル、平年値が232.7ミリメートルの約3倍に及び、そのほとんどが台風6号の影響によるものであったということです。

2番目の村は、今後どう対応していくかということですが、当該箇所は民有地であるため、その土地所有者（土地管理者）には適正な管理が求められます。なお、背後地への影響も含めて、防災の観点から県の事業として対応できないか調整を図ってまいりま。

3番目の昼食時間（昼窓業務）の業務の拡大についてです。

住民の利便性を図る上で昼食時間の業務拡大は、現在実施している住民生活課の状況を確認しながら他の課でも実施が可能かどうか検討をしてまいりま。

4番目の観光周遊バス実証実験についてでございます。

これまでの利用者数についてですけれども、各年ごとの利用実績は以下のとおりでございます。まず、令和元年11月から令和2年3月まで

の乗車数は2,350名、令和2年4月から令和3年3月までは4,779名、令和3年4月から令和4年3月までは6,986名、令和4年4月から令和5年3月までは1万1,845名、令和5年4月から令和5年7月までは5,584名となっております。令和4年11月7日より、バスについては2台へ増便をしております。

2番、今後の運行ルートの拡大、見直し等についてですけれども、今年度の運行ルート、時間帯を含む見直しについては再検討をしているところであります。

3番目の北中城高校、普天間高校に利便性を図ってほしいということに対して、今年度運行ルートを見直しする中で検討することになりますが、早便の時間帯、大幅なルート変更になることなど、運営費用も含め検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（比嘉義彦）

喜屋武すま子議員。

○10番（喜屋武すま子議員）

それでは順を追ってお聞きしたいと思います。まず1点目の学校給食費の無償化についてです。

現在、給食費の半額補助をしておりますけれども、現在の直近でよろしいので、小中合わせてよろしいので、対象人数と要保護児童を合わせた数を教えていただきたいと思います。そしてその費用ですね、半額補助の額の費用を教えてください。

○議長（比嘉義彦）

教育総務課長。

○教育総務課長（平田清徳）

喜屋武すま子議員の質問にお答えします。

給食の半額補助を実施している人数ですけれども、今児童生徒の数が1,750人となっております。ちょっと準要保護世帯の人数については、今のところ資料のほうを持ち合わせておりませ

るので、後で提供のほうをしたいと思います。現在の補助の額ですけれども、令和4年度の実績で2,745万6,000円の半額補助を行っております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

喜屋武すま子議員。

○10番（喜屋武すま子議員）

確かに高額な額ではあると思います。後でまた準要保護の数についてお願いいたします。

そうすると、やはりこれまで村政を引き継いだ後に、村政運営をするに当たり財政に関する課題にはどういったものがあったのでしょうか。やはりこれは財政問題だと思いますので、ぜひお聞きしたいと思います。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

給食費の補助につきましては、昨年も私立の小中に対しての半額補助をやりました。そして今現在、物価高騰等による高騰分に関しての補助もやっておりますので、一挙にまた残額ということは大変な財政負担がございますので、これについては段階的にやっていくとか、あるいはまた国や県の制度資金がこれから県としても予定されているところを聞いておりますので、その状況を鑑みてやっていきたいと思います。中部市町村会のほうでも県知事との意見交換会の中では、この無償化については県知事の公約でもございますので、早急にやっていただくよう要請はしております。

○議長（比嘉義彦）

喜屋武すま子議員。

○10番（喜屋武すま子議員）

私が聞いているのはそういうことではなくてですね、これは非常に、給食費の無償化というのは確かにウエートを占めております。でもやはり子供が貧困化して、家庭の中で1日ちゃん

とした栄養が食べられなくて不足しているという方もいるのでせめて1食ぐらいは学校でちゃんとした栄養士による栄養を賄ってほしいという思いがあって今質問しておりますけれども、私が先ほど聞いたのは、やはりこれは財政の問題で、財源があればすぐできるわけですよ。村政を引き継いだ後に村の財政運営に支障を来しているとか、あるいは財政に関する課題というのが、前の村政から引き継いだものがあると思うんですね。多分にそういうものもあって、お金がなかなか工面できないということもあるのかなと私は思っております。それを聞いております。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

今、教育委員会のほうから回答がありました2,745万6,000円、単純に計算してその倍、さらにまた物価高騰分等についてのもの、さらに私立の小中学校の分として相当な額の金額になると思います。そうしますと、一挙にそれを行うことは難しいと思いますので、先ほども申し上げましたように、もうこれは今、背景には一つはいろんな解決すべき事業がございます。アリーナ事業、そして用地取得事業が出てきますので、これに対する資金準備がまだまだ十分でないということもございますので、そういった面では御理解いただきたいと思っております。

○議長（比嘉義彦）

休憩します。

午前10時54分 休憩

午前10時54分 再開

○議長（比嘉義彦）

再開します。

休憩します。

午前10時55分 休憩

午前11時02分 再開

○議長（比嘉義彦）

再開します。

教育総務課長。

○教育総務課長（平田清徳）

喜屋武すま子議員の質問にお答えします。

準要保護世帯の人数のほうですけれども、準要保護の人数が402名となっております。補助額のほうが1,901万4,900円となっております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

喜屋武すま子議員。

○10番（喜屋武すま子議員）

ありがとうございます。それで先ほど村政を引き継いだ後に村政運営をするに当たって、財政に関する課題にはどういったものがありますかと聞きました。村長はアリーナ事業、用地取得事業のことをおっしゃっていましたが、これを具体的に言わないと村民は財政がどうなっているのかそんなに知らないんですよ。そういうこともあって、例えば給食費は100%維持できませんよとか言えば少しは村民は理解するんですよ。ただ、財政が厳しいと言われるんですね、何だろうと思って、村民は全然理解できないんですよ。だからそういうときにはきちんとどういった財政問題があって、今すぐにはできませんよと言わないと、村民はやはり分からないですから、何が困っているのか、どうしているのか。あるいは結局子育て世代の方たちは早めに給食費を無償化してほしいというすごい願いがあるんですね。だからそういうときにこういうきちんとした説明をしないと、どうしてだろうと思えますから、そういうときにはきちんと説明したほうがよろしいかと思いますが、村長いかがですか。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

具体的に述べにくいところもあるんですが、といいますのは財政状況というのがございます。

基金の状況がございます。基金は当時は十二、三億円だったと思います。その中でもまた特定目的基金がありまして、それは用途を特定された基金がございます。ですから自由に使えるお金というのは財調基金のような自由度の高いもの、あれで4億円ぐらいですから、その4億円ぐらいといいますと、もう当時は。そうしますとほかに自由に充てられるお金というのは4億円ぐらい。そして毎年予算編成時期にそれから取り崩しているのが約2億円近いものがございますので、なかなかそこに持っていけるような予算編成ができなかったということがございます。今、具体的におっしゃってくださいということですが、そういう財政上も含めて我々は相当な事業をやっておりますので、これも具体的にまた言うと、大変細かい事業がいっぱいあります。そういったことで御理解いただきたいと思います。福祉の事業とかアリーナ事業もございますし、土地開発公社の返還問題もあります。用地取得事業もありますし、そういったことを考えるとなかなかここに、すぐ、即やりますということはなかなか言えない事情がございます。

○議長（比嘉義彦）

喜屋武すま子議員。

○10番（喜屋武すま子議員）

今おっしゃったように、現時点でこうですということは言えると思います。村民はただ困っているとかですね、財政が厳しいと言われたんじゃ、理解が非常に深まらないと思います。

それとですね、先ほど国や県の動向、あるいは次年度の交付の有無を見極めながら給食無償化に向けて取り組んでいきたいという内容でしたけれども、この不確かな期待感、それから不確かな計画ではいけないと思います。本村の総合計画に基づき、やはり実効性のある実施プラン、プラン・ドゥ・シー、各課でやっていると思うんですけども、これをしっかりと見極め

て、再度整理をしていただくということが必要かと思えます。やはり給食費の無償化を県や国に頼って不確かな部分もありますので、本当に確約ではできませんのでね、村内のそういうものも含めて、大変各課それぞれ事業を持って厳しいと思うんですけども、もっとシビアに給食費の無償化の経費を捻出していただければと思っております。せめてですね、現在2分の1ですので、その2分の1の後の2分の1をまずは始めるということで、やはりゼロパーセントにするにはかなり難しいと思えますので、段階的にやっぱりこういうものも進めていく必要があるのかなと思えますので、村長の御答弁をもう一度お願いします。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

そういったことを段階的な補助率を上げることについては、実際内部でも検討はしております。

○議長（比嘉義彦）

喜屋武すま子議員。

○10番（喜屋武すま子議員）

ぜひですね、事業の見直しは毎年やっているかもしれません。でもそれをもっともっとシビアにやっていただいて、どこからお金を出していくか。各課から少しずつ集めるとかいろいろあると思うんですよ、方法はね。この事業はもうちょっと遅らせようとかね、そういうのも出てくると思うので、やはりそこは皆さん検討しながらお金を生み出して行ってほしいと思います。よろしくお願いします。

次に2点目の上原山の土砂災害についてお伺いいたします。

先ほど担当課長からもお話がありましたように、現在のところですね、そういう言われたことで県に申し出て、それから検証してもらって意見をやって、進めていくのが確かにベターだ

と思っております。今の段階ではそういうふうになりますけれども、図に示すという感じなんです。墓が全く被されてにっちもさっちもいかない。中にも入れない状況が続いております。新聞紙上でも御覧になったと思います。こういう状況です。本当にこの人はここから、忍びなくて遺骨を出してどこかに移転したいという思いもあるわけですが、ここを触ると二次災害が出るということで大変心を痛めているところですので、のほうにこの土砂崩れについてしっかりと現場検証を行って現場の状況、それからそこに住む住民の思い、それから墓の上に住んでいらっしゃる方たちも、将来二次災害が出るんじゃないかと思っております。

それから下のほうに変電所があるんですけれども、そちらのほうにも大きな台風が来ると、またそのほうまで土が被さって災害を受けないかということ懸念しておりますので、ぜひ県のほうにしっかりと申し出て、その思いを、そして村ができる、また十分な活動もあると思いますのでぜひお願いしたいんですけれども、課長もう一度、これからの、多分に台風が10月までには来ないとも言えないと思いますので、対応をどうしていくのか。村ができる分の御回答をお願いしたいと思います。

**○議長（比嘉義彦）**

建設課長。

**○建設課長（安次嶺正春）**

お答えいたします。

まずですね、今回被災されているお墓の方、お墓ということで特別な思いがあるということは十分理解しております。しかしながら、一般的な災害支援という場合には、これは住宅、人の安全というものを重要視しているところがございまして、財産というところではなかなか難しい面がございます。そういった面で我々としては背後地の住宅地への影響も含めて、今後の被害が生じないようにということで、今県

と調整を図っていくというところでございます。

では、今後その二次災害をどうやって保全するのかというところがございます。それに対して墓の方、地権者の方も含めてその対策について調整を図りたいと。まずはその個人、原因となるその土地の管理者に対する責任というものがありますので、それも含めて我々としては対処していきたいというふうに考えているところです。

以上です。

**○議長（比嘉義彦）**

喜屋武すま子議員。

**○10番（喜屋武すま子議員）**

ぜひ、地主とか所有者と一緒にあって、少しまた村の知恵も貸していただけたらと思います。よろしくお願いいたします。

次に昼食時間の業務の拡大についてですが、現在、昼食時間に昼窓業務をしているところは中城村と北谷町、周辺の読谷村、嘉手納町も全部やっております。具体的に言いますと、例えば中城村の住民生活課で、それから税務課がやっております。それから北谷町のほうは住民課がやっております。そしてですね、その廊下のほうは明かりがついて、廊下というかお部屋とお部屋の前段、前際は通路に光が入るように明るくしているんですね。北中の場合は住民生活課以外は全部電気を消して暗くしているんですね。そこを通るときには、せめて住民生活課、税務課はどうしてもお昼時間に御用の方は多くあると思うんですね。ですからそこに来る人たち、役場に来る人たちは健常者だけじゃなくて、障害者であるとか、目の不自由な方であるとか、身体に障害を持っている方とかがあるんですね。だから暗いと入りにくいし、違和感というのかな、やっぱり感じちゃうんですね。だからウエルカムという状況で電気を明るくして、全部を明るくする必要はなくて、中城村と北谷町へ行きますと、通路側のほうの電気

はついていて、通路が明るくなっているんですね。ですからそういうような配慮もしていただければと思います。そういう状況でしたので、また事務研でもこういう話し合いをしていただければありがたいなと思っておりますので、ぜひ少しずつできるところは、もちろん要らないところもありますよ、議会のようなところは住民はなかなか来ませんのでね。住民に開かれて、いつでもいっちゃい、どうぞという形を取らないといけないと思うんですね。そして快くできるように、この環境も明かりをある程度つけてやっていただければなと思います。

それから特に思うのは、昼食時間に暗い中で職員が弁当を食べているんですね。恐らく何のおかずか分からないぐらいかもしれません、もしかして。そういうのは休息を取るところなので、職員は廊下の人も気にしながら食べているし、非常に気の毒に思うんですね。会議室もいっぱいありますので、そここのところを開放してゆっくりご飯を食べさせるとか、そういうことも配慮願えないのかどうかお聞きしたいと思います。

**○議長（比嘉義彦）**

総務課長。

**○総務課長（喜納克彦）**

昼食時間の照明についてなんですが、これ今LEDに変わってちょっと状況違うと思うんですが、当時、蛍光管のときにですね、昼食時間、執務室、執務もしていないのに電気をつけるのか。光熱費の無駄ではないのかということがございました。ただですね、すま子議員がおっしゃるように、今はLEDに変わって光熱費も約3割程度に抑えられています。必要最小限の明かりで、住民が入って戸惑わないようなことぐらいは可能なのかなと思います。

併せて職員に関する昼食時間の取り方ですが、おっしゃっていたように暗いところで昼食を取るのも何なんですので、特にうちとしても開い

ている時間帯の会議室に関しては入らないでくださいとは言っていないので、昼食時間を会議室で取ることは可能だと思います。

以上です。

**○議長（比嘉義彦）**

喜屋武すま子議員。

**○10番（喜屋武すま子議員）**

職員にも働く意欲を高めるためにも、やはりゆっくりと休憩時間は休息を取れるような環境をつくっていただいて、委員会室もあちらこちらありますので、そこも使っていいですよという話を、やっぱり職員というのはなかなか自分では使いにくいという部分があると思うんですけども、やっぱりそこは総務課のほうでメッセージを送ってやるなりして、働く環境も整備してほしいなと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

次に4点目の観光周遊バス実証実験についてお伺いいたします。

毎年度の利用実績が上がっております。特に去年の11月に始まりましたので、平成5年度についてはもっと、まだ7月の段階のデータですので、恐らく増えるのではないかと考えております。これは非常にお年寄りに喜ばれておまして、このバスに乗るといろんな出会いがありまして、この前、どこに行かれるんですかとあるお年寄りに聞きましたら、イオンモールに行くと言うんですね。何をしに行かれますかと聞いたら、本土から移住した方で、親戚と娘にお中元を贈りたいということで利用していますよという話がありました。かなり助かっているようですので、ぜひ今後もこれの見直しをすることですけれども、私は見直しをするに当たって、特に高校生、北中城高校に行かれています方、それから和仁屋のほうから普天間高校に通っている方も具体的に知っております。北谷高校とか美里工業高校に行かれています方もいっぱいおります。それから那覇方面のほうにもで

すね。那覇方面は1万5,000円を出さないと県のほうの補助がつかないようですけれども、そこもちょっとどうかと思っておりますけれども、せめて北中城村を一周するところでは利便性を図っていきたいと思っております。例えば北中城高校の例を取りますと、開始時間に合わないんですね。学校が開始して1時間後にしかバス停に来ないんですね。それから帰りの時間も見ますとですね、学校が終わって1時間10分ぐらいにしかここに来ないんですね、バスは。だからなかなか利用するにもしづらい。現在、通学的手段としては自転車通学をしている子供がおりますし、それから父母の送迎とかがあって、父母の負担も大きい方もおります。それから特に島袋、屋宜原地域においてはバスの利用は非常に難しいんですね。下のほうの渡口、和仁屋は使えても、喜舎場方面とかどうか使えても、島袋とか、あれはバスというのはなかなか難しいんですよ。東陽バスも最近は見直しをするということで減らすということが新聞にもありましたけれども、なかなか難しい状況になっておりますので、今回は例として、北中城高校とか普天間高校に行く生徒の交通の負担軽減、それから親の負担軽減を図る意味で、このバスが今はあちらのほう、若松公園のところ止まっておりますけれども、もうちょっと先のほうに止まれないのかどうか。そうするとバスも非常に乗りやすいんですねけれども、そこら辺の検討も必要でしょうし、あるいは若松公園に着く時間帯であれば、そこからどうにか石平まで歩いていけるかなという感じもありますので、そういうことも含めて検討していただけないかということで私の質問をしておりますので、御回答をよろしくお願いいたします。

○議長（比嘉義彦）

企画振興課長。

○企画振興課長（仲本正一）

喜屋武議員の御質問にお答えします。

いろんな、今年1月ですね、各自治会コミュニティバスの件で回らせていただきました。今おっしゃったとおり学校の関連もあるし、村外の買物も含めていろんな御要望をお聞きしました。ただ、この学校関連も今回ルート変更の中にとりあえず検討の材料として入れはしますけれども、ただ今乗っているワゴン車が12名乗りの2台を使っています。高校とかの便になると1便、2便出さないといけないのかなという。コスト面とか大分かかるのかなと思っております。またバスを大きくするとか、きめ細やかなコミュニティバス、利用者が利用しやすいバスを含めて検討はしますけれども、その中のリスクも、運営費も含めて検討した中で決めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

喜屋武すま子議員。

○10番（喜屋武すま子議員）

課長がおっしゃったように確かに燃料費も高騰しておりますし、人件費もやはり考えないといけないでしょうし、バスの数も増やさないといけない等、いろんな課題があると思っておりますけれども、ぜひ少しでも解消して子供たちにも利便性を図っていただければと考えておりますので、よろしくお願ひします。

それから時刻表ですけれども、かなり字が小さい、見えないという要望があります。これはどうして大きくできないのかと言っているの、ぜひ次は大きくしていただいて、これが大きいと見やすいし、利用者も増えるのではないかと思います。もうお年寄りがこれを見るのは大変至難な技で、顕微鏡で見ないといけないなという方もおりましたので、もうちょっとこの字を大きくして、ページ数を増やすなり、何か工夫をしていただけないかなと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（比嘉義彦）



企画振興課長。

○企画振興課長（仲本正一）

お答えします。

そうですね、12月をめどに、ルートをもたまたまた拡大、変更を含めて今検討する予定となっております。その中でですね、せっかく喜屋武議員が見えないということですので、その分も少し配慮しながら検討をしてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

喜屋武すま子議員。

○10番（喜屋武すま子議員）

どうぞよろしくお願ひします。

これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（比嘉義彦）

しばらく休憩します。

午前 11時25分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（比嘉義彦）

再開します。

午前に引き続き、一般質問を行います。

川上龍太議員。

○1番（川上龍太議員）

それでは通告に従いまして、私の一般質問を始めたいと思います。よろしくお願ひします。

まず1つ目、小中学校の部活動・スポーツ団について。

今年3月の一般質問において、部活動の地域移行について質問させていただきました。今回はその内容と関連しながら、小学校のスポーツ団等との連携、協力についても触れながら質問させていただきます。

そもそも部活動の地域移行とは、公立中学校において、これまで教員が受け持っていた休日の運動部の部活動の指導を地域のスポーツクラブや民間企業、競技団体など、外部の団体に移行する改革のことです。移行先では、所属中学

校のみならず、複数の中学校が合同で活動することもできます。文部科学省は、2025年度までに段階的に移行を進め、早期実現を目指す方針を示しています。その背景は少子化と教員の働き方改革であります。子供たちにとって望ましい持続可能な部活動を実施する上では、教育委員会、指導者、地域のスポーツ団等の連携、協力が不可欠である。そこで、村当局に伺います。

①地域移行の現在の進捗状況は。

②小中学校の連携や環境について。

③今後の考えや対策は。

続きまして2つ目の質問です。学校給食の運営状況について。

日本の学校給食は、「学校給食法」によって、安全で、栄養バランスの優れた学校給食が提供されるように定められています。また、学校給食は、地域の伝統的な食文化や、食に関わる人々への感謝、食料の生産・流通・消費などを学ぶことができる「生きた教材」であります。平成17（2005）年度には児童生徒の栄養の指導及び管理をつかさどる職として、栄養教諭制度が創設。栄養教諭は、教育に関する資質と栄養に関する専門性を生かして、食に関する指導と学校給食の管理を一体として行います。この学校給食は各学校の設置者が実施。学校給食に必要な施設や人件費等は各学校の設置者が負担し、保護者が負担するのは主に食材費と文部科学省が説明しています。村長の公約においても、学校給食費無償化（私立小中学校も対象）と掲げています。そこで、村当局に以下の質問を伺います。

①村立学校給食共同調理場の職員数や栄養教諭または栄養士の配置は。

②小中学校の給食費の現状は。

③小中学校の栄養摂取状況は。

続きまして3つ目の質問に移ります。NFTを活用した新たな地方創生について。

近年、一般的に聞かれるようになっているN

FTとは、代替不可能なトークンという意味を持つ言葉で、偽造不可な鑑定書・所有証明書付きのデジタルデータのことです。従来、デジタルデータは容易にコピー・改ざんができるため、現物の宝石や絵画などのような資産価値があるとはみなされませんでした。簡単に言うと、ネット上のデジタル作品が複製されたものではなく、オリジナルだと証明する技術で、このデジタルデータに資産価値がついて、それを取引するというようなイメージです。

先日、この技術を活用して、本部町とリウボウ商事はデジタル事業での包括連携協定を結びました。具体的には、地域の特色を織り込んだデジタルアート作品や本部町の特産品であるアセロラの木の所有権、シリアルナンバー入りの泡盛を購入できる権利などを販売します。その売上げの一部は、本部町に寄付されることから、町は、新たな財源を確保できる仕組みになっています。そこで、本村でも人を呼び、資金を生み出す新たな地方創生ができないか、村当局に提案します。

①本村の現有財産・資源への活用について。

②ふるさと納税へ活用できないか。

③農を活かした健康・福祉の里づくり事業との連携について。

以上であります。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

では、川上議員の御質問にお答えいたします。

まず、大きな1番目の小中学校の部活動・スポーツ団についてと、2番目の学校給食の運営状況については、教育委員会のほうから回答いたします。

3番目のNFTを活用した新たな地方創生についてということで回答申し上げたいと思います。

①本村の現有財産・資源への活用、②ふるさ

と納税への活用、③農を活かした健康・福祉の里づくり事業との連携ということで御質問があります。まとめて回答させていただきます。

地域創生のためNFTを活用することはとても有用なことだと考えます。例えば、ふるさと納税の返礼品として北中城村デジタル会員証を発行し、本村にある現有財産、中城城跡、中村家、あやかりの杜、アーサ生産地などを活用し何かしらの特典をつけ価値のあるものとして評価、購入されれば、資金循環が生まれ地方創生につながるものだと思います。他の自治体の事例も参考にしながら検討してまいります。

また、農を活かした健康・福祉の里づくり事業との連携については、事業参加者の意向も確認しながら実現に向け研究を行ってまいります。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

教育長。

○教育長（徳村永盛）

川上議員の1番目と2番目の御質問にお答えいたします。

まず1点目の小中学校の部活動・スポーツ団についての①の現在の進捗状況につきましてでございますが、令和5年度においては、2名の学校部活動指導員の配置を行うこととしております。地域移行に向けましては、その推進に係る各種調査を生徒も含めた関係者の意向を確認し、今年度中に検討委員会を設置し、本格移行まで随時進めてまいります。

②の小中学校での地域部活動に係る連携についてでございますが、長期的な課題として認識しております。社会体育全体として年齢を問わない活動として検討を進めていきたいと考えております。

③本村において、学校部活動として受入れを直ちに実施できる団体がまだなく、指導者の確保、育成、施設の整備やそれらの財政的な措置について検討が始まったところでございます。

学校部活動の地域移行に当たりましては、多様な価値観に対応することが求められ、本村内で全てのニーズに応えることは現段階では困難と考えておりますが、令和6年度に推進計画の策定を行い、スポーツクラブや中央公民館などでのサークル活動、自治公民館での活動や村スポーツ協会事業など、幅広い活動との連携を検討し、学校部活動が目指すバランスの取れた生きる力を育み、生涯にわたって豊かなスポーツライフを実現する資質・能力の育成が図れる持続可能な方法の導入を検討してまいります。

続きまして大枠の2点目、学校給食の運営状況について答弁いたします。

まず、①職員の配置等についてでございますが、調理場の職員数、栄養教諭、栄養士の配置についてお答えいたします。職員は7名を配置しております。兼務している所長を含まず7名ということです。会計年度任用職員12名、そして栄養教諭2名の配置となっております。

②小中学校の給食費の現状についてでございますが、小学校が月3,900円、中学校4,500円となっております。中部広域市町村圏事務組合9市町村の中でも一番低い値段設定となっております。

③小中学校の栄養摂取状況につきましては、6月に島袋小学校、北中城中学校で1週間の給食残量調査を実施しました。結果といたしましては、国が定めた基準量に対する摂取量（充足率）は9種類の区分平均で小学校93%、中学校で81%となっております。区分によっては56%から150%とばらつきが大きくなっております。

以上でございます。

#### ○議長（比嘉義彦）

川上龍太議員。

#### ○1番（川上龍太議員）

それではまず1つ目の中学校の部活動・スポーツ団について再質問させていただきます。

まず、先日行われた沖縄市のアリーナで開催されたバスケのワールドカップでは、多くの国

民が熱狂し、応援し、経済的にも大変効果があったと思われま。また昨日ですね、阪神タイガースが久しぶりに優勝しまして、ニュースでも大きく取り上げられ、経済効果も期待されているということでもあります。

このようにスポーツの力というのは計り知れないすごいところがあると私は思っております。私自身も北中城小学校で子供たちにサッカーを教えておまして、今月初めには北中城村長杯、村長もお見えになっていたんですけれども、島袋小学校との合同チームで出場しました。日々成長する子供たちを見て感動することもあり、指導者としてもっと成長していかなければと感じることもあります。

そういったことから特に中学校の運動部活動地域移行をうまく進めていってほしいという考えから今回も質問させていただきました。それでは再質問していきます。

先ほどの答弁にありました2名の学校部活動指導員の配置を行いますとありましたが、この指導員の詳細について、これまでスポーツをされてきた方なのか。専門のスポーツに特化した方なのか、1つの部活を見ていくのか、全体を指導していくのか、そういうところをお聞かせください。

#### ○議長（比嘉義彦）

生涯学習課長。

#### ○生涯学習課長（比嘉利彦）

川上議員の御質問にお答えします。

今、一応2人、学校部活動の配置に向けて取り組んでおまして、内々に進めているものですから、さらにはこれ決めるまでには検討委員会を立ち上げて、その検討委員会の中で部活動指導に当たるには資格等も必要ですので、その要件に見合うかどうかも諮ってから決めようと思っております。ただ今、事務方として考えているのは生徒の全体を見るような形でできないかというようなことで考えております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

川上龍太議員。

○1番（川上龍太議員）

今ありました内々で進めているということで、まず順序的には検討委員会から先、その委員会の中でこの人材を紹介して決めていくということでよろしいですか。

○議長（比嘉義彦）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（比嘉利彦）

早めに検討委員会を立ち上げて、検討委員会の中でそういった部活の指導員が適正かどうかというようなことも含めて話し合われるので、その後、決定ということになると思っております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

川上龍太議員。

○1番（川上龍太議員）

ちなみに、この2名というのは内々で、ある程度この人ということで当たりはあるのかどうか、お願いします。

○議長（比嘉義彦）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（比嘉利彦）

失礼しました。

今、その1名の方に当たっておりますけれども、これの2名というのはですね、実は昨年度からこの部活の指導員に関しての補助金を申請しております、今年の6月半ばに一応2名ということで承諾、県のほうからの補助金の内諾を受けたことから、それで2名というふうに書いております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

川上龍太議員。

○1番（川上龍太議員）

それでは先ほど順序的には検討委員会からということで、今年度というお話で、大体何月頃かめどはついていきますでしょうか。

○議長（比嘉義彦）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（比嘉利彦）

何月というのは指定できないんですけども、早めに検討委員会を立ち上げて、それで了解が得られれば早急に決めたいと思います。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

川上龍太議員。

○1番（川上龍太議員）

この運営委員会のメンバーという、委員の構成的なことはどうですか。

○議長（比嘉義彦）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（比嘉利彦）

現在のところ、委員10名以内で構成して、教育長が委員長というふうになって、役場の課長、あるいは教育指導主事、学校長、その他教育長が認めることというところで、現在の部活の指導者等も入れようかなと思っております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

川上龍太議員。

○1番（川上龍太議員）

ぜひですね、このスポーツ指導を経験されている村内の方とか、実際に当たっている方、スポーツ経験者等も委員会に含めていただいて、子供たちのために議論をしていただきたいと思っております。

前回、3月議会での答弁におきまして、日本スポーツ協会等からも指導を受けたいという話もされておりました。そういった各種団体、スポーツ関連、先ほども言った実際に指導されたことがある方との連携はどうでしょうか。

○議長（比嘉義彦）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（比嘉利彦）

これから様々検討しますので、このあたりも検討したいと思います。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

川上龍太議員。

○1番（川上龍太議員）

国は、3年間改革推進期間として設けてはいますが、3年だとあっという間に過ぎてしまうおそれがあるので、ぜひ早急に検討されて、委員会も立ち上げて行ってほしいと思います。

次に②小中学校の連携や環境について再質問させていただきます。

先ほども言いましたが、先日村長杯というサッカーの大会がありまして、合同チームの事前練習相手として中学校のサッカー部と練習試合を行いました。2週にかけてやったんですけども、そこに顧問の先生であったり指導員は不在で、保護者の方が付き添いで送迎するという形で来られていました。現在の状況で、小学校は地域の指導者が練習の指導をしたり、大会の引率を既にしたりと移行が浸透しているように感じます。小学校で既に指導されている指導者との連携や協力も必要だと思いますが、その辺どうお考えでしょうか。連携を既に取っていることもありますでしょうか。

○議長（比嘉義彦）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（比嘉利彦）

先ほども教育長の答弁の中にもありましたけれども、小学校との連携等は、中学校の部活の移行もまだ始まっていないところで、これからだということですので、その連携についても検討していく、徐々に進めていくというような形にしたいと思います。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

川上龍太議員。

○1番（川上龍太議員）

私の考えではありますが、種目によってとか曜日によって小学校と中学校で合同で練習することも考えの一つ、視野に入れたほうがよいと思いますが、その辺どうでしょうか。

○議長（比嘉義彦）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（比嘉利彦）

川上議員がおっしゃるように、この間実際に小学生と中学生と交流的に練習をやってきたというところがありますので、このあたりはできるかなとは思っております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

川上龍太議員。

○1番（川上龍太議員）

この辺もぜひ前向きによろしくお願いします。環境面においてもですね、地域移行するには運動場だけでは場所の確保ができない可能性も出てきます。例えば前回の3月議会でも質問したように、近隣の複数の中学校の生徒が集まる可能性も出てきます。去る台風6号の環境面の被害もあるかと思いますが、環境面、スポーツできる環境ですね、その辺の改善等はどうかお考えでしょうか。

○議長（比嘉義彦）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（比嘉利彦）

施設が使えなくなったりというようなこともあって、隣接の市町村等に借りるということも考えられると思います。ただ今、部活の地域移行で考えているのは、スポーツ施設が十分に足りていない本村の実情からすれば、学校施設を使っていくのかなと思って想定しております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

川上龍太議員。

○1番（川上龍太議員）

本村のスポーツ施設が足りなくて、学校の運動場を使うというところで課題もありますが、小学校の運動場、また中学校の運動場を、開いている日にお互いで利用できるような、使用できるような連携も必要だと思います。中学校は毎週水曜日が部活オフデーと聞いていますので、開いている日に例えば小学生が徒歩で指導者と行って使用できるようにするとか、逆に小学校が開いていたら中学生が使用するとか、そういったところ、多分学校単位ではオーケーすることが難しいと思うんですよ。それをぜひ教育委員会が主導されて進めていくことも必要だと思います。その点どうでしょうか。

○議長（比嘉義彦）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（比嘉利彦）

特に子供たちがお互いで利用してはいけないということはないですので、ぜひそのあたりできるようにしていきたいと思います。また、学校開放事業で運動場は一般にも開放できていますので、このあたりも利用できればいいかなと思っております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

川上龍太議員。

○1番（川上龍太議員）

この学校開放事業の中で、例えば使いたい場合というのはどちらに連絡を入れたり、許可をもらったりという、どちらですか。

○議長（比嘉義彦）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（比嘉利彦）

生涯学習課で所管しております。

○議長（比嘉義彦）

川上龍太議員。

○1番（川上龍太議員）

では、次に3つ目、今後の考えや方針について移っていききたいと思います。

私から参考としまして、取組が県内で進んでいるうるま市の事例を紹介したいと思います。うるま市では2017年度から学校部活動の改革に取り組み、外部指導者の配置だけでなく、財源の確保の検討も5年前から進めてきています。まず、部活動、地域クラブ活動応援基金として、地域の企業から寄附を募って税制優遇措置や企業PRを行う方法、また企業協賛型として三井住友海上火災保険との取組で、自社人材の活用や安全講習会の実施、それからデータ収集、分析等を行っております。さらに企業版ふるさと納税とPFSという仕組みを取り入れて、企業版ふるさと納税の寄附を効果的に受け入れることを目的にPFS成功報酬型外部委託を実施し、うるま市とスポーツデータバンク沖縄、それから三井住友海上火災保険と3者で協定をし、官民連携協定を県内初で結んでおります。ちなみにPFSとは成果連動型民間委託契約方式のことです。

このようにうるま市は5年も前から地域移行を進めて成功しています。ただ、北中城村はうるま市と違って1つの中学校しかありませんので、必ずしもこの事例が本村に合うかは分かりませんが、ぜひいろいろな市町村の事例や仕組みを参考にしながら、本村の実情に合った方法を進めていってほしいと思います。

また、子供たちの大会の話になりますが、中学校の大きなイベントである地区陸上がなくなるという話も耳にしました。実際、開催するかは体育連盟ではなく各地区に任せるといった内容と聞いておりますが、子供たちの活躍の場や練習の成果を発揮する場がなくなっていくことは非常に寂しいことでもあります。そうならないためにも村当局として地域移行をスムーズに進めていって、子供たちのために、そして子供たちを応援する保護者のためにもいい環境をつく

って行ってほしいと思います。

最後に今後の考えや対策をお願いします。

**○議長（比嘉義彦）**

生涯学習課長。

**○生涯学習課長（比嘉利彦）**

2017年からうるま市が地域移行に取り組んでいるということは、我々も話を聞いております。同時に国のほうも2025年までに地域へ完全移行するんだというふうにありましたけれども、そのケツというんですかね、後ろのほうを決めることをやめました。というのも川上議員がおっしゃるように地域実情があって、その地域の自治体に合うものかどうかというのが一緒に決めてられないということでそうありますけれども、そこですら、ちょっと取組が遅いように感じられるかもしれませんけれども、ちょっと遅くなることによって全国の事例が、今実はどんどん出てきております。我々のような規模、あるいは似たような県内にも事例が出てくると思いますので、ぜひそれらも参考に併せて今後地域の方々と一緒に社会体育全体として考えていきたいと思っています。

以上です。

**○議長（比嘉義彦）**

川上龍太議員。

**○1番（川上龍太議員）**

今おっしゃったこと、ぜひ前向きによろしくをお願いします。

村長はお考えいかがでしょうか。

**○議長（比嘉義彦）**

村長。

**○村長（比嘉孝則）**

当該事業については、以前から行政の課題としてありましたので、当然に今後、教育委員会 は前向きに進めていくということですので、賛同するものでございます。そしてまた、競技場とかそういった面で生涯学習課長から近隣市町村とは大変遅れていると。ある意味では相対的

な貧困感というのも施設面ではあると思います。だからそういった面での解消をするために次年度の総合計画等におきまして総合グラウンド等、そういったあたりの落とし込みもできるのではないかと考えます。

ただ、今内部でもその話はしておりますけれども、なかなか場所的な確保というのが、決定がなかなか難しいものがありますので、これからまた時間をかけてその場所等の決定も含めて進めてまいりたいと思います。

以上です。

**○議長（比嘉義彦）**

川上龍太議員。

**○1番（川上龍太議員）**

では、次に2つ目の学校給食の運営状況について再質問させていただきます。

まず、本村の給食は近隣市町村でも非常に評判よく、「北中城の給食って美味しいよね」と私自身も何度も耳にしたことがあります。私、北中城小学校、中学校の卒業生ですので、揚げパンを食べたり、マンビカー1匹が給食に出て、非常に喜んだことを覚えております。

さて、全国的に見るとですね、9月に入ってからニュースでありましたが、給食ストップ問題が起きています。業務委託で全国に150の施設に給食などを配給していた企業が事業停止状態に陥って、静岡県内では業務委託をしていた7つの学校が9月11日には全て提供できない状態と報道されました。本村においては、昭和50年に北中城村立学校給食共同調理場設置条例が施行され、村立のいわゆる給食センターで配給をし、調理場運営委員会や規則の下に運営されているのでそういう心配はないかと思いますが、運営状況について再質問させていただきたいと思います。

では、①の答弁の中で、職員7人、会計年度任用職員12名とありました。全国的にも無資格で調理とか調理補助に当たっているところが多

いようですが、調理師免許を持っている方は何名ほどいらっしゃいますでしょうか。

○議長（比嘉義彦）

教育総務課長。

○教育総務課長（平田清徳）

川上議員の質問にお答えします。

先ほど示した職員については調理師免許を皆さん持っております。会計年度任用職員の皆様については、持っている方もいるんですけれども、持っていない方もいて、そういった方は補助という形で調理師の下のほうでサポートしております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

川上龍太議員。

○1番（川上龍太議員）

分かりました。

では、次に栄養教諭2名の配置とありましたが、この2名の所属は例えば村が雇用しているのか、別のところから来ているのか、異動等もあるのかその辺をお願いします。

○議長（比嘉義彦）

学校教育指導主事。

○学校教育指導主事（島袋 淳）

お答えいたします。

この2名はですね、県の職員として配置されております。

そして異動があるかということですが、これも異動対象の人員となっております。配属は北中城小学校に1人、それから島袋小学校に1人の合計2名の配置ということでございます。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

川上龍太議員。

○1番（川上龍太議員）

では、この栄養士の件も含めまして、先ほど触れました設置条例運営委員についてですが、令和5年度の運営委員は教育長をはじめ、各学

校長、幼稚園、副園長、各学校の父母教師会会長、幼稚園PTA会長で構成されていますが、栄養士が入っていないのはなぜか。設置条例の第6条（4）には栄養士とあるので、この辺の理由を聞かせてください。

○議長（比嘉義彦）

教育総務課長。

○教育総務課長（平田清徳）

川上議員の質問にお答えします。

この委員の名簿の中には入っていないんですけれども、事務局側、説明したりする側に栄養士の方も入っていただいて運営委員会のほうは開かれております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

川上龍太議員。

○1番（川上龍太議員）

この運営委員会が開催されるときには事務局側として出席されるということによろしいですか。

○議長（比嘉義彦）

教育総務課長。

○教育総務課長（平田清徳）

運営委員会を開催する場合は、調理係長をはじめ、係長と一緒に参加しております。

○議長（比嘉義彦）

川上龍太議員。

○1番（川上龍太議員）

分かりました。

それでは次に給食費の現状についていきいたいと思います。

先ほど喜屋武すま子議員の質問でもありましたように、現在半額補助、それから準要保護世帯へ全額補助を実施しているということでありました。非常にありがたいことですが、本村の学校給食費は平成13年度の改定以降、令和4年度までで21年間同額となっています。その間、消費税の引上げ、度重なる食材価格上昇があり、



栄養価を満たす献立の作成が難しい状況にあったとお聞きしております。これまで値上げをせず運営されていますが、物価高騰、栄養価が満たされていないという現状で、子供たちのための栄養が足りない。この辺どう思われますか。

○議長（比嘉義彦）

教育総務課長。

○教育総務課長（平田清徳）

川上議員の質問にお答えします。

6月に残量調査のほうをいたしまして、栄養が足りていないのではなくて、実際に子供たちが食べていない、残しているという現状があります。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

川上龍太議員。

○1番（川上龍太議員）

残量調査の件、私も調べましたが、子供たちが残す残量についてもありましたが、栄養摂取量、成長期に必要なカルシウム、鉄が不足しているということもお聞きしております。また、カロリーも足りないとか、そういったところもお聞きしていますが、どうでしょうか。

○議長（比嘉義彦）

教育総務課長。

○教育総務課長（平田清徳）

川上議員の質問にお答えします。

残量調査で9種類ほど栄養素のほうが表示されていて、足りていない部分もあるんですけども、足りない部分もあるという状況であります。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

川上龍太議員。

○1番（川上龍太議員）

答弁の中で9種類の区分というところがありました。栄養についての区分、9種類どういったものがあるかお願いします。

○議長（比嘉義彦）

教育総務課長。

○教育総務課長（平田清徳）

川上龍太議員の質問にお答えします。

まず1つにエネルギーですね、2つ目にタンパク質、脂質、カルシウム、鉄であったり、ビタミンの中のビタミンA、ビタミンB1、B2、C2などになります。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

川上龍太議員。

○1番（川上龍太議員）

ちょっと3つ目の栄養と、2つ目の給食費のところで上下してしまいましたが、併せて質問させていただきたいと思います。

6月頃、給食において子供たちから明らかに量が少なくなったり、部活動をしている子供たちは午後にはお腹がすいて、おにぎりを学校に持って行って対応しているという話も聞きました。もちろん物価高騰の影響だと思いますし、補正予算でもすぐに対応しているのは承知しております。この給食の量が明らかに減ったところは事実で間違いはないでしょうか。

○議長（比嘉義彦）

教育総務課長。

○教育総務課長（平田清徳）

川上議員の質問にお答えします。

品数が少し減ったというのはあるんですけども、量とかエネルギー量が減るということはないかと考えております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

川上龍太議員。

○1番（川上龍太議員）

じゃあ、ちょっとこちらのほうは私のほうでももっともっと調査をして、また質問させていただきたいと思います。

給食費で村長に質問ではありますが、村長の

公約には学校給食費無償化とあります。悟議員の質問でも触れていましたが、村長の1期目の任期、もうすぐ3年経過しますので、実質あと1年しかありません。このままで無償化が達成できるのでしょうか。村長はどのように考えて進めていくつもりなのか。先ほどすま子議員のところでもありましたが、もう一度お願いします。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

この件については、段階的な助成を上げていきたいと考えております。今教育総務課ともその話を進めているところでございます。

○議長（比嘉義彦）

川上龍太議員。

○1番（川上龍太議員）

予算問題とか一気にやるのは難しいというところで段階的にということは分かりますが、子供たちにきちんとした給食をぜひ届けてほしいので、また予算の面も見ながらぜひ検討していただきたいと思います。

次に3つ目の質問で、NFTを活用した新たな地方創生について再質問します。

ここでは①、②、③と項目を分けて最初に質問しましたが、全て関連していますのでまとめて再質問したいと思います。

先ほどの最初の質問でNFTについて説明しましたが、さらに簡単に言うと世界に一つしかない、存在しないことを証明できる仕組みとなり、デジタル上で所有者や取引の履歴が明確に管理できるため、著作権の権利と収益が守られます。このNFTは2018年、世界の市場価格約40億円でしたが、2020年には約1.8兆円になっています。また2021年頃、日本の小学3年生の男の子が夏休みの自由研究として製作したアートが注目を集め、いかにも小学生らしい素朴な絵が逆に人気を呼んで高額で取引されるように

なりました。最近では、NFTを活用したビジネスも増え、地方創生で活用している自治体も増えています。ここで全国での事例を幾つか紹介します。

村長の答弁でもありました村のデジタル会員証発行というところで、恐らくこれは山形県西川町の事例だと思われませんが、ここは人口約4,700人の町で、温泉とかサウナをふるさと納税の返礼としたり、無料で温泉、サウナに入るといふことで返礼品としたり、このデジタル会員証を発行すると販売数1,000個に対して13.4倍の購入申込みがあったとお聞きしています。これはこの会員証では日本初となっております。

また、山口県美祢市では日本で2例目ですが、このデジタル会員証を発行して、開始2分で販売数量を上回る購入予約がありました。

そのほかにもたくさん事例があり、沖縄電力でも、今沖縄県内に立っている電柱をカード化して、電柱の名称とか中身とかをカードで示して、それを販売しているという事例もあります。

このようにNFTを活用している様々な事業、ビジネスができる場所ではありますが、この難しい仕組みというよりも北中城村に合ったやり方というのを、またこちらで質問させていただきたいと思いますので、ぜひ参考にさせていただきたいと思います。

まず、このデジタル会員証を発行して、1口1,000円というところで発行したときに、その見返りとして、返礼として村長とオンラインでリモートできる、対話できるというシステムを構築し、村民以外から北中城村の魅力とかそういった声を拾い上げて、また村長が回答していく、パブリックコメントとかアンケートとかもそこで回答してもらおうという仕組みもあります。

また、ふるさと納税のところでは、北中城村に合った、例えばめぐりん、バスを無料で乗車

できるとか、そういった観光的な面から中城城跡、中村家、そういったところを無料で観光して、北中城村に足を運んでもらう。そういったところも展開できると思いますが、村長その辺どうでしょうか。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

大変いいアイデアだと思います。私たちは、ただそこに気づかないところもありまして、そこで我々が自主財源を確保するということが大変重要なことですので、その事例だけではなくて、あるいはまたEMホテル等との商品、あるいはそこにリピーターが入ってくるようなそういったシステムがあると思います。また、今おっしゃったことについても十分検討に値すると思っておりますので、これから前向きに考えたいと思います。

○議長（比嘉義彦）

川上龍太議員。

○1番（川上龍太議員）

ぜひ前向きによりしくお願いいたします。この仕組みで、私が今回質問にさせていただいたのは、仕組みをつくる上で、今北中城村にふるさと納税として関わっているふるさとチョイスさん、それから地域通貨まーい、これを活用することですぐにでもスタートできる仕組み、これが既に環境として、システムとして北中城村にはありますので、こういったところで提案させていただきました。今まではふるさと納税として物だったり、農産物を売るところで、今沖縄県の課題として送料のコスト、物流のコストというところで物価高騰もあり、マイナス面が今後出てくることも予想されます。そういった中で物を売るところよりは、こういった北中城村に足を運んでいただいて、体験とか、事を売る。体験してもらって北中城村で観光し、足を運んでもらうという、これを返礼品

としてどうかというところで提案させていただきました。この辺どうでしょうか。

○議長（比嘉義彦）

企画振興課長。

○企画振興課長（仲本正一）

川上議員の御質問にお答えします。

体験型ですね、今ふるさと納税でもマグロ釣りとかEMホテルのスパとかという体験ツアーもありますけれども、今御提案されたNFTですね、私も実際初めて聞いていろいろ調べたんですが、本部町が9月からやるということを知っていますので、この話ちょっと気になるのが包括協定を結んでふるさと納税をやるということなので、多分ふるさと納税だけじゃなくて、いろんな分野にまたがっているんじゃないかなと思っています。ぜひ研究しながら、今後検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

川上龍太議員。

○1番（川上龍太議員）

ぜひこの辺も研究していただいて、検討していただきたいと思います。

さらに北中城村が事業として進めていく農福連携の農を活かした健康福祉の里づくりというところにも当てはまるかなと思います。畑で農作物を育てて農家レストランで食べるということも前回紹介していたと思いますが、この辺の畑、デジタル会員証で寄附していただいた方がこの畑を所有する、1つ所有して、そこで育てた農産物をまた実際に観光として足を運んでいただいて、この農家レストランで食事をするという、とても魅力にもつながるかなと思います。この辺もぜひ仕組み等も研究しながらやっていただけたらなと思っておりますが、どうでしょうか。

○議長（比嘉義彦）

企画振興課長。

○企画振興課長（仲本正一）

御質問にお答えします。

農福も含めて検討できるものは検討したい。また、本土の事例でも1年間昼食無料とかというのいろいろ聞いていますので、どういった取組はできるかは、全庁含めて今後検討してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

川上龍太議員。

○1番（川上龍太議員）

ぜひよろしくをお願いします。

最後に村長の考えも、前向きにやっていくのか、研究もしながらではあると思いますけれども、よろしくをお願いします。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

ひとつ気になったのは財産ということで気になったんですけども、財産の取得、土地の取得とかそういったものにつきましては、また公有財産とか管理とかそういった問題が出てくると思いますけれども、ただ今、財産の話はおっしゃっていたんですが、実は財産ではなくていろいろな物、事のそれで直接、物的なそれではないと思います。そこで今おっしゃった提案等については、EMさんもそのような話を聞いたことがありますので、EMさんもそのようなことで農福連携についてはそのように進めると思っています。

また、行政といたしましても大変優位なアイデアだと思っておりますので、先進事例として本部町がありますので、そういったところもまた研究をいたしまして、前向きに検討させていただきたいと思います。

○議長（比嘉義彦）

川上龍太議員。

○1番（川上龍太議員）

ぜひ、これでまた新たな財産を生むことができますので、仕組みとか村に合った研究をしていただいて、前向きにぜひよろしくをお願いします

これで私の一般質問を終わりたいと思います。

○議長（比嘉義彦）

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

御苦労さまでした。

午後 1時51分 散会

## 令和5年第6回北中城村議会定例会会議録

招 集 年 月 日	令 和 5 年 9 月 8 日					
招 集 の 場 所	北 中 城 村 議 会 議 場					
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開 議	令和5年9月26日 午前10時06分			議 長	比 嘉 義 彦
	閉 会	令和5年9月26日 午前11時27分			議 長	比 嘉 義 彦
応（不応）招議員 及び出席並びに 欠 席 議 員	議 席 番 号	氏 名	出 席 等 別	議 席 番 号	氏 名	出 席 等 別
	1 番	川 上 龍 太	出	8 番	大 城 律 也	出
	2 番	屋 良 朝 春	出	9 番	上 間 堅 治	出
	3 番	比 嘉 悟	出	10 番	喜屋武 すま子	出
	4 番	比 嘉 正 志	出	11 番	比 嘉 義 弘	出
	5 番	平安山 和 美	出	12 番	名 幸 利 積	出
	6 番	喜屋武 功	出	13 番	山 田 晴 憲	出
	7 番	伊 集 守 吉	出	14 番	比 嘉 義 彦	出
会 議 録 署 名 議 員	4 番 議 員		比 嘉 正 志			
	5 番 議 員		平安山 和 美			
職 務 の た め 議 場 に 出 席 し た 者 の 職 氏 名	事 務 局 長		比 嘉 直 也			
	議 事 係 長		仲 村 静 香			
地 方 自 治 法 第 121 条 に よ り 説 明 の た め 出 席 し た 者 の 職 氏 名	村 長	比 嘉 孝 則	教 育 長	德 村 永 盛		
	副 村 長	大 田 繁	教 育 総 務 課 長	平 田 清 徳		
	総 務 課 長	喜 納 克 彦	生 涯 学 習 課 長	比 嘉 利 彦		
	企 画 振 興 課 長	仲 本 正 一	建 設 課 長	安 次 嶺 正 春		
	会 計 課 長	喜 屋 武 の り 子	農 林 水 産 課 長 兼 農 委 事 務 局 長	瀬 上 恒 星		
	住 民 生 活 課 長	楚 南 兼 二	健 康 保 険 課 長	玉 栄 治		
	税 務 課 長	玉 栄 幸 憲	学 校 教 育 指 導 主 事	島 袋 淳		
	上 下 水 道 課 長	伊 佐 秀 樹				
	福 祉 課 長	喜 納 啓 二				
議 事 日 程	別 紙 の と お り					

議事日程第6号

令和5年9月26日（火曜日）

1. 開議 午前10時

2. 付議事件及び順序

日程 番号	議案番号	事 件 名	摘 要
1	認定第1号	令和4年度北中城村一般会計歳入歳出決算の認定について	委員長報告、質疑、 討論、決定
2	認定第2号	令和4年度北中城村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	〃
3	認定第3号	令和4年度北中城村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	〃
4	認定第4号	令和4年度北中城村水道事業会計決算の認定について	〃
5	認定第5号	令和4年度北中城村下水道事業会計決算の認定について	〃
6	議案第38号	令和4年度北中城村水道事業剰余金処分について	〃
7	議案第39号	令和4年度北中城村下水道事業剰余金処分について	〃
8	※追加議案 議案第40号	令和5年度北中城村一般会計補正予算（第5号）について	説明、質疑、委員会 付託省略、討論、決 定
9	陳情第5-7号	地元産品奨励及び地元企業優先使用について（要請）	委員会付託省略、 討論、決定
10	陳情第5-8号	県産品の優先使用について（要請）	〃
11		閉会中の継続審査の申し出	

○議長（比嘉義彦）

おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

開 議（午前10時06分）

日程第1．認定第1号 令和4年度北中城村  
一般会計歳入歳出決算の認定につ  
いて

○議長（比嘉義彦）

日程第1．認定第1号 令和4年度北中城村  
一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題と  
します。

本案について委員長の報告を求めます。

一般会計歳入歳出決算審査特別委員長。

○一般会計歳入歳出決算審査特別委員長（喜屋  
武すま子議員）

それでは、読み上げて御報告申し上げます。

認定第1号 令和4年度北中城村一般会計歳  
入歳出決算の認定について。

令和5年9月11日、本委員会に付託されまし  
た認定第1号 令和4年度北中城村一般会計歳  
入歳出決算の認定について、本委員会における  
審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会においては、9月12日、15日、19日、  
20日、25日、26日に開催され、15日に上間堅治  
委員、19日に山田晴憲委員が一時欠席のほかは  
全委員出席の下、審査を行いました。執行当局  
から担当課長及び担当係長が出席しました。

質疑の主なるものとそれに対する答弁につい  
て御報告申し上げます。

歳入、1款村税の収入未済額が対前年度比で  
大幅な増額になった理由はとの質疑に対し、前  
年度比で村税全体の調定額及び収入額が増加、  
徴収率は同率となっている。収入未済額の増額  
理由としては、普通徴収の徴収率が約1%減少  
していることから、所得の急増及び特別徴収か  
ら普通徴収へ移動者の増が要因で、固定資産税

においては、土地の評価替えによる調定増が主  
な要因との答弁。現年課税分の徴収が重要と考  
えるが、今後の徴収方法はとの質疑に対し、コ  
ロナ禍で実施できなかった戸別訪問を今年度か  
ら実施し、財産差押さえも強化していくとの答  
弁。固定資産税の評価替えに対する不満で未払  
いがあると考えが対応はとの質疑に対し、評  
価に納得がいかない所有者には固定資産評価審  
査委員会に申し出ることになるが、現在のところ  
裁判中が1件、ほかに申出はないとの答弁。

1款4項1目1節村たばこ税が、対前年度比  
で1,209万1,759円の増額になった理由はとの質  
疑に対し、村内小売販売業者への売渡本数の増  
が要因で、税率は令和3年度に上がっているた  
め横ばいだが本数が対前年度比で133万3,000本  
の増になったとの答弁。

16款1項3目5節、中城城跡観覧料及び使用  
料の内訳についてとの質疑に対し、観覧料が  
2,439万7,500円、使用料が50万5,500円で合計  
2,490万3,000円（中城2,241万2,700円、北中城  
村249万300円）、観覧者数が9万1,159人、使  
用料に関しては撮影に関する団体が18団体、興  
行で6団体（527人）との答弁。

16款1項5目1節公営墓地使用料で、2万  
6,000円の収入未済額が出ている理由はとの質  
疑に対し、墓建築の際、公営墓地の水道を使用  
するため、1区画につき一律水道使用料1,000  
円を徴収している。本来工事着手の際、水道使  
用料を徴収すべきだが、墳墓地使用許可書と同  
時に納付書を発行したため、一斉に調定を行っ  
た。今年度で墓建築しない場合、調定減を行う  
べきだが行わなかったための収入未済額との答  
弁。金額から見て26件がまだ建築に着手してい  
ないということかとの質疑に対し、使用許可を  
受けたときから5年の建築猶予があり、令和4  
年度中に26件はまだ建築に着手していないとの  
答弁。5年猶予があるがその間の処理はどうな  
るか、また今後の対策はとの質疑に対し、収入

未済額で引き継ぎ工事着手の際に徴収を行って行く。今後は使用許可決定時に納付書は発行せず工事を請け負う業者から使用料を徴収するとの答弁。

19款1項1目1節土地建物貸付収入の収入未済額204万2,170円の内訳はとの質疑に対し、島袋地内1件の平成26年度から令和元年度までの滞納額184万2,170円と令和4年度分20万円との答弁。徴収努力はどのようにしたかとの質疑に対し、1年当たり30万円の滞納があるが、現年分に滞納分を毎月3万円合わせて返済する計画を立てて徴収しているので確実に滞納分は減ってきているとの答弁。

23款3項2目1節、コミュニティバス運賃収入143万3,667円の内訳はとの質疑に対し、ルート拡大前の運行期間4月1日から11月6日までに51万円、ルート拡大後の運行期間11月7日から3月31日に92万3,000円の運賃収入があり、合計143万3,000円。なお、端数の金額については小銭の入れ間違いによるものとの答弁。事業費に比べ採算が合わないと思うが、交付金終了後この事業をどう考えているかとの質疑に対し、コミュニティバスの目的がバスの空白地帯、免許返納等交通弱者の支援となっている。今後は企業広告収入や国の補助金を持ってくる形にしていくとの答弁。

23款3項2目1節、村民体育館土地賃貸料が対前年度比で618万720円増額になった理由はとの質疑に対し、土地賃貸料（相殺分）に本来含むべきであった消費税令和元年度から3年度分が計上されてなかった。消費税を計上した令和4年度分に3年分の消費税463万5,540円を計上したことによる差額との答弁。

23款3項2目1節、DOTEプログラム受講料の内訳はとの質疑に対し、受講者で小学生23人、中学生24人の合計47人。受講料は1回500円の32回分から欠席分を引いた額で49万3,500円。出席率は小学生で69.65%、中学生61.4%

との答弁。事業費も上がっているのと、出席率も低いが今後この事業をどう考えているかとの質疑に対し、事業委託料が為替の関係で上がっているのと、出席率もあまり芳しくないのと、今後検証が必要と考えているとの答弁。

歳出、2款1項1目12節、行政診断調査等支援業務委託料の成果はとの質疑に対し、令和3年度に実施した職員アンケート、業務量調査、補助金調査等を基に職員の現状の仕事量、職員数、忙しさを分析し対応方策の提案、業務量調査による政策貢献度の事務事業評価、補助金評価を実施し業務改善策の提案がされているとの答弁。補助金調査が入っているが根拠はとの質疑に対し、補助金団体が行っている事業が村長の政策に対する貢献度を比較し補助制度の精査に活用するためとの答弁。調査の報告書に基づき次年度の組織編成に活かせるかとの質疑に対し、報告書の中で本村は他市町村に比べて子供に特化した課がないと指摘があり、令和5年度から福祉課にこども園係を新設し、後々はこども課設置に向けて取り組んでいるとの答弁。

2款1項3目11節、振込手数料591万3,864円の件数はとの質疑に対し、令和4年度振込手数料の件数は2万1,737件との答弁。1件当たり金額の差があったかとの質疑に対し、振込方法、振込先、振込金額によって差が生じるが、令和4年度実績は、手数料徴収の導入年であり、振込件数の少なかった令和元年度の実績を基に金額の60%を算定したとの答弁。

2款1項5目12節、ロウワープラザ地区先行取得支援事業委託料の事業進捗はとの質疑に対し、令和4年度末までに1万797平米を取得し、取得率が98.2%、当事業の事業進捗は順調に進んでいる（買取目標面積1万1,000平米）との答弁。

2款1項5目12節、喜舎場住宅地区跡地利用検討業務の成果はとの質疑に対し、過年度まで検討していたフルインターチェンジ化計画の範



圏内での計画実現が困難となった場合を想定し、統合計画の範囲内でのインターチェンジ整備の可能性及び残地部分の活用について検討しているとの答弁。フルインターチェンジ化で地権者に利益になるような考えはあるかとの質疑に対し、フルインターチェンジ化により5ヘクタールの基地返還が見込まれているが、区画整理事業ができないために減歩率が高くなる。それでPPP、PFI事業として企業を入れ、地権者に対してアンケートを取りながら理想の土地づくりを検討していこうと考えているとの答弁。地権者説明会での話はどうなっているかとの質疑に対し、地権者には今の情報を持って説明会を行っている。当初、返還計画が横に広い面積だったのが、実際、案で返ってきたのが役場に沿った縦に小さい面積になったと話しているとの答弁。

2款1項5目17節、シェアサイクル実証事業の実績、管理内容はどの質疑に対し、令和5年3月下旬から村域内7か所にステーションを設置し、実証事業を運用し、実績は令和5年3月18日から7月28日までの約4か月で稼働自転車台数182台、利用回数526回、利用者数263人。管理内容については、県内でシェアサイクルを展開しているプロトソリューションと協定書を締結し、2年間、村で購入した自転車、ステーションを管理することとなっている。また、村内のステーション利用者のデータ収集及び提供を受けているとの答弁。台風6号のときに自転車が置き去りでなぎ倒されているステーションがあったが管理に対して不備はなかったかとの質疑に対し、契約の中でプロトソリューションが台風時に対応し、保険もかけられていて、管理を任せているが、今後はこのようなことがないように徹底したいとの答弁。

2款1項37目24節、一般廃棄物処理施設建設等基金積立金について今後の目標はどの質疑に対し、基金積立目標額は、新クリーンセンター

4億6,700万円、青葉苑解体費用1億7,500万円、積立目標額は6億4,200万円。既積立金が2億700万円あるので、必要積立額は4億3,500万円との答弁。基金の不足が懸念されるが、積立金増額のために青葉苑解体までの間、リース等で収入を得る考えはないかとの質疑に対し、青葉苑がまだ使用が可能との話もあるが、災害廃棄物受け入れ、施設の問題等もあり、今後会議で提案しながら進めていくとの答弁。

2款3項1目18節、マイナンバーカード普及促進事業負担金で458万円予備費充用されているが527万3,621円の不用額が出ている理由はこの質疑に対し、マイナンバーカードの普及促進を目的に村内のマイナンバーカードの既取得者、新規取得者、他市町村からの継続利用者に対して、1人当たり5,000円分の電子商品券（地域通貨）の贈呈を行ったが、当初の事業目標として村人口約40%の7,000件（3,500万円）を見込んだが、実際には7,916件の交付実績が出て不足分を予備費充用した。しかしながら、事業完了後の電子商品券負担金を清算した結果、原資額3,958万円に対し、実際の利用実績額が3,430万6,379円で差額の527万3,621円の不用額となったとの答弁。

3款1項8目12節、相談支援事業委託料の実績はこの質疑に対し、障がい者の相談支援事業に係る委託料826万1,000円で事業内容は、障がい児・者や家族等からの相談に応じ、必要な情報提供及び助言、その他サービスの利用支援等や権利擁護のために必要な援助を行う。令和4年度の実績は、社会福祉法人ハイジ福祉会、沖縄県精神保健福祉会連合会及び一般社団法人人文福祉会へ委託し、相談実績は、障がい児・者実人数168人、1,118件の支援を行っているとの答弁。相談支援体制はどうなっているかとの質疑に対し、村の相談支援員として会計年度任用職員を2名配置し日々の相談支援を行い、週3回は事業委託先から派遣してもらい、難しい案

件のアドバイザー的役割も担っているとの答弁。相談支援所を持つ法人だと思いが何名の派遣となっているかとの質疑に対し、3つの法人が相談支援所を所有し、そこから経験を有するベテランの支援員を各1人の派遣との答弁。相談できていない事案もあると思われるが、今後どう進めていくかとの質疑に対し、上がってきた相談が全てしっかり対応できるような体制を取りたいと考えており、本来なら正規職員で社会福祉士や精神保健福祉士を配置してその職員を中心に会計年度任用職員、派遣相談員をうまくコーディネートして業務を進めたいと思うが、全庁的な職員の数が限られているので福祉課の体制が整っていないとの答弁。

4款2項1目12節、植物資源化ヤード運營業務の実績はとの質疑に対し、令和4年度委託料783万7,500円で実績は草木搬入が893.5トン、戸別回収が105.38トン、合計で998.88トン。青葉苑の1トン当たりの処理量が3万1,000円（令和3年度決算）前後で、仮に青葉苑での処理で換算すると、3,096万5,000円で、費用対効果は十分果たしているとの答弁。搬入にまだ余裕があり、事業決算を見て搬入計画を立て直す予定はあるかとの質疑に対し、できるだけ搬入できるような計画があるが、持ち込めない草の問題や木の持込60センチ以内のルールがある。今後は持ち込めない草の分析も含めて、搬入実績が上げられるよう自治会長会で話して対策を考えていくとの答弁。

7款3項1目12節、令和4年度大規模盛土造成地変動予測調査業務の成果はとの質疑に対し、業務は予定どおり完了し、その結果は県に報告済み。なお、県道85号線（沖縄循環線）整備で設置された、道路北側、中部徳洲会病院側に高い擁壁があり、水の染み出しが見られることから、当面監視が必要。今後の監視に当たっては、県道管理者の中部土木事務所とも調整の上、取り組むとの答弁。

7款3項1目18節、北中城村景観形成助成金の実績はとの質疑に対し、令和4年度の実績は、2件、79万4,200円。内訳として、赤瓦屋根1件75万円、石垣1件4万4,200円との答弁。周知方法をどのように行っているか、また助成の範囲はあるかとの質疑に対し、村ホームページで周知を行っている。助成対象地域は荻道、大城地域になっているとの答弁。

7款3項2目18節、無電柱化を推進する市区町村長の会負担金について本村の状況はとの質疑に対し、村内においては、ライカム地区で土地区画整理事業に合わせて管路を布設し、今後、電線事業者との協議を整え、適宜電線の地中化を進める。また、国道330号においても国道管理者が主体となり電線地中化が図られているとの答弁。管路布設し設備ができていのに早めにやらない理由はとの質疑に対し、電線事業者との費用分担を調整した上で地中化へ切り替えていくが、調整ができていないとの答弁。調整ができていないのは金額の問題かとの質疑に対し、国道330号の部分を優先していたのと、他の作業をしながらの調整で進んでいない。切替の予算に関しても1か所当たり数十万円、負担は事業者と村で折半となるため高額な予算を確保しなければならないとの答弁。

9款1項2目18節、検定受験料補助金の実績はとの質疑に対し、検定受験料補助金72万4,500円の実績は、漢字検定について北中城小学校249人、島袋小学校130人、北中城中学校59人、数学検定については北中城中学校39人、英語検定については北中城中学校119人との答弁。補助は全額か、回数、周知方法はとの質疑に対し、半額補助でそれぞれの検定につき年一回、周知方法は学校のほうから検定の案内を出しているとの答弁。

9款、小・中学校費の消耗品費で生理用品購入の実績はとの質疑に対し、生理用品及び失敬してしまった場合の着替え用体育着・シューズ

などを購入し、北中城小学校 2 万 8,274 円、島袋小学校 2 万 9,821 円、中学校 11 万 8,900 円の支出との答弁。北中城小学校の児童生徒が大幅に多いが金額で島袋小学校が上回っている理由はとの質疑に対し、両校とも 3 年生から配布で同じ条件であるが、配置場所、配置個数の違いもあり実績でその数字が上がったとの答弁。今後とも生理用品の枠で予算措置されるのかとの質疑に対し、令和 4 年度は予算取りのために各学校生理用品枠の中で措置したが、令和 5 年度からは消耗品費の全体枠での措置で、足りなくなれば補正での措置になるとの答弁。

9 款 2 項 1 目 13 節、AED 賃借料が対前年度比で 7 万 9,200 円増額になっている理由はとの質疑に対し、学校施設が機械警備となり休校日等に校舎が閉まっている際に、体育館を一般開放している場合の緊急時に備え、各学校体育館へ新たに AED を設置したとの答弁。

以上で質疑を終結いたしまして、討論、採決の結果、本委員会は全会一致で原案を認定すべきものと決定いたしました。

**○議長（比嘉義彦）**

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（比嘉義彦）**

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（比嘉義彦）**

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第 1 号 令和 4 年度北中城村一般会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は認定するものがあります。

認定第 1 号 令和 4 年度北中城村一般会計歳入歳出決算の認定については、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は御起立お願いします。

（賛成者起立）

**○議長（比嘉義彦）**

起立全員です。認定第 1 号 令和 4 年度北中城村一般会計歳入歳出決算の認定については認定するものと決定しました。

**日程第 2. 認定第 2 号 令和 4 年度北中城村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について**

**○議長（比嘉義彦）**

日程第 2. 認定第 2 号 令和 4 年度北中城村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。

総務厚生常任委員長。

**○総務厚生常任委員長（比嘉義弘議員）**

認定第 2 号 令和 4 年度北中城村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について。

令和 5 年 9 月 11 日、本委員会に付託されました認定第 2 号 令和 4 年度北中城村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、本委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会においては、9 月 12 日、20 日、25 日に全委員出席の下、審査を行いました。執行当局から担当課長及び担当係長が出席しました。

質疑の主なるものとそれに対する答弁について御報告いたします。

歳入、1 款 1 項 1 目、一般被保険者国民健康保険税現年課税分の収入未済額が大幅に増加している理由はとの質疑に対し、収入未済額につ

いては、その母数となる調定額の増減に比例して増減する傾向があり、令和4年度の一般被保険者国民健康保険税現年課税分の調定額については4億1,047万4,800円で対前年度比で1,600万9,900円の増となっている。これは過去5年と比較しても最も高額となっており、調定額の増が主な要因となっている。収入未済額が増えているのと同様に収入済額についても1,175万3,100円の増となっているとの答弁。前年より徴収ができていないという要因もあるかとの質疑に対し、調定額は増えているが徴収率については例年並みとの答弁。収入未済分の今後の対応はとの質疑に対し、督促状の送付、窓口での納税相談、夜間訪問徴収等をさらに努力し、滞納整理として預金差押えにも着手していくとの答弁。

6款1項1目保険給付費等交付金が、対前年度比で9,364万1,709円減額になっている理由はとの質疑に対し、普通交付金9,125万2,709円、特別交付金238万9,000円の減で、普通交付金については、令和3年度の県が推計した医療費額が実績より過大に交付されたため、超過分の返還額が生じた。特別交付金については、主に特別調整交付金の減によるものとの答弁。

歳出、6款1項2目12節、特定健康診査等検診委託料の実績はとの質疑に対し、令和4年度委託料の実績は受診者数1,257人、944万292円。令和3年度は1,260人、対前年度比で3人減。執行残の235万9,000円については、令和4年度3月の見込人数を前年度実績の約231人としたが、実績は124人だったためとの答弁。委託料の算定方法はどうかとの質疑に対し、1人当たり7,271円で算定しているとの答弁。対象者の人数と受診率はどうかとの質疑に対して、対象者2,903人に対して受診者1,257人、受診率43.3%との答弁。受診率が低い周知方法はどのように行っているか、また、目標の数値はあるかとの質疑に対し、はがき、

チラシ、ホームページ、広報紙への掲載を行っている。村の受診率目標値としては45%との答弁。

9款1項3目22節、税過誤納金還付金の詳細内容はとの質疑に対し、税過誤納金還付金の詳細内容は、社保加入16件(43万3,200円)、所得更正15件83万200円、特定世帯該当12件12万8,700円、軽減変更適用6件14万500円、死亡5件2万5,400円、重複納付5件2万9,300円、世帯異動3件4万6,000円、転出2件3万2,200円、生活保護決定2件1万500円との答弁。前年度に比べて大幅に金額が減少している原因はとの質疑に対し、令和3年度にオンラインによる重複納付チェックができるようになり、遡って発覚した分も含めて、その年は多額の還付金が発生したとの答弁。

以上で質疑を終結いたしまして、討論、採決の結果、本委員会は全会一致で原案を認定すべきものと決定いたしました。

#### ○議長(比嘉義彦)

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

#### ○議長(比嘉義彦)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

#### ○議長(比嘉義彦)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第2号 令和4年度北中城村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は認定するものがあります。

認定第2号 令和4年度北中城村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は御起立をお願いします。

(賛成者起立)

**○議長（比嘉義彦）**

起立全員です。認定第2号 令和4年度北中城村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定については認定するものと決定しました。

**日程第3. 認定第3号 令和4年度北中城村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について**

**○議長（比嘉義彦）**

日程第3. 認定第3号 令和4年度北中城村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。

総務厚生常任委員長。

**○総務厚生常任委員長（比嘉義弘議員）**

認定第3号 令和4年度北中城村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について。

令和5年9月11日、本委員会に付託されました認定第3号 令和4年度北中城村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、本委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会においては、9月12日、20日、25日に全委員出席の下、審査を行いました。執行当局から担当課長及び担当係長が出席しました。

質疑の主なるものとそれに対する答弁について御報告いたします。

歳入、1款1項2目、普通徴収保険料の収入未済額が対前年度比で61万5,266円の大幅増になっている理由はとの質疑に対し、収入未済額は、その母数となる調定額の増減に比例して増減する傾向がある。令和4年度の普通徴収保険

料調定額は1億2,460万1,905円で対前年度比1,333万3,688円の増となっている。過去5年間で最も高い調定額でそれが主な原因となっているとの答弁。

歳出、3款1項1目22節、過誤納金還付金の詳細内容はとの質疑に対し、死亡30件21万5,513円、本算定による変更9件11万7,095円、転出1件3万600円、生活保護決定1件1,211円との答弁。国保の還付金のようにオンラインチェックの影響を受けているかとの質疑に対し、後期高齢会計に関しては、ほぼ社保加入がないので影響は受けていないとの答弁。

以上で質疑を終結いたしまして、討論、採決の結果、本委員会は全会一致で原案を認定すべきものと決定いたしました。

**○議長（比嘉義彦）**

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**○議長（比嘉義彦）**

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**○議長（比嘉義彦）**

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第3号 令和4年度北中城村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は認定するものがあります。

認定第3号 令和4年度北中城村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は御起立をお願いします。

(賛成者起立)

○議長（比嘉義彦）

起立全員です。認定第3号 令和4年度北中城村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については認定するものと決定しました。

日程第4. 認定第4号 令和4年度北中城村水道事業会計決算の認定について

○議長（比嘉義彦）

日程第4. 認定第4号 令和4年度北中城村水道事業会計決算の認定についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。

建設文教常任委員長。

○建設文教常任委員長（大城律也議員）

認定第4号 令和4年度北中城村水道事業会計決算の認定について。

令和5年9月11日、本委員会に付託されました認定第4号 令和4年度北中城村水道事業会計決算の認定について、本委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会においては、9月11日、20日、25日に全委員出席の下、審査を行いました。執行当局から担当課長及び担当係長が出席しました。

質疑の主なるものと、それに対する答弁について御報告いたします。

収入、1款1項1目1節水道料金の不納欠損額と未収金額の詳細はとの質疑に対し、令和4年度の不納欠損額は12万7,632円。令和4年度決算時における未収金合計額は4,467万4,115円となっている。これは平成29年4月から未収金及び令和5年3月分水道料金調定額3,718万8,967円等も含まれているとの答弁。未収金の状況についてはとの質疑に対し、過去5年間の未収金額であるが未納分については納付書の再発行などしている。不納欠損分については住所移転など訪ねた場所にはないことがほとんどで

ある状況との答弁。

1款1項1目1節水道料金が、対前年度比、民間が871万3,817円減額、基地が79万1,112円増額となった理由はとの質疑に対し、民間が871万3,817円減額になったのは、物価高騰に対する生活支援として、水道基本料金を2か月間免除したこと、家事用については水道量が減少したことによるもの。基地の増額については、村単独給水の基地給水である司令部区域の増加によるものとの答弁。水道基本料金の2か月免除した分の国から補填はないかとの質疑に対し、営業外収益として補填しているとの答弁。

1款1項1目3節、基地給水事務負担金が対前年度比54万3,915円減額となった理由はとの質疑に対し、瑞慶覧基地の北谷グスク周辺が一部返還されたため北谷町の面積案分率が減少し、北谷町からの事務負担金が減額したことによるものとの答弁。

1款2項1目1節、定期預金利息2,400円の定期預金先はとの質疑に対し、定期預金の貯金先は、沖縄県農業協同組合、琉球銀行、沖縄銀行、沖縄海邦銀行、コザ信用金庫、沖縄県労働金庫の6行で、それぞれ1,000万円の1年定期として貯金しているとの答弁。

支出、1款1項2目4節、水質検査業務において、PFAS（ピーファス）の対応はどのようにしているのかとの質疑に対し、令和4年度から、7月と1月の年2回、PFOS、PFOA、PFHxSの検査を7か所の配水系（瑞慶覧配水系、島袋配水系、基地配水系、安谷屋配水系、喜舎場・仲順配水系、大城配水系、熱田配水系）の末端部において、実施しているとの答弁。各配水系でどれくらいの数値結果が出ているかとの質疑に対し、1ナノグラム以下未満ということになっているとの答弁。外国では0.004ナノグラム以下に抑えるという話も出ている中で、PFOS、PFOAに関する問題が全国的なものになっているが、国の動向はどう

なっているかとの質疑に対し、年内もしくは年度内に何らかの方針、水質基準が国から提示されるのではと聞いているとの答弁。

1 款 1 項 2 目 4 節、予算書では委託料に減圧弁・水位調整弁・緊急遮断弁点検業務 31 万 9,000 円が計上されているが、決算で執行されていない理由はとの質疑に対し、減圧弁・水位調整弁・緊急遮断弁点検業務については、通常の自前による点検において異常が確認されなかったため執行していない。なお、これらの点検については、義務ではないが厚労省のガイドラインでは 5 年から 10 年程度で、精密点検をすることが目安となっているとの答弁。

1 款 1 項 3 目 19 節、当初では委託料に無線保守業務 19 万 8,000 円が計上されているが、決算で執行されていない理由はとの質疑に対し、令和 3 年度において、総務課管理となる防災行政無線のデジタル化の整備に伴い、令和 4 年 3 月に無線設備を撤去してあるが、令和 4 年度予算編成時においては、撤去時期が不明のため予算計上していたため執行残となったとの答弁。令和 3 年度内で無線設備が使えなくなるのになぜ令和 4 年度に予算を計上したかとの質疑に対し、実際には、撤去業務として計上すべきものを無線保守業務として計上したためとの答弁。

1 款 1 項 3 目 20 節手数料、コンビニ収納手数料と水道料金自動振替等手数料の件数と 1 件当たりの手数料金額はとの質疑に対し、コンビニ収納手数料 2 万 3,535 件、1 件当たりの手数料金額は 50 円となっている。水道料金自動振替等手数料のうち口座振替手数料は 4 万 5,797 件、1 件当たりの手数料金額は 5 円及び 10 円となっており、窓口収納手数料は 2,880 件、1 件当たりの手数料金額は 15 円となっているとの答弁。口座振替の手数料がコンビニ収納手数料よりも 10 分の 1 も安いので周知すべきと考えるがどうかとの質疑に対し、窓口で対応した方々には口座振替への切替えの案内はしているとの答弁。

以上で質疑を終結いたしまして、討論、採決の結果、本委員会は全会一致で原案を認定すべきものと決定いたしました。

○議長（比嘉義彦）

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第 4 号 令和 4 年度北中城村水道事業会計決算の認定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は認定するものがあります。

認定第 4 号 令和 4 年度北中城村水道事業会計決算の認定については、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は御起立お願いします。

（賛成者起立）

○議長（比嘉義彦）

起立全員です。認定第 4 号 令和 4 年度北中城村水道事業会計決算の認定については認定するものと決定しました。

日程第 5. 認定第 5 号 令和 4 年度北中城村  
下水道事業会計決算の認定について

○議長（比嘉義彦）

日程第 5. 認定第 5 号 令和 4 年度北中城村下水道事業会計決算の認定についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。

建設文教常任委員長。

**○建設文教常任委員長（大城律也議員）**

認定第5号 令和4年度北中城村下水道事業会計決算の認定について。

令和5年9月11日、本委員会に付託されました認定第5号 令和4年度北中城村下水道事業会計決算の認定について、本委員会における審査の経過について御報告申し上げます。

本委員会においては、9月11日、20日、25日に全委員出席の下、審査を行いました。執行当局から担当課長及び担当係長が出席しました。

質疑の主なるものと、それに対する答弁について御報告いたします。

収入、1款1項1目1節下水道料金の不納欠損及び未収金はあるのかとの質疑に対し、令和4年度の不納欠損は1万75円となっている。令和4年度決算時における未収金合計額は2,147万9,158円となっている。これは、平成29年4月からの未収金及び令和5年2月分と3月分の下水道料金調定額1,736万7,886円等も含まれているとの答弁。

1款1項3目1節、指定工事店指定申請等の申請件数と1件当たりの金額は。また村内と村外指定で差異があるのかとの質疑に対し、申請件数については、新規申請14件のうち村内1件で1件当たり1万1,000円となっている。継続申請については5年ごとに行っている。なお、現在、村内指定工事店数は5件となっているとの答弁。

支出、1款1項1目5節、普天間川水質調査業務の目的と成果はどの質疑に対し、令和5年度から地方創生汚水処理施設整備推進交付金の採択に向けて、県との協議により普天間川の水質調査が必要となったためである。成果については、河川基準のBOD（生物化学的酸素要求量）値が8.2ミリグラムパーリットルとなり日常生活に不快を感じない指標8.0ミリグラムパ

ーリットル以下を若干超えているとの答弁。今回の水質調査の結果に基づいて、どのような事業を想定して交付金を申請するのかとの質疑に対し、地方創生汚水処理施設整備推進交付金は下水道整備と合併浄化槽の整備のための交付金で、そこで未普及地域周辺の河川等の水質状態を調査することで、下水道整備と合併浄化槽等の整備をするための判断基準が得られる。そのための調査となるとの答弁。

1款1項2目5節、下水道接続補助金が対前年度比140万円減額となっている理由はどの質疑に対し、下水道接続補助金については、申請実績によるもので3年度36件、4年度21件によるものである。なお、減額分については、公共下水道島袋汚水枝線工事（第31工区）に充当して実施しているとの答弁。下水道接続補助金の周知についてどの質疑に対し、普及促進指導員による戸別訪問やポスティングなどを行い、広報紙でも案内しているとの答弁。

1款1項4目19節手数料14万6,040円の内容はどの質疑に対し、J Aデーター伝送サービスによる口座振り込み手数料4万7,040円と村内幹線水路水質分析による手数料9万9,000円となっているとの答弁。

以上で質疑を終結いたしまして、討論、採決の結果、本委員会は全会一致で原案を認定すべきものと決定いたしました。

**○議長（比嘉義彦）**

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（比嘉義彦）**

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（比嘉義彦）**



討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第5号 令和4年度北中城村下水道事業会計決算の認定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は認定するものであります。

認定第5号 令和4年度北中城村下水道事業会計決算の認定については、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は御起立をお願いします。

(賛成者起立)

○議長(比嘉義彦)

起立全員です。認定第5号 令和4年度北中城村下水道事業会計決算の認定については認定するものと決定しました。

#### 日程第6. 議案第38号 令和4年度北中城村下水道事業剰余金処分について

○議長(比嘉義彦)

日程第6. 議案第38号 令和4年度北中城村下水道事業剰余金処分についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。

建設文教常任委員長。

○建設文教常任委員長(大城律也議員)

議案第38号 令和4年度北中城村下水道事業剰余金処分について。

令和5年9月11日、本委員会に付託されました議案第38号 令和4年度北中城村下水道事業剰余金処分について、本委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会においては、9月11日、20日、25日に全員出席の下、審査を行いました。執行当局から担当課長及び担当係長が出席しました。

質疑の主なるものと、それに対する答弁について御報告いたします。

建設改良積立金の積立を5,500万円積立てし

ているが、目標額の設定はあるのかとの質疑に対し、水道施設の老朽化等による施設更新や次年度予定している配水池の耐震化に備えて5,500万円を建設改良積立金としていますが、目標額については特に設定していないとの答弁。

以上で質疑を終結いたしまして、討論、採決の結果、本委員会は全会一致で原案を可決すべきものと決定いたしました。

○議長(比嘉義彦)

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(比嘉義彦)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(比嘉義彦)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第38号 令和4年度北中城村下水道事業剰余金処分についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は原案のとおり可決です。

議案第38号 令和4年度北中城村下水道事業剰余金処分については、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は御起立をお願いします。

(賛成者起立)

○議長(比嘉義彦)

起立全員です。議案第38号 令和4年度北中城村下水道事業剰余金処分については原案のとおり可決するものと決定しました。

#### 日程第7. 議案第39号 令和4年度北中城村下水道事業剰余金処分について

○議長（比嘉義彦）

日程第7．議案第39号 令和4年度北中城村下水道事業剰余金処分についてを議題とします。  
本案について委員長の報告を求めます。  
建設文教常任委員長。

○建設文教常任委員長（大城律也議員）

議案第39号 令和4年度北中城村下水道事業剰余金処分について。

令和5年9月11日、本委員会に付託されました議案第39号 令和4年度北中城村下水道事業剰余金処分について、本委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会においては、9月11日、20日、25日に全員出席の下、審査を行いました。執行当局から担当課長及び担当係長が出席しました。

質疑の主なるものと、それに対する答弁について御報告いたします。

建設改良積立金の積立を3,427万8,943円積立しているが、目標額の設定はあるのかとの質疑に対し、未普及地域の整備促進を図るため令和5年度から令和9年度において、地方創生汚水処理施設整備推進交付金を活用して、事業を拡大するため、現時点においては、目標額の設定はしていないとの答弁。

以上で質疑を終結いたしまして、討論、採決の結果、本委員会は全会一致で原案を可決すべきものと決定いたしました。

○議長（比嘉義彦）

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第39号 令和4年度北中城村下水道事業剰余金処分についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は原案のとおり可決です。

議案第39号 令和4年度北中城村下水道事業剰余金処分については、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は御起立お願いします。

（賛成者起立）

○議長（比嘉義彦）

起立全員です。議案第39号 令和4年度北中城村下水道事業剰余金処分については原案のとおり可決するものと決定しました。

日程第8．議案第40号 令和5年度北中城村一般会計補正予算（第5号）について

○議長（比嘉義彦）

日程第8．議案第40号 令和5年度北中城村一般会計補正予算（第5号）についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長（比嘉孝則）

では、議案第40号 令和5年度北中城村一般会計補正予算（第5号）について御説明申し上げます。

議案第40号

令和5年度北中城村一般会計補正予算（第5号）について

令和5年度北中城村の一般会計補正予算（第5号）を別紙のとおり提出し、議会の議決を求めます。

令和5年9月26日 提出  
北中城村長 比嘉孝則

令和5年度北中城村一般会計補正予算（第5号）

令和5年度北中城村の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,438,622千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
21 繰入金		635,341	1,000	636,341
	2 基金繰入金	634,000	1,000	635,000
歳入合計		9,437,622	1,000	9,438,622

歳出

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		1,871,785	1,000	1,872,785
	1 総務管理費	1,698,462	1,000	1,699,462
歳出合計		9,437,622	1,000	9,438,622

内容につきましては、事項別明細でいきますと、5ページ、歳入、21款繰入金、2項基金繰入金、3目財政調整基金繰入金、1節財政調整

基金繰入金ということで100万円の繰入金を措置しております。

歳出のほうでは2款総務費、1項総務管理費、

7目平和費、25節寄附金でハワイ州マウイ島大規模火災支援金ということで100万円を措置しております。

以上でございます。

**○議長（比嘉義彦）**

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

上間堅治議員。

**○9番（上間堅治議員）**

ハワイの大火事のために財政調整基金から支出して今回寄附ということになりました。私も当初8月の後半当たり、世間が寄附金をしっかり集めて送ろうということ盛んに言い出して、メディアでもいろいろ報道されていました。そのときに私総務課に確認したところ、北中城はやらないと。やらない代わりに各公民館に募金箱を置いてそれで寄附ということでやるということで、非常に残念、がっかりしました覚えがあります。

今回、またこの議会の中で、各議員が一般質問でいろいろ質問をされた中で検討されて、今回ということになりましたけれども、もう少し早めにやっていただけないかなとか。村長に近い議員もいっぱいいらっしゃいますし、その辺調整しながらしっかり早めにやっていただければ、沖縄県、ましてや北中城村、特別な関わり合いがハワイとはあると思います。その辺も含めてやっていただきたかったなというふうに思っています。

それとはまた別に質疑ですけれども、村は単独で100万円を出して、自治会からの募金箱等もやる。ほかにやるという手だて、広く募金箱になると小銭等、そんなに大きい金額ではないと思うんですよ。村民からしたら、先ほど言っているようにハワイにゆかりがあるということで、村からしっかり寄附金を経由して、北中城村からという形で高額な寄附というのもあり得ると思うんですよ。その場合、村もそういった

形で協力して、村が窓口になってこの100万円と一緒に持っていくという考えがあるのか。それはやらないで村だけ単独、それとこの集めた金額でやるというのか、その辺はどう考えているのかお聞かせください。

**○議長（比嘉義彦）**

総務課長。

**○総務課長（喜納克彦）**

まず、答弁に入る前に、今上間議員がおっしゃっていた最初のほうですね、北中城村はその100万円についてやらないということを総務課が言っていたということなんですが、現時点、私そう言った記憶はございません。その時期です、やらないではなくて金額がまだ確定していなくて今取り組むべきではない。役場で職員にも募金を呼びかけるし、自治会にも呼びかける。それと併せて今後周りを見ながら検討していくというふうな回答だったと思います。決してやらないと言ったことはございません。

寄附先ですが、100万円に関しては、今中城村、西原町と合わせてやっというかなと考えています。並行して自治会から集めた募金、職員から徴収した募金、また今回北中城村まつりで募金の呼びかけを行って、それも合わせてハワイ協会のほうに寄附しようと考えてございます。

以上です。

**○議長（比嘉義彦）**

村長。

**○村長（比嘉孝則）**

この支援金につきましては、当初、8月8日に起きまして、その二、三日後に私は中部市町村会の事務局のほうに中部市町村会でも取り組むべきじゃないかと。ただ、それは市町村自身に任せるということが出てきましたので、我々村独自で。ただそれぞれの金額に大変な差額が生じますと、またそれぞれの市町村も難しい寄附金の設定になりますので、ある意味では統一

した金額でいいんじゃないかということで100万円とした経緯がございます。

**○議長（比嘉義彦）**

村長、今、100万円は村からとしての見舞金、それで各自治会に募金箱を設置しての募金を募るといふことでもありますよね。しかし、今上間堅治議員の質疑の中では、村が窓口になって村民から見舞金をさらに集めて、公民館ではなくて、募金というのは小さい金額しか入ってこないから村が窓口になって、それも含めて見舞金を送る考えはないのかという質疑です。これに答えてください。

**○議長（比嘉義彦）**

総務課長。

**○総務課長（喜納克彦）**

今、広報を通してたしか募金の呼びかけをしてございます。ただ、これをここに持ってきてください。ここが指定した口座ではなく、県が指定した口座をアナウンスさせていただいております。個別にそういった募金の申出があれば、こちらのほうに来ていただいている事例もあります。それも合わせて、職員から集めた募金、自治会から集めた募金も一緒に寄附先に募金をしていこうかなと考えています。

以上です。

**○議長（比嘉義彦）**

上間堅治議員。

**○9番（上間堅治議員）**

私の質疑というか、苦言というか、その対応で答えているんですけども、この辺は私電話で言った言わないかという形での話になるので、ちょっとこの辺はあまり議論はしたくないんですけども、私のイメージからするとできるだけ早めにやっていただきたいなというふうに、何か議会からせつつかれてやっているようなイメージがとてもあるということを強く申し上げたいということだけです。その辺も含めてできる、先ほど言ったように村民からも相談が

あればやるということなので、その辺もしっかりやって北中城村から多くの募金が集まって、しっかり県人会なりその辺の村人会、あるか分からないですけども、その辺に通していくという形をしっかりやっていただければいいなというふうに思っています。

私からは以上です。

**○議長（比嘉義彦）**

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（比嘉義彦）**

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は、会議規則第39条第3項の規定によって省略することにしたいと思っております。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（比嘉義彦）**

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（比嘉義彦）**

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第40号 令和5年度北中城村一般会計補正予算（第5号）についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（比嘉義彦）**

異議なしと認めます。議案第40号 令和5年度北中城村一般会計補正予算（第5号）については原案のとおり可決されました。

**日程第 9. 陳情第 5－7号 地元産品奨励及び地元企業優先使用について（要請）**

**○議長（比嘉義彦）**

日程第 9. 陳情第 5－7号 地元産品奨励及び地元企業優先使用について（要請）を議題とします。

お諮りします。ただいま議題になっている陳情第 5－7号 地元産品奨励及び地元企業優先使用について（要請）は、会議規則第39条第 3項の規定により委員会への付託を省略することにしたと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（比嘉義彦）**

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（比嘉義彦）**

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから陳情第 5－7号 地元産品奨励及び地元企業優先使用について（要請）を採決します。

お諮りします。陳情第 5－7号 地元産品奨励及び地元企業優先使用について（要請）は、採択することに御異議ありませんか

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（比嘉義彦）**

異議なしと認めます。陳情第 5－7号 地元産品奨励及び地元企業優先使用について（要請）は採択されました。

**日程第 10. 陳情第 5－8号 県産品の優先使用について（要請）**

**○議長（比嘉義彦）**

日程第10. 陳情第 5－8号 県産品の優先使用について（要請）を議題とします。

お諮りします。ただいま議題になっている陳情第 5－8号 県産品の優先使用について（要請）は、会議規則第39条第 3項の規定により委員会への付託を省略することにしたと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（比嘉義彦）**

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（比嘉義彦）**

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから陳情第 5－8号 県産品の優先使用について（要請）を採決します。

お諮りします。陳情第 5－8号 県産品の優先使用について（要請）は、採択することに御異議ありませんか

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（比嘉義彦）**

異議なしと認めます。陳情第 5－8号 県産品の優先使用について（要請）は採択されました。

**日程第 11. 閉会中の継続審査の申し出**

**○議長（比嘉義彦）**

日程第11. 閉会中の継続審査の申し出の件を議題とします。

総務厚生常任委員会委員長から陳情第 5－9号 健康保険証の存続を求める陳情については、会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りした申出のとおり、閉会中の継続審査の申出

があります。

お諮りします。委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(比嘉義彦)

異議なしと認めます。したがって委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

お諮りします。本定例会における議決事件の字句及び数字、その他の整理に要するものは、会議規則第45条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(比嘉義彦)

異議なしと認めます。本定例会における議決事件の字句及び数字、その他の整理に要するものは議長に委任することに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日をもって議会は閉会となりますが、議員各位、そして執行部の皆様には長い会期中、熱心な御審議をいただき、議長として心から感謝を申し上げます。

以上をもって本日の会議を閉じます。

これをもって、令和5年第6回北中城村議会議定例会を閉会します。御苦労さまでした。

午前11時27分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

北中城村議会

議長 比 嘉 義 彦

署名議員 比 嘉 正 志

署名議員 平 安 山 和 美